

14.4

14.4-1004



1200501209655

04

×
複写



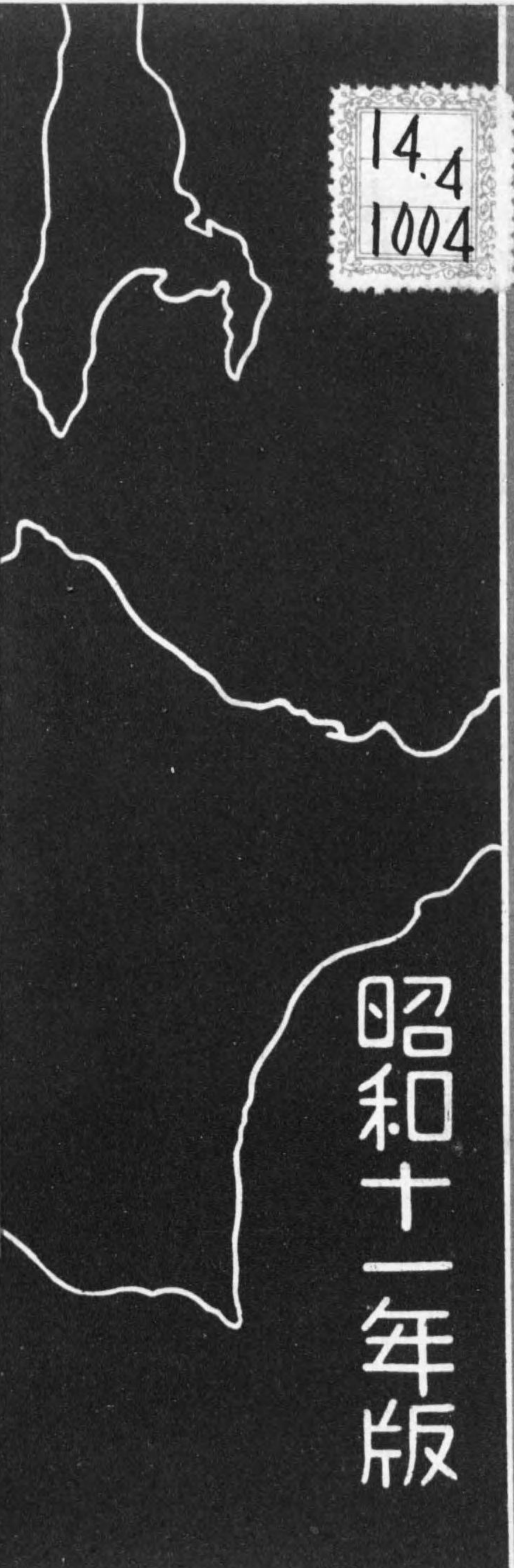
始



14.4
1004

昭和十一年版

北海道樺太年鑑



28
1004

定期航路

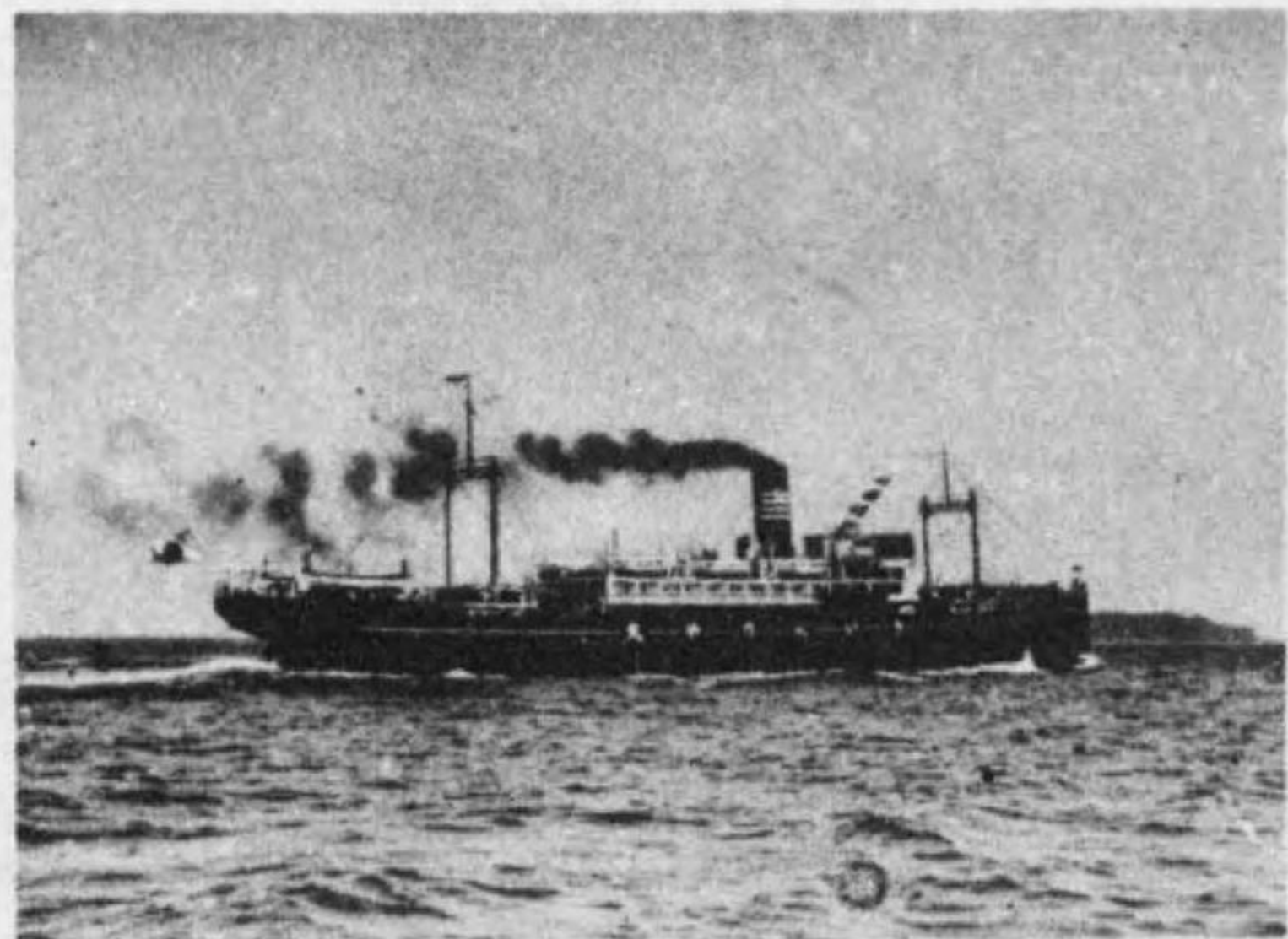
北日本汽船株式會社	定期航路	◎日滿連絡航路「敦賀北鮮線」 滿州丸 每月三回 一ノ日敦賀發 六ノ日清津發
		◎日滿歐亞連絡航路「敦賀北鮮浦鹽線」 さいべりや丸 每月三回 六ノ日敦賀發 一ノ日清津發
		◎船車連絡航路「小樽惠須取線」 新高丸 每月五回 一、七、一三、一九、二五、三一日 小樽發
		◎小樽知取敷香線 間草丸 每水曜日 小樽發
		◎青森室蘭連絡線 三國丸、豐原丸 每水曜日 兩地發
		◎稚内本斗連絡 鈴谷丸 每水曜日 兩地發
		◎函館安別線 海和丸、宗像丸 每水曜日 兩地發
		◎函館能登線 天佑丸 每水曜日 兩地發
		◎伏木敷香線 愛徳丸、交通丸、榮福丸(臨時) 月三回
		◎伏木惠須取線 福州丸、能登呂丸、眞岡丸 月四回
		◎大阪小樽樺太線 南京丸、羽後丸、海福丸 月六回
		◎名古屋小樽樺太線 神壽丸、朝鮮丸、安南丸、青龍丸、豐碯丸、越前丸 月五回
		◎雄基惠須取線 温州丸、紅海丸 月二回
		◎印客船航路(案内書送呈)



北日本汽船株式會社

小樽市南濱町

日 本 海 女 王
い べ り や 丸



日滿歐亞連絡船「さいべりや丸」(年十)春今は丸やいべりな船華豪たしーユビデてしと王女の海本日新り代

所有船舶 二七隻

噸數 六九、二〇〇噸

◎圓千八萬八拾九百九千四億壹金本資◎



地在所場工

王子工場 東京市王子區王子町
十條工場 東京市王子區十條町
龜戶工場 東京市東區龜戶町
千住工場 東京市荒川區南千住町
江戸川工場 東京市江川區東篠崎町
富士第一工場 静岡県富士郡鷹岡町
富士第二工場 静岡県富士郡富士根村
富士第三工場 静岡県富士郡富士村
芝川工場 静岡県富士郡芝富村

岩淵工場 静岡県庵原郡富士川町
名古屋工場 名古屋市中區船見町
中津工場 岐阜縣惠那郡中津町
伏木工場 富山縣射水郡伏木町
京都工場 京都市右京區梅津大繩場町
都島工場 京都市北區善源寺町
淀川工場 大阪市東區長柄濱通
神崎工場 兵庫縣川邊郡小田村
熊野工場 和歌山縣新宮市新宮

本社 東京市王子區王子町

王子製紙株式會社

營業所 東京市麴町區有樂町一丁目十番地

三信ビルディング内

地在所場工

小倉工場 福岡縣小倉市篠崎
八代工場 熊本縣八代郡太田鄉村
坂本工場 熊本縣八代郡上松求麻村
苫小牧工場 北海道勇拂郡苫小牧町
江別工場 北海道札幌郡江別町
釧路工場 北海道釧路郡鳥取村
大泊工場 樺太道大泊郡大泊町
豐原工場 樺太道豐原郡豐原町

落合工場 樺太道榮濱郡落合町
知取工場 樺太道元泊郡知取町
眞岡工場 樺太道眞岡郡眞岡町
野田工場 樺太道野田郡野田町
泊居工場 樺太道泊居郡泊居町
惠須取工場 樺太道好郡惠須取町
朝鮮工場 朝鮮新義州府麻田洞

特 北 海 道 亞 麻 製 品

創 業 明治十九年
原 料 明治初年亞麻種子輸
入セラレ初メテ栽培セラレ
タルモノニシテ當社創業ト
共ニ急激ニ増加シ現在北海
全道ニ約一萬五千町歩ノ耕
作面積ヲ有ス

主ナル製品

麻糸類—麻布用糸・蚊帳糸・飛行
機縫糸・セール糸・レッキ糸・
ミシン縫糸・漁網・漁網用糸・
レース糸・ボタン糸・行李糸・
壘糸・壘床縫連續糸・綜統糸・
括糸・其他
織物類—麻帆布(ズツク)・ダツク・
消防用ホース・飛行機翼布・服
地・洋服窓地・其他
土産品類—食卓用テーブルクロ
ス・ナブキン・タオル・シーツ・
フキン類・應接用テーブル掛・
テーブルセンター・ワイシャツ
及生地・洋服地・ハンカチーフ・
手藝用生地・其他

札幌市北七條東一丁目

★ 帝國製麻株式會社

札幌支店

電話一〇三番 一、一三〇番
振替口座小樽七三四〇番

昭和十一年版

北海道樺太年鑑

小樽新聞社編



昭和十一年(閏丙子) 略曆

(明治三十六年九月)

Calendar table for 1936 (昭和十一年) showing months, days, and various festivals. Includes columns for '舊' (Old) and '新' (New) dates, and a '節 雜 と 節 四 廿' section at the bottom.

皇紀二千五百九十六年

西曆一九三六年 中華民國二十五年

滿洲帝國 康德三年

14.4-1004

皇室・宮廷

Table-Of-Contents for '皇室・宮廷' section, listing items like '大日本帝國皇室' and '皇族' with page numbers.

目次

Table-Of-Contents for '北海道' section, listing items like '文鎮を御下賜' and '高松宮御寄港' with page numbers.

北海道

Table-Of-Contents for '地勢' section, listing items like '全國的の生産順位' and '新版圖武富島' with page numbers.

Table-Of-Contents for '土' section, listing items like '氣象觀測規程改正' and '各地の氣象觀測所' with page numbers.

目次

三

來住及び住往 七〇
 在留の外國人 六六
拓殖 七一
 拓計の再檢討 七一
 拓殖事業概況 七二
 十年度の豫算 七三
 調査委員官制 七六
 調査委員任命 七六
 準備委員規程 七九
 準備委員決定 七九
 佐上長官挨拶 八〇
 改訂調査要項 八三
 拓殖の實習場 八六
行政 八七
 地方自治行政 八七
 色丹へ道會法施行 八七
 市郡部の發達 八七
 市町村制改正 八八
 官制の改正と異動 八八
 臨時道會招集 八九
 長官提案説明 八九
 第卅四回道會 九六
 一般方針要旨 九七
 參事會員代る 九七
 道議歳費引上 一〇〇
 町村長會總會 一〇〇
 全國町村長會表彰 一〇一
 經濟更生協議 一〇一
 更生計畫樹立 一〇二
 市町村に賜金 一〇三

留萌町債解決 一〇三
 室蘭市長選舉 一〇四
 函館市の助役 一〇四
 室蘭議長決定 一〇四
 自治資料展覽 一〇四
 吏員數と俸給 一〇五
 上川村十周年記念 一〇五
 鳥取村五十年記念 一〇五
 岩見澤の開町記念 一〇五
 鹿追村十五年記念 一〇五
 和田村五十年記念 一〇五
財政 一〇六
 租稅負擔狀態 一〇七
 國庫租稅收入 一〇八
 租稅外の收入 一〇九
 國庫の歳出調 一〇九
 有租地無租地 一〇九
 地租納入人員 一〇九
 資本利子稅額 一〇九
 個人營業收益 一〇九
 營業收益稅額 一〇九
 第一種所得稅 一一〇
 第二種所得稅 一一一
 第三種所得稅 一一一
 相續稅の内容 一一二
 酒造稅の査定 一一三
 砂糖消費稅額 一一三
 礦業稅の増加 一一三
 取引所稅減る 一一三
 自賄主義方針 一一四

地方費豫算額 一一五
 地方稅の改正 一一六
 地方稅納入率 一一七
 七市十年豫算 一一八
 種目別の市稅 一一九
 町村豫算内容 一二〇
 戸數割の賦課 一二〇
 基本財産減少 一二一
 各町村の決算 一二二
 收益財産調査 一二三
 匡救事業決算 一二三
 地方市町村債 一二四
 歳入缺陷補充 一二四
 團體資金補助 一二五
 財政確立陳情 一二五
 稅務署所在地 一二五
 稅務署名稱改まる 一二六
 麥酒稅と査定石數 一二六
 酒精含有飲料稅額 一二六
 清涼飲料水の課稅 一二六
 織物消費稅は僅少 一二六
 所得稅賦課納額別 一二六
 租稅の免除と猶豫 一二六
政治 一二七
 第六十七議會 一二七
 衆議院補缺戰 一二七
 市會議員改選 一二七
 町村議員改選 一二七
 衆議院有權者 一二七
 道市會有權者 一二七

民政支部總會 一二四
 支部決議建議 一二五
 政友支部大會 一二五
 小池代議士復黨す 一二五
 林儀作代議士逝去 一二五
 佐々木代議士逝去 一二五
 十勝道議補缺選舉 一二五
 空知道議補缺選舉 一二五
 選舉補正委員 一二六
 選舉法の改正 一二六
教育 一二七
 皆既日蝕觀測 一二七
 初等教育概況 一二七
 小學校の學級納數 一二七
 小學校の二部教授 一二七
 中等教育内容 一二七
 師範學校三校 一二七
 中學校女學校 一二七
 夜間中學指定さる 一二七
 北都女學校の改稱 一二七
 高等水産創設 一二七
 函館高水初代校長 一二七
 水産専門部の廢止 一二七
 水産學校新設 一二七
 函館水産初代校長 一二七
 商船校生の轉退學 一二七
 十勝農業學校校位置 一二七
 滿洲國から留學生 一二七
 夕張工業學校廢止 一二七
 盲啞學校生徒 一二七

幼稚園と在園幼兒 一四
 實業補習學校 一四
 中等校志願者 一四
 大學は難關門 一四
 高商も入學難 一四
 國史を入試科目に 一四
 高等水産入試 一四
 中等校入學者學歷 一四
 中途退學多し 一四
 學校衛生施設 一四
 中學生發育表 一四
 蝕れる學生層 一四
 教職員互助會 一四
 教育費の補助 一四
 高商産業論文 一四
 高等商業校長替る 一四
 渡邊龍聖氏退職す 一四
 小樽高商名譽教授 一四
 博士論文一覽 一四
 北大工學部長替る 一四
 大學豫科主事替る 一四
 佐藤男爵へ御沙汰 一四
 學術振興補助 一四
 文部省獎勵全 一四
 學士院の補助 一四
 服部報公會の補助 一四
 伊藤博士へ農學賞 一四
 學士院會員に推薦 一四
 日本學術協會講演 一四
 日本水産學會大會 一四

農學校校舍の改築 一五〇
 豫科校舍一部落成 一五〇
 實業教育功勞表彰 一五〇
 普通教育功勞表彰 一五〇
 水産校出身者表彰 一五〇
 教員年功加俸改正 一五〇
 在郷教育者の聯盟 一五〇
 小樽水産校の實習 一五〇
 社團法人財團法人 一五〇
 日米學生會へ出席 一五〇
 滿洲工業を調査す 一五〇
 萬國生理學會出席 一五〇
 教育費關係の起債 一五〇
 廳立中等學校經費 一五〇
 教員加俸資金豫算 一五〇
 授業料の月額平均 一五〇
 小學校の教員住宅 一五〇
 小學校長會の總會 一五〇
 中等學校長會開く 一五〇
 學校園と學林植樹 一五〇
 專門學校設置要望 一五〇
 舊土人學齡兒童數 一五〇
 小學校長會議開催 一五〇
青少年 一五一
 青年學校新設 一五一
 訓練所と後援 一五一
 訓練所入所數 一五一
 男女兩青年團 一五一
 少年團の聯盟 一五一
 青年團一人一研究 一五一

女子青年團の課題 一五二
 青年團代表の出席 一五二
 推薦された茂世丑 一五二
 産業部首班研究會 一五二
 家計簿記入の結果 一五二
社寺 一五三
 官幣社國幣社 一五三
 社寺及び教會 一五三
 宗教信徒數調 一五三
軍事 一五三
 武勳一入輝く 一五三
 町村長の慰問 一五三
 喜びの凱旋 一五三
 慰靈三十八柱 一五三
 慰問と恤兵金 一五三
 駐屯軍の交代 一五三
 北海道招魂祭 一五三
 馬魂碑除幕式 一五三
 十年度徵兵署 一五三
 十年簡閱點呼 一五三
 戰車耐寒機能 一五三
 師團秋季演習 一五三
 防空訓練實施 一五三
 報國機命名式 一五三
 北海道號墜落 一五三
 海軍の志願兵 一五三
 十年度志願兵種別 一五三
 屯田兵屋保存 一五三
 陸軍定期異動 一五三
 第十三旅團長待命 一五三

留守司令官の待命 一七二
 日露戰三十年記念 一七二
 日露大海戰記念日 一七二
 從軍將兵記念大會 一七二
 軍事功勞者を表彰 一七二
 在郷軍人表彰さる 一七二
 海軍功勞者を表彰 一七二
 兵事記念館の計畫 一七二
 演習成績優良表彰 一七二
 横須賀に北海道館 一七二
 無線電信の教習所 一七二
 登錄濟の軍用犬數 一七二
 滿洲鐵道警備移民 一七二
 海軍簡閱點呼執行 一七二
 簡閱點呼の省略地 一七二
 英國東洋艦隊來航 一七二
 壯丁のトラホーム 一七二
 根室港まで飛來す 一七二
 編隊で長距離飛行 一七二
 演習應援の立川機 一七二
 水上偵察機の飛來 一七二
 大湊機の往復飛行 一七二
 陸上練習機札幌へ 一七二
 厚岸灣で耐寒演習 一七二
 霞ヶ浦の六機飛來 一七二
 館山航空隊の八機 一七二
農産 一七三
 農業指導方針 一七三
 指導地を設置 一七三
 自作農の創設 一七三

目次

耕地の總面積... 農家累年戸口... 米作農家戸數... 農作物の反別... 十年農産物付... 農産物總價額... 農作物と作況... 農産物生産費... 主なる農産物... 九年米實收高... 九年の麥作況... 小麥増殖方針... 小麥増收競争... 燕麥を奨励す... 大小豆の實收... 豌豆と青豌豆... 青豌豆の目標... 菜豆の收穫高... 甜菜耕作施設... 甜菜作付收穫... 甜菜耕作補助施設... 亞麻獎勵改善... 亞麻の收穫高... 苧麻獎勵地帯... 除蟲菊の産額... 薄荷耕作研究... 薄荷作付状況... 甘藷と馬鈴薯... 食用農産五種... 菜種特定指導...

九年菜種耕作... 罌粟栽培地帯... トマト收穫高... 大根作付反別... タマネギ作付... 果實類の生産... リンゴの産地... 農産検査成績... 肥料關係施設... 緑肥用の作物... 肥料の消費高... 農業簿記奨励... 各農會の活動... 農事實行組合... 實行組合成績表彰... ダリヤ品評會開催... 園藝作品の品評會... 菊花品評會入賞花... 更生農村表彰さる... 甜菜多收穫受賞者... 農事功勞者を表彰... 優良技術員を表彰... 蠶業獎勵方針... 蠶業獎勵減る... 九年の夏秋蠶... 繭の集散市場... 指導桑園設置... 桑畑三百八十町歩... 桑苗生産者と數量...

養蠶一戸當生産費... 勞力の分配と養蠶... 畜産... 牛馬増殖是正... 畜産助成機關... 牧野利用面積... 林野放牧増加... 放牧地探草地... 畜産物總價額... 酪農業の發達... 牛の飼養管理... 乳牛と搾乳量... 乳牛の新記録續出... 原乳とバター... 牛酪検査事業... 牛四百頭購買... 馬の飼養状況... 蕃殖牝馬へ奨励金... 牝馬供用方針... 軍馬購買成績... 昭和九年軍馬購買... 傳染性の流産... 道産馬の移出... 綿羊獎勵方針... 逐増する綿羊... 輕入綿羊七百餘頭... 豚の飼養戸數... 地方別養狐場... 兎の毛皮購買... 九年の養鶏業...

養蜂と生産額... 屠殺場の成績... 漁村經營改善... 水産業者増加... 小型漁船多し... 入稼漁夫漁船... 水産物總價額... 主なる海産物... 漁獲物主産地... 沿岸の漁獲高... 遠洋漁業盛況... 介藻水産動物... 水産物食料品... 魚油の製造高... 鮭鱒孵化事業... 鱒場蟹の増殖... 水産助成機關... 水産検査改正... 試験場の業績... 水産功勞者を表彰... 海外出稼漁夫漁船... 水産養殖と收穫高... 國營鮭鱒孵化場數... 鮭鱒孵化場の區域... 免許漁業の休業調... 造林事業現況... 官有林の面積... 公有林野面積...

六

營林區蓄積材... 保安林の内譯... 國有林の伐採... 公私有林伐採... 公私有林造成... 民間造林助成... 主なる林産品... 林野別の産額... 主産物雜産物... 國有林の材積... 木炭と検査數... 製炭と窯基數... 木炭道外移出... 林業助成機關... 林業改善試験... 林産物検査所... 林産物の検査... 道管検査反對... 鑛産... 水銀鑛床發見... 各種鑛業概況... 鑛産額の躍進... 試掘探掘鑛區... 鑛山の試掘と探掘... 稼行山と鑛夫... 各鑛山の出稼工數... 著業せる鑛山... 主要炭田分布... 石炭鑛業地位... 炭の需給状況...

三十一鑛出炭... 各炭鑛送炭高... 六港石炭集散... 石炭船積設備... 石炭油化試験... 工業... 工業界の現況... 主なる工業産品... 工業物總價額... 工業態調査... 工場と従業員... 工場と原動力... 燃料動力使用... 製糖生産状況... 製糖工場増設... 各地の醸造物... 木製品生産高... 罐詰の生産額... 薬工品の種類... 澱粉の製造場... 乳製品の産額... 各種肥料數量... 工業藥品製造... 試験場の事業... 工業組合設立... 組合大會を開催す... 東北及北海道大會... 工業組合支部創立... 電氣事業數調... 電氣事業資金...

電燈需要状況... 電燈收入増加... 電力需要家數... 電氣の新設と擴張... 電氣事業従業員數... 酒造組合十六... 工場従業員の内譯... 毛織物の検査規定... 副業... 副業指導方針... 主なる副業品... 都市副業獎勵... 全道副業競技大會... 獎勵副業品生産高... 副業器具講習補助... 職業課新設を要望... 洞爺村の副業計畫... 農作被害深刻... 冷害と海況と... 海洋調査開始... 飛行機で調査... 郷土師團活動... 練凶漁原因と... 今後の水産... 獎勵したい水産業... 漁村救済對策... 北千島... 北千島開發策... 漁獲高の激増...

練漁業の調査... 別所佐吉翁記念碑... 商取引... 内國取引回復... 道産品の消流... 道内外移出... 發著主要貨物... 農産出廻實數... 移輸出農産物... 米穀需給状況... 米の移輸出... 道米の仕向先... 七市の消費米... 包装材料數量... 木材移輸出... 肥料移輸入高... 各種肥料販賣... 煙草の賣渡高... 煙草賣渡金額... 鹽の賣渡數量... 物産協會事業内容... 貿易... 對外貿易振ふ... 五港貿易順位... 重要輸出入品... 國別貿易状況... 雜穀輸出統制... 薄荷製品取引... 貿易船の出入... 輸出組合二つ...

目次

七

關稅撤廢要望	三二一
函館開港記念	三二二
根室開港記念	三二三
釧路開港記念	三二四
小樽埠頭起工	三二五
金融	三二六
財界依然好調	三二七
銀行預金貸出	三二八
手形交換成績	三二九
農産物と金融	三三〇
海産物と金融	三三一
拓殖銀行利下	三三二
無盡業の統制	三三三
無盡合同協議	三三四
郵便貯金趨勢	三三五
一人當預金額	三三六
振替貯金狀況	三三七
郵便年金事業	三三八
簡易生命保險	三三九
積立金の放資	三四〇
小兒保險契約	三四一
民間生命保險	三四二
私營質屋減少	三四三
物價	三四四
物價昂騰氣勢	三四五
十三都市比較	三四六
商工	三四七
會社設立漸増	三四八
會社分布狀態	三四九
商業組合漸増	三五〇
商業組合大會	三五二
産業組合擴大	三五三
産業組合大會	三五四
青年聯盟大會	三五五
信用組合發展	三五六
同業組合組織	三五七
營業倉庫情勢	三五八
農業倉庫助成	三五九
會議所聯合會	三六〇
米穀管理發展	三六一
米穀管理の對抗	三六二
米穀管理法案流産	三六三
警察取締營業	三六四
七市の小賣市場數	三六五
準則組合は百八十	三六六
青年總聯盟の決議	三六七
商業組合協會總會	三六八
統計	三六九
全道統計大會	三七〇
統計の調査區	三七一
統計事務の功勞者	三七二
統計協會事業計畫	三七三
北海道東北統計會	三七四
統計主任會議開催	三七五
統計關係者へ徽章	三七六
負債調査票を配布	三七七
交通	三七八
鐵道運輸活況	三七八
貨客運輸成績	三七九
一日當貨客數	三八〇
海峽と連絡船	三八二
連絡貨客輸送	三八三
開業線三千軒	三八四
建設線の概況	三八五
鐵道新建設線	三八六
地方鐵道軒程	三八七
電氣鐵道事業	三八八
省營バス運轉	三八九
根室臨港開業	三九〇
重要驛の成績	三九一
標津線の開業	三九二
札沼線の開業	三九三
天鹽線の開業	三九四
南興濱線開業	三九五
小樽驛の改築落成	三九六
室蘭本線二驛改稱	三九七
省線の乗入れ實施	三九八
各線通過の貨客車	三九九
國有鐵道現業委員	四〇〇
鐵道各事務所區域	四〇一
機關庫位置と分庫	四〇二
運送取扱人聯合會	四〇三
道路網の擴張	四〇四
日勝道路完成	四〇五
殖民交通機關	四〇六
森林鐵道延長	四〇七
驛遷所渡船場	四〇八
驛遷所新設と廢止	四〇九
命令航路現狀	四一〇
各地入港汽船	四一一
各港乘降船客	四一三
在籍船舶隻數噸數	四一四
海港檢疫船舶	四一五
健全證書交付船舶	四一六
北海道港灣の地位	四一七
海運組合聯盟總會	四一八
諸車の増減調	四一九
河港	四二〇
河港施設大要	四二一
港灣協會建議	四二二
岩内漁港完成	四二三
留萌港の利用	四二四
河川管理統制	四二五
水害河川損失	四二六
河川愛護運動	四二七
石狩川新水路通水	四二八
海軍部釧路出張所	四二九
河川愛護組合表彰	四三〇
都市	四三一
都市計畫內容	四三二
土地整理組合	四三三
通信	四三四
通信事業一斑	四三五
一等局の區域	四三六
通信事務開廢	四三七
郵便引受配達	四三八
郵便電信取扱	四三九
小包郵便受配	四四〇
郵便爲替取扱	四四一
最高の功績章	四四二

選信記念日に表彰	三九〇
郵便線路の軒程調	三九一
一戸一人當通信力	三九二
郵便函は三千四百	三九三
郵便私書函の貸與	三九四
引受郵便物の事故	三九五
電信の取扱局所數	三九六
電報發著數と料金	三九七
電話の取扱局所數	三九八
社會	三九九
社會事業擴張	四〇〇
方面委員設置	四〇一
救護施設團體	四〇二
救護施設基金	四〇三
軍事救護狀況	四〇四
巡回診療成績	四〇五
常備藥の配給	四〇六
行旅病人救助	四〇七
季節的託兒所	四〇八
公益質屋貸付	四〇九
住宅組合戸數	四一〇
不良住宅改善	四一一
露店屋臺取締	四一二
騒音防止規定	四一三
圖書館の設備	四一四
篤行者を表彰	四一五
舊土人の生活	四一六
舊土人の保護	四一七
舊土人の教育	四一八
慶福會で功勞表彰	四一九
社會事業團體施設	四二〇
地方費からの補助	四二一
篤志家の事業助成	四二二
少年救護法の施行	四二三
少年救護院と定員	四二四
生活改善の委員會	四二五
時の功勞者を表彰	四二六
公設市場は十箇所	四二七
暴利取締令の改正	四二八
中央圖書館を指定	四二九
新聞紙及び諸雜誌	四三〇
演藝活動寫眞觀客	四三一
娛樂遊藝骨董其他	四三二
貸座敷數と娼妓數	四三三
生活苦の結果身賣	四三四
熊の被害と捕獲數	四三五
精神病者監護狀況	四三六
監置精神病者調べ	四三七
方面委員大會決議	四三八
記念の毛布を贈る	四三九
兒童保護施設擴充	四四〇
爭議	四四一
勞働爭議情況	四四二
北千島の爭議	四四三
勞働者の團體	四四四
小作爭議増加	四四五
水田の小作料問題	四四六
警備	四四七
司法機關整備	四四八
警察機構改革	四四九
整つた警察網	四五一
巡查受持面積	四五二
警察官の功勞表彰	四五三
殉難警察官招魂祭	四五四
勳績警察官表彰	四五五
公私設消防組	四五六
消防協會の功績章	四五七
消防會館の落成式	四五八
火災被害狀況	四五九
火災豫防組合活動	四六〇
山火被害漸次減少	四六一
山火豫防功勞表彰	四六二
森林防火の功勞者	四六三
水難救濟活動	四六四
三石救難所の光榮	四六五
茂尻炭坑爆發	四六六
夥しい變死者	四六七
犯罪と檢舉數	四六八
強盜盜の被害	四六九
山野火氣取締改正	四七〇
函館防火建築補助	四七一
軍用銃と非軍用銃	四七二
衛生	四七三
健康保險現況	四七四
各地水道施設	四七五
公立私立病院	四七六
開業醫師分布	四七七
醫療施設のない村	四七八
齒科醫師の地方別	四七九
看護婦免許數	四八〇
公設及び拓殖產婆	四八二
鍼灸術及按摩術	四八三
結核死亡者數	四八四
視力障害激増	四八五
トラホーム調	四八六
接客業者眼疾檢診	四八七
傳染病發生數	四八八
中毒者と死亡	四八九
汚物掃除施行	四九〇
衛生組合活動	四九一
民衆體育功勞表彰	四九二
健康者表彰式舉行	四九三
製藥業者及び藥種商	四九四
賣藥業者及び行商	四九五
蛔蟲保有者と驅除	四九六
死體解剖と目的別	四九七
胎兒保存數三十一	四九八
墓地及び火葬土葬	四九九
牛乳取締規則改正	五〇〇
紹介	五〇一
失業保護助成	五〇二
九年失業狀況	五〇三
失業救濟事業	五〇四
紹介所の活動	五〇五
出稼漁夫紹介	五〇六
青年出稼狀況	五〇七
少年職業紹介	五〇八
職業紹介所の區域	五〇九
紹介事業の功勞者	五一〇
船員職業紹介成績	五一〇

入込漁夫土工坑夫……………四〇一
ラヂオで紹介放送……………四〇二
藝術 第十一回道展……………四〇三
寫眞聯盟展覽……………四〇四
重要美術品の認定……………四〇四
アイヌ歌謡を録音……………四〇四
音楽學校の演奏團……………四〇四
放送 聴取加入増加……………四〇五
放送の種目別……………四〇五
放送局所在地……………四〇六
ラヂオ體操會……………四〇六
ラヂオの無料聴取……………四〇六
ラヂオ塔は六ヶ所……………四〇六
學校放送を開始す……………四〇六
ラヂオ無料相談所……………四〇六
二百萬突破祝賀會……………四〇六
運動 國際スキー選手……………四〇七
日本學生スキー大會……………四〇七
全日本スキー選手權大會……………四〇七
中等學校スキー大會……………四〇八
全國スキー飛躍大會……………四〇八
大倉シヤンツエ記念大會……………四〇八
宮様御來道記念大會……………四〇八
第一回少年スキー大會……………四〇九
△水上

本道出身國際水上選手……………四〇九
國際水上選手の記録會……………四〇九
北海道水上選手權大會……………四〇九
北海道樺太中等學校大會……………四〇九
札幌師範ホツケイ優勝……………四〇九
全國大會で苫小牧優勝……………四〇九
中村禮吉選手の活躍……………四〇九
苫小牧カナダ軍と對戰……………四〇九
九年度十傑に中村選手……………四〇九
陸上 陸上競技記録章受賞者……………四一〇
十傑と公認最高記録……………四一〇
全國十傑中の本道關係……………四一〇
少年及び少女最高記録……………四一〇
陸協加盟團體對抗試合……………四一〇
北海道中等學校大會……………四一〇
全國中等學校大會で活躍……………四一〇
全道女子中等學校大會……………四一〇
全道青年團競技大會……………四一〇
全道陸上競技選手權大會……………四一〇
神宮青年對抗代表選手……………四一〇
北大豫科對高商定期戰……………四一〇
慶應大學對札幌競技會……………四一〇
全北海道軍慶應を破る……………四一〇
東北・北海道帝大對抗……………四一〇
全國高等學校競技大會……………四一〇
國際大會準備の第一戰……………四一〇
札幌競技場を公認……………四一〇
中村讓萬國大會……………四一〇

△水上 十傑五傑と最高記録……………四一〇
全道選手權兼神宮豫選……………四一〇
全道中等學校水上大會……………四一〇
北大豫科小樽高商對抗……………四一〇
全北日本中等學校大會……………四一〇
全國帝大水上競技大會……………四一〇
△野球 全道樺太實業野球大會……………四一〇
第三回全道軟式大會……………四一〇
全道中等學校野球大會……………四一〇
高商對豫科春季野球……………四一〇
高商對豫科秋季野球……………四一〇
立教第二軍本道へ遠征……………四一〇
東北帝大野球部來道……………四一〇
明大野球チーム連勝……………四一〇
札幌俱樂部對 大洋俱樂部……………四一〇
桐生高工チーム奮戰……………四一〇
北中、大分商業に敗る……………四一〇
太平洋、全大阪に敗退……………四一〇
東京職業野球團轉戰……………四一〇
米國職業野球團來函……………四一〇
△庭球 明治神宮大會本道代表……………四一〇
男子選手權兼神宮豫選……………四一〇
女子、中等校兼 神宮豫選……………四一〇
全道中等學校庭球大會……………四一〇

全道中等校選手權大會……………四一〇
全道女子中等學校大會……………四一〇
全北海道庭球招待大會……………四一〇
全道硬式ダブルス大會……………四一〇
北海道庭球選手權大會……………四一〇
樽協主催の選手權大會……………四一〇
北大豫科對高商定期戰……………四一〇
札幌主催の選手權大會……………四一〇
北大本科小樽高商試合……………四一〇
札幌小樽對抗硬式試合……………四一〇
仙臺鐵道對札幌鐵道……………四一〇
仙臺鐵道對小樽庭協……………四一〇
全道庭球聯盟創立……………四一〇
△武道 全道選手權兼神宮豫選……………四一〇
全樺太全小樽對抗柔道……………四一〇
全道中等學校柔道大會……………四一〇
全國中等柔道豫選大會……………四一〇
全北海道警官柔道大會……………四一〇
札幌局管内柔道大會……………四一〇
北海道樺太有段者劍道……………四一〇
全道中等學校劍道大會……………四一〇
全北海道警官劍道大會……………四一〇
全國鐵道局劍道大會……………四一〇
櫻井義裕教士逝く……………四一〇
全道弓道兼神宮豫選會……………四一〇
全道女子中等弓道大會……………四一〇
弓道協會主催全道大會……………四一〇
射覺院分院全道大會……………四一〇

△競馬 札幌函館公認競馬成績……………四一〇
地方競馬成績逐年不良……………四一〇
△蹴球 全道中等學校蹴球大會……………四一〇
札幌フットボール大會……………四一〇
北大豫科チーム優勝……………四一〇
北大豫科一高に敗る……………四一〇
全國中等學校蹴球大會……………四一〇
豫科高商對抗ラグビー……………四一〇
全國中等ラグビー豫選……………四一〇
七人制ラグビー大會……………四一〇
北大對札幌ラグビー……………四一〇
ポリドル對北海中學……………四一〇
札幌對豫科ラグビー……………四一〇
△卓球 札幌小樽對抗卓球大會……………四一〇
全道女子中等學校大會……………四一〇
北海道卓球選手權大會……………四一〇
女子卓球選手權大會……………四一〇
札幌函、青三都鐵道對抗……………四一〇
田村二位にランクさる……………四一〇
△漕艇 北海道漕艇選手權大會……………四一〇
全國中等學校漕艇大會……………四一〇
札幌ヨット俱樂部創設……………四一〇
△籠球 全道中等學校籠球大會……………四一〇
全道女子中等學校大會……………四一〇

S.N.S.札幌 籠球優勝……………四一〇
札幌女、札幌OB敗る……………四一〇
△ホツケイ 高商ホツケイ部來樽……………四一〇
高商對札幌チーム試合……………四一〇
全道中等ホツケイ決勝……………四一〇
全國帝大ホツケイリーグ……………四一〇
遊覽 丹頂鶴蕃殖地……………四一〇
福山城を保存……………四一〇
記念物を調査……………四一〇
國立公園指定……………四一〇
天然風景地域……………四一〇
代表的景勝地……………四一〇
ハイキング……………四一〇
大雪山指定祝賀會……………四一〇
阿寒地帯の記念式……………四一〇
大雪山十勝側祝賀……………四一〇
日本旅行協會支部……………四一〇

領有茲に卅年……………四一〇
豐原町の記念式典……………四一〇
位置面積地勢……………四一〇
確定した面積……………四一〇
山の高さ所在……………四一〇
川と流域町村……………四一〇
湖沼の所在地……………四一〇
各地氣象狀態……………四一〇
人口逐年増加……………四一〇
人口の動態……………四一〇
廿五歳以上の人口……………四一〇
集團移民の許可數……………四一〇
租稅負擔狀況……………四一〇
國稅收入濟額……………四一〇
所得稅は減少……………四一〇
所得稅納額別……………四一〇
第三種所得稅類別……………四一〇
酒造稅は漸増……………四一〇
市街宅地稅額……………四一〇
營業收益稅額……………四一〇
個人營業收益……………四一〇
漁業稅激減……………四一〇
礦產稅賦課調……………四一〇
歲入の決算……………四一〇
町村の豫算額……………四一〇
町村歲入歳出……………四一〇
町村財產逐増……………四一〇
泊居管内の借入金……………四一〇
文 樺太招魂社……………四一〇

各校で常夜燈寄進……………四一〇
神社と其祭神……………四一〇
神社關係功勞表彰……………四一〇
北海道樺神職總會……………四一〇
宗教と信徒數……………四一〇
初等教育充實……………四一〇
卒業の兒童調……………四一〇
兒童發育狀態……………四一〇
中等校は過少……………四一〇
中學生の體格……………四一〇
女學生も優秀……………四一〇
卒業後の狀況……………四一〇
私立學校は五……………四一〇
實業補習學校……………四一〇
補習學校令の改正……………四一〇
拓殖學校設置……………四一〇
私立の幼稚園……………四一〇
土人教育改善……………四一〇
土人教育所兒童數……………四一〇
教育會圖書館……………四一〇
青年訓練所數……………四一〇
優良指導員の表彰……………四一〇
青年團の現況……………四一〇
産業 林政方針確立……………四一〇
生産物總價額……………四一〇
試驗所の事業……………四一〇
重要農作經營……………四一〇
主要作物價額……………四一〇
農業戶口増加……………四一〇

移住農民戸口……………四七九
 農耕地の面積……………四七九
 甜菜試作採種……………四八〇
 肥料の消費高……………四八〇
 島産堆肥效用……………四八〇
 堆肥増産成績……………四八二
 開墾助成の補助金……………四八二
 畜産指導方針……………四八二
 牧場と家畜数……………四八三
 家畜飼養状況……………四八三
 搾乳場と乳牛……………四八三
 養狐事業盛況……………四八四
 屠畜頭数概況……………四八四
 鶏の飼養状況……………四八四
 鷺、鷺、七面鳥……………四八四
 獵獲獣皮價額……………四八五
 種畜飼養費の補助……………四八五
 獸醫師及び蹄鐵工……………四八五
 富源たる森林……………四八五
 國有林の材積……………四八六
 森林伐採實數……………四八六
 林産物の處分……………四八七
 造林事業概況……………四八七
 苗圃施設状況……………四八八
 森林被害原因……………四八九
 木炭の生産高……………四八九
 大學の演習林……………四八九
 樺太の水産業……………四九〇
 水産業の消長……………四九〇
 水産物總價額……………四九五

鯉の生産状況……………四九五
 鮭の生産実績……………四九六
 鱒の生産價額……………四九六
 鱈及鱈の生産……………四九六
 昆布の生産高……………四九六
 水産製造物の價額……………四九六
 定住漁業戸口……………四九七
 地方別漁業調……………四九七
 水産關係組合……………四九七
 各種礦物採掘……………四九七
 石炭の埋藏量……………四九八
 出炭額に増加……………四九八
 鑛區數と面積……………四九八
 鑛夫の現在數……………四九八
 島内の油田を調査……………四九八
 工業未だ不振……………四九八
 工場が生産高……………四九九
 パルプと製紙……………五〇〇
 罐詰製造増進……………五〇〇
 タラバ蟹罐詰製造……………五〇一
 酒類の製造高……………五〇一
 各種の飲食物……………五〇一
 電氣事業勃興……………五〇二
 石炭低溫乾溜補助……………五〇二
 經濟……………五〇三
 對外貿易入超……………五〇三
 貿易船の出入……………五〇三
 主なる移出品……………五〇四
 主なる移出品……………五〇五
 移出入額港別……………五〇五

石炭の移出高……………五〇五
 銀行業績向上……………五〇六
 預金貸出殘高……………五〇六
 普通貯金種別……………五〇六
 据置貯金種別……………五〇七
 定期積金契約……………五〇七
 郵便貯金逐増……………五〇七
 郵便貯金現在……………五〇七
 郵便爲替成績……………五〇八
 年金恩給口數……………五〇八
 振替貯金現況……………五〇八
 簡易保險事業……………五〇九
 小兒保險契約……………五〇九
 簡易保險放資……………五〇九
 郵便年金契約……………五〇九
 民間生命保險……………五〇九
 會社設立状況……………五〇九
 無盡會社業態……………五〇九
 煙草の消費高……………五一〇
 煙草小賣人を表彰……………五一〇
 會議所の現況……………五一〇
 會議所聯合會……………五一〇
 商工聯合協議……………五一〇
 交通……………五一〇
 航路網と配船……………五一〇
 命令航路現狀……………五一〇
 入港船と船客……………五一〇
 眞岡築港起工……………五一〇
 船入湖の面積……………五一〇
 國有鐵道延長……………五一〇

貨客運輸成績……………五一五
 鐵道運輸收入……………五一六
 泊惠線起工式……………五一六
 廳營バス全通……………五一六
 停留所、料程、料金……………五一六
 地方鐵道現況……………五一六
 社線貨客運輸……………五一七
 社線運輸收入……………五一七
 軌道成績不振……………五一七
 運送規定改正……………五一八
 幹線道路延長……………五一八
 橋と構造種類……………五一八
 渡船場は逐年減少……………五一八
 諸車の増減調……………五一八
 通信機關整備……………五一八
 内樺電話開通……………五一八
 内樺電話利用輻輳……………五一八
 電話普及狀態……………五一八
 電報發着通數……………五一八
 郵便物の受配……………五一八
 日蘇郵便交換……………五一八
 聽取無線電話施設……………五一八
 社會……………五一八
 兵事關係施設……………五一八
 北鎮精銳來島……………五一八
 海軍志願徵募……………五一八
 昭和十年簡閱點呼……………五一八
 簡閱點呼の省略地……………五一八
 陸軍戰勝記念……………五一八
 海軍戰勝記念……………五一八

在郷軍人表彰さる……………五三三
 海軍の功勞者表彰……………五三三
 海軍協會支部創立……………五三三
 司法機關變遷……………五三三
 裁判所の區劃……………五三三
 裁判受理件數……………五三三
 在監人員調べ……………五三三
 在監者の罪名刑期……………五三三
 新受刑者の出生地……………五三三
 警察行政現狀……………五三三
 犯罪及び違犯……………五三三
 社會事業進展……………五三三
 保護會の活動……………五三三
 職業紹介成績……………五三三
 行旅病人救護……………五三三
 飲食兒童へ給與金……………五三三
 赤十字社々員……………五三三
 愛國婦人會員……………五三三
 寄附と義捐金……………五三三
 山火警防方針……………五三三
 山火警防功勞表彰……………五三三
 山火防止の諸計畫……………五三三
 消防組と義會……………五三三
 火災と損害高……………五三三
 消防協會表彰……………五三三
 水難救濟活躍……………五三三
 衛生機關設備……………五三三
 醫師普及狀況……………五三三
 齒科醫師の資格別……………五三三
 藥劑師現在數……………五三三

藥種商及び製藥者……………五三九
 産婆と看護婦……………五三九
 水道と給水量……………五三九
 患者の病氣調……………五三九
 傳染病と死亡……………五三九
 公益質屋業態……………五三九
 質屋營業成績……………五三九
 變死者が多い……………五三九
 自殺原因と年齢別……………五三九
 土人……………五三九
 種族及び戸口……………五三九
 風俗並に習慣……………五三九
 教育程度向上……………五三九
 衛生觀念稀薄……………五三九
 産業漸く一新……………五三九
 土人救恤の諸施設……………五三九
 遊覽……………五三九
 大泊支廳……………五三九
 豊原支廳……………五三九
 元泊支廳……………五三九
 敷香支廳……………五三九
 泊居支廳……………五三九
 眞岡支廳……………五三九
 本斗支廳……………五三九
 附録……………五三九
 人名錄……………五三九
 北海道樺太年表……………五三九

◆掲載廣告目次◆
 王子製紙株式會社……………表紙二
 北日本汽船株式會社……………表紙三
 帝國生命株式會社……………表紙四
 日本文學株式會社……………表紙五
 安部銀行小樽支店……………表紙六
 三井銀行小樽支店……………表紙七
 榮養と有兒の會……………表紙八
 北海道人壽株式會社……………表紙九
 小樽市會社……………表紙一〇
 順和會社……………表紙一一
 株式會社……………表紙一二
 大谷酒造株式會社……………表紙一三
 三菱銀行小樽支店……………表紙一四
 安田銀行小樽支店……………表紙一五
 木下鐵工場……………表紙一六
 藤山海運株式會社……………表紙一七
 藤山製鋼株式會社……………表紙一八
 日本製鐵株式會社……………表紙一九
 日本製鐵株式會社……………表紙二〇
 輪西鐵工場……………表紙二一
 大日本製鐵株式會社……………表紙二二
 日成製鐵株式會社……………表紙二三
 日成製鐵株式會社……………表紙二四
 日成製鐵株式會社……………表紙二五
 日成製鐵株式會社……………表紙二六
 日成製鐵株式會社……………表紙二七
 日成製鐵株式會社……………表紙二八
 日成製鐵株式會社……………表紙二九
 日成製鐵株式會社……………表紙三〇
 日成製鐵株式會社……………表紙三一
 日成製鐵株式會社……………表紙三二
 日成製鐵株式會社……………表紙三三
 日成製鐵株式會社……………表紙三四
 日成製鐵株式會社……………表紙三五
 日成製鐵株式會社……………表紙三六
 日成製鐵株式會社……………表紙三七
 日成製鐵株式會社……………表紙三八
 日成製鐵株式會社……………表紙三九
 日成製鐵株式會社……………表紙四〇
 日成製鐵株式會社……………表紙四一
 日成製鐵株式會社……………表紙四二
 日成製鐵株式會社……………表紙四三
 日成製鐵株式會社……………表紙四四
 日成製鐵株式會社……………表紙四五
 日成製鐵株式會社……………表紙四六
 日成製鐵株式會社……………表紙四七
 日成製鐵株式會社……………表紙四八
 日成製鐵株式會社……………表紙四九
 日成製鐵株式會社……………表紙五〇
 日成製鐵株式會社……………表紙五一
 日成製鐵株式會社……………表紙五二
 日成製鐵株式會社……………表紙五三
 日成製鐵株式會社……………表紙五四
 日成製鐵株式會社……………表紙五五
 日成製鐵株式會社……………表紙五六
 日成製鐵株式會社……………表紙五七
 日成製鐵株式會社……………表紙五八
 日成製鐵株式會社……………表紙五九
 日成製鐵株式會社……………表紙六〇
 日成製鐵株式會社……………表紙六一
 日成製鐵株式會社……………表紙六二
 日成製鐵株式會社……………表紙六三
 日成製鐵株式會社……………表紙六四
 日成製鐵株式會社……………表紙六五
 日成製鐵株式會社……………表紙六六
 日成製鐵株式會社……………表紙六七
 日成製鐵株式會社……………表紙六八
 日成製鐵株式會社……………表紙六九
 日成製鐵株式會社……………表紙七〇
 日成製鐵株式會社……………表紙七一
 日成製鐵株式會社……………表紙七二
 日成製鐵株式會社……………表紙七三
 日成製鐵株式會社……………表紙七四
 日成製鐵株式會社……………表紙七五
 日成製鐵株式會社……………表紙七六
 日成製鐵株式會社……………表紙七七
 日成製鐵株式會社……………表紙七八
 日成製鐵株式會社……………表紙七九
 日成製鐵株式會社……………表紙八〇
 日成製鐵株式會社……………表紙八一
 日成製鐵株式會社……………表紙八二
 日成製鐵株式會社……………表紙八三
 日成製鐵株式會社……………表紙八四
 日成製鐵株式會社……………表紙八五
 日成製鐵株式會社……………表紙八六
 日成製鐵株式會社……………表紙八七
 日成製鐵株式會社……………表紙八八
 日成製鐵株式會社……………表紙八九
 日成製鐵株式會社……………表紙九〇
 日成製鐵株式會社……………表紙九一
 日成製鐵株式會社……………表紙九二
 日成製鐵株式會社……………表紙九三
 日成製鐵株式會社……………表紙九四
 日成製鐵株式會社……………表紙九五
 日成製鐵株式會社……………表紙九六
 日成製鐵株式會社……………表紙九七
 日成製鐵株式會社……………表紙九八
 日成製鐵株式會社……………表紙九九
 日成製鐵株式會社……………表紙一〇〇

躍進する

我社は不拔の基礎の上に
立ちあがり御加入者
の絶對的信賴の下に
不斷の躍進を續け
居て

投資して妙味深き
二十年拂込各種保險
を御推奨いたします

(營業案内贈呈)

日本生命

本 店 大 阪 ・ 今 橋

大日本帝國皇室

天皇陛下

第二百二十四代天皇

大正天皇第一皇子

御名裕仁

明治三十四年四月二十九日御降誕

同年五月五日迪宮と稱し奉る

大正元年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉大勳位 同三年四月學習院初等科御卒業 新設の御學問所にて御修學 同年十月三十一日任陸軍中尉任海軍中尉 同五年十月三十一日任陸軍大尉任海軍大尉 同年十一月三日立太子禮御舉行 同八年五月七日御成年式御舉行 同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少佐 同十年二月二十八日御學問所御卒業 同年三月三日御外遊 同年九月三日御歸朝 同年十一月二十五日攝政御就任 同十二年十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐 同十三年一月二十六日御成婚 同十四年十月三十一日任陸軍大佐任海軍大佐 同十五年十二月二十五日御踐祚 昭和元年十二月二十八日朝見式 同三年十一月十日御即位禮御舉行

皇后陛下

故久邇宮邦彥王第一女 御名良子

明治三十六年三月六日御誕生

同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學 大正七年二月十七日東宮妃册立の御沙汰あり 同四月御學問所御開始 同十一年六月二十日御婚約勅許 同年五月二十八日御納采 敍勳一等 同十三年一月二十六日御入興 皇太子妃宣下 同十五年十二月二十五日皇后宣下

皇太后陛下

故從二位大勳位公卿九條道孝第四女 御名節子

明治十七年六月二十五日御誕生

同二十三年九月華族女學校小學部御入學 同三十二年八月御退學 同三十三年五月十日御入興 同日皇太子妃とならせられ 大正元年七月三十日皇后に 昭和元年十二月二十五日皇太后とならせらる

皇太子

明仁親王 今上天皇第一皇子

昭和八年十二月二十三日御誕生

繼宮と稱し奉る

皇女子

成子内親王 今上天皇第一皇女

大正十四年十二月六日御誕生

照宮と稱し奉る

和子内親王 今上天皇第三皇女

昭和四年九月三十日御誕生

孝宮と稱し奉る

厚子内親王 今上天皇第四皇女

昭和六年三月七日御誕生

順宮と稱し奉る

歷代天皇

(印は女帝)

Table of Japanese emperors with columns for reign number, name, and dates. Includes entries like 神武, 孝靈, 孝昭, etc.

秩父宮

大正十一年六月二十五日秩父宮の稱號を賜はる

陸軍歩兵少佐大勳位 雍仁親王 大正天皇第二皇子 子爵松平保男姪 (松平恒雄第一女)

高松宮

大正二年七月六日高松宮の稱號を賜はる

海軍大尉大勳位 宣仁親王 大正天皇第三皇子 故公爵徳川慶久第二女

澄宮

大正四年三月二日御誕生

閑院宮

大正四年三月二日御誕生

元帥陸軍大將大勳位功二級 載仁親王 故邦家親王第十六子 慶應元年二月二日御誕生

東伏見宮

大正五年七月二日御結婚

伏見宮

明治八年一月九日御結婚

宮廷

宮廷

海軍中佐大勳位 博義王 博恭王第一子 明治三年二月八日御誕生 大正八年二月三日御結婚

博義王妃勳一等 朝明王 故公爵一條實輝第三女 昭七年一月六日御誕生

光子女王 博義王第一女 昭和四年七月六日御誕生

令子女王 博義王第二女 昭和八年二月四日御誕生

章子女王 博義王第三女 昭和九年二月二日御誕生

海軍少尉候補生 博英王 博恭王第四子 大正元年四月四日御誕生

山階宮

故菊麿王妃勳一等 常子 故公爵島津忠義第三女 明治七年二月七日御誕生 明治三年二月三日御誕生 明治五年二月六日御結婚 大正二年七月九日御結婚

海軍少佐勳一等 武彦王 故菊麿王第一子 明治三年二月三日御誕生

賀陽宮

故邦憲王妃勳一等 好子 故侯爵醍醐忠順第一女 慶應元年二月七日御誕生 明治三年二月六日御結婚

陸軍騎兵中佐大勳位 恒憲王 故邦憲王第一子 明治三年一月七日御誕生 大正二年五月三日御結婚

恒憲王妃勳一等 敏子 故公爵九條道實第五女 明治三年五月六日御誕生

邦子 恒憲王第一子 大正二年四月三日御誕生

治子 恒憲王第二子 大正五年七月三日御誕生

章子 恒憲王第三子 昭和四年八月七日御誕生

文子 恒憲王第四子 昭和六年七月三日御誕生

美智子女王 恒憲王第一女 大正三年七月九日御誕生

久邇宮

故邦彦王妃勳一等 倪子 故公爵島津忠義第七女 明治三年二月九日御誕生 明治三年二月三日御結婚

海軍少佐大勳位 朝融王 故邦彦王第一子 明治四年二月二日御誕生 大正二年一月六日御結婚

朝融王妃勳一等 知子 博恭王第三女 明治四年五月八日御誕生

邦子 朝融王第一子 昭和四年三月五日御誕生

正子 朝融王第二女 大正五年二月八日御誕生

朝子 朝融王第三女 昭和二年二月三日御誕生

通子 朝融王第三女 昭和八年九月四日御誕生

多嘉王 故朝彦親王第五子 明治八年八月七日御誕生 明治四年三月九日御結婚

靜子 故子爵水無瀬忠輔第二女 明治七年九月五日御誕生

家彦王 多嘉王第二子 大正九年三月七日御誕生

德彦王 多嘉王第三子 大正二年二月九日御誕生

恭仁子女王 多嘉王第三女 大正六年五月八日御誕生

梨本宮

元帥陸軍大將 守正王 故朝彦親王第四子 明治七年三月九日御誕生 明治三年二月六日御結婚

大勳位功四級 伊都子 故侯爵鍋島直大第二女 明治五年二月二日御誕生

守正王妃勳一等 伊都子 故侯爵鍋島直大第二女 明治五年二月二日御誕生

陸軍中將大勳位 鳩彦王 故朝彦親王第八子 明治二年二月二日御誕生

陸軍步兵中尉勳一等 孚彦王 鳩彦王第一子 大正元年二月八日御誕生

朝香宮

陸軍中將大勳位 鳩彦王 故朝彦親王第八子 明治二年二月二日御誕生

陸軍步兵中尉勳一等 孚彦王 鳩彦王第一子 大正元年二月八日御誕生

宮廷

宮廷

海軍少尉候補生 正彦王 鳩彦王第二子
大正三年一月五日御誕生
湛子女王 鳩彦王第二女
大正八年八月二日御誕生

東久邇宮

陸軍中將大勳位 稔彦王 故朝彥親王第九子
明治二年三月三日御誕生
稔彦王內親王 明治元年五月二日御誕生
盛厚王 大正五年五月六日御誕生
彰常王 大正九年五月三日御誕生
俊彦王 昭和四年三月四日御誕生
稔彦王第三子
稔彦王第四子
大正四年五月八日御結婚

北白川宮

故能久親王妃勳一等 富子 故公爵島津久光養女
文久二年一月一日御誕生
故成久王妃勳一等 房子內親王 明治三年一月六日御誕生
陸軍砲兵中尉勳一等 永久王 故成久王第一子
明治四年二月九日御誕生
永久王妃勳二等 多惠子女王 男爵德川義想第二女
大正五年八月六日御誕生
故成久王第三女 大正九年四月五日御誕生
昭和二〇年四月六日御結婚

竹田宮

故恒久王妃勳一等 昌子內親王 明治三年九月三日御誕生
陸軍騎兵中尉勳一等 恒德王 故恒久王第一子
明治四年三月四日御誕生
恒德王妃勳二等 光子 公爵三條公輝第二女
大正四年二月六日御誕生
昭和九年五月三日御結婚

王族及公族

昌德宮

陸軍歩兵大佐大勳位 李玉根 故李太王第七子
明治五年一月三日御誕生
李玉妃勳一等 方子女王 梨本宮守正王第一女
明治四年二月四日御誕生
故李玉垢妃勳一等 尹玖氏 李王根第二子
昭和六年三月九日御誕生
侯爵尹澤榮第一女 明治七年九月九日御誕生
明治四年一月四日御結婚

李鍵公

陸軍騎兵中尉勳一等 李鍵公 李綱第一子
明治四年二月六日御誕生
李鍵公妃勳二等 誠子 伯爵廣橋眞光家族
(松平胖第一女)
明治四年一月六日御誕生
李 沖子 李鍵公第一子
昭和七年八月四日御誕生
李 沂子 李鍵公第二子
昭和十年三月四日御誕生
大勳位 李 故李太王第五子
明治十年三月三日御誕生
李綱妃勳一等 金氏 故男爵金思濬第一女
明治三年三月三日御誕生
昭和六年二月六日御結婚

李綱公

陸軍砲兵中尉勳一等 李綱公 李綱第二子
大正元年二月五日御誕生
李錫公妃勳二等 贊珠 侯爵朴泳孝孫
大正三年二月二日御誕生
故李熹公妃勳一等 李氏 故李麟九第一女
明治六年七月二日御誕生
故李竣公妃勳一等 金氏 故金在鼎第一女
明治二年七月八日御誕生
昭和二〇年五月三日御結婚
明治四年一月二日御結婚
明治六年一月三日御結婚

宮廷

皇族臣籍降下

(臣籍)	(御父名)	(御降下年月)
侯爵 小松輝久	故北白川宮能久親王	明治四三・七・二〇
侯爵 山階芳麿	故山階宮菊麿王	大正九・七・二四
侯爵 華頂博信	伏見宮博恭王	同 一五・二・二四
侯爵 筑波藤麿	故山階宮菊麿王	昭和三・七・二〇
伯爵 葛城茂麿	同	同 四・三・二四
伯爵 東伏見邦英	故久邇宮邦彦王	同 六・四・七

皇族臣籍降嫁

(御名)	(御父名)	(御降嫁年月)
禎子 女王	故伏見宮貞愛親王	明治四三・四
敦子 女王	伏見宮博恭王	大正二五・一〇
安子 女王	故山階宮菊麿王	同 九・二
由紀子 女王	故賀陽宮邦憲王	同 四・四
絢子 女王	故久邇宮朝彥親王	明治二五・二
榮子 女王	同	同 三・九
篤子 女王	同	同 三・九

王公族臣籍降嫁

(御名)	(御父名)	(御降嫁年月)
智子 女王	故久邇宮邦彦王	大正三・五
信子 女王	同	同 一三・二
貞子 女王	梨本宮守正王	同 一五・二
満子 女王	故北白川宮能久親王	明治三六・二
武子 女王	同	同 三・二
擴子 女王	同	同 四・四
茂子 女王	閑院宮載仁親王	同 三・一
恭子 女王	同	同 四・九
華子 女王	同	同 一五・二
紀久子 女王	朝香宮鳩彦王	同 四・五
美年子 女王	故北白川宮成久王	同 八・一
禮子 女王	故竹田宮恒久王	同 九・三
佐和子 女王	故北白川宮成久王	同 一〇・一

奉祝文を献上

皇太子殿下御降誕奉祝の赤誠を小國民に聴くべく、小樽新聞社では、昭和九年一月、廣く北海道、樺太から小學兒童の奉祝文を募つたところ、應募學校八

十九校、一千三百四十六點に達した。嚴重審査の結果、特選一篇、入選十八篇を選抜し三月四日、發表と共に、特選一篇は北海道及び樺太學童の代表奉祝文として、献上の手續をとつた。

△特選
夕張第一小學校

奉祝の諸行事

皇太子殿下御降誕に就き、この千載一遇の御慶事を奉祝するため、北海道自治協會では、北海道廳後援の下に、左の事業を行つた。

青年團自力更生總動員

北海道男子青年團自力更生總動員は、昭和九年五月十九日總裁佐上北海道廳長官の總動員下令と共に、同月二十日から七月二十日に至る二ヶ月に亘り、記念事業の實行を見、其の結果、參加團體二千九百九十八團、參加團員八萬五千五百四十九人、この延人員二十五萬六千六百四十七人、事業種目百五十餘種、三千四百六十件、時價五十五萬二千七百二十圓餘に上る勞銀、材料、作工費に相當する空前の一大奮勵による社會奉仕、郷土愛に燃え立つ赤誠を發揮し、絶好の記念を顯現した。

以上の活動狀況報告は、各市

尋常二學年 笹本 春枝

△入選
尋常二學年 笹本 春枝
(樺太留多加尋一)サトウ イ
サヲ、(根室花咲尋一)ヨシモ
トユタカ、(小樽市花園尋一)
山中敬吾、(夕張第二尋二)齋
藤直人、(札幌市桑園尋二)林
きみ子、(釧路市第三尋三)小
野田和子、(深川尋三)大川千

蘭市成徳高二(佐々木與七郎、
(札幌市第二高等高二)三澤太
吉

町村長に於て意見を附し、各支部長(支廳長)は審査意見を添へて申達、北海道自治協會では顧問、幹事長、幹事等が審査を遂げ、昭和十年二月十一日紀元節に、表彰狀、感狀、記念品等の傳達式を舉げた。

表彰狀授與

石狩支廳 新篠津村青年團第二分團△當別村青年團二股分團△白石村青年團小野幌分團
渡島支廳 尾札部村木直報國青年團△鹿部村鹿部青年團△福島村青年團濱端分團、同岩部分團共催
樺山支廳 泊村鹹川青年團△厚澤部村青年團目名支團
後志支廳 眞狩別村御保内青年團△留壽都村登青年團△喜茂別村御路團青年團
空知支廳 一巳村青年團南支團△美瑛町青年團進徳支團△岩見澤町青年團南支團△納内村青年團第二支團
膽振支廳 幌別村登別青年團△白老村白老青年團△洞爺村洞爺青年團
日高支廳 三石村青年團歌笛支部△平取村青年團川向分團△荻伏村青年團東姉茶支部

上川支廳 鷹栖村北野青年團△美瑛村聯合青年團美田戊申分團△中富良野村青年團△名寄町川西青年團
留萌支廳 天賣村天賣青年團△羽幌町新興羽幌市街青年團△増毛町信砂青年團
宗谷支廳 香深村青年團△船泊村青年團
十勝支廳 大正村青年團戸葛分團△幕別村青年團糠内分團△芽室村青年團美生分團△上士幌村青年團北居邊分團
釧路支廳 白糠村青年團白糠分團△厚岸町青年團苦多分團△濱中村青年團茶内第一分團
網走支廳 上湧別青年團△留邊藥町上武華青年團△斜里村川上青年團△生田原村生野青年團
根室支廳 留夜別村植内青年團△別海村本別青年團
札幌支廳 聯合青年團
函館支廳 東雲町青年團
小樽支廳 長橋青年團
室蘭支廳 北辰青年團
旭川支廳 朝日青年團
帯廣支廳 北辰青年團
釧路支廳 第一青年團

○記念品贈呈
表彰狀授與團體參加團員總數三千六百五十三人(全道參加團員八萬五千五百四十九人の内)
○感狀授與
(石狩)手稻村青年團山口分團外九十九團、(渡島)小樽村札前青年團外百四十三團、(檜山)東瀬棚村東瀬棚青年團外九十七團、(後志)狩太村狩太青年團外百五十一團、(空知)沼田村青年團共成分團外二百九十九團、(膽振)壯瞥村達觀内青年團外百三十六團、(日高)門別村青年團慶能舞支部外八十四團、(上川)和寒村青年團中和分團外二百四團、(留萌)天鹽町男能富青年團外百十八團、(宗谷)枝幸村青年團枝幸支部外五十九團、(十勝)本別村青年團上押帶分團外二百四十八團、(釧路)昆布森村青年團跡永賀分團外百十四團、(網走)網走町稻富青年團外二百六十八團、(根室)別海村菊水青年團外四十九團、(札幌)苗穂青年團外十團、(函館)堀川町青年團外二團、(小樽)手宮西青年團外十團、(室蘭)本輪西青年團外二十二團、(旭川)草臥天青年團

外八團、(帶廣市)伏古青年團
外二團、(釧路市)第二青年團
外四團、(總計)二千四百四十八
團體、參加團員數八萬八百九
十六人

○實施事業種目並に件數
一、植樹(神社、小學校、村道、
青年會館、忠魂碑)
六百九十六件

二、村社境内樹木手入れ及び美化
並に拜殿新築 六百七十件
三、河川堤防並に道路橋梁の新
設又は修繕 五百六十六件
四、指導標、公德板、揭示板、
警告板、時計塔の設備又は修
理 四百六十三件

五、御眞影奉安殿及び小學校の
校舍校庭修繕 三百七十二件
六、道路の草刈 美化、下水溝
の浚渫又は美化 百九十四件

七、運動具及び國旗掲揚臺設備
又は修理 百三十五件
八、青年會館及び文庫新築又は
修繕 四十九件

九、病家及び出征軍人留守宅の
農事援助 四十七件
一〇、小學校門柱の新設 十八件

一一、教育に關する講演又は映
畫開始 二十一件

作田清志
青年團經營上の諸點に就いて
(赤平村青年團百戸支部)

林 秀成
新開地青年團の經營と土地の
深耕(幕別青年團上糠内分團)

深松與一
上士幌村青年團の經營概要
(士幌村青年團) 丹羽敏夫

論文彙集

課題「地方の振興を如何に策
すべしか」に左の諸氏當選。

上ノ國村長 野村忠三郎
大島村長 高柳 良雄
江部乙村書記 鞍田 武夫

公職者意見發表

課題「地方の開發は斯く實行
したし」に左の諸氏當選。

遠別村長 熊谷 與吉
静内町助役 富山 龜輔
三笠山村長 村田 要助
濱中村書記補 中村 鼎藏

○樺太でも記念事業 皇太子殿
下御降誕を奉祝する樺太の各種
團體主催で、昭和八年十二月以
降同九年度中に實施した事業の
主なるものは左の如くである。

△野田 兒童學院設置 日曜學

一二、其他 二百八十九件
合計 三千四百六十件

男女青年團代表座談會
北海道女子青年團座談會は昭
和九年七月一日、二日の兩日に
互り、札幌市に於て開催、二十
六代表參加し、左の體驗上の意
見發表があつた。

忍路女子青年團の體驗(忍路
女子青年團) 羽生多美
私達の團の内容に就いて(札
幌市女子青年團豊平分團)

女子青年團經營上の體驗(狩
太村近藤支部) 山木静子
過去二年の歩み(小樽市景徳
分團) 岸人倉子

臺所を通して我が家を(雨龍
村女子青年團) 坂本ソヨ
我上白石女子青年團の現狀に
ついて(白石村女子青年團上
白石分團) 伊藤サカエ

大火災に屈せぬ女子青年團の
活動(函館市千代ヶ岱女子青
年團) 北川清子
黎明期にある和琴分團(弟子
屈村和琴女子青年分團) 高橋静枝

本團經營につきて(帶廣市柏
院、青年會開設
△川上青年聯合 國旗掲揚塔建
設、敬老會、記念文庫
△大泊小學校後援會 運動場擴
築、ジャンツエ建設
△多蘭泊 記念植樹
△南溪小學校 國旗掲揚塔建設
△元泊樫保 第一校奉安所建設
△長濱小學校 映寫會、奉安殿
外側築堤建設
△大泊女子青年團 敬老會
△禮文別小學校 校旗樹立、兒
童郵便貯金開始
△敷香愛國婦人會幹事部 健康
優良乳幼児審査會
△泊居 記念園設置

御歌會と詠進

昭和十年、宮中御歌會はじめ
の御儀は、一月廿四日鳳凰の間
に於て行はれた、勅題「池邊鶴」
に光榮の豫選歌を披露し、皇族
方の御歌を御披露の後、皇太后
皇后兩陛下の御歌を三度奉頌、
最後に大原重明伯は恭しく御製
の上の句を、各講頌は下の句を
五度奉頌、尚、詠進は皇族、王
公族の十七首をはじめ合計三萬
五千三十五首、異式、延着四千

女子青年團) 奥山君代
農村に相應しい修養(熱野女
子青年團) 青木春子
團の綱領に精進す(恵庭村女
子青年團惠庭支部) 清水ハナ、山林トシ
青年團經營上の體驗を語る
(江差町若竹女子青年團) 濱野初美
女子青年團施設經營の所感
(札幌市豊水分團) 加藤はぎ
修養機關として人格の向上に
勵む(函館市谷住女子青年團) 吉田和子
都市女子青年團の苦心に就い
て(旭川市大成女子青年團) 室谷初枝
私達の團員は斯く奮勵します
(大正村愛國分團) 宮島千代子、高橋タケヨ
出席督勵の一方案(小樽市稻
穂女子青年團) 阿崎シヅ
北海道男子青年團代表者座談
會は昭和九年七月三、四日の兩
日間、札幌市に於て開催、全道
三千三十九團體より二十七代表
參加し、左の體驗上の意見發表
があつた。
精神的施設に重點を置く體驗
發表(由仁村青年團岩内支部)

六百二首計三萬九千六百三十七
首に達し、北海道からは四百六
首、樺太からは二十首を數へた

御製
樂しけにたつこそ遊へわか庭の
池のほとりや住みよかるらむ
皇后陛下御歌
たつの聲宮の内まできこえきぬ
御いけの岸にまたつとふらむ
皇太后陛下御歌
大君の千代よふ田鶴の一こゑに
みいけのかもも夢さますらむ

大火に御軫念

天皇皇后兩陛下には、函館市
大火の被害甚大なるを御軫念あ
らせられ、昭和九年三月二十四
日、御救恤として金七萬圓を下
賜、又、御恩召を以て、徳大寺
侍從を御差遣、更に四月十二日
皇后陛下より罹災重病者並に六
十歳以上十四歳未満の孤獨者に
對し、衣服地(白綿ネル)四百七
十八人分を下賜あらせられた、
尚、三月二十九日には、各宮家
より罹災者に對し、金一封の下
賜あつた。

川合源一郎
團經營の一部に對する私の經
験(幌延村上幌延青年團) 山田義正
我が青年團の經營(弟子屈青
年分團) 阿部康雄
青年團への再認識(小樽市綠
青年團) 野坂鐵雄
農村に於る青年團經營の體驗
(留邊峯町上武華青年團) 金山長一
體驗を通して(浦河町西舎青
年團) 山本正明
理想郷建設の使命として活動
す(俱知安町第四青年團) 伊達秀雄
敬神と時間に就いての感想
(小樽市景徳青年團) 村井豐三郎
智徳の修養と農村の振興精進
(網走町下東藻琴青年團) 淺倉繁政
修養團として産業振興の純潔
運動(栗澤村青年小西支部) 中山長幸
義勇支部の經營に就いて(狩
太村青年團義勇支部) 大栗岩夫
團體訓練に勵み事業の實行
(江別町青年團對雁分團)

函館復興奏上

佐上北海道廳長官は、昭和九
年五月八日他の地方長官と共に
宮中參内、御陪食の光榮に浴し
た際、函館市の復興について、
優渥なる御下問を拜し、恐懼奉
答した。

在郷將校賜謁

天皇陛下には、昭和十年三月
十四日、宮中西溜間に於て、帝
國在郷軍人會評議會に出席の爲
め上京中の在郷將校に對し、拜
謁仰付けられたが、北海道から
は左の諸氏がこの光榮に浴し
た。
陸軍少將 三坂 隆精(札幌)
歩兵少佐 櫻井 利吉(函館)
騎兵少佐 坂野金策(野付牛)
一等軍醫正 谷川元次郎(旭川)

聖旨の傳達式

滿洲へ出動以來一年有餘、數
數の武勳に輝く第七師團は、全
日本の歡呼裡に、昭和十年三月、
晴れの凱旋をしたが、この凱旋

に當り、畏き邊りでは、侍従武官中島鐵藏大佐を廣島に御差遣あらせられ、聖旨傳達式を擧げられた。即ち、三月十四日、宇品運輸部前廣場に於て、第七師團長杉原中將以下永見部隊及び各特科隊に對し、聖旨を傳達、更に似ノ鳥檢疫所構内に於て、谷旅團長、高木部隊、吉原部隊に同様聖旨傳達あり、又、閑院參謀總長宮殿下御名代參謀本部總務部長山田中將、陸軍大臣代理兵器局長多田少將も同日、運輸部に於て、杉原師團長に、總長官殿下の令旨及び陸相の挨拶を傳達するところがあつた。

軍狀を奏上す

在滿一年有餘、皇軍の威力を發揮し、赫々たる武功を樹て、昭和十年三月、晴の凱旋をした第七師團長杉原美代太郎中將は、同月二十八日、宮中に參内御座所に於て、拜謁仰付けられ、在滿中の軍狀を具さに奏上、更に豐明殿に於て、御陪食の榮に浴した、尙、將軍に對し、御紋章付銀花瓶一個と金一封の御下賜あり、重ね々、の聖恩に感激

民情を御聴取

天皇陛下には地方長官會議に會同した各地方長官に對し、昭和十年五月三日、宮中鳳凰間に於て午餐を賜り、午後は畏くも各地方長官を御前に召され、地方の民情に就て御聴取あらせられた、佐上北海道廳長官には稲作其他に關して御下問あり、長官は恐懼感激して奉答申しあげた。

炭坑へ御救恤

天皇皇后兩陛下には、昭和十年五月六日、空知郡赤平村所在の炭坑炭坑爆發のため、九十五名の横死者を出した趣聞召され、同月十一日、御救恤として、金壹封を下賜あらせられた、依つて同月十八日、茂尻尋常高等小學校に於て嚴肅に傳達式を擧行した。

武官を御差遣

昭和十年七月二十四日から同

二十六日まで實施された北海道防空演習の重要性に鑑み、畏き邊りより侍従武官後藤光藏少佐を御差遣相成つた。

皇太后御思召

畏くも皇太后陛下には、嚴寒の折柄、高齢者を御勞り遊ばされる御思召から、九十歳以上の高齢者に、眞綿を御下賜に相成つたが、北海道では、昭和十年二月十六日、管内に於ける三百十五名の拜受者に、それぞれ傳達した。光榮の高齢者は左の如く、滿百歳以上は十七名に上つてゐる。最高齢者は山越郡八雲町大字山越内村、川村常吉翁で、數へ年百十四歳であつた。

地方別	九十歳以上	百歳以上	計
宗谷	三	一	四
留萌	五	一	六
上川	四	一	五
空知	三	一	四
後志	三	一	四
檜山	三	一	四
渡島	三	一	四
石狩	三	一	四
樺太	三	一	四
北海	三	一	四
道南	三	一	四
道北	三	一	四
道庁	三	一	四
計	三	一	四

文鎮を御下賜

畏くも皇太后陛下には、少年教護事業の功勞者に對して、御慰勞並に御獎勵の思召から、文鎮を御下賜遊ばされたが、北海道では左の諸氏がこの光榮に浴し、昭和十年四月二十九日、天皇の佳辰を卜し、道廳に於てこ

それが傳達式を行つた。

財團法人札幌報恩學園

園長 小池 九一
園母 小池 スミ

北海道廳立大沼學院

院長 福原李三郎

家庭學校社名淵分校

教諭 鈴木 良吉
同 寺崎 好
同 横山 義顯

楓實生を賜る

皇太后陛下には、昭和十年六月二十五日から一週間行はれた瘋癲防週間を記念する御思召から、北海道及び東北六縣の患者療養所たる青森縣北部保養院に對し、赤坂御苑の楓の實生百五十本を御下賜あらせられたが、同院には北海道關係の患者が百餘名收容されてゐる。

高松宮御寄港

昭和九年九月一日、第一艦隊に屬させられ、軍艦扶桑の砲塔分隊長として函館に入港遊ばされた皇弟高松宮宣仁親王殿下には翌二日、災後の函館市に御上

陸、坂本市長等の御案内にて、具さに御視察あり、復興計畫に就いて有難き御下問を賜つた。

記念厚生資金

農山漁村振興獎勵の思召による有栖川宮記念厚生資金第六回選奨は、昭和十年六月十五日宮家から發表されたが、北海道からは、勇拂郡厚真村字頗美字番外地頗美字農事實行組合に、農業共同經營の成績顯著なるものとして、金一封を御下賜、又、札幌郡豊平町大字月寒村財團法人八紘學院へは、農産加工場建設助成のため金四千圓御下賜があつた。

占守の記念碑

故山階宮菊麿王殿下が、少尉の御資格を以て軍艦武藏に御乗務中、北千島、占守島の東海岸別飛に御上陸遊ばされたのは、明治二十九年六月八日のことであつた、その後、同三十五年、軍艦天龍が同地方へ廻航の際、御上陸地點へ記念碑を建立したが、同地は波浪高く、保存困難

のため、西海岸へ移し、報効義會唯一の生存者別所佐吉翁が守りしてゐたところ、昭和十年六月、宮家から根室支廳に對し永久保存取計ひ方御依頼があつた。

各宮殿下御成

北白川宮永久王殿下 昭和九年四月九日、青函連絡船にて御來道、函館大火に就いて御下問あり、即日、室蘭へ御出發、同地にて日本製鋼所、輪西製鐵所を御見學の後、登別温泉、白老舊土人部落、苫小牧王子製紙工場等を御視察、更に、札幌神社御參拜、ビール會社、帝國製麻會社、眞駒内種畜場等へ御成の後、同月十四日、御退道遊ばされたが、大火罹災者に深く御仁慈を垂れさせ給ひ、御歸途に際し、函館市へ御菓子五百個を賜はつた。

久邇宮朝融王殿下 昭和九年六月、厚岸沖に於ける海軍演習御參加の後、同二十二日、御召艦木曾の釧路入港と共に御上陸、阿寒湖に成らせられ、弟子屈に御一泊、翌日硫黄山、和琴

半島、摩周湖御深勝、廿三日御歸艦遊ばさる。
梨本宮守正王殿下 總裁宮として大日本山林大會台臨並に武德會支部の功勞者に有功章の御親授旁々、消防組員御親閱のため、昭和九年七月十九日上野驛御發、二十日函館を経て札幌御後、道廳へ御立寄り、二十二日、北海道帝國大學に於ける大日本山林會第四十三回大會、北海道林業會第十三回總會へ御成、令旨を賜ひ、二十三日、中島公園に集合した北海道消防組代表百廿六組二千五百餘名を御親閲あり、武德殿に開かれた大日本武德會支部大會では、有功章の御親授あり、拓殖館、植物園等御視察、二十八日、旭川偕行社で第七師團の冬季作戦資料を御覽あり、屈斜路、阿寒湖、層雲峽、洞爺湖等を御探勝の上、七月三十一日、函館を経て御退道遊ばされた。

朝香宮孚彦王殿下 御二方お竹田宮恒徳王殿下 揃ひにて昭和十年八月二十日、函館御着それより朝香宮殿下には札幌、定山溪、室蘭方面等を御視察の

後、同二十三日、函館から御退道、又、竹田宮殿下には札幌、苫小牧、新冠御料牧場、室蘭方面を御視察の後、同二十四日函館から御退道遊ばされた。

御下賜金傳達

の思召による御下賜金を拜したので、道廳では、昭和九年十二月二十八日、聖旨並に御下賜金の傳達を行った。

伏見宮博義王殿下

昭和十年九月、聯合艦隊が北海道、樺太巡航の御、軍艦那珂副長として御乗組の伏見中佐宮博義王殿下、海軍少尉候補生として愛宕に御乗組の伏見宮博英王殿下、同じく榛名御乗組の朝香宮正彦王殿下には、御寄航各地並に道内、樺太島内を御視察遊ばされるところがあつた。

伏見宮博恭王殿下

大勳位功四級元帥海軍大將伏見宮博恭王殿下には、帝國水難救済會總裁の御資格を以て、昭和十年九月十九日、函館市に開催の水難救済會北海道支部總會に御台臨遊ばされた。

光榮の三團體

長くも皇室に於かせられては財團法人札幌養老院、社団法人函館慈惠院及び小樽盲啞學校の事業を開引され、これが御補助

札幌養老院、北海道社會事業協會、札幌育兒園、旭川育兒園、札幌遠友夜學校、釧路市社會事業協會、日本聖保祿會函館支部、天使院育兒部廣島村事業所、札幌保育園、留萌保育所、旭川救護院、余市養育院、旭川託兒所愛兒園、札幌報恩學園、岩内救護院、北一條公教同胞會無料診療所、大日本報實業社

△慶福會關係 家庭學校、函館慈惠院、小樽育成院
△三井報恩會では社會事業關係者にして永年勤続し成績優秀なる左記九氏を、同日選奨した。

△五十圓社團法人函館慈惠院 久保田權五郎△聖綠會函館支部四宮その△金三十圓旭川育兒院水下水△社團法人聖保祿會函館支部マリ・ノエミ△函館市立柏木病院古田作太郎△財團法人北海道社會事業協會病院菅原喜美子△札幌保育園風間クラ△函館市立柏木病院稻垣政記

御上陸記念碑

△森町明治天皇森行在所址及び御上陸地
△函館市明治天皇函館御上陸地
△說明揭示標を建設 明治天皇本道御巡幸の聖蹟として指定された札幌市の行在所豊平館並に借樂園内の清華亭は、昭和十年夏、文部省の説明揭示標も建設され、一方保存の方法も確立して、御聖徳を偲び奉るに遺憾がない。

年齢・干支・九星早見表

(西暦を紀元に換算するには六六〇年を加へればよい) ×印閏年

Table with columns for Year (年), Western Calendar (西暦), Day of the Week (干支), Age (年齢), and Star (九星). It is divided into sections for different eras: 天保元, 弘化元, 嘉永元, 安政元, 元治元, 慶應元, 明治元, 文久元, 萬延元, 安政元, 明治元, 大正元, 昭和元.

北海道

北海道の開発は、遠く七百餘年前にその曙光を見たが、開拓の功程は特に見るべきものなく、無盡の寶庫は固く鎖され、荆棘徒らに蔓るやうな状態であつた、然るに王政維新の宏謀によつて、明治二年開拓使の設置を見るに至り、開拓の基礎はじめて樹立され、爾來、茲に六十有餘年、開拓の進捗は寔に顯著なるものがあり、殊に歐洲戦亂の影響は、此處にも好況を齎して、各種産業界の記録を破り、新企業の興隆、其他諸般の事物に一大變革を來し、更に食糧問題の提唱と共に、朝野齊しく拓地殖民の有望なるを注視するに至つた。

本道の面積は五千七百五十五方里餘、昭和九年末現在人口は二百八十九萬七千餘人であつて、その密度は、府縣中最も稀薄な岩手縣の約半數に過ぎない状態に在り、今後、尙、四百萬人を容る、餘裕を有してゐる、海岸線は延長一千三百五十五里に及び、到る處に良港灣を抱き、魚介、海藻豊富にして、世界有数の漁場として其の名は夙に高い、地勢は概ね平濶に、地味肥沃な二百五十萬町歩の農牧適地を有し、加ふるに千古斧鉞の入らざ

る森林と豊富な各種礦物を藏してゐる。近年、全世界に互る經濟界のゆき詰りは、一般産業界の梗塞を誘致し、更に昭和六、七兩年に於ける稀有の凶作並に水害の災厄に見舞はれ、且つ同九年に於ても道内の大半に互り凶作を見るに至つたため、農漁村の窮乏は頓に加重されたが、何れも不撓不屈の精神を以て、克く難局を克服し、新生面の展開に努力してゐる、一面、對外爲替關係の有利なる波に乗り、特産品の海外進出は頗る好調を呈し、又、國內市場に於ても金、石炭、木材、乳製品、雜穀及び水産物等の盛に躍進しつつあることは、洵に力強いことであつて、拓殖の前途に大なる光明を與ふるものと云ふべきである。

拓殖の進展に伴ひ教育網も著々整備され、北海道帝國大學、小樽高等商業學校新設の函館高等水産學校の外、各種の中等學校あり、小學校は如何なる山間僻地の地にも設けられてゐる。

今や、拓殖計畫改訂期に臨み、官民戮力、百萬一心、渾身の努力を以て、青年北海道の興隆進展に、潑刺たる歩みを續けてゐる。



の品答贈御と品念記
!へ店當非是は命用御



東京 銀座
服部時計店
支店……大阪博勞町心齋橋筋角

目 品 業 營

精工舎製各種時計
歐米各種時計
貴金屬、裝身具
ダイヤモンド、眞珠
内外美術工藝品
金銀器、硝子器、陶磁器
漆器、七寶製品
照明器具、皮革製品
文房具、萬年筆
眼鏡及双眼鏡
寫眞機、ラヂオ
蓄音器、レコード
測量、製圖用諸器械

普通香水に比し三十倍も濃く
ほんの二三滴でよい薫りの永く保つ

原料香水 オリヂナル



瓶 0.50
瓶 1.00
瓶 2.00
瓶 4.00
瓶 0.60
瓶 1.20

本館 東京市日本橋區本天宮前
株式會社 安藤井筒堂

口より入る病を防ぎ

精神を爽快にする

衛生錠

口中殺菌剤 カオキール

錠入十錠・二十錠
ボケット形容器付 三十錠
丁字形容器付 三十錠
御勾玉形容器付 五十錠
茶金石形容器付 五十錠
麴形容器付 五十錠
徳用瓶入 五十錠 一圓



東京市日本橋區本天宮前
本館 株式會社 安藤井筒堂藥品部

沿革

拓殖愈よ進捗

道民の努力に俟つ

幕府時代 北海道は往時蝦夷地と稱し、アイヌ人の居住した地であつて、和人の移住は何時頃からであるか詳でないが、奥羽、北陸地方の商賈漁夫で險を冒し、利を射る者、若くは、敗戦して隠遁せる者が、渡島地方に移住したのにはじまるものと考られて居り、康正二年、蝦夷亂の時、和人の多くが渡島地方に住し、僅かに余市及び鷗川地方に出稼する者あるに過ぎず、極めて寂寞たる状態であつた。

この時、松前氏の祖、武田氏、蝦夷を破つたが、爾來十年しばしば騒亂があり、天文十二年、蝦夷と和するに至つて、松前氏の聲威漸く蝦夷地に及んだが、それも東は龜田、西は熊石に限り、その内を和人居住の地とし、

沿革

その外を蝦夷地とした。明和、安永の頃から露人南下の警報來れるため、徳川幕府は幕吏を遣して實況を調査せしめ、寛政十一年、遂に松前藩に一任せる統治を幕府の直轄に歸し、函館奉行を置いて、國防及び開拓の經營大本を定め、銳意その成功に努めた。後、更に函館奉行を改めて松前奉行としたが、偶々、露人が擄捉、樺太及び利尻に來寇するに及んで、幕府は再び全地を松前藩に還し、これが支配に當らしめた。

嘉永六年、露艦長崎に入港して交易を迫り、米國水師提督ペリリ浦賀に來航して翌年下田條約を締結し、函館開港の事、定まるや、幕府再び函館奉行を置き、安政二年に福山地方を除き、東西蝦夷地及び諸島を復、幕府の直轄に移し、奥羽諸侯及び松前藩に命じて警備せしめた。

開拓使及三幕時代 明治維新

の安謀成り、蝦夷開拓の廟議決するや、二年六月四日、議定鍋島直正を蝦夷開拓督務に任じ、畏くも 明治天皇は左の優渥なる勅書を賜つた。

蝦夷開拓ハ 皇威隆替ノ關スル所一日モ忽ニス可ラス汝直正深ク國家ノ重ヲ荷ヒ身ヲ以テ之ニ任センコトヲ請フ其憂國濟民ノ至情 朕嘉納ニ堪ヘス獨恐ル汝高年遽ニ殊方ニ赴クコトヲ 然レトモ 朕之ヲ汝ニ委ス 始テ北顧ノ憂ナカラン 仍テ督務ヲ命ス他日皇威ヲ北疆ニ宣ル汝方寸ノ間ニアルノミ汝直正懋哉

明治二年七月開拓使を置き、蝦夷を改めて北海道と稱し、十一年八月二十六日、東久世長官に賜つた御沙汰書は左の通りである。

北海道開拓ハ 皇威隆替ノ所係方今至重ノ急務ニ候 今般彼地へ出張數百里外殊方ノ寒

疆ニ其事務管ヲ督督候事不容易艱難一入苦勞 思食候 就テハ向後土地墾闢人民蕃殖北門ノ鎖鑰ニ樹立シ 皇威御更張ノ基ト可相成様勉勵盡力可有之旨御汰汰候事

同四年に至り、開拓使廳を札幌に置く、茲に於て、札幌は行政の中心地となつた。同年六月、黒田次官は米人ケプロンを雇聘して歸朝し、廣く内外の情勢を參酌して開拓の方針を定め、省府藩士族寺院の支配を罷めて開拓使の所轄に歸し、明治五年以降十五箇年間に總額金一千萬圓と外に租稅其他の收入を擧げて開拓の經費に充つる計畫を樹てた。然るに創業の際として、施設すべき事業多く、歳額足らざるを以て、更に兌換證券二百五十萬圓を發行し、且つ大藏省より金百五十萬圓を借入れて、海陸運輸の改良、各種工場の新設、産業の發達及び移民の保護を計り、函館、札幌間の道路を開鑿し、室蘭の港灣を修築し、又、大いに札幌の經營を行つた。而して、その施設は概ね米國に則り、規模廣大、頗る見るべきものあつたが、事業と實效と相伴

はなかつたので、同七年、緊縮の方針を採り、興産の方法を講ずると共に、民力の涵養に努め、産業の發達を圖り、同十一年、起業公債約五十萬圓の下付を得て、幌内炭山の開掘に著手し、同十三年、小樽を基點とし、鐵道を敷設し、其他學校の創始、屯田の設置及び貿易の擴張等、施設するところ多かつた。同十五年に至り、開拓使を廢し、新たに函館、札幌及び根室の三縣を置いて一般行政を司らしめ、殖民並に山林等、主として拓殖を目的とする事務は、總べてこれを農商務省及び工務省に移し、翌年更に、農商務省中に北海道事業管理局を置いて統一管理せしめた。然るに、その主管する拓殖事務は、開拓使の舊套を踏襲せるに過ぎず、而も、三縣一局に分れたるが爲め、各部の統一連絡を缺き、往々にして事務の滯滞するを免れなかつた。

道廳時代 明治十九年、三縣一局を廢して、北海道廳を置き、努めて行政事務の簡捷を圖り行政費を節約して事業費を増加し、専ら力を拓地興産に盡する方針を採り、移民の直接保護を廢して、間接助長の政策を主とし、道路の開鑿、地形の測量、殖民地の選定、水産、鑛床の調査、水産税の輕減、出港税の廢止及び官貨金の整理等を斷行し、又、官營諸工場を拂下げ、或は有望なる新設事業の補助及び上川原野の開發等を計畫し、炭鑛鐵道の建設を補助する等、能く時運の趨勢に適應して着々拓殖事業の發展を企圖した。同三十年、道廳官制を改正して郡設所を廢し、支廳を置き、同三十二年、函館、小樽及び札幌に區制を施行し、翌年、大野村外十五町村に一級町村制を實施し、同三十四年に至り、道會法及び北海道地方費法並に二級町村制を施行し、又、この歳はじめて衆議院議員を選出した。同年、北海道十年計畫成り、國費と地方費とを分割して駢行翼進の策を定め、十箇年間に國費三千百五十萬圓を支出するの計畫を樹てたが、幾何も無く、日露戰役の影響を受け、經費節減の結果、豫定の成績を擧ぐるを得なかつたので、同四十三年所謂第一期拓殖計畫を樹立し、一

簡年度の支出額は五百萬圓を超過せざることとし十五箇年を期して、七千萬圓を國庫より支出し、専ら拓殖事業の完成を期せんとした。

本道歴代長官

開拓使以來の歴代長官を列舉すれば左の通りである。

- △蝦夷開拓總督
- 鍋島 直正 (明治二年六月—同年七月)
- △開拓使長官
- 鍋島 直正 (明治二年七月—同年八月)
- △開拓長官
- 東久世通禧 (明治二年八月—同七年八月)
- 黒田 清隆 (明治七年八月—同十五年一月)
- 西郷 從道 (明治十五年一月—同年二月)
- △函館縣令 時任 爲基
- △札幌縣令 調所 廣丈
- △根室縣令 湯地 定基
- (以上明治十五年二月—同十九年一月)
- △北海道廳長官
- 1 岩村通俊 (明治十九年一月—同二十一年六月)
- 2 永山武四郎 (明治二十一年六月—同二十四年六月)

行政區劃一覽

北海道は十一ヶ國、八十五郡よりなつてゐるが、それを國別にすれば左の如くである。

- 1 渡邊 千秋 (明治二十四年六月—同二十五年七月)
- 2 北垣 國道 (明治二十五年七月—同二十九年四月)
- 3 原 保太郎 (明治二十九年四月—同三十年九月)
- 4 安場 保和 (明治三十年九月—同三十一年七月)
- 5 杉田 定一 (明治三十一年七月—同年十一月)
- 6 園田 安賢 (明治三十一年十一月—同三十九年十二月)
- 7 河島 醇 (明治三十九年十二月—同四十四年五月)
- 8 石原 健三 (明治四十四年五月—大正元年十二月)
- 9 山之内 次 (大正元年十二月—同二年二月)
- 10 中村純九郎 (大正二年二月—同三年四月)
- 11 西久保弘道 (大正三年四月—同四年八月)
- 12 俵 孫一 (大正四年八月—同八年六月)
- 13 笠井 信一 (大正八年六月—同十年五月)
- 14 宮尾 舜治 (大正十年五月—同十二年九月)
- 15 土岐 嘉平 (大正十二年九月—同十四年九月)

- 18 中川 健藏 (大正十四年九月—昭和二年五月)
- 19 澤田 牛麿 (昭和二年五月—同四年七月)
- 20 池田 秀雄 (昭和四年七月—同六年十月)
- 21 佐上 信一 (昭和六年十月—)

- | | | |
|-----------|-----|-----|
| 北見國 | 禮文郡 | 網走郡 |
| 常呂郡 | 利尻郡 | 枝幸郡 |
| 宗谷郡 | 紋別郡 | 斜里郡 |
| 釧路國 | 釧路郡 | 阿寒郡 |
| 十勝國 | 河西郡 | 廣尾郡 |
| 十勝郡 | 河東郡 | 中川郡 |
| 上川郡 | 川上郡 | 釧路郡 |
| 厚岸郡 | 足寄郡 | 白糠郡 |
| 根室郡 | 花咲郡 | 野付郡 |
| 目梨郡 | 標津郡 | 得撫郡 |
| 國後郡 | 檮捉郡 | 藥取郡 |
| 紗那郡 | 色丹郡 | 得撫郡 |
| 新知郡 | 占守郡 | 得撫郡 |
| 石狩支廳(札幌市) | 石狩郡 | 厚田郡 |
| 石狩支廳(札幌市) | 石狩郡 | 厚田郡 |

- △一級 札幌村、琴似村、豊平町、江別町、石狩町、惠庭村、當別村、藻岩村、廣島村、白石村、濱益村、厚田村
- △二級 千歳村、篠路村、新篠津村、手稻村
- △渡島支廳(函館市)
- 龜田、上磯、茅部、山越、松前の各郡
- △一級 上磯町、戸井村、八雲町、森町、木古内村、湯川村、大野村、福島村、龜田村、錢龜澤村、長萬部村、七飯村、福山町
- △二級 白尻村、小島村、尻岸内村、砂原村、根法華村、鹿部村、尾札部村、落部村、知内村、大島村、茂別村、吉岡村、大澤村
- △檜山支廳(江差町)
- 檜山、爾志、久遠、奥尻、太櫛、瀬棚の各郡
- △一級 江差町、瀬棚町、利別村
- △二級 熊石村、乙部村、奥尻村、太櫛村、上ノ國村、泊村、東瀬棚村、久遠村、厚澤部村、貝取湖村
- 後志支廳(倶知安町)

小樽、高島、忍路、余市、美國、古平、積丹、岩内、古宇、虻田(虻田、豊浦、洞爺の各村を除く)、磯谷、歌葉、壽都、鳥牧の各郡

△一級 余市町、泊村、壽都町、岩内町、俱知安町、古平町、高島町、余別村、鹽谷村、大江村、東俱知安村、美國町、前田村、發足村、磯谷村、

△二級 入舸村、喜茂別村、歌葉村、朝里村、神惠内村、狩太村、樽岸村、赤井川村、眞狩別村、島野村、南尻別村、留壽都村、東島牧村、西島牧村、小澤村、熱郭村、黒松内村

空知支廳(岩見澤町)
空知(富良野各町村を除く)、夕張、樺戸、雨龍の各郡

△一級 一巳村、美唄町、深川町、夕張町、岩見澤町、瀧川町、砂川町、角田村、芦別村、栗澤村、三笠山村、長沼村、由仁村、新十津川村、赤平村、歌志内村、妹背牛村、秩父別村、江部乙村

△二級 沼田村、多度志村、浦白村、雨龍村、幌加内村、納内村、音江村、幌向村、北村

北龍村、月形村
上川支廳(旭川市)
上川(石狩國)、上川(天鹽國)、中川(天鹽國)の各郡及び空知郡の内、富良野各村(富良野町、上富良野、中富良野、南富良野、山部の各村)、勇拂郡の内、占冠村

△一級 神樂村、東旭川村、當麻村、比布村、上富良野村、神居村、士別町、富良野町、名寄町、多寄村、上士別村、美深町、永山村、東鷹栖村、美瑛村、鷹栖村、東川村、中富良野村

△二級 常盤村、温根別村、愛別村、和寒村、江丹別村、劍淵村、上川村、南富良野村、山部村、中川村、智恵文村、占冠村、下川村

留萌支廳(留萌町)
苦前、天鹽、留萌、増毛の各郡

△一級 留萌町、増毛町、羽幌町、苦前村、天鹽町

△二級 幌延村、小平薬村、鬼鹿村、焼尻村、初山別村、天賣村、遠別村

宗谷支廳(稚内町)
宗谷、枝幸、利尻、禮文の各郡

△一級 稚内町、鬼脇村、枝幸村、鷹泊村、杵形村、香深村

△二級 猿拂村、中頓別村、頓別村、船泊村、仙法志村、宗谷村

網走支廳(網走町)
斜里、網走、常呂、紋別の各郡

△一級 網走町、野付牛町、美幌町、紋別町、端野村、相内村、遠軽町

△二級 斜里村、留邊蘂町、渚滑村、上湧別村、訓子府村、瀧上村、西興部村、小清水村、置戸村、下湧別村、女満別村、津別村、生田原村、佐呂湖村、興部村、下渚滑村、雄武村、常呂村

釧路支廳(室蘭市)
有珠、幌別、白老、勇拂(占冠村を除く)の各郡及び虻田郡の内、虻田村、豊浦村、洞爺村

△一級 伊達町、苦小牧町、厚真村、安平村

△二級 穂別村、徳舜營村、鶴川村、幌別村、白老村、豊浦村、虻田村、洞爺村、壯瞥村

日高支廳(浦河町)
浦河、襟似、幌泉、新冠、沙流、静内、三石各郡(日高國一圓)

△一級 門別村、浦河町、静内町

十勝支廳(帯廣市)
廣尾、十勝、中川、河西、河東、上川の各郡(十勝國一圓)

△一級 本別町、音更村、池田町、芽室村、新得町、幕別村、清水村

△二級 士幌村、西足寄村、廣尾村、大正村、川西村、大樹村、御影村、上士幌村、豊頃村、大津村、浦幌村、鹿追村

釧路支廳(釧路市)
釧路、厚岸、足寄、川上、阿寒、白糠の各郡

△一級 厚岸町、濱中村、鳥取村

△二級 舌辛村、弟子屈村、釧路村、標茶村、達別村、足寄村、太田村、昆布森村、音別村、白糠村

根室支廳(根室町)
根室、花咲、野付、標津、目梨、擇捉、薬取、紗那、國後、色丹、得撫、新知、占守の各郡、(根室、千島國一圓)

△一級 根室町

△二級 別海村、色丹村、標津村、留別村、留夜別村、羅臼村

特殊官廳所在

開拓當初の政務は悉く開拓使の管轄するところであつたが、その後、特殊の政務は漸次分離して、中央官廳の直轄に歸し、其他、新たに設置したものもあり、現在に於ける特殊官署は左の通りである。

宮内省 帝室林野局 札幌支局、新冠御料牧場

鐵道省 札幌鐵道局、北海道建設事務所

大藏省 札幌稅務監督局、函館稅關、函館專賣支局

陸軍省 第七師團、旭川憲兵隊本部、軍馬補充部、釧路、十勝及び川上支部、陸軍糧秣廠 札幌派出所

司法省 札幌控訴院、札幌、函館、旭川及び釧路地方裁判所、各刑務所

文部省 北海道帝國大學、小樽高等商業學校、函館高等水産學校

農林省 月寒種羊場、日高種馬牧場、十勝、膽振及び根室

小樽みなと祭

小樽港祭は昭和十年八月十八日、埠頭工事築造に當りケーンン沈下の當日舉行された、廣告祭、山車、松前神樂、旗行列、提灯行列、マラソン、水泳、漕艇會其他の催しで、全市祝賀気分漲る裡に、この劃期的大工事の前途を壽いだ。

海獸獵業解禁運動

日、米、露、露四ヶ國海上禁獵條約の實施せられたのは明治四十四年十月十五日で、期間は十五ヶ年その目的は北太平洋に於ける獵虎、鰐豚の海上獵業の禁止であつた、而して該條約に依れば、繼續に異議ある國は、その十四年目に他の締約國に通じて會議を開催し、これを決し得るの條文があるので、大正十四年以來、各海獸獵業者は政府及び議會に向て解禁を請願し、政府も亦、今後、鰐豚を増殖せしむることは日本の漁業を破壊す

るものであるとの理由に依り、條約の廢棄を計り、英、米、露三ヶ國に通牒を發し、數次、會議の開催を促したものの、解禁を欲せざる英國は、露國と國交を恢復するに至らず隨つて同席會議を爲し得ざるを口實とし、延期を重ねたので、更に我が政府は各國別個に協議を遂げんとしたが、これも不成功に終つた、斯くて、北太平洋に於ける海獸獵業を拘束する日、英、米、露四ヶ國海獸禁獵條約は、過ぐる大正十五年十二月十二日を以て満了したまゝ、八年を閉みしめた、速かに該條約を廢棄するの手段に出で、鰐豚其他魚族の害敵たる獵虎、鰐豚の禁獵を解除し、以て帝國の産業及び食糧對策上重大の關係を有する北洋漁業と本邦沿岸各漁業の脅威を減減し、並に中部千島を解放し、同方面海陸産業の開發を促進せんことを望む旨、關係業者は勿論、政黨方面で海獸獵業解禁意見を公表するものが現はれた。

○函館の紋章は左巴 函館市は從來巴港と呼ばれ、その地形を象徴して巴が慣行的に市の紋章として用ひられてゐたが、それ

には左と右とがあつたので、港祭を機とし、昭和十年七月五日の市會に於て左巴と決定した。

○根釧殖民地の開發 根室釧路原野地方の開發は特殊事情の下に在るものとして、道廳では昭和八年度以來五ヶ年を劃し一定計畫を樹て、開發に當つてゐるが、計畫第三年目たる昭和十年度の施設としては

△移民指導農會技術員囑託設置 △甜菜栽培獎勵 △綠肥並に飼料作物獎勵 △優良農具購入貸付 △病害虫防除藥劑配付 △防護植樹の獎勵普及 △堆肥場設置助成

其他を擧げることが出来、原野開發の前途に一道の光明を與へた。

○全國的の生産順位 昭和八年の北海道總生産額五億五百六十一萬二千三百一十圓を全國的に見ると、第一位を占めた大阪府の十六億六千五百五十五萬六千六百三十五圓に較べて遙かに劣るが、東京、愛知、兵庫、福岡、神奈川の府縣に次いで、第七位に坐つてゐる。

創資諸
本立積
立金金
明治六年
五千七百五十萬圓(拂込濟)
六千八百五十萬圓



株式會社 第一銀行

北海道内
支店所在地
函館支店 函館市末廣町
小樽支店 小樽市色内町
札幌支店 札幌市南大通



株式會社 三井銀行小樽支店

小樽市色内町七丁目七番地
電話三番、一五五番、一五六番
振替貯金口座小樽三番

地勢

新版圖武富島

北千島の新噴火島

昭和九年一月二十六日、農林省監視船白鳳丸は、北洋巡航の途上、我國の最北端北緯五十度五十五分に達してゐる北千島阿頼度島の一の波(又は東京灣と稱す)から東方八百米の個所に新噴火島を發見し、近づいて寫眞を撮つて歸り、新島の現出を發表した、この島は白鳳丸の武富船長の名に因んで武富島と命名された。

地勢

に翌九年一月十四日、占守島の西南端松村山から眺めた時には阿頼度山を背後にし、白煙濛々たる中に一小島を認めたとのことである。同二十六日、白鳳丸に發見された當時、武富船長の測定によれば、高さ五十米であつた武富島は、その後、度々、軍艦やら、商船やらに見舞はれその高さは同年三月二十二日には九十米、四月二十七日には百三十米、五月十七日には百四十五米と測られた、この最後のものは武富島の最高時で、以後漸次低下し、六月十一日には百四十米となり、越えて九月中旬、田中館氏が測量した時には百十七米、その口徑三百二十米で、高さの割合には頗る大きい火口を有してゐた、更に注意すべきは、この島と阿頼度本島との間に幅約一軒の灣が出来たことである、これは、この附近に稀な東南風の外、冬季でも北洋第一

の船舶避難所となるもので、測深の結果、この海峡の大部分は深さ十七呎以上、その深いところは六十呎以上であると云ふ。とまれ、僅かではあるが、四十町歩の陸地が新たに帝國の版圖に加つたことは喜ぶべきであり、今後、こゝは北洋漁業への足場の一つとなることは疑ひないところである。

位置と總面積

我國の北部に在つて樺太島の南に位し、南は津輕海峡を隔てて本州と相對し、その最短距離僅かに十海里、北は宗谷海峡を挟み、相距ること二十四海里にして樺太島と對し、北西遙かに海を隔て、露領シベリヤと呼應し、西は渡島國大島西端東經百三十九度二十分を以て極西とし極南は渡島國小島南端北緯四十一度二十一分、東は占守島東端東經百五十六度三十五分にしてカムチャツカ半島に接近し、而して極北は千島國アライト島の北端北緯五十度五十七分、これを以て北海道即日本の最東端及び最北端とし、國防と漁業上、

重要なる國際接觸線を爲してゐる。西は日本海に面し、北はオホツク海に臨み、東南二方は太平洋に瀕し、正に大鵬の雙翼を張るが如く、その圏圍は三大海洋に跨るものである。本島及び大小三十有餘の島嶼より成り、その面積は五千七百五十五方里にして、總面積に於ては臺灣、樺太及び四國を併せたるものに近似し、尙、千島を除くも、東北六縣及び新潟縣を合したるものに匹敵してゐる。

十一國の面積

參謀本部陸地測量部の實測に依る面積は、五千七百五十五方里餘になつてゐるが、國別に面積を示せば左の通りである。

石狩	九二七・二八三
後志	二九四・四五四
渡島	二八三・一八九
膽振	四六二・三三七
日高	三三三・七三〇
十勝	六三三・二二二
釧路	四五九・六五九
根室	二二二・二六三

千島	六三・三三
北見	九三〇・三五
天鹽	五六八・三四

行政區劃面積

支廳、市別の面積を昭和九年三月末現在で見れば左の通りである。

地方別	面積
石狩支廳	三三・九三
空知支廳	四三六・〇七
後志支廳	二七三・七三
檜山支廳	一八四・七九
渡島支廳	二二八・〇三
膽振支廳	二二九・七二
日高支廳	三二・七三〇
十勝支廳	六三三・二五
釧路支廳	四五六・四五
根室支廳	八九五・四五
網走支廳	六九三・五五
宗谷支廳	三三・七〇〇
留萌支廳	二五七・七二
上川支廳	六三三・七一
札幌支廳	一・五六七
旭川市	一・四二五
小樽市	三・六〇四
函館市	一・二九
室蘭市	四・九三
釧路市	三〇・二四

海岸線と港灣

海岸線は總延長一千三百五十五里、千島列島の海岸線約六百三十里を控除するも尙、七百四十二里に達する。地理的に見れば長大なる弧狀線を描く海岸多く、概して灣入屈曲少く、冬季結氷、風浪強烈、砂洲流出等に阻害せられ、天然の良港に乏しいが、函館、小樽及び室蘭は古くより知られたる良港である。然るに拓殖計畫により、自然的條件と内陸及び海上の産業地理的關係とを稽査し、釧路、網走、根室、稚内及び留萌の商港を修築し、現在、函館、小樽、室蘭、釧路、根室及び近く設定さるべき留萌を加へ、本道の六貿易港とする。

右の外、拓殖計畫により築設されたる漁港は、太平洋岸に於て浦河及び廣尾の二港、日本海沿岸に於ては岩内、江差、杵形、余市及び天賣の五港、オホツク海方面に於ては紋別の一港であつて、沖取漁業に資するところ少くない。

十有餘の小漁港及び船入湖の築設を爲しつゝあるを以て、海岸の自然的缺陷は、計畫進捗と共に漸次補はれつゝあり、内陸産業及び沿海漁業の發展助成に貢献するもの多大である。

山脈と分水嶺

北海道の胴體部に於ける山脈は丁字形を爲し、これを形成するものは日高山脈、北見山脈及び千島山脈であつて、その交叉點たる中央部に於て相會し、最も高峻を極め、所謂、大雪山彙及び石狩岳其他一環となり、雄壯秀麗なる景勝地を形成し、石狩川、十勝川及び天鹽川をはじめ、常呂川、網走川等、幾多大小河川の源を爲してゐる。即ち大雪山彙は旭岳を盟主として比布岳、凌雲岳、北海岳、白雲岳、黒岳等十指を屈する秀峰高岳巍然として櫛比聳立し、雲海縹渺遙か十勝岳、トムラウシ岳及び石狩岳と呼應對峙し、深峽碧淵その岳麓を繞り、莊嚴神秘を極めてゐる。

走り、南北に連互して峻峰峻岳多く、就中、幌尻岳最も高く、戸蔭別岳、札内岳、神威岳及び芽室岳等、何れも二千米内外の高度を競うてゐる。而してこの山脈は襟裳岬を南端として大分水嶺を爲し太平洋に突出し、石狩川及び十勝川支流其他中小河川等この山脈より發し、西南及び東南二方向に向ひ、太平洋に流入し、短流多く、日高方面の流域は狭小であるが、十勝方面は大平野を展開してゐる。

釧路及び根室原野、北部には北見平野展開し、將來の開發に俟つべきもの頗る多い。

北見山脈は中央部石狩岳より西北に向ひ、天鹽及び北見の國境を走り、宗谷岬に達するものであつて

概して高山少く、中央部に武華山、武利岳、屏風岳及び天鹽岳等大雪山に對峙し、何れも千七、八百米の標高を示し、北に向ふに従ひ漸次山勢を減じ、千米以下となつてゐる。

最も著名である。羊蹄山は海拔約千九百米あり、美麗なる圓錐狀を呈するを以て蝦夷富士の稱あり、其他ニセコアンヌプリ、手稻山、札幌岳、惠庭岳及び無意根山等高山とは稱し得ないが、北方に於ける最高文化都市近郊の名勝地として著名である。而して石狩大平野は夕張山脈、増毛山塊及び後志山塊の間に擴り、北西は日本海、南方は遠く太平洋に向つて展開し本道の富源を藏してゐる。尙、後志山塊に續ける山脈は漸次狹長なる半島部に連互し、脊梁狀を爲し、概して高山少く、著名な山も亦少いが、近年爆發した活火山駒ヶ岳は、噴火灣頭に聳立し、大沼の勝地を控へてゐる。

各山嶽の高さ

名山	高さ
旭岳	二、二九〇
十勝岳	二、〇七〇
羊蹄山	一、八八三
石狩岳	一、七五五
芦岳	一、七三〇

河川と其流域

夕張	一、六六八
阿寒	一、五〇三
雄阿寒	一、三七二
惠庭	一、三三〇
駒ヶ岳	一、二四〇
樽前山	一、〇三四

河川の主なるものは石狩川、天鹽川及び十勝川等であつて、本道の三大河川と稱し、他の二三長流と共に、その源を中央部の山地に發してゐる、石狩川は長さ約九十三里にして本道第一の大川であり、本邦一二を競ふ長流であつて、源を石狩岳に發し、石狩平野を蛇行貫流し、日本海に注ぎ、下流五十里餘は小蒸汽船を通じ、多少の補修を加ふれば、河口より數里の間は千噸級の汽船の航行も難事ではないと稱せられ、運輸の便頗る多く、秋季より冬季にかけて夥しく、秋の遡上するは、餘りにも有名である。本河川はその流域に千里の沃野を潤してゐるが、流身變轉蛇行曲折甚しく、たびたび大氾濫の災害を附近農耕地に蒙らしめ、無數の三日月沼を作

つてゐる。然し、三千萬圓の巨費を投じて施行して來た治水事業頗る進捗し、江別町より河口、まで約十二里十八町に對し、昭和九年八月切替掘鑿事業完成し、直流六里二十一町に短縮し、尙、上流部に對しても目下工事中であるから、將來、水害の除却は固より耕地開發に資するところ甚大なるを期待される。而してその支流の主なるものは雨龍川、空知川、江別川及び豊平川であつて雨龍川は天鹽山脈の北部に發し石狩川に合流する地方最も肥沃である。空知川は富良野盆地を貫流し、江別川は千歳川及び夕張川を合流し、廣潤なる流域一帯、地味膏腴なる大平野を爲し、本支流を合するときは、その流域面積千五百二十四方里餘に達し、稲田、麥圃相連り、本道第一の農業地帯である。

寒冷卑濕にして 開拓の業運遅たる観がある。而して本道河川の大部分が原始河川にして、

十勝川は源流を十勝岳に發し千島火山脈の南側と日高山脈の東側の水を集め、扇形の大小無数の支流を有し、延長五十里、

表的なもので、東北部に多く、大體に於て本道の海岸隆起と一部沈降の傾向を示すものである。

屬し、北見、釧路國境に發する支流利別川と本流との合流點附近の豊沃なる耕地の被害を防止せんとするものであつて、將來の開發を期待されるものである。

其他、日本海に注ぐ河川中には利別川、後志川(尻別川)、余市川、留萌川、小平薬川、羽幌川及び遠別川等あり、就中、後志川流路延長最も長く三十六里餘、從つて

不易の森藪味を以て開え、摩周湖の如きは流出入の一河川もななく、千古清澄の水を湛へるを以て有名である。支笏湖、洞爺湖及び大沼は眺望廣闊、名山高岳を背景とし、附近大都市の逍遙地として最も親しまれてゐる。

川これに次ぐものである。オホツク海に注ぐものには前述せる二河川の外、湧別川、渚滑川及び斜里川等あり、而して太平洋に流入するものは前述二河川を除き、根室灣に注ぐものは西別川、標津川及び風蓮川等であつて、何れも流域は肥沃なる平野である。

北海道廳土木部調査による重要二十六河川の流域、延長を示せば左の通りである。

Table with 2 columns: River Name (e.g., 忠別川, 美瑛川, 沙流川) and numerical values representing flow or length.

湖沼及び成因

湖沼は頗る多く、著名なるものゝみにても二十有餘を數へ、從つて成因等も複雑であり、種

Table with 2 columns: Lake Name (e.g., 風蓮湖, 網走湖, 厚岸湖) and numerical values.

鹹水湖の發見

從來、鹹水湖は、その殆ど全部が海續きの湖であり、然らざるものは沙漠の中などで發見されるが、本邦には絶無と考へられて

主要湖の面積

Table with 2 columns: Lake Name (e.g., 洞爺湖, 支笏湖, 屈斜路湖) and area values in square kilometers.

以上、北盤梯山の五色沼、火山で出来た山であり、問題の湖は噴火口に水の溜つたものであるが、その名の如く湖全體が綠色を呈して頗る美麗である。

胃腸・栄養に

わかかきと

【適應症】

各症食慾不振、腸胃内異常酸酵、胃腸カタル、胃酸過多症、胃アトニー、胃擴張、常習便秘、宿醉、結核、貧血、流行性感胃、浮腫、糖尿病、神經衰弱、脚氣、各型栄養障碍、發育不全小兒、綠便、粘便、下痢、惡阻、乳汁不足

各地薬店ニアリ……三十日量 一圓六十錢

會の兒育と養榮・京東・元賣發

氣象

複雑なる氣象

中歐諸國と同緯度

我國の最北部に位し樺太を除きては、我國の最寒冷地帯に屬するも、緯度より見れば、先進中歐諸國と殆ど同位に在り、世人の多くが想像する如き住み難い處ではなく、本邦北方文化開發の素因を爲すもの少しとしない。兎も角、本道は面積廣大にして、且つ、四海の海流及び内陸の地形に複雑なる關係を有するのため、その位置によつて甚しく差異があり、従つて産業、文化及び交通に影響するところ甚だ多きを見る。然るに、この自然の妙機を捉へ、適切なる人力施設を加ふれば、樂土と化するも至難ではなく、徐々その自然の征服と活用を見つゝあるもので、凶作と寒冷は本道の代名詞ではないのである。

最高最低記録

各地の最高最低氣温は次項の如くであるが、昭和十年十月末までの内、最高温度(攝氏)は大正十三年七月十二日帯廣で、最低温度は明治三十五年一月二十五日旭川で記録された。

各地累年氣温

測候所	最高	最低
函館	三三・五	二二・七
壽都	三三・〇	二二・七
室蘭	三三・八	二二・三
札幌	三三・五	二二・三
札幌	三三・九	二二・四
旭川	三三・九	二二・四
旭川	三三・三	二二・八
浦河	三三・八	二二・二
帯廣	三三・八	二二・二
釧路	三三・八	二二・三

年平均の氣壓

氣壓は年平均より見て東北部に低いから、風は西若くは南西に偏するが、北西には日本海を隔て、シベリヤを控へ、南東は太平洋に面する關係上、夏は概して南風多く、冬は西又は北西の風が多い。

尙、累年の風速に就いて見るに、壽都の六・五米を第一とし、紗那の六・二米これに次ぎ、帯廣の二・一米、旭川の一・七米を最小とする。故に、暴風の如きも壽都最も多く、一箇年平均二〇五・二日を算し、これに次いで紗那の一六八・九日、旭川の五・二日、網走の二・四日は最も少い。旭川及び帯廣の風速の弱いのは前者は上川盆地後者は十勝平野にあつて、四圍山脈を繞らし、海岸に比較的遠いからである。次に本道累年の氣壓及び風速を示せば左の如くである。

降水量は寡少

降水量は本邦中寡少の部に屬し、年總量千耗を越ゆるものは函館、壽都、札幌、羽幌、網走及び紗那等であつて、これを四國の太平洋岸高知地方に比較すれば約二分の一、東京の三分の二に過ぎない。月別に見れば十二月最も多く、十一月、十月、八月、九月順次にこれに次ぎ、寡少な月は七月で、六月、五月も少い。

更に地方的に見ると、總じて北見の北部より天鹽、石狩、後志及び渡島等日本海の方面に多

く、北見の南部、日高及び十勝地方は少い方である、これは北見網走方面は西に北見山脈、南部に千島火山脈を以て遮られ、

霜の初日終日

初霜日と終霜日の各地累年平均均を左に示す。

Table with columns for observation points (観測所) and dates for first frost (初霜) and last frost (終霜).

氣温と寒暖流

近海の流れには寒暖の二種があつて、暖流は對馬海峽を抜けて西海岸に沿うて進み、宗谷海峽を過ぎて北見の海岸を洗ひ、千島列島の西方を北進し、又、支流は分れて津軽海峽に入り東流して寒流に合してゐる。

各地無霜期間

累年平均に依つて各地の無霜期間を擧げて見る。

Table showing the number of days without frost for various locations (e.g., 倶知安, 札幌, 旭川).

各地の積雪量

雪量は南部及び太平洋に面する地方に少く、西部及び北部即ち對馬暖流の影響を受ける沿岸地方に多い。

Table showing snow accumulation data for various observation points (観測所).

雪の初日終日

各測候所に於ける雪の初日と終日とを、累年平均に見れば左表の如くである。

Table showing the first and last dates of snow for various observation points.

海霧襲來地方

六、七、八月頃になると、襟裳岬から根室に至る近海は濃霧襲來し、咫尺を辨ぜざる日多く襟裳岬の燈臺に於ては、濃霧による溟濛たる天候には毎分毎に七秒間霧笛を吹鳴らし、汽船航行の便を圖るほどである。

測候所創設と位置

左記十二ヶ所に測候所を置いてゐる。函館市、函館測候所(明治五年七月)、室蘭市、室蘭測候所(大正十二年一月)、札幌市、札幌測候所(明治九年九月)、旭川市、旭川測候所(明治二十年一月)、帯廣市、帯廣測候所(明治二十五年一月)、釧路市、釧路測候所(明治四十二年一月)、後志國壽都郡壽都町、壽都測候所(明治十七年六月)、天鹽國苫前郡羽幌町、羽幌測候所(大正十年一月)、日高國浦河郡浦河町、浦河測候所(昭和二年一月)、根室國根室郡根室町、根室測候所(明治十二年七月)、北見國網走郡網走町、網走測候所(明治二十年八月)、千島國紗那郡紗那村、紗那測候所(明治三十五年九月)。

氣象觀測規程改正

氣象觀測規程は、昭和十年五月一日改正された、從來氣象觀測をなすものは、支廳又は町村役場であつたものを、氣象觀測員に改むる

別村役場、瀧上村役場、津別村役場、留邊蘆町役場、△室蘭測候所、苫小牧町役場、伊達町役場、徳舞野村役場、洞爺村役場、△浦河測候所、門別村役場、門別村波惠尋常高等小學校、右左府村役場、△帶廣測候所、廣尾村役場、大津村役場、清水村役場、士幌村役場、△釧路測候所、濱中村役場、舌辛村役場、足寄村役場、標茶村役場、津別村役場、△根室測候所、別海村役場、標津村役場

測候所	管内	燈臺	篤志
氣象	委託		
札	六	一	四
函	四	二	三
室	四	三	三
壽	四	三	三
羽	三	二	三
旭	三	二	三
浦	二	一	二
帶	四	一	一
釧	五	一	一

根室 二 三 三
網走 九 一 一
紗那 五〇 六 三
計 五〇 六 三

○農業氣象指導獎勵 北海道のやうな氣候的天恵に薄い所では、農作物と氣候とは密接な關係を有し、生育中に於ける氣温の高低、日照の多寡は、生育及び收量に著しい影響を有するので、北海道廳では、昭和十年度中、主要農業地の農事講習講話會に對し、講師を派遣し、農業氣象の指導に努めた。

○霜害豫防を實施す 早霜或は晩霜による農作物の被害額は甚大に上るが、氣温の低下及び結霜は、氣壓配置の變遷、空氣中の水蒸氣量や氣温變化の状態から豫知することが出来るので、地方農家は農事試験場、同支場、試作場其他各關係機關並に測候所と相連繫し、霜害豫防を施行した。

○北洋氣象觀測施設 北海道廳では北洋氣象觀測の完備を期するため、千島の北端に氣象測候所を設置すべく文部省に申請中のところ、昭和十年五月三日、文部省告示を以て、千島國占守

郡那延島に指定された。○海洋氣象臺設置願 海洋氣象臺は神戸市に在るのみだが、函館市では昭和十年一月に市長、市會議長、商會議所會頭、商工聯合會長、海運業組合長、船主同盟會長が連署して、函館市に海洋氣象臺設置方を議會に請願した。

地方的氣温表

十二測候所に於ける累年絕對最高最低氣温(攝氏)は左の通り

測候所	最高	最低(零下)
函館	三三・五	二・七
室蘭	三三・八	一三・三
札幌	三五・五	二八・五
羽幌	三五・九	二六・四
旭川	三五・九	四・〇
浦河	三〇・三	一四・八
帶廣	三〇・八	三六・二
釧路	三〇・八	二八・三
根室	三三・一	三三・七
網走	三六・〇	二九・二
紗那	三〇・八	二六・一

地方別累年天氣表

測候所	快晴	曇天	降雨	降雪	霧	暴風
函館	二四・九	一五・九	一三・九	一〇・五	一五・〇	一〇・八
室蘭	一七・一	三三・二	一三・三	一七・三	六・七	二〇・三
札幌	二九・二	一七・〇	一三・三	一〇・〇	三・二	三六・四
羽幌	二〇・四	二五・八	一三・七	一一・一	二・八	四九・〇
旭川	一一・一	二七・六	一三・七	一一・二	一三・六	一六・五
浦河	三〇・四	一六・三	一六・四	一一・八	四・八	五・二
帶廣	四・五	一四・八	一〇・九	一〇・九	九・一	三・六
釧路	五・七	一五・八	一四・四	一四・四	五・七	七・二
根室	三・六	一五・三	一四・三	一四・三	一〇・〇	九・四
網走	二・二	一三・〇	八・四	八・七	二・一	二・四
紗那	一五・四	三三・八	一七・七	一四・〇	五・五	一六・九



土地制度變遷

小地積分割の方針

土地制度は、開拓使以來幾多の變遷を経て今日に至つた、即ち明治五年、北海道土地賣貸規則の制度に依り、一人十萬坪以内の賣下を認め、着手後十箇年間除租の特典を設け、次で同十年間令土地拂下規則に依り、一人十萬坪を限り貸下げ、成功の後付與することとし、その翌年より十年間地租及び地方税を免除するの途が開かれた。

更に同三十年、北海道國有未開地處分法が發布され、未開地の賣拂付與交換及び貸付の法を定め、起業の目的に應じ處分法を異にし、以て賣拂付與又は交換したる土地は民有に歸したる翌年より二十年間免租し、或は又、同年廳命を發し、府縣知事の認可を得たる團體入地者に對

しては、貸下地の豫定存地を爲す便を與へた。

越えて同四十一年、法律及び勅令を以て、北海道國有未開地處分法並に同施行規則を改正し、公用又は公共事業並に素地の儘使用するを目的とする土地は貸付(若くは前者は付與)を認むる外、自作農に限つて十町歩の特定地を設けて無償貸付を爲し、其他は全部賣拂の制に代へ、成功期間満了の翌年より十年間の地租を免除した。而して起業の目的に依り、賣拂若くは貸付面積を制限し、耕作は五百町歩、牧畜及び植樹は八百町歩、其他は十町歩として成功期間は何れも地積に依り、概ね五年乃至十年(植樹又は泥炭地は二倍)に分ち、その後は民有に移す方針を採つた。

昭和二年八月、更に勅令を以て、曩の北海道國有未開地處分法施行規則を改正し、賣拂若くは貸付面積の制限を、耕作は二百町歩、牧畜及び植樹は五百町歩に更生し、特定地其他は依然十町歩としたが、その賣拂又は貸付方法に就いては、從來の特價を改めて競賣とし、即ち

- 一、公用又は公共の利益と爲るべき事業
- 二、二十町歩以内
- 三、拓殖上特に必要な事業
- 四、二回以上競落者なき土地は豫定價格以上にて賣拂又は貸付する場合

右以外は總て競賣とすることとしたが、同八年六月更に勅令を改正して、特定地の貸付面積の十町歩であつたのを、特殊の經營を必要とする場合に於ては、釧路國及び根室支廳管轄區域は二十町歩まで、其他の支廳管轄區域は十五町歩までとするにとした。

要するに現行土地制度は、一は大地積の處分に俟つて拓殖を促進し、以て産業の勃興を助成し、一は小農の扶植に依つて集約的開發を促進し、以て殖民を圖らんとするにあつたが、最近の狀況は大地積處分を可とすべきもの甚だ少く、又、土地處分

土地面積內容

面積は五千七百五十五方里餘、即ち八百九十五萬一千四百八十二町歩で、臺灣、樺太及び四國を併せたるものに近似し、一支廳平均面積に於ても四百十方里に及び、一府縣平均四百十方里に匹敵し、更に一市町村平均から見ても、本道は二十三方里で、府縣の一方里六に比し約十四倍強に當り、根室支廳管内別海村の九十方里、留別村の九十二方里は殆ど大阪府の面積に等しい、昭和八年末の面積內容を示せば左の如くである。但し、國有林は内務省所管であり、×印は未開地處分法に依る起業中の土地である。

區分	面積
御料地	八六九、三三五町歩
國有地	四、四九四、七〇二町歩
國有林	三、四九五、一七〇町歩

官用地	三〇、四五
貨付地	四、二六
未處分未開地	三三、三三
道路河川湖沼其他	五三、七九
民有地	三、五七、四五
公共團體有地	八四、六七
私有地	二、七〇、七二
内賣拂地	一四七、七七
合計	八、九一、四八

國有財産土地

昭和九年三月末現在の國有財産土地四百四十五萬七百六十八町歩を所管別にすれば左の通りである。

内務省	四、三〇、六六
陸軍省	二、三三
海軍省	七、五〇
司法省	三、一九
文部省	一〇、九三
農林省	一八、六六
商工省	二
逓信省	一八九
鐵道省	一六、三六

民有地の區別

釧路國	二、〇四、三六	五六、九四、〇〇
根室	一、六〇、三三	四六、三六、六〇
網走	三、五六、一七	九七、三三、三〇
宗谷	四、五、二八	一六、三三、〇〇
留萌	八、三、二四	三、三三、九〇

開墾補助改正

開墾補助規程は、昭和九年四月十九日附道廳令を以て改正され、即日施行された。従來、兎角粗放的の開墾をなすものにあつたに鑑み、開墾の進歩よりも寧ろ經營の合理化に重點を置いた、改正の主なる點は左の如くである。

- 一、一箇年最高五町歩に制限したること
- 二、一箇所三反歩以上の開墾に限りたること

従來は開墾面積二十町歩までに對して補助したが、これを制限し、經營を集約的ならしむることとした。

昭和九年三月末現在、民有地の内、私人有は二百七十萬二千七百八十町八反歩、公共團體有は八十八萬四千六百七十三町八反歩で、内譯左の通り。

區別	私人有	公共團體有
田	八四、九三、四四	一、六六、六九
畑	七三、八二、五九	二、七〇、七二
宅地	一七、三九、二九	七、五三、一
山林	八七、七五、四一	三、九一、九四
牧場	二〇、三九、四〇	三、八七、〇六
原野	六三、七、一六	四、三、六
雜種地	二、一〇、五	一、三〇、八三
鑛泉地	四、四、八	八、四〇
池沼	一七、一七、九	三、八、五〇
其他	一、七、一七、九	三、八、五〇

未墾地の面積

昭和九年度末現在の未墾地は、特定地が四萬六千七百一十町歩、賣拂地が三萬一千五百八十九町歩、合せて七萬七千六百六十九町歩の廣況に互つてゐる。支應別に見ると左の如くである。

支應別	特定地	賣拂地
石狩	七、一、八三	一、一、八三
空知	三、九	一、七、七六
上川	六、九、四八	六、八、九九
後志	五、五七	三、九

殖民地賣拂地

昭和八年度拓殖費殖民事業の内、國有未開地處分法により、未開地の賣拂及び貸付處分を行ふために、山林原野中農耕、牧畜、植樹其他に適する殖民地三萬餘町歩を選定し、又、賣拂地に對しては分割調査を行つて二萬九千餘町歩を得たが、兩者の實績左の通りである。

地方別	賣拂地	殖民地
石狩	五、五、〇	三、八、〇
空知	五、五、〇	三、八、〇
上川	一、九、六	三、七、九
後志	二、四、八三	一、八、三
檜山	九、二六	二、一〇、四
渡島	一、五、三三	三、九
膽振	一、九、九六	七、六

開墾事業助成

堅實なる農民を扶植し、農耕地の増加を圖るため、農耕地適地を畑に開墾して耕作を營むものに對し、開墾費を補助してゐる。即ち、二十町歩以内の自作農及び小作農者の開墾費に對し、四割の補助を與へ、主として小作者の扶植を圖つてゐる。

支應別	面積	補助額
石狩	六、三、九六	一、六、七、九〇
空知	一、四、四、七三	四、八、五、九八
上川	三、四、四、九五	八、三、三、三〇
後志	八、元、六〇	三、七、〇、〇〇
檜山	四、〇、〇三	一、六、八、七〇
渡島	五、〇、六三	一、五、九、三〇
膽振	一、四、〇、八七	四、八、七、九〇
日高	一、一、七、〇七	四、一、四、二、〇〇
十勝	六、七、七、四一	一、九、九、〇、〇〇

要なきものとして除外した。△補助を受ける資格に就いては一、農を主業とするものに限られたること

二、農耕適地(已墾畑畑を含む)二十町歩以内を所有し又は小作し若くは自作小作する者の開墾に限りたること

△補助率改正要點は一、已墾地を荒廢に歸せしめた者の制裁として、補助交付金を現に荒廢せしめた者の、その年の開墾に對しては、補助金を交付せざるは勿論、これを開墾耕作した後でなければ絶対に補助せざること

二、秋期開墾を認めたること
三、故なく立會に應ぜざるものは、願意を放棄したものと看做すこと
四、願書は町村役場を経由せしめ、提出期限は従來の三月三十一日までを二月末日までとしたこと

特殊原野開發

北海道廳では、昭和九年九月一日附を以て、特殊原野開發委員會規程を定めた。従來、氣候風土の關係から未開のまま、放置してある特殊原野、即ち泥炭、濕地、火山灰地等が、國有未開地内だけで約五萬町歩もあり、

土壤改良施設

酸性土壤地、火山灰地、泥炭濕地等の所謂特殊土壤に對する北海道廳の、昭和十年度改良施設左の通りである。

イ 酸性土壌地及び泥炭地の改良
 改良は、町村農會をして年度別改良促進計畫を樹立せしめ、石灰の施用に關し指導獎勵に努むると共に、石灰施用の進度成績を調査
ロ 牧草栽培及び緑肥鋤込み
 の場合は、適當量の石灰施用を奨励し、且つ、實績成績を調査す
ハ 石灰の施用を容易ならしむるため、優良石灰撒布機の共同使用を奨励
ニ 石灰の施用方法及び施用量の適否は、作物の生育及び品質に及ぼす影響甚大なるを以て、炭酸石灰施用に關する指導獎勵方針の普及に努む
二、心土改良指導獎勵
 心土改良を要すべき土壌の面積は十數萬町歩を算するのので、これが改良促進を指導獎勵

泥炭地の改良

本道には泥炭地と稱する特殊の土壌がある、泥炭地とは氣候寒冷な濕潤地帯にあつて、河川氾濫水の停滞せる所及び沼澤地

等の如く空氣の流通せざる所に於て、ヨシ、スゲ、ミヅコケ等の植物が泥炭化作用を受け生成せられたるものにして、多く河川の附近に存在し、その總面積は二十五萬四千町歩に達してゐる、此等泥炭地濕地は、そのまゝでは農耕地として不適當であるが、これに排水溝を掘鑿し、乾燥を圖るときは、十分に農地として利用するを得、殊に根室、釧路國、宗谷等氣候寒冷なる地方の一部を除いては、水利の便を得て水田となすことが出来る、昭和九年度末までに改良を施した面積は十三萬三千八百八十町歩に達し、殆ど水田其他耕地として利用せられ、收穫も逐年増大し、普通土と差異を認め得ぬ程となつた、支廳市別に分布状態を示せば左の如くである。

地方別	總面積	實績面積
石狩	四〇、六五〇	二二、六五〇
空知	三三、六六〇	四〇、〇〇〇
上川	一五、四四〇	三三、一五三
後志	三、三六〇	三、三三〇
檜山	二、三〇七	二、三〇三
渡島	三、六三三	六〇〇
膽振	三、六〇〇	一三、〇三三

泥炭地と排水

拓殖費を以て改良工事を施行する泥炭地濕地は、一團地五百町歩以上の原野にして、改良後の利益が、その工事費に比し最も大なるものより順次施行するものである、昭和十年三月までに排水溝を掘鑿せる面積は九萬六千六百七十六町歩、新規工事費五百萬一千三百九十七圓に達してゐる、内、第二期拓殖計畫の初年度即ち昭和二年より同九年度に至る八年間に施行せる排水工事面積は三萬九千二百六

したる金額は、改良面積三萬一千六百五町歩、工事費百二十一萬四千六百九十二圓に對し八十九萬九千九百六十三圓に達してゐる、内、最近八ヶ年の分は左の如く面積二萬三千九百九十三町歩、工事費百六萬六千三百三十二圓に對し、指令額五十五萬八千五百三十六圓である。

酸性土壌改良
 本道には約十七萬五千餘町歩の鐵質酸性土壌及び游離腐植酸類による酸性土壌を有してゐる、此種土壌は木灰、石灰等の鹽基性肥料を施用して、その有害を除去矯正すれば、良く一般作物の生育に適し、農耕を營み得るものであるから、北海道廳に於ては、昭和元年度より改良助成の計畫を樹て、その事業費に四割以内の補助金を交付することとした、同八年度に至る八ヶ年の改良補助を見るに、出願總件數八千九百十二件、面積二萬五千四百九十八町三反一畝五歩にして、その實績は、總件數七千七百七件、一萬六千三百三十二町六畝二十五歩、事業費六十三萬四千二百五十三圓に對し、二十五萬三千六百三十三圓より補助の制度を廢し、國營石

年次	面積	指令額
昭和二	五、九〇	五、四〇〇
同三	六、四七	五、四〇〇
同四	二、三〇	三、〇〇〇
同五	三、〇〇	三、〇〇〇
同六	三、〇〇	三、〇〇〇
同七	一、九〇	一、九〇〇
同八	一、四〇	一、四〇〇

灰工場を興し、現品を實費で供給することとなつた、該土壌の分布状況を示せば左の如くである。

支廳	反別	支廳	反別
石狩	五、八七〇	十勝	三、〇三三
空知	三、六六〇	釧路國	一、五二二
上川	三、六六〇	根室	二、四九九
後志	七、三三七	宗谷	二、〇二二
檜山	六、〇五五	留萌	三、〇八三
渡島	五、七四二		

客土事業實績

泥炭地は約二十萬町歩あるが、これが改良方法として第一に排水溝を掘鑿して、その乾燥を圖り、第二に鐵質土壌を客入して土壌改良を行つてゐる、拓殖計畫に於ける客土補助事業は昭和二年度はじめて、これを實施し、六萬町歩に上る泥炭及び高位泥炭の一部に對し反當三立坪乃至十立坪(同三年度までは六立坪)の客土事業費の五割以内を補助することとなつた、同九年度まで八年間の出願件數六萬六千六百八十九件、面積九萬二千六百七十七反七畝歩にして、その實績は、三萬八千三百七十二件、面積三萬八千四百九十五町六反五畝歩、事業費五百二十三萬五千五百七十三圓に對して、補助額は二百三十九萬七千八百九十六圓五十錢であつた、實績面積及び補助額の累年を示せば左の如くである。

年次	面積	補助額
昭和二	四、四四	三、〇三六
同三	一、七〇三	一、四九、四五五
同四	二、八一	二、三五、四一〇
同五	三、三三九	三、八、六二二
同六	七、七三三	四、九四、四七六
同七	一、六三三	八、四四、一三二
同八	二、一九三	一、九、八九九
同九	三、八三三	一、三、八九三

民有地の開發

大地主の占有にかゝる未利用地中、農耕に適する土地に對し、自作農家を扶植し、これが分割利用の促進を圖るため、此等未利用地の土地代金に相當する低利資金を供給し、資金償還は五箇年据置、二十五箇年賦として利子二分八厘を負担せしめ、その不足額七厘は道廳拓殖費から補給することになつてゐる、而して昭和八年度に於ける實施成績を示せば左の通りである。

區分 實施成績

資金貸付面積 一八、三三〇

貸付資金 一、六九〇、二二三

利子補給金 九、八八五

審査委員會に於ける評定價格にて地主の開放承諾したる土地に對しては、分割調査を進むると共に、一面公示を以て自作開墾希望者を公募し、府縣移住者並に道内居住者の希望申出を俟つて、慎重厳密に身元調査を遂げ、堅實なる自作農希望者と認めたるものに對し融通承認を與へ、評定審査價格の範圍にて、地主と正式に賣買契約を締結せ

しめ、所定の資金借入申請を俟つて資金貸付許可を急ぎ、自作農者千三百八十戸に對し、一萬八千三百七十七町歩の買入資金百六十九萬二千八百三十三圓の貸付を許可した。

土功組合現況

土功組合は、市町村又は市町村組合の事業と爲すことの出來ぬ特別の事情にある場合これを設立し、以て拓殖の前提として、農村建設の根幹たる農業上必要な道路、橋梁、用水、排水又は堤塘等を施設維持するを目的とするもので、本道獨特の施設である、従つて組合に屬する事業は、拓殖地の状況により、何れも第一次的にして且つ建設的基礎工作を旨とし、その大部分は水田經營に立脚して企業するものであり、大規模の灌漑溝及び排水溝を掘鑿し、或は貯水池及び揚水機等を築設して、未成未開の土地を良圃美田と化するを以て目的とする。

明治三十五年北海道土功組合法の發布以來、各所に水田經營の目的を以て

土功組合を設置 するもの相次いで興り、同年に於ける全道の水田面積は一萬六千餘町歩に過ぎなかつたが、同四十四年には約四萬町歩に増加し、此間、土功組合数は二十四に達し、大正十一年に至つては、十萬町歩を超える好況となり、土功組合の設立もまた百四十を數へた、加ふるに經濟界の好調に乗じて、組合の設立、水田の經營を計るもの相次ぎ、本道水田開發上絶大なる功績を齎すに至り、昭和七年には二百五十八組合に達した、同八、九兩年は組合の設置認可なく、却つて十八組合の廢止を見たが、同九年十二月末現在に於て組合數二百四十と云ふ盛況を呈するに至つた。而して、これを目的別に分類すれば、灌漑を目的とするもの二百二十組合、十三萬五千四百三十三町一反歩、灌漑並に排水を目的とするもの十二組合、この灌漑反別一萬六千三百七十八反歩、排水反別一萬三千二百九十一町三反歩、排水を目的とするもの八組合、八千五百四十四町六反歩、外に堤塘を目的とするもの一組合、八百二十六町一反歩である。一組合の

土功組合の造田

平均面積は七百餘町歩であり、一千町歩以上のもの四十七組合、一組合で灌漑面積一萬町歩以上に及ぶものもある。従つて工事費も莫大にして總額五千二百萬圓に達し、一組合で七百六十萬圓を費したのもあり、百萬圓を超えるものは、十指を屈するほどである。

土功組合の造田 狀況を見るに、灌漑反別十四萬六千餘町歩の内、既成造田反別は十二萬六千餘町歩、造田歩合八十六%で、一萬九千餘町歩の未造田となつてゐる、これは主として最近設置され工事半にあるもの、又は工事は完成したが、用水其他の關係上、造田の中途にあるものが多いためで、全部造田されるには、尙、數年を要する状態であるが、近時、造田及び客土等の補助の途が設定されたから、從來に比し頓に進捗するものと見られてゐる、而して土功組合所屬の既成水田面積は、全道の水田面積の六割強に達し、組合は七割以上に達する盛況を見ることとなり、本道水田事業に對し、土功組合の存在は、その大

勢を左右する立場にある。支廳別に組合の分布狀況を示せば左の如くである。

地方別	組合	既成水田
石狩	一九	四、五七〇
空知	五四	四六、〇九四
上川	五三	四二、三〇〇
後志	一〇	四、〇〇八
檜山	一三	一、八三三
膽振	八	二、五八二
高根	一三	三、一六九
日勝	一九	六、四四四
十勝	三七	一四、三二七
網走	一四	二、六七〇
留萌	一	〇

土功組合中、米價昂騰の好況時代に設置を見たものも多くは、多額の工事費を負担し、然も爾來水田經營の不振に陥つた結果、著しく企業に齟齬を來したるものもあるが、一面、既に公債の償還を完了せる組合もありこれを面積より見るときは約九萬町歩を算してゐる。又、事業補助額は、幹線補助が一十二百八十六萬四千六百七十七圓七十一錢、支線補助が六千四百四十九圓四十七錢、改良工事補助が百八十三萬六千六百五十六圓四錢、排水溝補助が二十萬四千二百八十七圓六十九錢、特別助成金が四百六十二萬五千五百五十五圓、合せて二千六百六十五圓十五圓五十一錢である。

次に組合費負擔の狀況は、灌漑事業に於て反當六圓五十錢、最低二十錢、平均二圓五十錢程度にして、最高のものは概して地味肥沃にして擔稅力を有する組合である。

組合は反別割の徵收により毎年公債の償還をなすと共に、施設營造物の維持管理をなすものであつて、反別割の徵收に就いては強制權を認められ、その賦課徵收及び滯納處分に關しては市町村同様、訴願、訴訟の途がある。

土功組合は第一次に支廳長、第二次に長官、第三次に内務大臣の監督を受けるもので、組合長は現在北海道土功組合法施行令により、支廳長又は町村長の指定したるもの二百二十二組合、選舉によるもの十八組合である、而して、土功組合は自治的に存立すべく組織せられたもので、事務の取扱は本道一、二級町村に類似してゐる。

從來指導監督に關する事務は道廳内務部の主管であつたが、事務の性質上、大正十四年以降これを同土木部に移管されたものである。

昭和五年米價暴落に端を發し、同六、七兩年の相次ぐ水害凶作の打撃は實に甚大なるものあり、これより土功組合の歳入缺陷額に對しては特に起債を認め、整理を遂げしめ、又、同六

年度に於て災害其他不測の困難を蒙り、又は工事設計の不適當農産物價格下落等のため、經營困難なる七十組合に對しては、據置中と償還期中とを問はず、當時の負債殘高に對し、各その負債の利率を以て五ヶ年据置、二十五ヶ年の年賦償還に年限を延長させた、この資金總額一千六百九十一萬六千圓にして利率は昭和七年十二月の利下により、年四分七厘、四分八厘及び五分である、而して、年限延長により、多きは反當二圓八十九錢、普通六十錢乃至一圓、平均九十二錢の負擔輕減を見るに至つた、更に同六、七年度の**水害凶作による** 歳入缺陷補充起債に對しては、低利資金の融通並に國庫利子補給を講じた外、同七、八兩年度に於ては、經營極めて困難なる不良組合に對し特別助成を決定し、同十二年度を以て助成金の交付を終了するものにして、それより事業更生の計畫を樹立し實行に努めてゐる、然るに同九年、又復、冷害の襲ふところとなり、被害組合百十六に達し、殊に特別助成組合の多數が災害を蒙つた。

で、組合費の減免を行はしめ、歳入缺陥額に對しては起債を認め、これに低利資金を供給する等対策を講じた。

○土功組合更生大會 北海道拓殖計畫改訂に當り、拓殖進展上の痛と云はれてゐる土功組合窮狀打開の爲め、政友、民政兩派の有志道會議員が主催となつて、昭和十年五月七日、札幌市に於て、北海道土功組合更生大會を開催した。村上道會議長を座長に推し、左の宣言、決議を可決、實行委員六十五名を選定し氣勢を擧げた。

宣言

土功組合現下の窮狀は、其由て來る所一にして止まらずと雖も、當初、政策を誤り、國家の保護極めて僅少なりしもの之が第一の原因たるを否む能はず、即ち府縣に於ては開墾助成法に依り、田畑を通じ平均反當補助金約七十五圓を算せるに、本道の米田は反當補助金二十圓、特別助成を受けたるものにし猶且つ二十二圓七十錢に過ぎず、思ふに新地の開墾に全力を注ぎ、其勞費の未だ回収を告げず、實力

亦具はらざるに、更に進んで造田に多大の犠牲を致し、國富の開發に貢獻せんとする本道農家の如きに對しては、府縣以上の保護を加ふるを當然とす、然るに、當局が極力水田の達成を慫慂して起業熱を煽り、而も、之が助成を酷にし、其補助額府縣の三分の一にも足らざるが如きは、徒らに黎民を蠲弄し、強ひて疲弊を誘發せるの誹を免る能はざるものあり、加ふるに、土功組合の多數は、米價四十圓以上の當時、之を目標として起業せるものにして、年歲其の低落を重ねたる今日、此に一大違算を生じ、全く期待に反せるのみならず、災害頻りに相踵ぎ、收穫を亡失せることは一再ならず、其窮地に轉落せるは必至の歸趨と謂はざる可らず、曩に特別助成の恩典ありたりと雖も、其及べる所一部分に止まり、救済の程度亦病根を癒するに足らず、更に一段徹底的救済の要あり、吾人濫りに國家の憐愍に頼るを快とするものにあらず、自力を以て更生を期し、債務の

償還、組合の維持に心血を傾けたりと雖も、今や策盡き、力絶え、唯だ破滅の一途あるのみに至れり、土功組合の倒潰は即ち米作地の解體なり、本道農村の強化は、先づ土功組合の更生に歩を發せしめざる可らず、宜しく其の原因を釋ね、今次拓殖計畫改訂を機とし、根本的救済の方策を樹て、曩に薄かりし國家の保護を、今日に於て償はんことを切望して止まざるなり。

決議

一、各土功組合の實情を精査し、計畫の齟齬若くは不適地其他の原因に依り、窮狀最も甚だしき組合に對しては、現存幹支線工費借入金額の償還を、國費支辨とすること
二、米價低落凶作等に基因して窮迫を來せるものにして、稍々力ある組合に對しては、借入金の利率を三分二厘に引下げ、償還年限を三十ヶ年に延長し、猶、償還金年額一萬圓を超ゆるものには、其超過額を國費より補給すること
○開墾補助許可面積 昭和九年度開墾補助許可面積(畑)は一

萬八千六百六十町七反四畝歩で、支廳別は左の如くである。

Table with columns for region names (支廳別) and population figures (面積). Rows include 支廳別, 石狩, 空知, 上川, 後志, 檜山, 渡島, 膽振, 日勝, 十勝, 釧路, 根室, 網走, 宗谷, 留萌.

○札幌市の地域擴大 札幌市が近代都市として飛躍を重ねるに連れ、北郊札幌村の一部は農村といふよりも寧ろ商工地帯としての相貌を呈し、且つ、札幌市への委託兒童の如きも、去る明治四十二年收容當時僅か五十名に過ぎなかつたものが、既に五百名の多數にのぼつたので、併合の機運は促進され、札幌市會、札幌村及び編入區域の住民意思合致し、昭和九年四月一日からいよいよ札幌村の一部は札幌市に併合された。

戸口

戸口共に躍進

前年比増三萬七千人

北海道は往時蝦夷地と稱し、アイヌの住居するに過ぎず、七八百年前から和人の移住を見たが、僅かに今の渡島地方の一隅を守るに止まつた、松前氏の蝦夷征服、降つて幕府時代に於ける和人の移住奨励、産業開發等に依るも機運熱せず、明治二年、開拓使開設當時は、五萬八千四百六十七人を數へるのみであつた、その後、産業の勃興、移民の保護奨励により、左の通り目覺しい増加を示し、昭和九年十月一日現在調査に於ては五十一萬八千九百餘戸、二百八十九萬七千餘人に達した。

戸口

Table showing population statistics for various regions and years (明治四〇, 大正, 昭和). Columns include region names and population counts.

市町村別世帯人口

Table showing population statistics by municipality (市町村別) and gender (世帯, 男, 女). Columns include municipality names and population figures.

青森縣の五千九百二十九人之に
次ぎ、宮城縣、新潟縣、山形縣、
岩手縣、福島縣、東京府の順で
あり、往住では東京府の五千六
百九十九人を首位とし、樺太の
五千九百九十一人がこれに次ぎ、
以下青森縣、秋田縣、新潟縣、
宮城縣、大阪府の順である。

地方別	來住	往住
青森	五、九二九	一、九七〇
岩手	二、八〇七	五、九六六
宮城	三、六四三	八、六九九
秋田	五、九四〇	一、〇二二
山形	二、九〇五	六、九
福島	二、五五二	六、〇五
茨城	六、〇九	一、三
栃木	四、五四	六
群馬	四、〇一	二、〇
埼玉	三、三一	一、三九
千葉	四、八七	二、四三
東京	二、三六九	五、六九九
神奈川	四、九	七、七四
新潟	三、四七	八、七〇
富山	一、九八	六、四
石川	一、六三	四、七五
福井	七、四	二、七
山梨	二、〇二	六
長野	四、三	二、〇四
岐阜	五、八〇	一、八〇
静岡	四、三六	二、六九

愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥根	岡山	廣島	山口	徳島
四、八	三、一	三、三	二、九	四、六	四、六	三、七	三、〇	三、〇	三、〇	三、六	三、八	三、三
四、七	一、〇	三、三	三、三	八、九	四、三	四、七	八、四	九、三	六、九	一、〇	一、六	一、六
香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	臺灣	朝鮮
四、七	三、六	三、七	三、八	一、四	一、七	一、五	一、六	一、六	三、七	三、三	二、六	一、六
三、九	三、三	三、七	三、八	一、四	一、七	一、五	一、六	一、六	三、七	三、三	二、六	一、六
三、九	三、三	三、七	三、八	一、四	一、七	一、五	一、六	一、六	三、七	三、三	二、六	一、六

來住往住累年戸口

年次	戸數	人口	往住	往住
大正一三	二、七四六	五、三三五	九、二二三	四、八四四
同 一四	一、三、八五七	六、〇、一〇四	七、四二三	三、四、五七
昭和元	一、一、五〇七	五、六、三二二	六、〇、七五	三、四、八九
同 二	一、三、二五七	五、七、八九〇	六、〇、〇一	三、四、四二
同 三	一、一、四七四	五、五、九三二	五、六、三〇	三、三、〇五四
同 四	一、二、六二七	五、八、四七一	五、六、五三	三、三、三九
同 五	一、三、八四四	六、〇、二六	五、三、三三	三、六、三三五
同 六	一、二、〇三三	五、五、六三〇	五、八、三五	三、七、七三三
同 七	一、〇、六七一	四、九、九三三	五、〇、九九	三、五、一八五
同 八	一、〇、三六五	四、八、四三四	四、九、四六	三、四、八八九

在留の外國人

昭和八年末現在在留外國人は
戸數二百九十七戸、男三百六十
九人、女二百二十一人、合せて
五百九十人である、國籍別に主
なるものを示すと左の如くであ
る。

國籍	戸數	男	女
支那	一三	三七	二七
英吉利	二	二四	二〇
獨逸	三	四〇	三〇
佛蘭西	三	七	七
舊露	四	四	四
蘇聯	四	八	三
北米	三	三	三

右の外、伊太利一人、瑞西一人、
地地利洪牙利五人、セルビヤ一人、
諾威二人、和蘭二人、波蘭六人、
加奈陀五人である。次にこれが分
布状態を見るに函館市の二百四十四
人が最も多く、札幌市の百五十六人
これに次ぎ、其他は小樽市五十九人、
旭川市四十五人、釧路、帶廣兩市が各
二十一人、網走十一人、釧路、宗谷が
各九人、渡島六人、室蘭市五人、空知
三人、後志一人の順となつてゐる。



北海道瓦斯株式會社

東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一

小樽市入舟町八丁目拾番地

小樽營業所

農林省 政府米指定倉庫
指 定 倉 庫
日 本 銀 行 指 定 倉 庫

小樽倉庫株式會社

小樽市南濱町三ノ三
電話 四五〇番 二二六番
四九番 二三〇番

優良

道産酒の代表

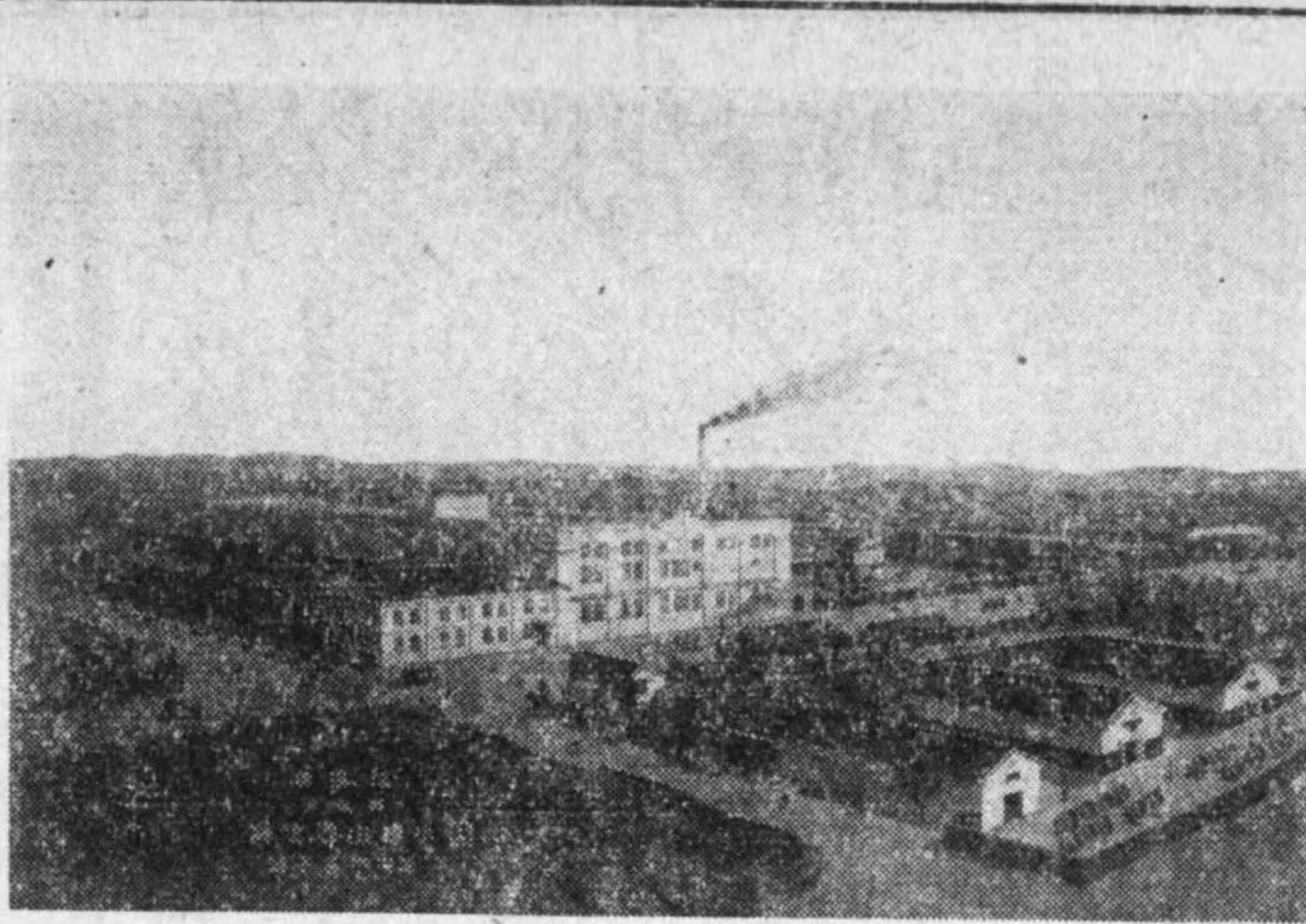
最古の歴史 創業明治三十三年
 最新の設備 鐵筋コンクリート造新工場
 最高の品質 全國酒類品評會一等賞受領

旭高威

旭川市宮下通十七丁目

醸造元 **上** 小檜山鐵三郎吟醸

電話二二五一番
振替小樽八四四番



拓殖

拓計の再検討

本道農業の特異性

一 拓殖計畫の再検討

北海道の開拓に手を染めしよ
 り六十年度の歳月を經過し、拓殖
 計畫は既に第一期計畫を終へて
 今や第二期計畫實施の途中にあ
 るのである。其の間幾多の障碍
 に遭遇したるにも拘はらず、官
 民不斷の努力は克く三百萬の人
 口と生産年額六億圓とを包擁す
 る現在の北海道を造り上げた
 のである。併し北海道開拓の現
 況は、之を其の大局より見れば
 漸く其の端緒を開きたるに過ぎ
 ないのであつて、事は全く將來
 に懸る問題である。之を第二期
 拓殖計畫實施の結果に徴する
 に、波瀾を極むる現下の時局に
 於て、其の計畫と其の實際との
 間に財源上の大なる開きあるの
 みならず、計畫自體の内容も亦

進んで止まざる時代の要求に副
 はざるもの少なからざるは何
 も承認する所であらうと思ふ。
 茲に於てか現行の北海道拓殖計
 畫を再検討し、最も時代の要求
 に適合する適切妥當なる計畫を
 樹立して、北海道開拓の進捗に
 資するの必要を痛感する次第で
 ある。

既に内務省に於ても拓殖計畫
 改訂の必要を認め、昭和十年度
 豫算案中に之が調査費を要求す
 ることに決定したのである。現
 行拓殖計畫を如何に改訂すべき
 やは十分に調査考究を要する事
 項であるが、之を端的に云へ
 ば、從來とても毎年度に於ける
 拓殖計畫の内容は、豫算要求の
 際夫々事實上之が改訂を行ひつ
 つ、最小の經費を以て最大の効
 果を收むることに努力し來つた
 のであつて、過去數年に互る北
 海道の拓殖豫算は、之を既定の
 計畫豫算より見れば其の内容に

可なり大なる變化を來して居る
 のである。されば拓殖計畫の根
 本的改訂を行はずして、毎年度
 豫算要求の實際之を改訂して
 行くことは事業計畫の遂行上極
 めて不便多きのみならず、更に
 仔細に之を調査考究すれば既定
 費の如きも、今日の時勢より觀
 察して更に一層有効適切な費途
 に振り向けることを得策とする
 ものなきを保し難いのである
 から、拓殖計畫の根本的改訂を
 行ふことは、今や正に其の時期
 に達して居るものと云ひ得るで
 あらうと思ふ。

二 拓殖計畫の重點

北海道拓殖計畫は將來一層其
 の重點を産業の振興に置くの必
 要があると信ずる。而も産業は
 農業にせよ、山林事業にせよ、
 商工業にせよ、水産業にせよ、
 北海道の自然的環境に最も適合
 せるものを發達せしめて行く必
 要がある。從來の如く産業指導
 の方針並に其の事業計畫が、動
 もすれば内地延長主義に傾い
 て、農業に於ては天然を無視せ
 る内地の作物を偏作し、多くは
 其の生産物を原料のまま、遠く内
 地の市場に輸送しつゝあるが爲

め、輸送費に於て大なるハンデ
 キヤップを有する北海道の農業
 をして、一層不引合のものたら
 しめて居る實例が少くない。商
 工業に於ても亦經營の統制を缺
 き、無用の競争に奔命して共喰
 の結果に陥り、更に産業組合の
 普及と百貨店の進出とに依り
 て、著しく其の經營を威嚇せら
 れつゝあるの現状にあるがため
 に拓殖計畫の進展に伴ひ各種施
 設の整備せる割合には、道内生
 産事業の進展、道民所得の増加
 著しからず、ために拓殖財源の
 涸渇を來すが如き状況にある
 は、洵に遺憾のことと云はなけ
 ればならぬ。

三 經營方式の地方化

之を農業方面に就て見るに、
 本道は本邦中温帯の最北部に位
 するがため、内地に比し氣候低
 冷にして農期間短く、加之西比
 利亞の寒原に近接し、四圍の海
 洋に寒流を控ふるを以て、常に
 高氣壓の發生を促し、晩春より
 初秋に互りて東偏風多く、従つ
 て氣温の上昇を妨げ、或は南方
 支那大陸に發生する低氣壓の移
 動を阻止して陰曇低冷の天候を
 持續するがため、從來屢々北海

道に凶作の發生を見たのである。北海道は元來の低冷なる氣温に加へて、農業上に於て常に是等の自然と相闘はざるべからざる宿命的の地位にあるものと云はなければならぬ。實に明治二年・十七年・二十一年・二十二年・三十五年・大正二年・十五年・昭和六年・七年の凶作の如きは、凡て同一の轍に出たものであつて、本道拓殖進展の機運を抑へし、道民を惨苦の渦中に投じ去つたのである。然しながら氣候の順不順は人力に依りて左右することを得ないことは、云ふ迄もないことであるから、本道の農業は常に本道特有の氣候に適從し、之を利用し人事を盡して其の氣候に因る悪影響を緩和することに努めなければならぬ。斯くすることに依りて北海道の農業を有利に導くことは決して困難なことではない。即ち本道の氣候に適應し本道の土壤に適した本道独自の農業方法を案出經營するならば、堅實なる北海道農業を確立することは易々たることである。此の意味から、北海道が過去に於て無條件に内地の農業方

法を受け入れて、北海道の天然と戦ひつゝ、度々凶作のため惨敗の憂目を見たが如き缺陷は、斷然之を匡正改善しなければならぬと思ふ。北海道の自然的要素は、氣象關係に於て既に述べたるが如き一般の特異性を有して居るが、更に廣袤六千方里の大地域を擁する關係上地方によりて亦夫々其の氣象を異にして居る。十勝・釧路・根室等東部海岸に於ける濃霧地帯は普通作物の成育良好ならず、根室一圓及北部北見等は「オコック」海の冷風に吹き曝され、其の氣候特に冷なるがため凶作の虞れ多く、北部天鹽、南部北見、十勝内陸、釧路西南部並に噴火灣沿岸の地方は、寒暑の差異甚しきがため農作物の成育に遲延を來すこと多きを以て、是等地方の農業は普通穀類に依るを不利とするのである。更に土壤に就て之を観るも、全道農耕適地百五十萬町歩中、普通土壤地帯は約五十七萬町歩にして、他は約九萬町歩の火山灰地及約十一萬町歩の泥炭地等所謂特殊土壤地帯に屬し、而も其の間約三十萬

町歩は酸性土壤地を包有して居る。是等全道に遍存する特殊土壤地帯は、普通土壤地帯に比して其の地味が著しく劣つて居るので、之を農業上に利用するがためには、特殊の改良を施し特殊の管理方法を講じなければならぬ。斯くの如く北海道の自然的要素は幾多の特異性を有し、且夫其の地方的事情を異にして居るがため、農業經營の方法も亦須く是等の實情を基礎とし、之に順應して適地適營を其の必須の要件としなければならぬ。即ち北海道の農業は絶対に内地の農業の延長であつてはならぬ。北海道の風土氣候の自然的用件に適合して寸隙もないやうな特殊な北海道農業を案出經營しなければならぬ。

茲に所謂特殊なる北海道農業と云ふは、即ち既に述べたる各種の事情を基礎として編み出されたものでなければならぬ。即ち北海道農業の特色は大凡左の諸般に歸著するものと思ふ。一、農期が短いため單位面積の生産が少い、従つて經營面積を擴大するの必要がある。二、單位面積の生産を増加せしむるがため特に地力の涵養に努むるの必要がある。三、飼料作物は北海道の風土に適合して比較的不作が少いから自給肥料を潤澤ならしむると共に、農産收入の變動を緩和するがため農業中には畜産を加味する必要がある。四、根菜類は冷氣に堪へ易く北海道の風土に適して其の收穫に變動が少いから之を作物とするの必要がある。五、不順なる氣候に備ふるがため、常に多種多品種の作物を配合して栽培するの必要がある。六、冬季積雪の期間長く屋外労働に適せざるがため、農閑期を利用して適當なる副業を營むる必要がある。七、農期間が短く且つ經營面積が大であるから畜力又は機械力を利用して勞力を補足すると共に其の經濟を圖るの必要がある。八、收支の均衡を圖ると共に

凶作時の危險を慮り、特に自給自足本位の經營に依らしむるの必要がある

此の如くにして北海道農業の經營方式に、特殊土壤地帯、濃霧地帯、最低冷地帯は主畜農業又は農牧混同の農業を採用し、氣候風土の良好なる地方に於ては田畑兼營を爲さしむるを可とするも、此の場合に於ても亦適當なる畜産を加味せしむるの必要がある。蓋し畜産は之に依りて一定の收入を確保し得るのみならず、堆肥に依りて地力の増進を圖ることを得るからである。

五 拓殖計畫と農業

以上述べたるが如く、北海道の農業には其の經營の基礎を確實ならしむるがため、北海道の氣候風土に適合したる所謂北方農業とも云ふべき特殊の經營方式を採用するの必要がある。其の地帯に依り其の地理的位置に依りて、適當なる組合せの下に各種の作物を作付して、冷氣多雨に對して最も抵抗力の強い仕組を爲すの必要がある。開道以來六十年の間、多少の凶歉に遭遇せしも、大體に於て無事に農業を營み來りたるがため、道民

は漸く天然自然に狃れて、其の威力を輕んずるに至り、次第次第に北海道の氣候風土に無理な種類の農作物を作付して、尙且つ多少の收益を得來れるがため、北海道の農業を内地の農業に比して、敢て特異性あるものと思はず、所謂純然なる内地延長の農業を營んで來たこと、昭和六、七年の大凶作に遭遇するに至りし所以であつて、道民は此の相重なる苦試煉に依りて覺醒し、今更ながら農業の成否が自然力に負ふ所の甚だ大なるを確認するに至り、茲に北海道農業の革新を斷行するの機運に立ち至つたことは、所謂禍を轉じて福となすものであると思ふ。北海道農業の革新を必要とする今日に於て、現行の拓殖計畫に對し、茲に新なる検討を加ふるの急務なることは、固より言を俟たざる所であるが、其の詳細を説くは本論の目的ではないから、只茲には數項に關し研究の題目を掲ぐるに止めて置きたい。

一、北海道に於ける造田計畫は大に考究を要する事項である。二、北海道に適當せる特殊農作物の栽培を奨励することには極めて必要なる事項である。北方農業が水田に傾くことは絶対に避けなければならぬと共に、之に代るべき安全作物(例へば甜菜の如き)の栽培を案出しなければならぬ。三、酸性土壤地の改良は極めて大切な事項である。四、畜産増殖計畫は、單に牛馬の如き大家畜に偏することなく、羊豚家兔家禽の如き小家畜の増殖計畫をも考慮しなければならぬ。其他尙防風林の設置奨励、共同施設の奨励等、種々の方面に互りて考究を要する問題が少なくないと思ふ。

六 生産物消流施設

此の如く本道農業の有する特質に基き、其の經營組織の合理化を圖ることに依りて、茲に初めて確實なる生産を擧げ、農業の利潤を増進することを爲すのである。然れども如何に北海道農業の革新を圖り其の生産を確實にするに雖も、生産物の處理方法にして宜しきを得ざらむ

か、其の終局の目的を達成することは甚だ困難であると思ふ。從來北海道産業の進展上に於ける一大缺陷は、實に此の一點に存して居るのである。官民一致して本道の拓殖に銳意努力し來れるも、從來の施設は動もすれば不自然に原料生産を尊重するに偏して、之が配給加工に至りては、殆ど自然の成行に委ねて居るやうな状態であるから、各種生産物に對する生産の分量は、一に前年の相場の高下に支配せられて居り、又之が處分に當りても、市場局部的の需給關係に眩惑して、市場の情勢に暗き者が、専ら市價の昂騰を僥倖せむとして、處分の時期を誤るものある等、多くの農家が農民にして且商人を兼ねたるが如き觀を呈し、終に農業それ自體を以て投機的事業たらしむるに至らむとして居るのである。即ち本年に於て市場の價格の昂騰せる農作物は、明年は相續うて之を作付するがため、遂に供給の過剩を來し、市場價格の暴落を招く事が少くないのである。北海道に於て澱粉成金、青豌豆成金、薄荷成金、除蟲菊成金等の

聲を聞くは、全く農民が投機的に作物を處理して奇利を収めたるを指稱するのであるが、是等僅少の利得者ありたるがため、他の多數農民をして投機的作付を爲すの風習に導く事は、決して健全なる農業の經營と稱する事を得ないのである。實に北海道農作物の作付反別の浮動著しきは、如上の事情に基く配給組織の不完全より生ずる病的特異の現象と云はなければならぬ。されば北海道農業經營の安全性を確保せむとせば、進んで農産物の消流販賣の途を講じなければならぬ。即ち販賣機關の系統を正し、之が適正なる活動を促進するの施設を講じなければならぬ。

七 製造加工事業

北海道の農産物が有する販賣上のハンデキャップは、現に述べたる如く、消費市場への距離遠きが爲め、輸送費に多額を要する點にある。北海道の農業は農家としても自給自足を原則としなければならぬが、道自體としても道民の自給自足を原則としなければならぬ。若し内地に對する販賣作物の生産に偏す

るとせば、輸送費の點に於て到底内地品に對抗することを得ないのである。併し内地に生産せずして主として道内に生産する特殊作物に對しては、なるべく之を内地又は海外に販賣するの必要あるは勿論のことであるから、之を原料とする製造加工事業を奨励し、之に依りて原料品の輸送費を節約すると共に、製造加工の利益をも併せて道内に收むることを得策とするのである。農産物を原料とし、之に製造加工を爲すことは、北海道農民の農業經營上の缺陷たる掠奪粗放の慣習を排して還元集約の慣習を養成することにも役立つのである。即ち此の點に於ても我北海道の産業計畫は正に大なる轉換の時期に達して居るのである。現行の拓殖計畫にも、北海道の原料を用ふる製造加工事業を奨励するがため、各種の試験機關を設けて、之が調査研究を爲さしめつゝあるのであるから、從來民間當業者の意向が、此の種の事業に對し多くの熱意を有せざりしがため、其の調査研究の結果を事業化するに遺憾の點が少くなかつたのである。

八 産業計畫の轉換

されば將來拓殖計畫の再検討を行ふに當りては、本道現下の情勢に於て、原始粗放の産業が次第に加工集約の産業に轉換して行きつゝある事實を十分に認識して、之に對して夫々適切な

る施設を講じなければならぬと思ふ。茲に參考の爲め其の二三の事業を擧げて見たいと思ふ。
一、製乳事業の分業化及び集約化
二、ホームズパン事業の普及
三、薄荷の精製事業の完成
四、除蟲菊の精製事業の實施
五、メチルアルコール・アセトン工場の計畫
尙、山林事業、水産事業其他各種の産業を通じ北海道の全産業は、今や原始粗放の經營より進んで加工集約の經營に入りつつあるのである。而して本道産業の此の如き轉換は、北海道の地理的位置より見て、當然の事柄であるのみならず、之によりて自ら拓殖財源を涵養することを得るを以て、此の轉換は北海道の拓殖事業の進展に寄與する所甚大なるものがあると思ふ。北海道の農山漁村は、實に此の點に於て、内地のそれに比し一層大なる産業上の轉換を爲しつゝあるものと思ふ。之れ予が北海道拓殖計畫の再検討に當りて、特に農業中心として見たる北海道産業計畫の轉換を重要視しなければならぬと考ふる所以

拓殖事業概況

である(佐上北海道廳長官)

明治三十三年に十年計畫なるものを樹て、道路の開鑿、橋梁の架設、小樽港の修築、森林及び河川港灣等の調査に要する費額約二千六十万圓を計上し、以て各事業一定の費額を定めて之れを遂行し、且つ國費と地方費を分離し、地方自治制度並に道會法を制定して駢行翼進の策を講じ、以て將來の發展を期した。同四十一年には、國有林の整理並に經營に關する計畫を定めて其の利用改善を圖ると共に、未開地處分法を改正して新たに財源を求め、此等二種の收入を特別財源として、港灣修築の事業を起すこととしたが、其の規模小にして、拓殖の大勢に順應すべく不十分なる觀があつた。

拓殖

府支出定額 二百五十萬圓を以て殖民、産業、道路橋梁、土地改良、河川及び港灣修築等の所要總費額七千萬圓に充當する方針を確立し、其後、大正六年度以降計畫改訂に際し、新たに道外法人の道内事業に對する所得税及び營業税額を拓殖費の財源に加算すると同時に、道内法人の道外事業に對する所得税並に營業税額を控除する方針を追加し、以て拓殖費財源の充足を圖ることとした。

拓殖計畫の當初に於ては、拓殖費として、明治四十三年度から大正十三年度に至る十五年間にあつたが、大正五年度まで七箇年間は自然増加額が極めて寡少だつたため、年額僅に二百五十萬圓乃至二百九十萬圓を支出するに止まり、計畫上多大の齟齬を來した。故に大正六年度に於て既定計畫を改訂し、施行年限を二箇年延長して十七箇年に改め、大正七年度に至つて更に森林費を拓殖費に編入して總額を七千六百二十萬圓とし、大正八年度に於て物價騰貴、増俸並に

事業擴張に基く千三百二十五萬圓を増加して合計八千九百四十萬圓に達せしめた。而も一面歐洲戰亂に因り 財界稀有の好況 と共に、拓殖費財源は既往の不振を挽回し、茲に莫大なる増加を示し、大正五年度以降年歳巨額の財源剩餘を生じて將來豫定事業の遂行上憂慮を要せぬばかりでなく、累次事業の擴張を容易ならしむる状態に達し、拓殖事業の加速度的躍進の兆を見るに至り、他面、農産物價の昂騰は著しく商業的發展を促進せしむるに至つた。依つて大正九年度に至つて既定方針を改訂し、拓殖費の總額を限定せず、財源の範圍内に於て累次事業の擴張を行ふこととし、更に同年度に於て物價騰貴及び増俸並に事業擴張に基く經費として六千七百餘萬圓、大正十一年度には七十六萬圓を増加したが、歐洲戰亂後の財界好況の反動期に入り、翌十二年以降三箇年は行政及び財政整理のため、既定額の繰延を行はざるを得ざる結果に陥つたが、他面、米價高騰に依り 水田開發の勃興 其他のため

事業の擴張を行ふものある等、幾度か計畫豫定額を變更し、昭和元年度までの總額は二億一千四百餘萬圓に改訂せらるることとなり、茲に本道拓殖事業の重要性を宣明するに至つた。右の如くにして第一期拓殖計畫實施の結果は相當の實績を收めたが、本道の拓殖事業は尙、前途遠遠にして社會情勢に應じ、且つ本道の資源に對し幾多開發の餘地を有するものなるを以て、昭和元年度に於て先づ財源に關する既定の方針を根本的に改めて、本道の一般會計所屬歳入歳出の差に依る歳入超過額を擧げて拓殖費の財源に充當することとし、先づ同年度拓殖費に對し、右の計算に依り二百八十三萬圓を増加支出し、而して翌昭和二年年度に至つて同年以降二十箇年に互り、總額九億六千三百三十餘萬圓を支出せんとする第二期拓殖計畫を立案し、北海道拓殖計畫調査委員會の議を経て第五十二帝國議會に提示し、協賛を経て之れが實施を見るに至つたのである。 本計畫實施後の 經過は不幸にも第一期計畫の當初に於ける

と同様の轍を踏みつゝあることは遺憾である。即ち財界の不況は他の原因に依り財源に多大の缺陷を生じたために、昭和三年度及び四年度に於ては一般財源より約一千四百四十萬圓を補填し、以て計畫の遂行に努めたのであるが、昭和五年度に至つて政府は財政緊縮の方針を採つた結果、一般財源の補充も困難となり、五年度拓殖費は止むなく繼續費其他に對し節減又は繰延を行つて財源と同額の二千七百三萬九千二百一十圓を計上し、同年の議會は解散となつたが實行豫算で右の金額を支出することの決定を見た。然るに經濟界の不況に基く國庫歳入の減少並に繰延を行ふに至り、次で昭和六年度豫算に於ても引續く財界不況に因り、財源は二千四百四萬一千八百九十二圓に減じ、隨て拓殖費豫算も其の範圍に止めざるを得ざるに至つた。而も財界の不況は更に深刻を加ふるの状態なりしたため、政府は再び年度中途に百六十九萬五千七百七十圓の節減並に繰延を實行するに至つたのである。此の如く本計畫は實施以來

經濟界の不況に 累せられ、其の財源成績は甚だ不良で所期の如く計畫を遂行し得ざるのみならず、昭和七年度に至つては更に經濟界の連續不振は其の極に達し、財源上に未曾有の打撃を受けたると、政府が極端なる財政緊縮方針を採ると共に、行政整理を斷行することとなつたため、此處に同年度の拓殖費豫算は計畫實施以來の最低額となつた。即ち二千四百四十萬八千八百十四圓の財源と同額を計上し、第六十帝國議會に提出せるに不幸にして同議會は解散となり、實行豫算は二千三百三十萬八千八百八十九圓と決定したが、第六十二帝國議會(臨時議會)で九萬九千二百二十五圓の追加豫算の成立を見るに依り、右財源と同額の豫算を施行することになつた。然るに政府は年度中に於て第六十三帝國議會の協賛を経て、所謂時局匡救のため、右拓殖費豫算に對し農山漁村振興費五百六萬三千八百三十一圓を追加計上して、拓殖計畫普通財源以外に於て一般的公債支辨の方法に依り、農山漁村の振興を目的とする土木其他の

拓殖事業を遂行 すること、なり、結局、昭和七年度拓殖費豫算總額は二千六百四十七萬一千九百四十五圓となつた。而して累年の不況と昭和六、七年の二箇年に互る大凶歉並に昭和七年九月に於ける大水害とに依つて、一般農山漁村の疲弊困憊愈々甚しく、之れがため著しき歳入減を來し、昭和八年度拓殖費は僅に九百七十六萬九千九百九十九圓を得るに過ぎず、八年度拓殖費豫算は極度の財源難に陥つたのであるが、政府は拓殖の現狀に鑑み、缺陷に對しては一般財源より補填を行ふこととし、通常豫算に於て既定計畫に基く在來の拓殖施設に要する經費二千三百三十八萬四千四百八圓(農山漁村振興事業費に屬する既定年割百九十七萬三千三百四十四圓を含む)追加豫算に於て農山漁村振興に關する經費五百五十二萬三千七百九十九圓合計總額二千八百九十萬四千八百六十七圓を計上して第六十四帝國議會の協賛を経たのである。而して昭和九年度拓殖費財源は、昭和六、七兩年度に於ける凶作並に水害に依る歳入の減少と、昭和七、八

兩年度の農山漁村振興事業費、電信電話擴張事業費並に災害復舊 其他凶作水害に 關する諸支出とに依り歳出の激増せる結果、僅に三百五十二萬八百八十九圓を算するに過ぎないが、本道の事情は之れがため直に事業縮小を許さざるのみならず、水害對策は勿論凶作に於ける道民更正施設の如き極めて喫緊事に屬するものあるを以て、政府は之れが財源の缺陷に對し一般財源より補填を行ひ、一般拓殖豫算に於ては前年度と同額二千四百四十萬八千四百十四圓を支出すると共に、農山漁村振興事業に關する經費として三百七十二萬圓を支出し、兩者を併せ昭和九年度拓殖費豫算として二千五百十二萬八千四百十四圓を計上し第六十五帝國議會の協賛を経たのである。

次に昭和十年度拓殖費財源を見るに、時局に處する各種事業の施設と相俟つて一般經濟界稀に見る活況の影響を受け、昭和五年以來の最高記録たる二千五百十九萬二千三百九十一圓に達するの狀況であつたが、軍事費

及び災害費の重壓と公債漸減政策のため、昭和十年度拓殖費豫算總額二千三百四十九萬圓と決定するに至つた。

十年度の豫算

北海道拓殖費豫算は、昭和二年より實施せる北海道拓殖計畫の遂行を目的とするもので、該計畫の要旨は、北海道拓殖に必要な所定の事業に對し、政府は昭和二年以降二十箇年を期し、總經費九億六千三百三十七萬八千八百二十八圓を支出すべく、その財源として政府の一般會計に於て、北海道内の拓殖費を除きたる毎年度の歳出に對し超過したる歳入を充當するの方針である。

而して本計畫實施以來不幸にして、一般經濟界の不況相繼ぎ、加ふるに、最近凶作並に水害の災厄を蒙りたる結果、年次豫定財源の缺陷を示すに至れるも、政府は本道拓殖の重要性に鑑み、一般財源より可及的多額の財源を補填し、以て

の政府財政は、國際時局の情勢上、國防の充實並に滿洲事件等に巨額の經費を必要とし、且つ、昭和九年各地に起りたる災害の對策に要する經費多額に上り、爲に一般的經費に對し、出來得る限り緊縮の方針を採るの外なきに至れるを以て、拓殖費豫算の編成は、前年度豫算二千五百十二萬八千四百十四圓より、繼續費並に豫算外國庫負擔契約額の減、及び前年度限り經費等の當然減額四百一萬四千三百八圓を控除すると共に、昭和十年度に追加すべき繼續費既定年割増額二百八十三萬九千三百四圓の内、港灣費に於て、小樽市の納付する築港工事費分擔金四十萬圓に相當する額の外は、全部後年度に繰延べ、別に拓殖の現狀に照し、緊急切要なりと認むる新規事業費百九十七萬六千二百十四圓を加算し、以て昭和十年度北海道拓殖費豫算總額二千三百四十九萬圓を計上することゝした。

今これを前年度豫算と比較すれば、百六十三萬八千四百十四圓を減少し、又、十年度拓殖費財源二千五百十九萬二千三百九十

一圓に對比すれば、百七十萬二千三百九十一圓の剩餘を示す。蓋しこの剩餘は

從來拓殖費財源に對し多額に補填せるのみならず、殊に十年度の政府財源は、前述の如き事情に在るので寔に止むを得ないことである。

然し、政府は北海道拓殖の現狀に鑑み、冷害恒久對策並に農業經營の基礎確立上、當面の緊急施設に屬する甜菜耕作、綿羊増殖、耕作地防風林造成獎勵等の新規事業費を計上し、以て拓殖の合理的促進に努むることゝしたのみならず、既定拓殖計畫に對し、適切なる改訂を加へ、以て現在並に將來に互り、本道の經濟的發展に資するため、内務省所管に於て、北海道拓殖計畫調査會設置に關する經費を計上することゝした。今、新規事項の概要を説明すれば次の通りである。

- 一、甜菜獎勵費 五〇〇,〇〇〇
- 本邦温帯中の最北部に位する北海道は、氣候低冷なるが故に、凶作の發現すること多し、これが對策としては、本道の氣候風土に適する甜菜を、調和作物として栽培せしむる要がある。即ち、甜菜は深耕作物として輪作農法の必要要件を備へ、莖葉及び殘滓は家畜飼料となり、更にこれが厩肥に還元せられ、地力及び生産の増進を來すのみならず、凶作に於て被害殆どなかつた事實に徴するも、甜菜が寒地農業經營上必須要件たるを知る、依て新に製糖工場二箇所を増設すると共に、耕作反別八千町歩の擴張を行はんとするものである。
- 二、綿羊獎勵費 二五〇,〇〇〇
- 飼畜農業確立上、又、本邦羊毛自給策の一端を實現するため、綿羊の増殖を獎勵するの要あるを以て、十年度に於て種牝羊七百頭、種牡羊十四頭を輸入し、現に北海道地方費に於て經營する瀧川種羊場をして飼育増殖せしめ、以て逐次農家に拂下げ、その飼養増殖を獎勵せんとするものである。
- 三、耕地防風林造成 三〇,〇〇〇
- 本道は一般に風力強く、風害を被る耕地頗る多大なるのみならず、最近二箇年に互る凶

作に於て、耕地防風林の甚だ有効なりし實験に鑑みるも、これが設置は刻下の急務である。依て町村農會、農事實行組合等をして耕地防風林を設置せしめ、その經費の三割を補助せんとするものである。

四、特殊林改良費 一〇〇、〇〇〇 最近地方薪炭材の供給不足を告げつゝあるを以て、本道國有林中、交通至便なる山麓地帯の特殊不良林を整理更新し、以て薪炭材を供給すると共に、林相の改良を行はんとするものである。

準備委員規程

北海道拓殖計畫の根本的改訂を調査審議する拓殖調査準備委員會の設置は、第六十七議會に於て豫算の通過を見たので、道廳では昭和十年三月二十日附告示を以て諸規程を發表した。

準備委員決定

拓殖

道路橋梁費の項に、道路改良工事費借入金利子補助金千三百七十一圓を、港灣費の項に、船入潤築設工事費借入金利子補助金八千四百三十圓を、拓殖鐵道公債利子支出金の項に、十萬八千五百五十圓を計上した。

Table with 2 columns: Category (e.g., 殖民費, 森林費, 土地改良費) and Amount (e.g., 二、三、七、二、六, 三、二、〇、〇、二).

調査委員官制

第二期拓殖計畫は、昭和二年實施以來の成果を見るに、計畫それ自體と本道の現状と適合せ

調査委員任命

北海道拓殖調査委員は、昭和十年六月十日附を以て左の如く任命發表された。

Table with 2 columns: Position (e.g., 道廳總務部長, 同 土木部長) and Name (e.g., 中村 忠充, 二見 直三).

Table with 2 columns: Position (e.g., 大日本製乳協會北海道支部長, 北海道信用購買販賣組合聯合會長) and Name (e.g., 黒澤 酉藏, 松山 潜藏).

Table with 2 columns: Position (e.g., 内務政務次官男爵, 内務次官) and Name (e.g., 大森 佳一, 丹羽 七郎).

Table with 2 columns: Position (e.g., 山本 市英, 木下成太郎) and Name (e.g., 尾崎 天風, 三井 徳實).

北海道炭礦汽船株式會社常務
取締役 高洲鐵一郎
住友鴻舞礦業所支配人
小池室三郎
小樽海産同業組合長
戸羽 亨
札幌工場懇話會長
平塚 直治
近海郵船株式會社小樽支店長
大河内時夫

佐上長官挨拶

拓殖計畫改訂準備委員會に於ける佐上道廳長官の挨拶は左の通りであつた。
北海道拓殖計畫は國家の重要政策たると共に、北海道の各般に互る治政の根幹をなすものでありまして、直接道民の利害休戚に至大の關係を有するのでありますから、三百萬道民が擧げて本問題に最大の關心を持つて居ることは、寔に尤もな次第であると存するのであります。
扱て現在の第二期拓殖計畫は、去る昭和二年其の成立を見てより以來、既に九箇年の歲月を経過いたしました、本道拓殖の爲めに相當の効果を齎らして

來たのでありますが、其の間一般經濟界の情勢は一大變化を來したのみならず、本道の特殊事情として最近襲ひ來れる三回に互る

の第一期の計畫なるものは、其の大體の建前と致しまして、當初十五箇年を期し、本道の人口を三百萬に達せしむるの目標の下に、間接助長の方針を以て專ら

二十二萬餘圓でありまして、殘りの五千三百八十三萬餘圓は計畫として、之を後年度に殘存することになつたのであります。これは専ら治水及び土地改良に關する計畫であります。

凶作の體験から 致しまして從來の方針に幾多の變改を要するものがありますので、此際改めて計畫の内容を再檢討して時代の要求に適應し、且、本道の實情に即したる堅實劃切なる計畫を樹立するの必要があると信ずるのであります。政府に於ても、此の點を深く省察致されまして、昭和十年年度豫算に調査費を計上し、帝國議會の協賛を経て近く調査會を設置することに決定して居りますので、道廳に於きましても、道内に於ける衆智を蒐めて、所謂官民一致の意見に依つて出來得る限り、本道の實際に即したる適切にして實行の可能な改訂案を作成提議したいと云ふ考より、茲に準備委員會を設けまして、各位の御參集を願つた次第であります。

御承知の如く、現在の第二期拓殖計畫は、曩に明治四十三年度から實施致しました第一期拓殖計畫の繼續でありまして、此の第一

如斯にして一期 計畫は經費の支出としては、當初の豫定に比し遙かに多額を支出し得たのであります。事業上から見ますれば、物價騰貴其他の關係より、將來に多大の殘程を貽したるのみならず、更に本道の拓殖事情は、我國の人口食糧政策上は素より、國富の増進上並に道民の福利増進上よりするも、更に第二期の拓殖計畫を樹立するの必要がありましたので、昭和二年より、現行の二十箇年に互る第二期計畫と云ふものの樹立を見るに至つた次第であります。然らば、此の第二期拓殖計畫の目標といふものはどういふことになつて居るかと思はれますれば、二十箇年九億六千三百餘萬圓の支出に依りまして、農耕適地約百五十八萬町歩を墾成し、農業經營法を改善して、牛馬百頭を充實せしめ、移民約百九十七萬人を收容し、自然増殖を

併せて本道の人口を六百萬人に達せしめんとするものであります。斯くすることにより、本道は大體に於て、拓殖地の域を脱却して、府縣と略々同一の制度に進出し得るものとしたのであります。併し本計畫終了後と雖も

との主張もありましたが、時の内務大臣は、將來國家財政の上

實際に鑑み

農山漁村振興費 として千六百二十八萬餘圓、一般拓殖費として二千九百五十二萬餘圓、合計四千五百八十萬餘圓の財源を補填し、時局匡救並に凶作救済施設として、道路改良其他土木事業を施行すると共に、水害對策として石狩川外五箇川の治水事業費を追加計上せる外、官行研伐事業其他拓殖上緊要なる事業を擴張したのであります。更に、昭和十年年度には、冷害對策の施設として、新に甜菜獎勵事業を擴張すると共に、耕地防風林造成獎勵及綿羊獎勵費を追加せるが如きは、其の著しき事例でありまして、是等の内には、計畫外に屬する事業も相當に多いのであります。

若千の整理期間 を置いて拓殖計畫に準じたる國費の施設を繼續しなければならぬことは勿論でありまして、治水、港灣の施設も、亦、依然國費の經營に俟たねばならぬことは申すまでもないのであります。
而して第二期拓殖計畫の財政方針は、御承知の通りの自賄主義でありまして、即ち前計畫の自然増收を財源とする方針を、より合理化して特別會計に準じた方法を執ることとしたのであります。即ち、道内に於ける一般會計所屬の歳入より、北海道拓殖費以外の歳出を控除して得たる歳入超過額を以て、拓殖費の財源とする方針としたのであります。尤も、當時も内務省に設けられました調査會に於て、公債論が起りました、此の自賄主義に加ふるに公債を以てせよ

積積的の意味に 於ける國庫よりの財源の補填は勿論、御承知の通り、今日迄未だ實現の機を得て居ないのであります。

圓を補填したので、拓殖費の實際支出額は二億三千九萬餘圓となりまして、計畫豫定額に對比して六千五百六十九萬餘圓の不足に止まつたのであります。

斯様に従前に於ても、事實上逐次改訂を加へつゝ、最小の經費を以て最大の効果を收むることとに努めて來ました結果、過去數年に互る拓殖費豫算は、最初の計畫豫定に比して、其の内容は著しく變化するに至つたのであります。併し、毎年此の如き部分的の改訂を行ふに甘じて、計畫の根本的改訂を行ふことを

致さなければ、今後に於ける本道の拓殖計画の見通しを付くること困難なるのみならず、其の遂行に多大の不便を伴ふので、ありまして

今や拓殖計画の根本的改訂は輿論の一致する所であり、尙、改訂に關して研究すべき要目は、充分御検討を願へると思ふ

のでありますが、先づ其の根本問題は、改訂の主眼を何處に置くべきかと言ふことにあると思ふのであります。が、茲に御参考の爲、之に關し所見の概要を申述べまして、御検討の資料に供したいと存じます。

大體論と致しましては、拓殖計画は將來一層其の重點を産業の振興に置かなければならぬと思ふのであります。而して産業は農業にせよ、山林事業にせよ、水産業にせよ北海道の自然的環境に最も適合せるものを發達せしめて行くこと云ふことが主眼でなければなりません。即ち從來の如く、産業指導の方針並に其の事業計画が動もすれば内地延長主義に傾いて、農業に於ては天然を無視せる内地の作物を偏作し、多くは其の生産物を原料

のまゝ遠く内地の市場に輸送して居るため、輸送費に於て大なるハンデキャップを有する本道の農業を、一層不引合のものたらしめて居る實例が少くないのであります。商工業に於ても經營の統制を缺き、無用の競争に奔命して

共喰ひの結果に、陥りつゝあるの現状でありますから、拓殖計画の進展に伴ひ、各種施設の整備せる割合に、道内生産事業の進展、道民所得の増加著しからず、爲に、拓殖財源の涸渇を來すが如き状況にあるは、洵に遺憾のこと、云はなければなりません。

私の信ずる所に依りますれば、先づ農業に於ては、從來の水田の偏重を僻けて飼畜農業を奨励し、以て適地適宜主義に基づく寒地農業の基礎を確立する必要があると思ひます。水産方面に於ては、水族の蕃殖を圖ると共に、漁業の恒久性を保続せしむるが爲め、漁村更生の基礎となすべき各般の施設を講じなければならぬと思ひます。斯く生産の増加を圖ると共に、生産原料に對する加工事業

の振興を促進し、更に其の物産販賣の方法を確立して、道民經濟力の培養に資するの必要があると思ひます。

又移民の招徠は、拓殖の本義とする所であり、其の成果を收むる爲め、素質を厳選すると共に、其の主力を基本施設に致し、直接保護の制は努めて之を避け、自力自營の良慣習を助長しなければならぬと思ひます。其の外、國有林の經營は一般林政上は勿論、拓殖費財源上頗る重要な業務でありますので、現行施業案に検討を加へ、官行研伐事業の集約並擴張を圖り、且つ、伐採と造林との正衡を保たしむるの必要があると思ひます。

北方進展の機運を促進せしむるが爲め、千島列島に對し適切な施設を行ふ必要があるものであります。更に各種の土木工事に至つては、巨額の費用を要するを以て、拓殖の現勢に順應して、緩急宜しきを制するの必要があると思ひます。惟ふに、從來、本道民の多くは他力本願に傾き、如何に有望の事業と雖も、多額の補助金を

交付するにあらざれば、之を企業經營しないといふ風習の存するは甚だ遺憾とする所であり、依て今後は成るべく自力自營を本旨とするの方針を採り、從來の劃一的補助の弊習を匡正すると共に、既定計画に對し、事業の成績と補助制度を檢討し、適當なる改廢増補を行ふの必要があると思ひます。就中、産業の補助金に付ては、營利企業本來の性質に鑑み、漸減及び期間補助の方針を採るの必要があると思ひます。

尙、計畫の根本たる財源の方針につきましては、大體從來の方針に依りたいと思ふのであります。が、今後、改訂計畫の合理的遂行を期する上に於て、財源の安固を圖るの必要があることは勿論であります。が、政府財政の現状を考察するに、一般財源又は公債財源に依る補填方法は至難のことであり、斯の如きは却つて拓殖計画を以て、専ら政府の財政事情に支配せらるゝの結果を招徠して、自給自足の主義に背くが如き感もありませんので、尙、現在の建前の儘進行することとし、計

畫の改訂に際しては、拓殖の進展に資すると共に、財源の涵養となるべき諸施設に力を用ふることに致したいと存じて居る次第であります。

改訂調査要項

拓殖計畫改訂調査の要項を示せば左の如くである。

一、殖民施設

殖民施設に關する既定の計畫は、移民を招致し、國有又は民有未墾地を開發して、本道拓殖の進展と府縣人口の調節とに資するを目的とし、且つ専ら自作農民の扶植に依りて農村の健全なる發達を圖らむが爲め、殖民地選定分割、國有未墾地處分、移住奨励、民有未墾地開發、開墾助成等の諸施設を行ふに在り、然るに現下本道に於ける未墾地の状況は、尙、幾多人口の收容力に富むと雖も、集團移民に適する大團地の多くは泥炭地、濕地若は火山灰地等にして、適當なる改良施設を要する地帯に屬し、直に開墾可能な土地は、主として奥地又は既住

地の間に介在するを以て、移民保護の方針は、右の實情に對應するの必要あるのみならず、更に本道農業組織革新の實勢を考慮し、之が適正を期するの必要ありと認む

二、農事奨励施設

農事奨励施設に關する既定の計畫は、本道の自然的要素に適應せる飼畜農法を以て農業經營の基礎となし、以て掠奪農法の弊を匡正し、地力の維持、品種の改良、合理的耕作方法の實施等に依り、本道農家の安定を圖らむが爲め、甜菜及び畜産等の施設と相俟ちて、農事試験、農事指導、優良農具購入、並に採種團經營助成等の諸施設を行ふに在り、然るに本道の農業は、更に進んで最近頻出せる凶作の實狀に鑑み、所謂、適地適宜主義に基き、速に寒地農業の確立に必要な施設を講ずるの必要ありと認む

三、甜菜栽培奨励

甜菜栽培の奨励に關する既定の計畫は、二十箇年後に於て、耕作反別三萬五千五百町歩に達せしむる豫定なるも、今や

本道農業の特異性は、甜菜栽培を以て必須の要件と爲すに至れるを以て、糖業經濟の許す限り、之が耕作の範圍を擴張するの必要あり、之を最近に於ける栽培成績に徴するに、本道の甜菜は、其の反當收量並に製糖率の増進頗る顯著にして、甜菜糖の生産費が甘蔗糖と相接するの時機必ずしも遠きを要せざるべきも、其の間、尙、適當の助成を繼續するの必要ありと認む

四、畜産施設

畜産施設に關する既定の計畫は、大體、牛馬各五十萬頭の増殖を目標とし、特に本道農業經營組織を改善して、飼畜農法に依り農家經濟の昂上を圖るを以て其の主眼とし、畜産試験場の新設、各種畜産奨励の施設を行ふに在り、而して畜産試験場の新設は、未だ之が實現を見るに至らざるも、畜牛並に酪農の發展は大體に於て豫期以上の成績を示し、馬匹の増殖も亦順調の進度を示しつゝあり、昭和十年度より更に既定計畫外に屬する綿羊三十萬頭増殖計畫の實

施に著手し、以て合理的飼畜農法の完璧を期することとせり、惟ふに、畜産に關する今後の主要なる案件は、飼料問題の解決、乳肉卵皮等各種畜産物の工業化にして、是等の諸施設は、實に本道農政上重要な事項たるのみならず、國家産業の見地よりするも亦幾多考究を要すべきものありと認む

五、水産施設

水産施設に關する既定の計畫は、沿岸漁業の整備、沖合並に遠洋漁業の發展に資するが爲め、水産試験場の規模を擴充し、各種水産奨励施設並に鮭鱒孵化事業の經營擴張を行ふに在り、最近千島及び北洋漁業の進展と共に、本道の水産界は正に一大躍進を示しつつあり、惟ふに、漁村の更生の基礎を確立し、海田の開拓を進展せしめ、漁業の恒久性を保続し、漁獲物の製造加工化を圖るは、國家の代表的漁場たる本道に於て特に極めて重要な案件たるを認む

六、工業施設

工業施設に關する既定の計畫

は、工業試験場の施設經營に力を致すに過ぎざるも、昭和八年度以來、新たに工業獎勵に關する施設を加へ、昆布乾溜、薄荷精製、除蟲菊其他の團體工業に對する補助の途を拓きたりと雖も、豊富なる天然資源は勿論、各種原始産業の増殖と共に、益々之が工業化の促進は時代の要求なりと認む

七、物産販路擴張

物産販路の擴張施設に關する既定の計畫は、内外樞要市場に出張所を設置して、市況調査、其他道産品の紹介幹旋を爲すと共に、各種の宣傳施設を行ふに在り、更に昭和八年度より、重要輸出品に對する獎勵金の交付を開始したりと雖も、國內市場の開拓は勿論、最近我が商域の擴大と共に、本道物産の海外進出は絶好の機會にして、生産の獎勵と販賣の助長とは、彼此相伴ふの要ありと認む

八、土地改良施設

土地改良施設に關する既定の計畫は、排水溝掘鑿に依り、泥炭濕地十三萬町歩を改良

し、此の内六萬町歩に對し客土法に依り利用の増進を圖り、別に酸性土壤中、酸度五十度以上のもの二萬町歩に對し、石灰撒布の方法に依り改良を行はんとするに在り、而して排水に付ては、一團地五百町歩以上の土地に對し、國費を以て幹線排水溝を掘鑿し、其の支派線及び五百町歩未滿の土地に對しては排水工費の五割を補助し、又、客土及び酸性土壤改良に對しては四割乃至五割の補助を行ふの方針なるも、實施後財政の關係上、豫定の成績を擧ぐる能はざるの現状なり、但し酸性土壤に付ては、其の實績に鑑み、既定計畫改訂の必要を認め、昭和九年度より補助の制を廢し、國營石灰工場を興し、實費配給の方針を採ることとしたり、之を本道未開墾地の現状に徴するに、交通便利にして比較的大團地を爲せるものは、悉く火山灰地、泥炭濕地等の特殊土壤地帯にして、排水、其他の改良施設を完成するに非ざれば、假令、之に移民を收容するも、其の成果

を期する能はざるは既に實績の證する所なるを以て、充分考究の必要あるを認む

九、水田獎勵施設

水田獎勵施設に關する既定の計畫は、全道に亘り造田四十萬町歩の完成を目標とし、五割後者四割の補助を支給するに在り、今や既成水田面積二十一萬三千町歩、米産三百萬石に達すと雖、凶作水害等の頻發、土功組合の經營難等の爲め、農村は容易ならざる難局に直面しつゝあり、惟ふに本道は其の氣候風土の關係上、水田の經營に適當なる調整を加へ、専ら適地適營の鐵則に基きて農業經營の方法を確立せざるべからず、即ち土地の状況に應じ、飼畜農法の採用、根菜類栽培獎勵等の如きは、最も合理的農業經營法にして、水田増設に關する既定の計畫は、此の際檢訂規正の要あるを認む

十、道路施設

道路に關する既定の計畫は、新設三千五百里、改良七百二

十八里の豫定にして、其の經費の負擔方法は、新設道路は國費を以て之を行ひ、開墾後十箇年間は國費を以て之を維持するの方針なり、而して之が實績に就て見るに、既往七箇年間に於て新設、改良を併せて約三割の功程に過ぎず、之を全道の實情に徴するに、其の一方里當延長は僅に一里三十町にして、府縣の十二里餘に比し甚しく寡少なるのみならず、既成道路にして曲線、勾配又は路面の不完全なるもの、又は橋梁の既に架換期に達するもの等極めて多數に上る状態なるを以て、近時、自動車交通の發達に伴ひ、道路の施設は一層之を充實するの必要ありと認む、又、町村費支辨道路の増加に伴ふ町村財政の壓迫は、基礎薄弱なる本道町村の能く堪ふる所にあらざるを以て、此等の諸點に對し適當なる考慮を費すの要ありと認む

十一、河川施設

河川に關する既定計畫の方針は、二十六大河川を以て國費支辨と定め、此の内石狩川外

十二、港灣施設

港灣に關する既定の計畫は、商港に付ては國營に依り函館、小樽、室蘭、釧路、留萌、稚内、網走及び根室の修築を豫定し、此の内留萌及び網走は既に其工を竣り、稚内は昭和十年度を以て竣功の豫定にして、函館、小樽、釧路及び室

十三、鐵道軌道助成

私設鐵道及軌道助成に關しては、大正九年法律第五十六號及同十一年勅令第九十七號に依り、現に私設鐵道十一社、私設軌道八社に對し補助金を支給しありと雖も、拓殖費豫算經理の現状は、當初計畫豫定に比し多額の豫算増額を行ひたるに拘らず、年次其の不

十四、殖民軌道

殖民軌道に關する既定の計畫は、新開地方の運輸交通に資する爲め國費を以て簡易軌道を建設し、車輛を設備し、農民をして私馬に依り隨意使用せしむるに在り、其の豫定延長五百哩にして、現に使用中のもの二百六十五哩に達し、此の内四十二哩は國營瓦斯倫車を運轉しつゝあり、本事業は道路鐵道等の完成に至る迄の暫定的施設として、尙之が敷設を續行するの必要ありと認む

十五、拓殖公債利子

本支出金は、大正六年法律第十號に依り、昭和二年度以降に於て建設せらるべき省線鐵道

七區間の線上及六追加線に對する建設費公債利子の鐵道會計繰入金にして、昭和二年内務、大藏、鐵道三省の協定に係り、大部分は既に建設を了したるも、今後尙支出を要するものあり、國營鐵道の増設は、専ら鐵道財政の問題なるも、本道拓殖上重大の關係を有するを以て、本法に依り今後尙計畫を擴張するの必要ありや否やに付ては考究を要するものと認む

十六、國有林管理經營

本道國有林は本島に於て二百九十七萬町歩、千島に於て五十四萬町歩を有し、其の蓄積十五億石に上り、我邦林産物の需給關係上重要な地位を占むると共に、拓殖計畫上主要なる資源を供與するものなり、而して之が管理經營に關する既定の計畫は、所定の施業案に基き、年伐五百萬石を擇伐すると共に、年々二萬三千八百町歩の天然更新を行ひ、且つ二十箇年を通じ八萬六千町歩の人工造林を施行する目的の下に、營林區署、林業試驗場、森林主事駐在所

を配置して森林の監視及び試験並に施業案調査、林地測量、特殊樹種調査、林内歩道、防風林造成、病虫害防除、森林鐵道及び軌道等の各事業を経営せんとするに在り、而して前記擇伐豫定材積五百五萬石の内百萬石乃至二百六十萬石は之を官行斫伐の方法に依ることとせり、最近木材界の情勢は一般に品不足及び市價昂騰の結果、本道材増伐の要望を聞く、固より森林經營は所謂百年の大計にして、嚴に濫伐を戒めざるべからずと雖、多年經營の實績に徴し、斫伐の方針に新なる検討を試むるの必要ありと認む

十七、造林獎勵施設

民間造林獎勵に關する既定の計畫は、二十箇年を期し公私有林(地方費有林を除く)五萬八千八百町歩の人口造林を完成せしむるの方針に依り、苗圃費、造林費、防火線設置費等の補助並に本道特殊樹苗の配付等を行ふに在り、昭和十年度より更に耕地防風林造成に關する施設を開始することとせるも、之等諸施設に關す

る經費の支出乏しく、其の成績充分ならざるものあるのみならず、拓殖の進捗と共に、林産物の需給に關する問題とは單に之を國有林の經營のみに委する能はざるに鑑み、之が施設に關し、適當なる考究を加ふるの必要ありと認む

十八、千島開發施設

南部千島に於ける陸上開發の施設は、從來十分の力を致す能はざりしも、林産、畜産、鑛産等資源の開發を要するもの乏しからず、若夫北千島に於ける海田開發の問題に至りては、輒近北洋漁業の發展と共に重大なる國策の一に數ふべく、幌筵、占守兩島に對し、漁業根據地の築設其他諸般の施設は刻下の急務なりと認む

拓殖の實習場

第二期拓殖計畫に於ては移住者の招徠及び土地の開發につき種々の方策を講じてゐるが、元來、未開地の開墾の如き困難なる事業は、徒らに當局の保護助成にのみ依頼し、自主的氣力に

乏しい者では到底成功が覺束ないので、飽迄も忍苦に耐へ、而も相當農業に關する技術を持ち、且つ勤勉な農民の合理的經營に俟たなければならぬ、茲に於て、北海道廳では、昭和六年道會の議決を経て、地方費を以て拓殖實習場を設け、道の内外を問はず、本道の拓殖に志ある堅實有爲の青壯年を實習生として收容し、本道農業の特質に即した經營方法と生活様式を體得せしめ、併せて堅忍不拔の開拓精神の涵養を期したのである、右の如き趣旨目的に依つて設けられた拓殖實習場を出たものにより、移住開拓の業は著しく堅實味を加へることは明かであるが、更に進んでは、斯る實習を経た者を中心とし、その周圍に及ぼす有形無形の影響によつて道内各地に於ける開拓従事者一般の向上、延いては農村の着實合理的な經營を、本實習場最終の目的としてゐる、輒近文部省案に依る拓殖訓練所及び農林省案に依る農民道場と、一面、時勢の進退と輿論とに依つて勃興しつゝある國民高等學校及び勤勞主義的の塾堂教育機關の主張

する趣旨と一脈相通するものあるが、本道独自の立場より此等を合理化し、實際化したものと云ひ得る、その名稱と所在地は次の如くである。

北海道拓殖實習場十勝實習場
十勝國廣尾郡大樹村
北海道拓殖實習場北見實習場
北見國常呂郡置戸村
北海道拓殖實習場釧路實習場
釧路國川上郡弟子屈村

而して昭和十年度には、これが豫算として十七萬四千五百十二圓を計上した。

實習生の資格は、將來本道に於て自ら開墾耕作に従事せんとする志操健全、且つ身體強健なる者にして、満十七歳から満三十歳までの男子であれば、學力の如何、妻帯の有無を問はない、修業年限は一ケ年、毎年二月から十二月迄であるが、實習生の希望により、適當と認めたる者に限り更に一ケ年を延長して二ケ年となし得る、實習生は全部寄宿舎に收容し、毎月若干の手當を支給する、尙、昭和十年度の募集人員は十勝、北見兩實習場が各百人、釧路實習場が五十人であつた。

行政

地方自治行政

制度やうやく整ふ

開道以來六十餘年、未だ開拓の途上にあり、又、地域廣潤なるため、地方自治に於ても内地府縣と同様の府縣制を施行せられず、明治三十四年三月、北海道會法及び北海道地方費法が制定せられ、拓殖の進展に伴ひ、拓殖事業と地方事業とに分離し、茲に始めて地方費經濟を確立することを得た。

茲に於て本道もまた一の公共團體となり、自己の費用を以て公共事業を處理する權能を與へられ、その機關として、道内各選舉區から選出した議員を以て組織する北海道會を有するやうになり、現行の府縣とほぼ同様の組織を有することゝなつた。今、當時の道會法を府縣會規則に比較すれば、府縣會規則には

常設委員があつて、地方税を以て支辨すべき事業の施行方法を議するが、北海道會法にはこれに相當する機關はなかつた、ただ北海道會には、北海道地方費の歳入出及び北海道地方税の課目課率を議決し、北海道地方費は北海道地方税及び其他地方税に屬する収入を以て支辨することとした。大正十一年四月、北海道會法及び北海道地方費法に大改正を加へ府縣制を準用せられ、道參事會の設置を見るに至つたが、その定員は十二名である。

その後、數次の改正が行はれ今日に至り、道會議員定員數は道會施行當時に於ては三十五人であつたが、人口の増加に伴ひ、昭和七年には六十一人に増加した、而して普通選舉法實施に伴ひ、昭和八年末現在選舉有権者は五十萬八千五百六十二人で、一議員當平均八千三百三十六人

の有権者を占むる割合である。又、一二級町村制は拓殖の進展と普通選舉制の實施と相俟つて、更に昭和二年八月何れも改正を見、選舉に關する事項は次の選舉から他は同年十月一日から施行の運びに至つた。昭和八年末現在に於ける市會議員數は二百四十四人、選舉有権者數十三萬一千五百八十九人、町村會議員數四千五百三十四人、選舉有権者數三十八萬八千八百六十六人であつて、以上有権者數合計五十一萬二千七百七十五人に達し、前年度に比較して九千八百八十六人の増加である。

市部郡部の發達

北海道廳は普通地方官廳で、長官の地位及び權限は殆ど府縣知事と同様であるが、唯、拓殖に關する事務は他府縣に於て見られぬものである、而して、道廳の下に、七市、十四支廳があ

り、支廳は支廳長が、これを統轄してゐる、支廳長は長官の補助官吏であると同時に下級官廳であつて、その地位及び權限はほぼ府縣の舊郡長と同一であるが、その管轄區域は數郡に互つてゐる。

明治三十年五月、北海道區制及び一級町村制が公布され、同三十二年、札幌、函館及び小樽の三地に區制を、次いで同三十三年七月、龜田郡大野村外十五箇村に一級町村制が施行された、本道に於ける自治制施行は、これを以て嚆矢とする、次に町村の財力及び發達の程度が、未だ一級町村制を施行するに適應ぬ町村に對しては、同三十五年二月、北海道二級町村制の制定を見、同年四月、札幌村外五十箇町村に對して二級町村制を實施し、爾後各地に施行した。

その後、大正三年には旭川に、同七年には室蘭に、同九年には釧路に、それ、區制を實施したが、越えて同十一年八月、市制が實施せられ、札幌外五區を廢し、その區域に對し札幌外五市を置き、昭和八年には更に帶廣にも市制が實施され、又、二

級町村制を施行されてきた遠軽村は同九年四月一日から一級町村制を實施され、同時に遠軽町と改稱されたので、昭和九年十二月末現在に於いて市制施行七と、一級町村制施行百十六、二級町村制施行百四十八、合せて二百六十四町村であつて、一市町村の面積は平均二十三平方里及び、その最大なるものは實に九十二平方里を包轄してゐる、これを府縣一郡の平均面積三十四平方里餘及び町村平均一平方六一に比較する時は、その大部分の町村は府縣の一郡よりも大きな面積を占めてゐる。

市町村制改正

市制町村制二級町村制改正は昭和十年七月十五日公布された、選舉修正を織込んだこと、市町村に對する監督權の強化が特徴である、改正の主なるものは、
△次の總選舉より施行のもの
一、租稅滯納處分中の者は市町村の名譽職に就くことが出来る
一、議員又は當選者の關員に

付ては選舉の期日より一年以内は一般次點者を繰上補充す、選舉運動等に關する取締を一層嚴密にし、これが運用を有効適切ならしめた
△昭和十年七月十五日より施行のもの
一、市町村會又は市參事會に於て出席の議員又は參事會員定數を闕きたる場合、議長の出席催告により半數に滿つるも、その後、半數に滿たざるに至りたるときは、更に出席の催告を要したるも、これが再度の催告を要せざることをなつた
一、市町村會の内部に於て行ふ選舉につき同數得票者を生じたるときは年長者を採らざる、直に抽籤の法を用ふることにし、以て從來の方法に伴ふ弊害の排除を圖りたること
一、租稅滯納處分の公平を保持すると共に、滯納整理を徒に遷延する弊を避けるため、租稅の督促期限を規定し、督促の指定期限及び滯納處分着手の期間を市町村條令を以て定むることとした。
○官制の改正と異動 昭和十年

一月の地方官異動で北海道廳に一部長勇退、二部長、三課長並に新事務官、新警視の道外榮轉に因る別項の如き人事異動あり、同時に道廳官制改正から從來の内務部は總務部、産業部は經濟部と改稱、今後、總務部、警務部、經濟部、土木部、拓殖部、警察部の六部を置く事になつた。
△新任
石川縣書記官(内務) 中村 忠充
任北海道廳部長(二等) 直三
補總務部長 宮城縣書記官(内務)
任北海道廳部長(二等) 二見 直三
補土木部長 大阪府事務官(商務課長) 奥野 定八
任北海道廳部長(四等) 補經濟部長 西村 五郎
道廳學務課長 命土木部總務課長 川上 和吉
道廳殖民課長 命庶務課長兼社寺兵事課長 鈴木 琢二
北海道廳事務官 命殖民課長 喜田 修吉
道廳秘書課長

兼任人事課長 石川縣事務官社寺兵事 兼社會課長 村田八千穂
任北海道廳事務官(六等) 命地方課長 奈良縣事務官(地方課長) 大塚 兼紀
任北海道廳事務官(六等) 命商工課長 埼玉縣事務官(學務課長) 鈴木 直巳
任北海道廳事務官(五等) 命學務課長
△轉出
任高知縣知事(二等) 泊 武治
任北海道廳部長(産業) 奥田 茂造
任佐賀縣書記官(三等) 補學務部長 北海道廳事務官(土木部 總務課長) 坂 信彌
任奈良縣書記官(四等) 補經濟部長 北海道廳事務官(庶務課 長兼社寺兵事課長) 伊藤 謹二
任岩手縣書記官(四等) 補學務部長

北海道廳部長(内務)

依願免本官 西山 茂
道廳事務官(商工課長兼地方課長) 青柳 秀夫
任大阪府事務官(五等) 命商務課長 幸前 伸
道廳林務課長 任岩手縣事務官(七等) 命社寺兵事課長 中野 敏夫
道廳總務課長 任大分縣警視(七等) 命警察部勤務

臨時道會招集

大火による函館復興に關する地方費豫算付議を中心とする臨時道會は、昭和九年六月二十五日開會、議案は
一、函館市火災竝に對策報告
一、救助基金から十九萬九百八十八圓を支出し、罹災者を救助せんとする追加豫算
一、大火に伴ふ地方費歳入缺陷補填のため四十二萬五千圓を大藏省預金部から起債の件
一、留萌町債整理に因る同町賣却不動産取得稅三萬餘圓を免除の件

長官提案説明

昭和九年六月二十五日開會の臨時道會に於ける佐上長官の説明要旨左の通りである。
函館市今回の大火は實に同市空前の慘事でありまして、災害區域二十二箇町、半燒區域十七箇町、計三十九箇町に及び、樞要區域の大部分を烏有に歸し、百三十萬坪の燒野原を現出し、其の燒失戸數實に二萬二千餘戸、罹災民十萬二千餘人に上り、判明せる死者二千五十餘人、重傷者二千三百餘人を算し、損害額一億二千三百九十餘萬圓と推計せられ、洵に往年に於ける關東地方大震災の慘事を偲ばしむるもののあるのであります。

當時私は帝國議會出席のため、滯京中でありましたが、此の大火の報を受くるや、取敢へず中央各要路に向つて救援を依頼すると共に、之が應急並に復興の對策を樹立するがため、直次の列車に搭じ、急遽歸道した次第であります。此の間在廳の廳員又克く協力一致し、函館市と連絡を執り、陸海軍其他各方面の來援と相俟つて、救済の實を擧ぐべく、凡ゆる努力を拂つたのであります。災害に對し道廳の執りましたる應急對策に付き、項を逐つて説明致します。
第一、罹災民の食糧給與に付いてあります
罹災民に對し速急食糧を給與するがために、三月二十一日夜、白米六千俵及び副食物廻送の準備を爲し、二十二日午前中に發送を了すると共に、學務部長其他の係官を急行せしめましたるを始めとし、引續き必要食料品及び日用品等の現地輸送を行ひ、之と相前後して函館市は、市内残存の食料品を買上げましたので、併せて避難所三十二箇所に於て焚出しを行ひました、又、陸海軍より干パン、罐詰の

送付ありたるを始めとし、其の後續々各地より救恤品の寄贈があり、之等と相俟つて、罹災民に對する食料品給與に關しては、略々遺憾なきを得たのであります。
第二、衣服寢具の給與に付いてあります
災害當時は、未だ寒冷の季節であり、衣服寢具の缺乏を補充するは、食糧の給與と共に、最大の急務と認め、二十二日取敢へず古着三千餘點を送付すると共に、各方面に急電を發して、其の寄贈を求めました結果、陸海軍より毛布の貸與ありたるを最先とし、恩賜財團濟生會、其他道の内外より二萬三千餘點の寄贈品がありまして、斯くて罹災民をして寒氣のため、凍死するの慘より免るゝことを得せしめたのであります。
第三、罹災者收容のことに付いてあります
罹災者は一時燒失を免れたる學校等に收容救護したのであります、が、急速にバラックを建設の上、之に收容するの必要を認め、直に七十六棟の建設を了し、以て居住に關し一應の安定を圖る

ことを得た次第であります。目下の收容人員は毎日一萬一千人内外であります。

第四、衛生醫療の施設に付
申し上げます

函館大火の報に接するや、直に北海道帝國大學、日本赤十字社北海道支部、北海道社會事業協會札幌、小樽兩附屬病院其の他に、救護班の派遣方を依頼すると共に、二十二日朝、當廳より衛生課長を首班とせる救護班を急派し、尙、各地よりの救護班の現地到着と共に、即時救療を開始致したのであります。更に、青森兩衛戍病院より軍醫以下多數の來援がありました。赤十字社東京本部等道内外より救護班相次いで到着しましたので、之等と克く連絡統制を保持し、市内各所に二十餘班を組織して、罹災者の診療救護に全力を傾注すると共に、傳染病の豫防乳幼児の保護等に努めた次第であります。而して之等患者の大多數は、火傷、凍傷、打撲傷、切傷及び火炎並に寒氣に因る肺炎等でありましたが、市内病院が概ね焼失しました結果、重傷患

者收容の途なきがため、便宜、臨時海港検疫所を開放して、廳立救療院を設け之が收容診療を爲すことと致しました。其の他別に東川外五箇所に診療所を設け、一般の救療を行ふと共に、バラツクの産院を一箇所建設して、妊産婦の收容に充てることに致しました。各地より來援せる救療班は、目下殆んど解散致しましたが、前述廳立救療院並に五箇所の診療所に付ては、今同、國庫第二豫備金の支出を得ることとなりまして、九月末迄之を繼續する見込であります。目下救療院に收容せる重傷患者は一日平均約二百名でありまして、診療所に於て救療しつつあるものは、毎日平均千名内外であります。

第五、治安維持及び暴利取締りに付ててあります

三月二十一日夜、大火の報告に接するや、直に保安課長を現地に急派すると共に、當分の内、罹災地に非常警備規程の一部を適用することとし、四回に互つて本廳並に各地警察署より合計三百餘名の警察官を派遣し、地元水陸兩警察署員二百四十名を

加へたる五百四十七名を以て、警備隊を組織し、更に警察部長を現地に派遣致しまして、統制指揮の任に當らしめたのであります。警備隊は來援の軍隊と連絡を執り、以て治安の維持民心の安定を圖りました結果、一般に不安動搖の色なく、漸次秩序の恢復を見たのであります。尙、非常災害時に於て、往々有る勝ちな生活必需品に復舊事業材料品等に付、暴利を食らんとする徒輩あるを慮り、三月二十二日、函館水陸兩警察署長に對し、日用必需品に付暴利賣惜み及び買占の取締を命令すると共に、更に、二十四日附を以て一般的に之を戒告し、濫りに災害地に旅行すべからざることを告諭を發し、支廳長、警察署長及び市町村長をして之が徹底を期せしめたのであります。

第六、建築用材の統制及び統制に付て申し上げます

函館大火直後、家屋建築用材の急速なる需要激増に伴ひ、價格の騰貴を抑制するがため、建築用材の價格統制及びバラツク用材の急速供給を圖ることとし、函館營林區署に用材部を置き、

道廳との連絡並に價格の統制に任ぜしめ、全道營林區署管下の諸工場の貯材量の調査を命ずると共に、一方、札幌、小樽の當業者を招致し、災害前の市價を以て、函館市に供給することに協定、直に輸送を開始し、約二萬石を供給せしめました。ところ、尙、不足の嫌ひがありましたので、曩に調査致して置きましたる、北見、釧路其の他地方工場主をして、札幌、小樽と同價格を以て製材約五千五百石を供給せしめたのであります。而して函館市は其の用材を函館木材組合員に委託し、各需要者に販賣致させたのであります。其の結果市價の暴騰を防ぐことを得、大に其の効果を收めた次第であります。

第七、通信運搬に付ててあります

大火の通報に接しまするや、廳で災害地と通信の杜絶することを豫想し、遞信局と打合せの上、札幌放送局、落石無線電信局及び函館在港の無線装置ある船舶等を介して、情報の蒐集連絡の保持に努むると共に、一方、電話の復舊を急ぎました結果、札

幌函館間警察電話は三月二十三日午後十時、札幌函館間公衆電話は二十四日正午に開通するの運びに至り、焼失を免れたる市内電話は二十四日正午一部開通を爲し、二十七日午後二時に至りて全部開通を見るに至つたのであります。又、運輸方面に付きましては、時を移さず鐵道局に對し、災害罹災民の無賃乗車、救恤品及び救濟物資の無賃輸送、復興材料の運賃輕減、客車の増配に付交渉し、何れも之が實現を見たのであります。又、各地より本廳關係の自動車、トラック、自轉車を輸送し、以て交通運輸の便に備へ、異常なる効果を挙げたのであります。

第八、今回の火災に因り焼失したる區域内の土地
都市計畫法に依る土地區劃整理を施行する事に致しましたので、之が圓滑なる實施を計るため、右區劃整理が完了するに至る迄の間、假建築物の外之を建築せざる様心得べきことの告示を三月二十六日附を以て發しました。

第九、義捐金品募集のこと
であります

三月二十二日、取敢へず各支廳長、市町村長、商工會議所會頭及び道内各新聞社の協力を得て、義捐金の募集に着手しました。更に道廳、函館市役所、北海道協會、北海道俱樂部等共同し、北海道函館火災救護會を組織し、廣く中央官廳、府縣知事、植民地長官、貴衆兩院議員其の他全國民に對し、義捐金の募出を求めたる結果、各方面の同情翕然として集り、六月二十一日迄の義捐金は、實に三百二十萬六千八百五十九圓九十三錢に達し、尙、毎日各地より送金されつつあるのであります。又、義捐品は十萬二千餘點に達しました。之等の義捐金品は罹災救助基金の支出と相俟ちて、罹災民の衣食住衛生等に關し、應急救護の實を擧げたのであります。尙、殘餘金が相當多額になりますので、之が使途に付ては最もよく寄附者の篤志に副ふべく努めて居ります。

第十、軍部其の他の活動狀況に付一言致します

災禍發生するや、軍部に於ては直に第七師團より將兵二百餘名、歩兵第五聯隊及び同第三十

一聯隊より四十九名を派し、地元函館重砲隊より出動せる三十名を加へ、大湊要港部より救護のため出動せる特務艦野島外驅逐艦二隻と共に、治安維持、罹災救護、電線の復舊物資輸送に付絶大の援助を與へられたのであります。又、函館市附近の男女青年團に對しまして、應援出動方を促しましたところ、二十四日迄に集合せる者千八百餘名に達し、何れも保安並に救護事務の輔佐に活動致し、以て敏速なる救護を爲すことを得たのであります。其の他、社會事業團體新聞社等の人類愛に基く涙ぐまじき活動は、枚擧に遑ない状態であつたのであります。

外に、罹災者に對する職業の紹介、火災保險金の急速支拂方の交渉、食料給與停止後に於ける政府米の拂下、警察許可營業の制限緩和等に付、夫々臨機適切と認むる措置を執り、孰れも充分の効果を擧げたと信じて居ります。

以上、災禍發生と共に、道廳の執りました緊急措置の概要であります。次いで其の後の善後施設及び復興事業に關して申

上げます。災害の報到るや、私は直に部下を督勵して、災害善後施設及び復興計畫に關する具體案の作製を急ぎましたが、結局、國費の支出に俟たざるを得ざるもの多きがため、成案を得るや直に上京して、關係各省との折衝を開始致したのであります。其の結果、道廳の要求案は内務、文部、農林、商工關係各省の審議を了へ、目下大藏省に回付せられて居りますが、其の内一部分は既に確定を見た次第であります。今、其の内容を、項を逐つて簡単に申述べますれば

一、函館八幡宮本殿修繕、祭器庫、鳥居復舊費に要する經費一萬圓は、既に支出決定を見ました。

二、警備に要する經費として、警部補及び巡查増員費、警察官應援旅費、焼失に因る物品の補填、警察専用電話復舊費、警察署假廳舎等の建築費其の他に付、國庫補給を要求致しました。第二豫備金より六萬四百六十七圓の支出は既に確定致しましたが、尙、九萬二千六百十七圓の支出に付、折衝を重ねつつ

あります。三、罹災者診療のため、臈立救療院及び診療所を設置しましたことは前述致しましたが、之が所要経費八萬四千四十一圓は、國庫より支出することに決定を見ました。

四、官吏、職員及び吏員にして、災害に罹り住宅を失へる者に對し、一時簡易なる住宅を建設し、之に假住せしむる必要を認め、相當額の國庫支出を要求して目下折衝中であります。

五、災害に罹りたる社會事業團體の復興を計り、以て今次の事變に依り簇出したる病者、不具、孤獨者及び労働者等を救済するの必要を認め、國費助成金六萬五千九百七十圓の要求を致して居ります。

六、本廳及び支廳の災害善後事務處辨に要する経費は相當多額に上りますので、國庫増額を要求致しました結果、第二豫備金より五萬七千五百圓の支出決定を見ました。

七、渡島支廳及び函館土木事務所の官舎中、大火災に罹りたるもの及び暴風に因り被害を受けたるものを復舊するがため

に、三萬一千七百五十八圓の支出を要求中で御座います。

八、學校給食臨時施設費並に學齡兒童就學獎勵費であります。燒失區域に於ける小學校在籍兒童數一萬六千七百六十人中、罹災貧困兒童九千三百十人に對し、食物並に學用品の給與を爲さんとするもので、其の金額三萬三千六百三圓は、既に國庫より交付を受け、曩に參事會の議決を経て目下執行中に屬して居ります。

九、罹災中小商工業者の救済は最も念慮を拂つた問題の一つであります。之に對しましては、總額五百萬圓の低利資金融通を受け、以て其の復興を企圖するの計畫であります。

十、今回の災害に因り漁業設備を燒失し、爲めに自力を以て再起すること困難なる漁業者に對しても、復興資金の融通を爲すの要がありますので、低利資金四十萬三千四百七十三圓の支出を要求すると共に、補助金二萬五千九百二十八圓を要求致して居ります。

十一、次に復興計畫の概要を申述べます。過般、函館市に於

ける大火災は、世界火災史の上

に於ても、多く類例を見ないと云はれて居る程の大慘害でありまして、我等同胞として特に我等道民として誠に痛惜悲憤の念に堪へない次第であります。之に對しまして、國を擧げて、道を擧げて同情の意を表はして居りますことは、固より然あるべきことと存するのであります。が、この燒跡を速かに收拾し、將來再び斯くの如き災害を蒙むる憂なき、鐵壁の如き大函館を死灰の中より造り出すことこそ、犠牲者に對する何よりの手向けであると思ふのであります。

由來函館の地たる、海峡深く突入せる半島の尖端に位せるがため、東西南の三方は海に圍まれ、北方に向つて扇狀に平地を展開して居るのであるが、市街地は其の扇の要に近く構築されて居るのであります。東京の築地方面に似て函館の地勢は、函館をして水陸交通第一の要衝として今日の繁榮を招來した根本原因を爲して居ると共に、反面に於て、東西南洋より烈風を受け市民をして、斷えず祝融の禍

害に悩まされつゝあるところでありませう。

斯くの如く函館市は、自然の恩恵と迫害との二つながらを享けなければならぬ地でありませう。而して過去の歴史に徴するに、數次の天の迫害は、幾度か函館市折角の繁榮を其の中途に於て其の根本から破壊し去つて來て居るのであります。この故に、恰かも關東大震災の直後、一時、遷都論が起りしが如く、今回の大火災に基因し、函館の將來に悲觀論を抱き、北方移轉を考へる向も中にはあつた様であります。併し、函館の存在價値は申すまでもなく、内地、本道を繋ぐ重要關門であり、世界貿易の要衝であり、北洋漁業の根據地である點に存するのであります。随つて港こそは函館の生命であり、これと密着せる現位置を抛棄することは、取りも直さず函館の死滅を意味するものであります。獨り函館の死滅に止まらず、本道全體の産業開發の上より、堪へ難き打撃を受くることとなり、申さば本道の盛衰にも關する重要な問題であります。

たらしむると共に、日常市民生活の慰安場たらしめんとするものであります。

ロ 公園計畫に就いてであります

今回決定されましたものは五ヶ所でありませう。此等は何れも先程申し述べましたグリーンベルトの交叉點、若くは起終點と連絡せるもので、此の消防用街路と一體を爲して防火施設乃至避難廣場として、効果を上げんとするものであります。幹線大街路と公園との間に渾然とした融合を見出すことは、慥かに今回の復興計畫の一特色と考ふるのであります。

ハ 土地區劃整理の施行であります

前述の如く今回の火災は、世界火災史にも餘り類例を見ない程の大災害で、之が復興計畫を樹立するに付きましては、生やさしい所謂平時の都市計畫を樹立した丈では、到底其目的を達することは出来ないのであります。街路計畫にせよ、公園計畫にせよ、成るべく思ひ切つた大膽な計畫を必要とするのであるが、其の結果土地、建物其の他

此の故に、吾々は此際、如何なる犠牲を拂つても現位に函館の復興をなし遂げなくてはならぬ。而かも其れは通り一遍の復興であつてはならない、人智の限りを盡して、眞に函館市百年の安全と繁榮とを保障するに足る都市を造り出さなければならぬ。更に進んでは横濱、神戸の如き本邦有数の港灣都市にまで發展し得るの都市を、造り出さなければならぬと考ふるのであります。

以上の意味に於て、今回の復興計畫は、第一に燒けざる都市、第二に大函館市の實現、此の二點を目標として立案されたものであります。之は財政の上より云へば、最大限度にして計畫の上より云へば、最小限度の計畫にあると云ひ得ると思ふのであります。が「燒けざる都市」の計畫としては略々理想に近いものであると考へる次第であります。以下順を追つて具體的計畫の説明を致します。

イ 既定幹線街路計畫の變更であります

復興計畫の中核をなすものは、何と云つても幹線街路計畫であ

ります。が、函館市に於ける幹線街路計畫は、都市計畫として既に昭和四年に於て、内閣の認可を受けて決定されて居たのであります。併し此の既定街路計畫なるものは、如何なる觀點の下に立案されたかと申しますと、其の當時に於ては、街路を單に交通施設としてのみ考へ、専ら交通系統の整備確立と云ふ點に重點を置いて計畫されたものであります。然るに、今回の大火災に遭遇致しまして、具さに其状況を調べ、殊に道路と火災との關係を調査致しますと、從來の様に街路を單に交通路としてのみ取扱つて行くこと云ふ事は、都市構築上非常な誤である、街路は平時に於て、交通の用に供されて居るが、一朝火災時に於ては、之に依つて延焼を防ぐ、延焼を防ぎ得ない迄も、之に依つて一時火勢を弱め、消防機關の活動を充分ならしめる、而して避難民をして容易に避難せしめ得るものでなくてはならぬ。即ち、街路は交通施設たると同時に、災害防止のために缺きべからざる施設として攻究し、取扱はなければならぬと云ふことを

に多大な犠牲を強ふることとなり、中には住むべき土地、建物を喪ひ、郊外に移轉しなければならぬものも生じて来るのであります。而して左様な點を考慮致しますと、計畫を樹てるに際し、どうも太刀先が鈍る、眞に函館市百年の安全と繁榮を保障するに足る計畫を樹立することが不可能になるのであります。此の問題を解決するために、今回土地區劃整理を施行することとなつたのであります。土地區劃整理を施行しますと、地區内の公共用地は、地區内土地所有者全部が共同して各受益の程度に應じて之を負担する結果、誰一人として土地を失ふものなく、而かも土地所有者は、何れも整理前の土地に比し、面積は稍小さくなるが、形の整つた利用し易い、財産的価格の高い土地を取得することが出来るのであります。斯くの如く市民をして各々其の處を得せしむることを得る結果、先程申しました街路公園等の基本的都市計畫の樹立に當つて、始めて後顧の憂なく、思ひ切つた計畫を樹てることが出来るのであります。斯の

は、各個の建築物を全部耐火構造に改むることにあるのであります。我が國情より斯かることは到底行はるゝ筈がありませんので、或地區を限つて耐火建築物を集め、集團の力に依つて火勢を遮断し、火災の範圍を出来るだけ小さくすることが考へられて居るのであります。函館市復興計畫に於ても、是非、此の防止地區の設定を實現したいと考ふのであります。耐火建築物の建築には多額の經費を要し、之を全部建築主の負擔にするときは、折角防火地區を指定しましても、耐火建築物の充實を見るは不可能と考へますので、之が建築資金に對しては、國庫より相當額の補助並に低利資金の融通を必要と認め、目下折衝中でありませう。右國庫よりの助成確定を俟ち、防火地區を決定したいと考へます。以上を以て函館復興計畫の重要項目に對する大體の説明を終ります。尙、復興事業費總額は小學校等の公營物復興費を含み、實に二千六十九萬二千八百一十圓の巨額に上る見込でありまして、到底、函館市單獨の負擔に委すること

如く今回の復興計畫は、土地區劃整理を伴ふことに依つて、始めて完全を期することを得るのであるが、之が實施に當りては、函館市民の勇氣と犠牲心を必要と考へるのであります。過去に去數回に亙る苦しい試練に屈せず、不撓不屈の精神を發揚し、今日の函館の大を築き來たれる函館市民は、必ずや此の大事業を完成するものと確信して疑はないのであります。官民一途の努力を以て、之が萬全を期したいと考へるのであります。過般の都市計畫委員會に於て、土地區劃整理を都市計畫として決定して置きたるは、克く今回の土地區劃整理が復興事業の根幹をなす所以を市民に認識せしめ、一層其の自覺を強固ならしめんがためにして、必ずしも都市計畫事業として強制的に之を施行をなさんとするものにあらず、飽くまでも土地所有者の自願的整理施行を期するものであります。

永久的建築物の一時禁止

前述の如く土地區劃整理を斷行することに致しました關係上、を得ないのであります。六箇年の繼續事業として總計一千三百三十八萬八千五百五圓の國庫支出を要求し、極力目的の貫徹に努力致して居る次第で御座います。

十二、次に函館市の財政助成に付て一言致します。同市の財政は從來とても決して良好とは謂へなかつたのであります。今回の災厄に遭遇して一層困難の度を増し、到底此の儘放置するを許しませんので、道廳指導の下に財政計畫を樹立せしめ、或は復興事業投入缺陷補填のため、低利資金一千六百七十七萬二千圓の融通を受くと共に、之が利子補給を國庫に要求し、或は舊債五百六十六萬七千圓の低利借替を爲すこととしたのであります。其の結果、同市は都市計畫特別税を起すことの外、増税を行ふことなくして復興事業の完成を見るの豫定であります。尙、災後直に義務教育費國庫負擔金の増額交付を要求致しましたところ、法令の許す最高限度の一萬八千五百五十七圓の増額交付を受くることに確定を見たのであります。

之が施行を容易ならしむるがため、之が完了に至るまで、本建築を差控へしむる必要を感じましたので、三月二十六日道廳告示を以て之を公布したるに、市民各位がよく之が精神を體得し、今日まで約七千戸の建築ありたるも、何れも假設建築物にして、今後の事業遂行に非常な便益を受くることを喜んで居ります。

補助街路の決定

補助街路は土地區劃整理の基準をなすもので、土地區劃整理の中に包含して決定しても差支ないものであります。事務の進捗を計るため、過般都市計畫として決定したのであります。幅員十一米のもの六十本、八米のもの七十八本、計百三十八本であります。

都市計畫區域の変更

函館市に於ける都市計畫區域は、既に昭和四年に内閣の認可を受け決定せられ、爾來之に依り夫々建築物の制限を加へて參つて居りますが、指定前より存在せる工場で、夫々の地域に容さ

第一、罹災救助基金に就て

以上のを以て災害善後施設並に復興事業大要の説明を終ることと致しまして、是より提出議案に對する御説明を致します。第一、罹災救助基金に就て申上げます。今回の災害に因る罹災民救助に要する經費に關しましては、罹災救助基金と義捐金と相俟つて、救済の實を擧ぐることに努めた次第であります。御承知の如く、罹災救助基金は昭和六年七年の二度に亙る凶作及水害のため、其の大部分を支出したので、一時は救済上支障を來すことを懸念致しましたが、義捐金に於て、幸にも豫想以上の収入がありましたため、救助には何等の差支を生ぜざる見込であります。茲に罹災救助基金より支出せんとするは避難所費及び食料費であります。避難所費に於きましては、罹災者を一時收容するため建設したる新川公園外四箇所三十七棟三千七百八十坪の集團バラック、及び之に附屬する共同浴場、共同便所等の建築費に充當せんとするのであります。此の金額十一萬九千三百五圓であります。又、食

れざるものが相當あつたのであります。今回の焼失區域は大部分商業地域であります。焼失區域内に九十七の不適格工場があつたのであります。此等の中、事業の規模大なるもの及び事業の性質が、危険有害と認むるもの三十七工場に對しては、現位の再築を禁じ工業地域への移轉を命じたのであります。右は商業の利益を確保すると、火災を防止する見地より既定地域の整備を計つたのであります。而して現在の工業地域は、今直ちに多數工場を收容し得る程度に開發せられ居らざるを以て、新川左岸より海岸に沿ふ一帯を工業地區に変更し、以て移轉工場の便宜を計つたのであります。以上は道廳若くは北海道都市計畫地方委員會に於て、既に決定されたる復興計畫に關する重要項目であります。近く決定を見んとするものは防火地區であります。之は都市計畫として防火地區を設定するときは、市街地建築物法の制限に依つて地區内の建築物は、必ず耐火構造建築物でなければ許されないのであります。火災防止の窮極の手段

第二、警備費であります

今回の非常災害に因り、現地の函館水陸兩警察署員のみを以てしては、治安維持上洵に憂慮すべき情勢にありましたので、秩序恢復し、民心の安定するまで各地警察署より署員を増派し、取締の徹底を期するの必要あり、又、火災のため警察専用電話其他、備品、消耗品、被服等焼失したため、速かに復舊を要する等に依り合計六萬五千七百五十九圓を計上致しました。而して本費に對しては、國庫より一般下渡金の外、六萬四百七十七圓の補助金があるのであります。尙、應援警察官は永く派遣を許しません事情が有りますので、曩に一言致しました如く、警部補及び巡查の増員を計畫せる外、警察署假廳舎其他附屬建築物の建築を計畫し、之が經費を國に要求中でありませう。未だ大藏省の決定を見るに至らない

のでありまして、其の決定を見たる上は、参事會に於てなり追加議決を願ひ度いと存じて居ります。

第三、函館治療院の復舊費

目下既に三十餘戸の貸座敷は營業を開始し、尙、開業する者が増加趨勢にあり、之に對する診設備を缺くことは法令上許さぬ事情がありますので、取敢へず、假廳舎を建築すると共に内部設備の復舊を爲す必要あり、之が經費八千八百六十二圓を計上致しました。

第四、函館市内に於ける中等學校六校に對する校舍、其他の修繕費であります

幸にして廳立中等學校は全部焼失を免れましたが、風害のため屋根其他に被害少くないのでありまして、之が修繕費として六千五百四十六圓を計上致しました。

第五、函館地方測候所の修繕費であります

函館測候所も被害を蒙りましたので、之が復舊費八百八十三圓を計上致しました。

第六、地方費歳入缺陷補填

一般方針要旨

昭和十年度北海道地方費歳入歳出豫算に就いて其の概要を説明致します。

地方費財政の方面より見れば、經濟界の恢復未だ十分ならざるがため、地方税の自然増収の如きも決して多きを望み得ざる状態にあるのみならず、九年三月に於ける函館市の大火災は、地方税収入に至大なる影響を及ぼし、同市に關する限りに於て、昭和十年度には二十一萬千圓といふ巨額の減収を生ずる見込であります。

然るに、支出の方面に於ては、恩給費、地方費債費其他法令又は既定計畫に基づく費額に於て、相當多額を算するがため、十年豫算の編成は、依然として困難を感じました次第であります。財源の現状が前述の通りでありますから、已むなく僅少の増

資金であります

函館市火災に因る昭和九年度に於ける地方費歳入の減収一財源を起債に求めて、之を補填せんとするものでありまして、其の金額は四十二萬五千圓であります。而して之に對しては償還を終了するまでの間、毎年度國庫より利子の補給を仰がんとするもので、本年度所要額六千八百圓を併せ計上致して置きました。

第七、火災に因る被害者に對する地方税の免除に關する條例の設定であります

國税の免除等に就きましては、曩に法律を以て公布されましたが、地方費に於ても亦同様免除するの必要を認め、茲に提案致した次第であります。次に留萌町が豫て帝國生命保險會社外十一社より、土木事業資金に充つるため、二百四十九萬四千圓の起債を致しましたところ、財界の不振其他種々なる理由に依り、遂に償還困難に陥り、從來屢々問題となり、天下の視聽を惹めて居りましたことは、諸君も御承知の通であります。而致しまして之を此の儘永く放

任して置くことは、監督の立場からしても、町の體面からしましても、到底之を許しませぬので、歴代道廳當局常に意を茲に用ひ、各種の解決案も目論まれたのであります。機運熟せざるか、其實現を見るに至らなかつたのであります。然るところ幸にも、今回、債權者側と債務者たる留萌町との間に於て妥協成立し、町は町債元利に對する代物辨濟として償還財源たる土地及償還財源積立金残存金を債權者に引渡すことに依り、永年の懸案たる本問題は茲に圓滿解決することになりましたのでありまして、誠に慶賀に堪へざる次第であります。扱て此の際債務辨濟のため行はれまする土地の移轉は、多分に公益的分子を包含して居るのであります。から、特に地方税たる不動産取得税を賦課せざることに致し度、仍て之を條例を以て規定せんとする次第であります。以上提出議案並に之に關する事項に就き申述べましたが、尙、今回の災害對策は、未だ大藏省其他と折衝を要する未確定のものが多々あるのでありますから、同市復

第卅四回道會

昭和十年度地方費豫算審議の第三十四回道會は、昭和九年十二月一日開會、六日まで休會、七日再會、劈頭佐上長官の豫算説明あり、一般質問を終つて議案は二十二日委員付託、二十七日、本會議を開き、石田豫算、夏堀決算、吉野代決、山本建議各委員長から委員會の経過報告あり、何れも委員會の報告通り可決し、波瀾なく閉會した、即ち決算委員會は徵稅成績の不振に警告を發し、豫算委員會は教育、衛生、勸業、社會の各經費並に補助金等を増額し、この増額は模範林収入及び其他の自然増収を以て充當することに修正した、新規事業の主なるもの左の通りである。

△刑事巡查増員△北千島氣象觀測所設置△美深農事試作場擴張△十勝農業學校實習所擴張△江別、池田兩警察署廳會改築△室蘭水上警察署の警備

事業と其内容

第一は、刑事警察充實費であります。拓殖の進展と人口の増加に伴ひて、犯罪事件は逐年増加の趨勢にあるのみならず、犯罪の手段方法もますます複雑巧妙を極め來つたのであります。然るに刑事巡查の増員は財政其他の事情に制せられ、犯罪の増加に比例し得ざるがために、犯罪の檢舉はいよゝ困難の度を加ふるの情勢にあるのであります。仍て明年度に於て、新たに刑事巡查七名を増員すると共に、刑事鑑識上最も有效なる犯罪戸口調査を行ひ、以て刑事警察機能の充實を期したいと存じます。

第二は、北千島氣象觀測所設置費であります。北千島開發の主要性は、近時漸く朝野一般の認識するところとなつたのであります。先づ同地方の氣候風土を了知するを以て先決條件としなければなりません。依て茲に氣象觀測所を設置して、これが研究に當らしめ、北千島の開發に資すると共に、早期に於て北海道の氣温を察知して、農業經營の

産収入、請願調査費納金、賦金、児童監護費徴収金、國庫助成金、貸付金収入、財産賣拂代其他でありまして、その合計十八萬五千圓、差引五十一萬二千二百五十三圓の増収を生ずる見込であります。

参事會員代る

北海道参事會員は一年交代の申合せになつてゐるので、昭和九年十二月、第三十四回通常道會の開會に當り、各派協定、二十一日左の通り決定した。

- △政友派 横山準治、石田連治、玉置信一、松本六太郎、樋渡道一、深見松太郎
- △民政派 伊藤政治郎、前田善治、吉野恒三郎、松浦周太郎、前田卯之助、田中信夫
- △補充員 貴田國平、菅野榮助、岡田伊之助、廣部太郎、矢野治吉、高倉定助、志賀智(以上政友派) 深澤吉平、大田半三郎、西岡斌、林彌八、池田新三郎(以上民政派)

道議歳費引上

に感激措く能はざる所、吾人は此の勞苦と活躍とを望んで、幾多の教訓を得、更に一段、本道拓殖の進運に寄與し、常に淬礪の誠を致して、聖恩の萬一に奉答せざる可からざるなり。

決議

- 一、北海道第二期拓殖計畫再檢討に依る諸般施設と實行を期す
 - 一、行財兩政の整理刷新と諸負擔の均衡是正を期す
 - 一、町村吏員の優遇を計り互助組合の設立速成を期す
 - 一、町村財政調整交付金制度の確立促進を期す
- 全國町村長會表彰 全國町村長會第十五回定期總會は昭和十年一月十七、八日の兩日、東京市赤坂三會堂に於て開會されたが、北海道町村長會よりは左の四氏出席した。
- 會長 網走町長 山内 鐵藏
 - 幹事 砂川町長 野口 陳吉
 - 同 厚岸町長 子野日弘毅
 - 同 厚真村長 栗城 三吉

北海道會議員の歳費引上げは、昭和十年三月二十七日の道参事會に於て決定、議長千六百圓、副議長一千二百圓、議員一千圓に改正され、從來に比し、議長六百圓、副議長四百五十圓、議員四百圓の増額となつた。

町村長會總會

北海道町村長會第十三回定期總會は、昭和九年十二月八、九兩日、札幌市に開催され、左の宣言決議を可決した。尙會長選舉を行ひたる結果、網走町長山内鐵藏氏再選した。

宣言

今や國際關係は益々紛糾錯綜を極め、此の危機に直面せる非常時局に處して、朝野舉つて行財政の整理刷新を圖り、教育、産業其の他諸般事業の振興展開の大計を樹つるに、日も之れ足らざる奮闘努力を拂ひつゝあり。加之、頻年の天災地變は更に深刻にして、是れが匡救の對策に日々焦慮措く能はず、今後國防思想の普及と、住民生活の安定とに、最善の誠を致すは、我

而して北海道からの提出問題は

- 一、内務、大藏兩大臣の職權に屬する町村制限外課税の許可權は總て之を地方長官に委任すること
 - 一、市町村立小學校舎建築費に對し國庫より相當補助すること
 - 以上二件であつたが、異議なく可決された。
- 尙、初日舉行された第十回自治功勞町村長表彰式に於て、北海道からは、白老郡白老村長對馬豐太郎氏が表彰せられた。

經濟更生協議

農林省經濟更生部主催、北海道經濟更生協議會は、昭和九年十一月二十一日札幌市に於て開會、道郡市町村農會、産業組合、漁業組合、畜産組合、北海道製酪販賣組合聯合會等、關係方面を網羅する出席者あり、販賣、購買、生産、金融に關する統制計畫並に負債整理に關する諸事項を、左の通り決定した。

販賣統制計畫に關し留意すべき事項

等、衝に町村行政に當るもの責任や實に重且つ大なるを痛感せずんばならず。最近、北海道廳に於ては、拓殖計畫の再檢討を試み、時代の趨勢と國運の進展とに鑑みて、本道開發に清新の活力を與ふる一大雄圖を策し、農、漁、山村全般に互りて、精神の作興、生産の合理化、經濟の統制等、凡有ゆる具體的指導方針を確立して、道治上、新生面を開かれんとするは、洵に欣快且つ感謝措く能はざる所なり。

申來、本道の拓殖計畫に就ては、屢々國家財政の消長に伴ひ、其の實行上、一張一弛の苦難に遭遇せしこと一再ならず、殊に昭和九年以降拓殖豫算に大斧鉞を加へられ、常に官民一致之れが對策に全力を擧げて、本道開拓の一大使命を絶叫し、政府要路を動かし、所期の目的遂行に奮進しつゝあるも、未だ其の域に達せざるは甚だ遺憾とする所なり。

- 一、産業組合を擴充し、未加入者及び未加入農事實行組合を速かに加入せしむること
- 二、産業組合漁業組合との協調を密にし、以て販賣統制の中樞機關とすること
- 三、産業組合の農業倉庫網完成に努むること
- 四、共同作業場共同加工場等の普及に努むること
- 五、水産倉庫魚油タンク等の普及に努むること
- 六、漁業組合に對し、聯合農業倉庫の利用を奨励すること
- 七、各種産業關係機關の連絡協調を遂げ、販賣の統一を期すること
- 八、實行組合の擴充を圖り、販賣統制計畫實行の基礎的團體たらしむること
- 九、産業組合系統機關の擴充を期すること
- 一〇、販賣中樞機關の系統組織を擴充すること
- 一一、販賣の統制は、その販賣する種目に留意し、實行し易き生産物より行ふこと
- 一二、販賣統制の完璧を期するため、都市に於ける消費組合の發達を促すこと

民と利害休戚を偕にする者、刻下の國狀と道勢とに深く思ひを潛め、一日片時も姑息偷安を容さずして、町村百般事業の改善振興を念とし、本道拓殖の 宏謀に副ひ奉り、常に父祖先輩の試練を経たる堅忍不拔、勇往果敢の道民精神を益々涵養助長して、克く奉公の實績を擧げんことを誓ひ、且つ本會創立以來の主張は勿論、今次の決議事項に就ては、斷々乎として其の素志の貫徹に猛進せんとするものなり。

- 一三、木炭の販賣統制に努むること
- 一四、販賣統制に必要な特別低利資金は産業組合を通じて融通すること、生産物検査は必ず國營又は道營となすこと
- 購買統制計畫に關し留意すべき事項
- 一、産業組合の内容充實及び農事實行組合の活動を促進せしむること
- 二、購入品の加工及び貯藏の設備を爲すこと
- 三、産業組合及び漁業組合を以て購買統制の中樞機關とすること
- 四、購買品は思惑的仕入を排除し現金賣を勵行すること
- 五、購買品目は經濟更生計畫に即するやう選定すること
- 六、購買統制計畫實施に關しては、生産物出荷契約を基調とし、販賣統制計畫と併進せしむること
- 七、販賣組合との聯絡に努むること
- 八、全購聯に於て重要物資の生産加工配給に努むること
- 九、購買統制の中樞機關の系統組織を整備強化を圖ること

一〇、農山漁村の婦女子に消費経済に關する知識を普及すること

産業統制計畫に關し留意すべき事項

- 一、生産統制は適地適産を基調とすること
二、統制の比較的容易なるものを選び、生産統制を圖り、効果を生産者に知悉せしめ、漸次他のものに及ぼすこと
三、生産計畫に於ては各種團體の連絡協調を密にし、自給品と販賣品との區別を明確にし、販賣品に於ては全國的の生産趨勢を基礎とし、品種數量及び出荷時期を調査し、これに應ずる生産計畫を樹立すること
四、生産計畫は往々にして増産に偏重するの傾向あるを以て、これを家族的勞作經營に立脚せしむること
五、需給の狀態及び經濟界の動向を知悉するため各種の調査通報機關の確立利用を圖ること
六、販賣を目的とする生産、特に新興の生産に對しては、これが需給狀況、出廻狀況、

産地に於ける生産狀況等に關し、慎重に考慮すること

- 七、選別加工貯蔵設備の充實により、生産調節と生産物の商品化を圖ること
八、生産統制計畫樹立に關しては、中央に於て具體的計畫を樹て、その計畫を道府縣に示し、道府縣はその中央の計畫に準じ、適應せる具體的計畫を樹て、更にこの計畫を町村に指示し、町村は道府縣の計畫に準じ、町村に適應する具體的計畫を樹て、以て系統的組織となし、中央に於て統制の目的達成に就き萬全を期すること
九、生産統制指導の中樞機關たる各種團體の充實強化を計ること

金融統制に關し留意すべき事項

- 一、金融統制は産業組合を中樞機關として實行すること
二、産業組合はその町村内資金の需要供給關係を調査し、資金計畫を樹立實行すること
三、政府供給資金潤澤にして金利の低下を計ること
四、資金融通は産物出荷契約

を條件として行ひ、農事實行組合共勵制度を活用し、努めて信用程度の向上を計ること

- 五、農事實行組合の生産販賣代金の一部、其他餘裕金は産業組合に預入れること
六、町村内各種團體の餘裕金を擧げて産業組合に預入れること
七、産業組合は貯金拂戻準備金として常時少くとも五割程度を用意をなすこと
八、販賣統制の強化と相俟つて農業動産信用法の運用により、金融の圓滑を計ること
九、産業組合に於て債務者に對し負債償還計畫を樹立せしめ、高利借替の方途を購じ、一方減債貯金を勵行せしむる等、極力固定貸付を整理すること

一〇、負債整理と金融統制計畫とは不可分なるを以て、負債整理組合を設立し、金融統制計畫と共に實行すること

- 一、經濟更生計畫中には、必ず負債整理計畫を樹立することとし、且つ經濟更生計畫と

を併進實行せしむることは最も理想的なるを以て、先づ經濟更生指定町村に、優先的負債整理組合を設立せしむること

- 二、産業組合に於て、高利借替資金の融通副業振作による収入の減債貯金其他の方法により、その組合員の負債整理計畫を樹立すること
三、町村農會、産業組合、農事實行組合、漁業關係團體等と緊密なる連絡の下に事業の經營を爲さしめ、此等團體の指導により、負債整理事業の完成を期すること
四、負債整理事業特別融通資金は金利高きを以て、これを低下せしむること

更生計畫樹立

昭和十年五月十日現在農山漁村經濟更生計畫樹立の進捗狀況は左の通りである。
△石狩 十六町村中、指定町村十四、樹立町村十
千歳、廣島、琴似、新篠津、濱益、豊平、石狩、手稻、江別、厚田
三笠山 一、五、四 下川村 三、八、八
赤平村 一、八、三 弟子屈 二、九、三

留萌町債解決

留萌町が留萌川の切替、市街區劃増設及び副港築設費に充當するため、大正十年中、帝國生命保險會社外十三社から借入れた二百四十九萬四千圓は、後日、事業完成により無償譲渡を受くべき官有の廢川堤防、廢道敷地を賣却して償還の計畫であつたが、財界不振其他の原因から償還困難に陥り、僅かに昭和六年に於て十萬圓を支拂つたのみで、莫大な負債の償還が延滞し、地方行政上の痛とされてゐたが、近年、留萌港の完成と經濟界の好調から、懸案解決の機運が熟したので、佐上道廳長官は代物辨濟の案を立て、留萌町が償還財源として擔保に供してゐた町有廢川埋立地十九萬坪と、約五百萬圓に上る町債の元利合計とを相殺して貰ふことに、債權者側の諒解を得、昭和九年六月十五日を以て相互の調印を終へ、十四ヶ年に亘る難問題も無事解決した。

- △空知 三十町村中、指定町村二十五、樹立町村十二
納内、妹背牛、長沼、音江、沼田、幌加内、月形、砂川、芦別、夕張、江部乙、浦臼
△上川 三十一町村中、指定町村二十五、樹立町村十一
上富良野、愛別、比布、東旭川、和寒、富良野、東川、美瑛、山部、名寄、神樂
△後志 三十二町村中、指定町村二十六、樹立町村十一
赤井川、小澤、發足、喜茂別、留壽都、泊、眞狩別、狩太、黒松内、入舸、前田
△檜山 十三町村中、指定町村十、樹立町村二
厚澤部、太櫛
△日高 十町村中、指定町村十、樹立町村九
右左府、平取、門別、新冠、三石、様似、靜内、幌泉、浦河
△十勝 十九町村中、指定町村十八、樹立町村九
新得、士幌、豊頃、本別、廣尾、鹿追、川西、大樹、大津
△釧路國 十三町村中、指定町村十二、樹立町村七

- 足寄、鳥取、音別、舌辛、昆布森、標茶、弟子屈
△根室 十二町村中、指定町村九、樹立町村一
齒舞
△網走 二十五町村中、指定町村二十一、樹立町村九
端野、常呂、上湧別、女満別、興部、雄武、西興部、訓子府、下清水
△宗谷 十二町村中、指定町村十一、樹立町村五
中頓別、猿拂、宗谷、枝幸、仙法志
△留萌 十二町村中、指定町村十一、樹立町村七
遠別、小平、苦前、鬼鹿、幌延、天賣、天鹽
△渡島 二十六町村中、指定町村二十、樹立町村五
七飯、長萬部、八雲、砂原、鹿部
△膽振 十三町村中、指定町村十二、樹立町村八
德舜別、安平、厚真、鷓川、豊浦、幌別、壯瞥、白老

市町村に賜金

昭和十年年度に於ける御料地所

Table with columns for village names and amounts. Includes entries like 市町村 賜金, 市町村 賜金, 市町村 賜金, etc.

室蘭市長選舉

室蘭市長松尾豐次氏は、昭和十年二月三日の市會に於て、家事の都合を理由として辭意を表明したので、同月二十五日の市會でこれを認め、引續き、後任市長選舉の結果、三十三票の内、二十四票の多數で政友系の福岡幸吉氏が當選した。

當選 二十四票 福岡 幸吉
 五票 中村 俊清
 一票 御村長太郎
 一票 白紙投票
 三票 白紙投票
 尚、福岡氏は大正七年九月室蘭市助役、昭和五年五月室蘭市長となり、同年九月辭任、同五年十月市會議員に當選、同八年市會議長となつたもので、今回の市長就任は二度目である。

函館市の助役

函館市助役彌吉茂樹氏は、昭和十年二月二十六日を以て任期満了のため、同月十八日開會の函館市會に、助役推薦の件を上程、満場異議なく、三度同氏の就任を見た。

室蘭議長決定

福岡幸吉氏の市長就任により空席となつた室蘭市會議長の選舉は、昭和十年三月二十三日開會の市會に於て行はれた、出席議員は三十二名、投票の結果當選 十八票 富田 晴松
 十一票 齋田 作市
 三票 湯川 竹三

政友系の富田氏當選したが、同二十五日開會の市會に於て、同氏より辭意表示あり、改めて議長選舉の結果、投票數三十五票
 當選 十七票 村田佐一郎
 十六票 齋部善太郎
 二票 湯川 竹三
 政友系の村田氏當選した。

自治資料展覽

自治制が布かれてから三十五年に達したが、未だ、拓殖途上にあることとて、一層自治の開發を促進するの必要を認め、北海道自治協會では、昭和九年七月二十五日から同二十九日まで五日間、札幌市に自治展覽會を開催した。全道に互り自治關係

の資料を蒐集し、各町村に於ける施設計畫、整理改善、新規考案等、苟くも自治的運営に關するもの、又、善行美績に至るまで一切を網羅し、その出陳點數實に二千二十三點に及んだ。選奨支廳市町村は左の通りである。

- 表彰**
- △一等 (空知郡栗澤村) 礪波部落治績
 - △二等 (留壽郡村) 村營農家模範住宅及び留壽郡村輪作式農業經營、村營模範農家仕様設計、(天賣村) 納稅成績及び基本財産造成並に管理、(豐頃村) 興復社農場經營、(新得町) 模範農家經營
 - △三等 (當別村) 村有林の管理經營、(上ノ國村) 村會所施設、(燒尻村) 基本財産造成、(靜内町) 町狀勢簿、(荻伏村) 農事實行組合備荒施設、(標津村) 備荒施設
- 褒狀**
- (琴似村) 納稅施設 (豐平町) 平岸小學校經營 (廣島村) 小學校併合一覽圖 (吉岡村) 小學校水産實習施設 (錢龜澤村) 基本財産造成 (八雲町) 時

吏員數と俸給

昭和九年末の北海道に於ける地方費吏員は有給四百四十一人、俸給年額二十八萬九千三百三十八圓、市吏員は名譽職五百七十六人、有給一千二百五十人で、俸給年額百九萬六千六百七十七圓、一級町村吏員は、名譽職六千三百六十三人、有給一千七百六十七人、俸給年額百二十五萬七千四百七十三圓、二級町村吏員は名譽職六千五百七十五人、有給一千五百六十二人、俸給年額百五萬三千四百七十七圓であつた、前年に較べると、地方費關係五十九人、一級町村關係百七十七人、二級町村關係六十七人を、それ〴〵増加し、市關係に於てのみ百三人を減じて居る。總體を通じ、有給吏員の俸給年額は前年に比し、二十三

種別	名譽	有給	年額
市	一	六	三五、〇〇〇
市役	一	七	二五、七〇〇
市助役	一	六	一〇、六〇〇
常設委員	一	七	一〇、〇〇〇
區長	一	八	一〇、〇〇〇
同代理者	一	九	一〇、〇〇〇
局長	一	元	五〇、七〇〇
主事	一	二	四〇、七〇〇
技師	一	三	四〇、七〇〇
視學	一	七	一三、五〇〇
技手	一	二	一四、二六八
技手補	一	二	八、一三六
主事補	一	一〇	一一、三〇四
書記	一	二	二二、二〇八
書記補	一	二	七〇、八八八
掃除巡視	一	二	一七、七〇〇
掃除監督	一	二	一、七〇四
事務員	一	二	二〇八、二二二
技師	一	二	四七、八八〇
技師補	一	二	七二、二六、七〇〇
醫員	一	二	三三、七〇〇
藥劑員	一	二	三三、七〇〇
其他	一	二	三三、七〇〇
一級町村	一	二	二一、三〇、〇八八
町役	一	二	四一、〇七、二八八
町助役	一	二	一〇、二八、二四五
町役	一	二	一四、一〇三、六六六

常設委員	一、八七九
區長	二、三五五
同代理者	二、三六六
局長	四、五六〇
主事	四、四三〇
技師	四、四三〇
技手	五、三六三
技手補	三、六一六
主事補	八、五六一、四九六
書記	四、一九〇、五三三
書記補	二、三三、〇〇三
掃除巡視	九、五、六六六
掃除監督	一、七〇〇
事務員	二〇、〇〇〇
醫員	一、九六〇
藥劑員	一、九六〇
其他	三、三、五六六
二級町村	一、一七、七九三
町役	一、一七、七九三
町助役	一、一七、七九三
常設委員	二、〇六〇
區長	二、三三三
同代理者	二、三三三
局長	二、三三三
主事	二、三三三
技師	二、三三三
技師補	二、三三三
醫員	二、三三三
藥劑員	二、三三三
其他	二、三三三
書記	二、三三三
書記補	二、三三三

間勵會圖繪 (渡島支廳) 管内現勢圖 (檜山郡泊村) 吏員素質向上事務改善施設 (上ノ國村) 納稅施設 (黒松内村) 村會議員出席表 (狩太村) 道路共進會、吏員諸般事務受持區域 (岩内町) 納稅貯金箱 (美國町) 教材用漁撈網模型 (空知支廳) 空知の財産額圖表 (妹背牛村) 婦人の作業服 (角田村) 村有林經營 (秩父別村) 納稅成績 (新十津川村) 第十三區納稅組合施設 (上川支廳) 屋敷林寫真帳、上川開發模型 (鷹栖村) 婚禮衣裳 (東川村) 投票函送致用具 (美瑛村) 婚禮衣裳 (遠別村) 村は一覽圖表 (宗谷支廳) 特別指導部落指導方針 (仙法志村) 實業青年學校特殊施設 (網走支廳) 北見聯合青年團指導大系、網走支廳管内町村財政の趨勢、管内町村系圖 (端野村) 道路指導標、村開發圖 (美幌町) 貯金箱 (苦小牧町) 朝の行事、別別部落自力更生の實例 (穂別村) 村政批判箱模型 (三石村) 漁業組合施設經營 (荻伏村) 小學校附屬農場經營 (芽室村) 美瑛青年分團事績 (新

技術員 一四、一〇、二六六
 掃除巡視 一
 掃除監督 一
 事務員 三、一、三〇八
 醫員 二、一、六〇〇
 藥劑員 二、一、六〇〇
 其他 四、一三、六九九
 以上の外、名譽職道參事會員が十二人、名譽職市參事會員が七十人となつてゐる。

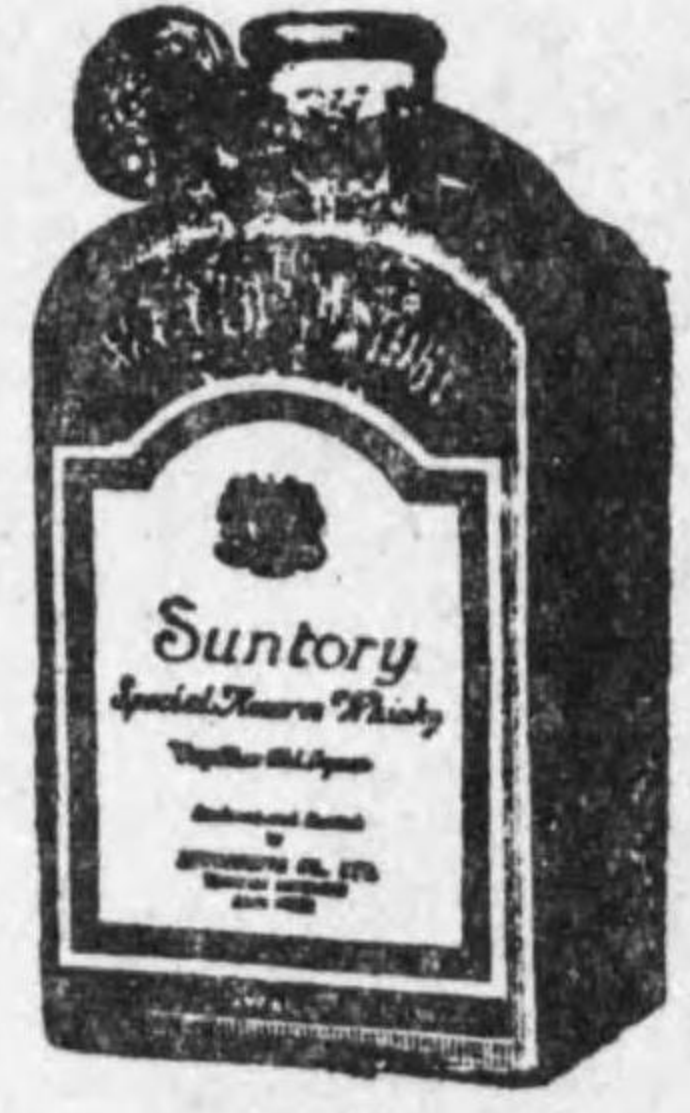
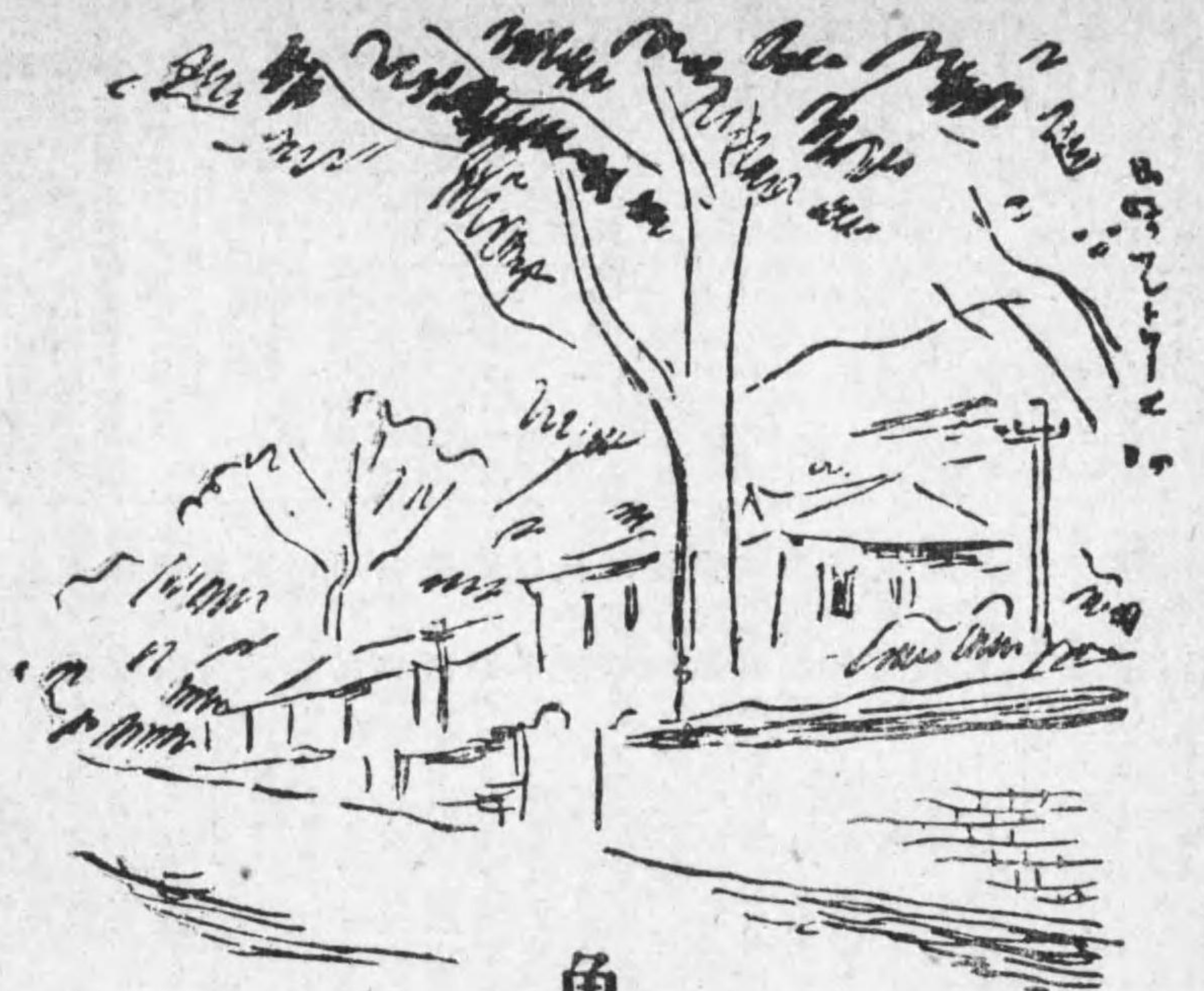
○上川村十周年記念 上川支廳管内上川村では、昭和九年四月十六日上川神社に於て、置村十周年記念奉告祭を執行した。

○鳥取村五十年記念 釧路國支廳管内鳥取村では、昭和九年六月九日から三日間、盛大な記念の催しを行ひ、舊鳥取藩士が遺した開拓の事蹟を偲んだ。

○岩見澤の開町記念 岩見澤町の開町五十年記念祭は昭和九年十月十七日岩見澤神社に於て舉行した。

○鹿追村十五年記念 河東郡鹿追村は昭和十年六月十六日、記念式を舉行した。

○和田村五十年記念 根室郡和田村の開村五十年記念奉告祭は、昭和十年六月十四日舉行した。



魚瓶 サントリー

十年ウ井スキ

珈琲店・酒肆・俱樂部へ行くつてもサントリーが絢爛の装ひを凝らして酒人に榮華の夢を投げかけてゐます！

香味 圖熱

株式會社 壽屋

財政

租税負擔狀態

昭和八年度の租税負擔の狀態を見るに、直接國税、地方税、市町村税の合計は二千六百七十四萬七千四百九十九圓で、一戸當五十二圓十三錢八厘、一人當八圓九十二錢二厘となつて居り、前年に比較すると、一戸當に於て二圓四十錢二厘、一人當に於て三十四錢三厘を、それ〴〵増して居る、内、直接國税は六百三十三萬五千三百三圓であつて、これが負擔は一戸當十二圓三十四錢九厘、一人當二圓十一錢三厘で、これを前年度に比較すると一戸當三十錢九厘、一人當三錢六厘の増加となつてゐる、負擔に關聯して、本道に於ける國税納入歩合の主なるものを示すと左の如く著しく良好となつたのは、産業界の回復、農

村に於ては特に未曾有の豐作、政府施行の救農土木事業等によるものと見られる。

種別	七年	八年
第三種所得税	〇・九〇七	〇・九〇九
田租	〇・八六〇	〇・九三三
畑地租	〇・八八七	〇・九二六
住宅地租	〇・九〇六	〇・九二七
雑地租	〇・八三六	〇・八八一
營業收益税	〇・七四八	〇・七五五
乙種資本利子税	〇・八七五	〇・八八八
地方税	五百六十五萬八千四百四圓	六百六十一萬八千九百九圓
一戸當	十二圓三十四錢二厘	十五圓三錢三厘
一人當	二圓十一錢三厘	三圓四錢七厘

財政

圓九十二錢一厘となつてゐるが、最近五ヶ年の納入歩合を左に示す。

年次	納入歩合
昭和四	〇・七九三
同五	〇・七五九
同六	〇・七二五
同七	〇・八七三
同八	〇・九一九

十個年の諸税負擔

年次	直接國税	地方税	市町村税	合計
大正一三	七、八四一、三三〇	六、八四一、一七六	一六、四三三、三五九	三、〇五一、六五九
同二	八、四三三、二四八	七、〇三三、七九八	一六、〇八一、三三八	三、一四三、七九四
昭和元	八、二四六、〇九七	七、〇三三、四九三	一六、四四五、三七六	三、一七六、三六六
同二	八、〇九一、〇六八	六、五二二、三四七	一五、六五八、三七七	三、〇三〇、七九〇
同三	八、二六八、七六六	七、三五一、七二二	一六、三五四、六三三	三、一八五、〇九三
同四	八、二四二、〇三五	七、五五九、六七〇	一七、二七五、〇九二	三、三〇七、六三四
同五	八、〇七五、七九一	七、二八九、四〇八	一六、三三四、三六四	三、二七四、五一二
同六	六、八八二、四七〇	六、八八九、〇一五	一四、六九九、〇七六	二、八三四〇、五六一
同七	六、〇九五、五六八	五、九九五、七五五	一三、一四五、一五九	二、五、一八〇、四八二
同八	六、三三五、一三〇	五、六五八、〇二四	一四、七五四、〇〇五	二、六、七四七、一四九

諸税の一戸一人當

年次	直接國税	地方税	市町村税	合計
大正一三	一七・七七五	一五・〇八七	三六・二六七	六六・一四九
同二	二二・七六〇	二二・四一〇	五〇・九八八	一〇〇・九六八
同三	一七・三七二	一五・三六九	三四・三〇八	六七・〇四八

五十錢以上	二二、〇七六
一圓以上	一九、四二三
二圓以上	一一、七二三
三圓以上	一二、九一八
五圓以上	八、〇六九
七圓以上	七、九〇九
十圓以上	六、九五三
十五圓以上	三、二一一
二十圓以上	二、九二五
三十圓以上	二、一一八
五十圓以上	一、五二七
百圓以上	七一一
二百圓以上	三八五
五百圓以上	九四
千圓以上	四五
二千圓以上	一七
五千圓以上	二

資本利子税額

昭和八年度に於ける資本利子税は、資本利子金額千三百二十萬九千七百五十五圓に對して、二十六萬三千七百一十一圓であつた、最近五ヶ年の趨勢を示せば左の如くである。

昭和四	一五、一三四	千円
同五	一四、三九八	千円
同六	一三、五六六	千円
昭和四	一五、一三四	千円
同五	一四、三九八	千円
同六	一三、五六六	千円

昭和七 一三、五三二 二五〇
同八 一三、〇九八 二六三
昭和七年度までは逐年減少を示してゐたが、同八年度には漸く増加に轉じた、併し、納入人員は依然減少の一途を辿り、同八年度には百一十一人減の五千八百八人であつた。

個人營業收益

昭和八年度に於ける個人の營業收益を見るに、二萬八千九百九十三人で二千八百三十八萬五千五百十圓を擧げた。前年度に比し五百二十九人、百二萬五千二百五十三圓の減を示した。最近五ヶ年の收益を見るに

昭和四	三〇、三五〇	千円
同五	三〇、八八五	千円
同六	三〇、〇一九	千円
同七	二九、五三三	千円
同八	二八、九三九	千円

營業別人員 純益金額
物品販賣 一九、五八八 一七、五七五、〇〇〇
金銭貸付 一、三〇八 二、五三三、〇〇六
物品貸付 三三 三〇、九五〇
製造 一、五八一 一、八五六、六三〇
運送 九四 七四五、四五五
倉庫 九 三四、〇九一
印刷 一六六 二、六四九、一九七
出版 一 一四五、五九〇
寫真 一五九 二、二〇〇
旅館 七〇三 一、四、六七〇
宿 三 三、八五〇
旅人 七〇三 六、六四二
料理店 一、三三二 一、三二一、二〇〇
周旋 二四 一五七、八〇〇
代理店 二〇 一五〇、三九九
仲立 三六〇 二九、八四〇
問屋 一七五 二二〇、五五〇

九十七人、一萬三千四百四十圓の減少を示した。

營業收益税額

昭和八年度に於ける營業收益税は、法人が二千六十三で三十一萬二千七百八十五圓、個人が一萬二千九百九十三人で六十五萬九千二百八十七圓となつて居り、前年度に較べると、法人は五十二、三萬二千二百八圓を増したが、個人は五百二十九人、二萬四千九百八十二圓を減じた。最近五ヶ年の税額を見るに

昭和四	四三、五五六	千円
同五	四三、〇五八	千円
同六	四二、〇五七	千円
同七	四一、〇五七	千円
同八	三九、七五五	千円

昭和四	四三、五五六	千円
同五	四三、〇五八	千円
同六	四二、〇五七	千円
同七	四一、〇五七	千円
同八	三九、七五五	千円

昭八年度に於ける所得税の内、第一種所得税は法人數二千百十九、この所得金額一千四百萬五千八百十六圓に對して、七十三萬九千六百五十二圓の税額を課せられた、これを前年度に較べると法人數六十、所得金額百六十六萬八千八百十七圓、税額十四萬五千二十二圓の増加を示し、更に一法人當りで見ると、昭和六年度五千五百九圓、同七年度四千五百五十四圓、同八年度五千二百二十二圓となつて居

第一種所得税

昭八年度に於ける所得税の内、第一種所得税は法人數二千百十九、この所得金額一千四百萬五千八百十六圓に對して、七十三萬九千六百五十二圓の税額を課せられた、これを前年度に較べると法人數六十、所得金額百六十六萬八千八百十七圓、税額十四萬五千二十二圓の増加を示し、更に一法人當りで見ると、昭和六年度五千五百九圓、同七年度四千五百五十四圓、同八年度五千二百二十二圓となつて居

百圓以上	一〇五	五三二
二百圓以上	六七	一五五
五百圓以上	三九	一三
千圓以上	二二	四
二千圓以上	一三	二
五千圓以上	五	一
一萬圓以上	三	一
二萬圓以上	一	一
五萬圓以上	一	一

小樽	二、〇五九、五七	一六、〇九四
旭川	四、一九八一	二七、五二六
室蘭	四〇三、五三三	二、七五五
釧路	二〇三、五七四	一三、九〇五
帯広	三三三、〇四六	一八、七〇四
函館	一、五八、八六八	一、九三六
檜山	一六、一七九	八〇五
壽都	三、九三三、九六	一四五、八七三
小樽	一、七〇、二五	八、四七八
空知	一、七〇、二五	九、五一九
滝川	五、〇〇、〇六五	二七、九八五
上川	八〇、四四四	四、〇〇〇
留萌	一〇三、五七一	五、一一五
室蘭	五二、〇九六	二、五九五
宗谷	三三三、四四五	一六、六八八
浦河	三三、三三二	一、六六三
網走	二四六、九六三	一三、三五〇
紋別	九〇、四七六	四、五三三
釧路	二八一、四七二	一四、〇四五
河内	二二七、〇六五	一一、二七一
根室	一七三、〇七七	八、六四〇

函館	一、五八、八六八	七五、九〇六
檜山	一六、一七九	一、九三六
壽都	三、九三三、九六	一四五、八七三
小樽	一、七〇、二五	八、四七八
空知	一、七〇、二五	九、五一九
滝川	五、〇〇、〇六五	二七、九八五
上川	八〇、四四四	四、〇〇〇
留萌	一〇三、五七一	五、一一五
室蘭	五二、〇九六	二、五九五
宗谷	三三三、四四五	一六、六八八
浦河	三三、三三二	一、六六三
網走	二四六、九六三	一三、三五〇
紋別	九〇、四七六	四、五三三
釧路	二八一、四七二	一四、〇四五
河内	二二七、〇六五	一一、二七一
根室	一七三、〇七七	八、六四〇

第二種所得税

第二種所得税を見るに、所得金額一千百三萬五千八百四十八圓に對して、五十四萬九千七百四十四圓の税額を課せられた、これを前年度に較べると、所得金額七十八萬六千三百五十二圓、税額三萬九千三百九十三圓をそれぞれ増し、昭和五年度に次ぐ成績であつた。税務署別にすると次の如くである。

市別	所得金額	税額
函館	三、九五四、九〇〇	一七、二八〇
札幌	一、四八九、七七二	七、九七六
小樽	二、五三六、七〇三	一三、〇六三
旭川	四、九四九、七四	二四、七〇三
室蘭	二、〇八五〇	一〇、九三九
釧路	二、六六、四六〇	一三、二九七
帯広	二、〇六、八三四	一〇、二六三

歳出

○經常部

神饌幣帛料	六、八五〇
神進諸費	三、五五〇
神進諸費	七、五〇〇
神進諸費	二、七五〇
神進諸費	八、三、五八〇
神進諸費	五〇、八、九四〇
神進諸費	三、一、六四〇
神進諸費	二、六、一五七
神進諸費	二、〇、五、九二
神進諸費	二、六、八、〇三
神進諸費	一、四、一、八七
神進諸費	六、四、一、五八
神進諸費	一、四、八、三九
神進諸費	七、四、三
神進諸費	四、五、七
神進諸費	六、四、三
神進諸費	八、五、八
神進諸費	二、三、〇、四三
神進諸費	三、一、二、〇八
神進諸費	七、五、〇、八
神進諸費	五、四、〇、七
神進諸費	六、六、〇、七
神進諸費	四、〇、八
神進諸費	一、六、四、四
神進諸費	二、三、七、〇
神進諸費	二、一、〇、四〇
神進諸費	一、〇、五、八一

結核豫防施設費

結核豫防施設費	一、六、七、二
癩患者救護費	四、一、四、七
癩立病院諸費	四、五、〇、〇
勸業	六、四、三、六五
地方測候所費	七、六、九、五四
農事試験場費	四、七、三、三
蠶業取締所費	八、三、五
種畜場費	一、四、八、四、三六
種羊場費	四、八、二、六
勸業諸費	三、三、八、一
社會事業費	一、二、七、八、三
救育費	八、五、〇、〇
大沼學院費	一、九、〇、三
社會事業費	三、三、八、〇、六
都市計畫費	七、四、〇、三
史蹟名勝天然紀念物調査費	二、八、〇
二級町村長書記給料旅費	五、四、九、四、八
地方改良獎勵費	一、三、〇、三
指導獎勵費	六、六、九
自治講習所費	六、六、四
選舉費	六、〇〇
統計費	二、七、二、八
財產管理費	一、三、二、四、四
地方稅取扱費	三、七、五、〇
收用審査會費	一、〇〇
雜支費	二、八、八、〇
豫備費	四、七、六、五
經常部合計	七、九、五、三、七

○臨時部

警察警備船建造費	五、〇〇〇
警察廳舍建築費	三、〇〇〇
土木費(橋梁)	三、六、一、七、七
北海道廳舍建築費	一、四、四〇
教育費	五、八、四、三〇
北海道史編纂費	九、五、七〇
實業學校費	四、八、八、五〇
勸業費	一、八、四、四、九
地方測候所費	三、四、七、七、六
農事試験場費	二、一、〇〇
種畜場費	二、〇〇〇
種羊場費	二、〇〇〇
勸業諸費	六、七、四、九、三
統計費	一、八、一、九、七
補助費	五、三、七、九
神職會費	三、五〇
在郷軍人會費	六、〇〇〇
消防義會費	四、〇〇
火災豫防聯合會費	三、〇〇
土木費	一、八、三、九
教育費	四、〇、五、〇
衛生費	六、一、三、二
勸業費	一、九、四、〇、〇
社會事業費	三、三、〇、三
二級町村費	五、三、〇
町債整理費	一、七、五、五
自治協理會費	一、一、〇〇
産業統計	三、九、六、五

地方稅の改正

北海道地方稅條例中車稅、畜犬稅並に漁業稅中漁船稅、漁具割及び從業者割の改正は、昭和十年四月から施行された、改正の要點は左の通りである。

一、家屋稅、雜種稅を賦課せざるものに商業組合法、工業組合法及び輸出組合法に依り設立した法人を追加した

二、自動車取締令改正せられ、自動車取締令は凡て自動車に編入せられた爲め、營業稅附加稅規定中の但書より自動車取締令を削除した

三、前項同様の理由に基き、雜種稅附加稅規定中の自動車より發動機を有するものを割

除した

四、雜種稅の課稅標準及び稅率を左の通り改めた

イ 馬車稅 凡て稅率を二十錢低減す

ロ 自轉車稅 從來の一圓五十錢を一圓三十錢に改む

ハ 自動車稅 種別、類別を改め、普通自動車の乗用に付ては乘車定員、貨物用に付ては積載定量に依り、課率に數階級を設け、且、稅率に適當の修正を加へた

ニ 畜犬稅 從來の單稅率を第一種獵犬、優種愛玩犬、第二種其他の二種に區分し、種別は長官が認定する

ホ 漁船割

1 許可漁業にして著業せざるものに對する賦課は之を全廢し、同一人が同一船を使用して數種の漁業を營む場合は、最高稅額を賦課せらるゝ漁業を除き、他の漁業に付各五割を減率賦課することに改めた

2 タラバ蟹刺網の課率を五十圓に改む

3 從來「其他の漁業」により賦課された鮪延繩、鮪突鉤

を鮪流網と同一の課率を以て賦課することとし、且、此等の漁業に付最低課稅標準を六噸未満に引下げ、最高に三十噸以上のもの一階級を設けた

4 鮪流網、鮪流網を鮪流網に改め、同時に占守郡を一等地、其他の地方を二等地とし、稅率を一等地は二等地の倍額とした

5 鮪流網の課稅標準の最低を六噸未満、最高を二十噸以上に改む

6 從來「其他」により課稅された空釣繩は之を延繩の課目中に包括せしめ、鮫刺網、鮪刺網、海扇桁網、昆布採取、藤鼠桁網は之を抽出して各獨立の課目たらしめ、課稅標準に最低三噸未満のものを設け「其他」の課稅標準を延繩同様の數階級に分けた

ヘ 漁具割 許可漁業にして著業せざるものに對する賦課は之を全廢し、打瀬網は削除し、水下待網、底建網、潜水器に付稅率をそれぞれ低減した

ト 從業者割 「其他」として課稅された鮫刺網、鮪刺網は

地方稅納入率

昭和九年度地方稅(罹災救助基金所屬地方稅を含む)徵收成績を見るに、調定額六百七十三萬五千餘圓に對し、收入額六百六十萬一千餘圓、不納缺損額七百七十九萬、收入未濟額十三萬二千五百餘圓にして、收入歩合は九割八分、前年度に較べ一分四厘の向上を示した、郡部、市部別にすれば、郡部は調定額三百四十五萬六千八百餘圓、不

景勝地協會	一、〇〇〇
繼續費支出額	六、七、三、〇〇
勸業費	一、五、〇、〇〇
土木補助費	四、四、三、八〇
町債整理補助費	八、〇、四〇
特別會計繰入補充	一、二、四、七、二七
地方費債費	二、九、八、七、五五
特別會計戻入金	一、〇、九、九、四
臨時部合計	二、七、七、一、七六
歳出總計	一〇、七、七、一、三五

納缺損額七百七十九萬、收入未濟額四萬六千七百九十九圓、收入歩合九割八分六厘で、前年度に比し六厘の増であり、市部は調定額三百二十三萬一千三百餘圓、收入額三百十四萬四千八百餘圓、不納缺損額なく、收入未濟額八萬六千四百六十四圓、收入歩合九割七分三厘で、前年度に比し二分三厘の増加である、收入歩合による順位を見るに、郡部では膽振の九割九分五厘を筆頭に、石狩九割九分三厘、渡島、檜山が九割九分一厘、空知、上川、宗谷が九割八分八厘、日高九割八分七厘、後志九割八分六厘、留萌、十勝が九割八分五厘、釧路國九割七分九厘、網走九割七分五厘、根室九割七分四厘であり、市部では室蘭市の九割八分六厘を第一位に、旭川市九割八分四厘、帯廣市九割八分一厘、札幌市九割七分七厘、函館市九割六分九厘、釧路市九割六分四厘、小樽市九割六分二厘である、調定額及び收入額を支廳市別に示せば左の如くである。		
地方別 調定額	收入額	
石狩	二五、〇、五〇	二四、九、二、〇〇
渡島	三三、一、八六	三〇、三、七九

檜山	一〇、五九〇	一〇七、六五六	一六六、〇三三
後志	三〇、五四二	三〇六、三七四	一〇三、四〇〇
空知	五六、六七四	五六二、二二三	六二八、三九三
上川	四五、〇三四	四五五、三三九	七二二、九四四
留萌	一六、六七二	一六五、一一〇	三七四、〇五五
宗谷	一三、四三九	一三〇、九二四	一六五、八二二
網走	三〇、七〇五	三〇四、一一〇	三二九、九三九
膽振	一七、三八一	一七〇、六八九	一〇三、三三三
日高	一〇、〇八三	一〇三、七三三	一〇三、三三三
十勝	二九、二五五	二八七、〇八五	二八七、〇八五
釧路國	二二、四五五	一一、〇八九	二八七、〇八五

地方税の徴収成績

税目	調定額	収入額	歩合
地租附加税	九九五、五六〇・四三	九八五、三三三・八四	〇・九八九
特別附加税	七八、五六八・九四	七八、〇六六・八〇	〇・九八九
營業收益税附加税	七九、九八八・〇三	七八五、八四四・五八	〇・九八三
所得税附加税	一、四八八、五〇四・〇八	一、一八、三四三・三三	〇・九八〇
營業税附加税	七六、一八六・五六	七三、九〇〇・五二	〇・九七三
家屋税	一、三九、四九〇・七四	一、一七、〇六六・五五	〇・九八八
營業別割	四三三、九七三・二五	四三三、〇三三・二〇	〇・九八八
營業種別	二二〇、二四八・七九	二二〇、一八五・三〇	〇・九八六
雜種	一、七〇、八七〇・八二	一、六五三、九一七・七四	〇・九七一
都市計畫特別税	五八、七二二・四四	五七、二五一・〇六	〇・九七五

七市十年豫算

七市の昭和十年豫算を見るに、一般會計に於ては左の通り旭川、小樽、札幌の三市を除いて何れも前年度より緊縮を示してゐる。(△印は減)

市別	豫算	増減
旭川	一、三〇五、七五四	七二七、四四九
釧路	五三六、一六六	△一九四、四〇〇
帯廣	四三七、六一〇	△五二、二五〇
室蘭	八六四、八〇九	△三〇五、三三二
小樽	二、六九、八五四	△四三三、八七九
函館	三、四九、七七一	△二〇一、八九一
札幌	四、七〇、〇六八	△一、六四〇、八九三
一般會計を經常部と臨時部とに區別すれば		
市別	經常部	臨時部
旭川	七三三、六一一	五九、一四三
釧路	三三五、七三〇	一四〇、四三六
帯廣	二八三、六九六	一五三、九一四
室蘭	四四七、三三三	四一七、四七四
小樽	一、二五八、三三〇	一三六、五五四
函館	一、四三三、四三三	二、〇〇〇、三三八
札幌	一、五三三、二六四	三、三三六、八〇四
市税は室蘭市だけが前年度より負擔が輕減した。		
市別	豫算	増減
旭川	四四、九一九	六、六六五
釧路	三三三、五八四	一三、四〇〇
帯廣	二五三、四六九	一四、八六二
室蘭	二八〇、〇〇七	△一、五八五
小樽	一、〇六〇、八六五	一七、八九九
函館	七九、一四三	一八、八九三
札幌	一、二七三、三〇七	七六、七〇〇
小學校費及び土木費を經常部臨時部の合計額から見るに		
市別	小學校費	土木費
旭川	五四四、四八四	三、一五四
釧路	一六七、五〇九	一〇、二八四

次に特別會計では旭川市が三十八萬一千七百五十六圓、釧路市の三十三萬三千七百九十九圓は水道の十八萬九千五百九十四圓と病院の十二萬五千二百七十圓が含まれて居り、帯廣市は二萬四千三百圓、室蘭市の二十一萬六千二百八圓には水道の七萬九千三百二十二圓と病院の十二萬六千五百九十九圓が入つてゐる。小樽市は港灣費の百九十七萬六千四百六圓、病院の二十九萬三千三百九十八圓、水道の五十七萬七千七百三十六圓其他を合せて二百九十萬四千六百七十圓、函館市は水道の六十九萬二千九百二十七圓、病院の四十五萬四千十圓其他を合せて百十六萬五千八百六圓であり、札幌市は二百

十九萬六千七百八十六圓の内、電氣事業の百三十九萬五千五百四十一圓最も多く、病院費は四十八萬二千四百八十七圓に達してゐる。

種目別の市税

昭和八年度市税の内、國稅附加税を見るに、課税標準額百四萬八千五百五十五圓に對する賦課額は百七萬一千九百九十圓、延

種目別國稅附加税

種別	標準額	調定額	年度内納税額
地租附加税	二五三、〇〇九	二七八、四四五	二四八、九六三
營業收益税附加税	七四、五七九	一六、九二一	五三三、八六六
所得税附加税	七三、一〇六	一一、七五五	一一、七六六
營業税附加税	九、三六八	七、七九六	七、七六六
特別税別割	一〇九、七三三	一四七、九六三	一四七、九六三

地方税附加税調定

種別	調定額	年度内納税額
特別地稅附加税	一、三六、一六六	一、三六、一六六
家屋稅附加税	八六、五五九	八六、五五九
營業稅附加税	八六、〇四四	八六、〇四四
雜種稅附加税	四、〇一八	四、〇一八
特別稅戶數割	三、七二七	三、七二七

町村豫算内容

昭和十年度の町村豫算は總額三千二百七十九萬三千八百四十五圓で、前年度の豫算額三千二百八萬五千六百二十九圓と比較すると、七十萬八千八百二十九圓の増加を示した、既往十箇年に遡つて町村豫算額の推移を見るに左の如く、時に一進一退はあつても、年を逐うて膨脹の一途を辿つてゐる。

年次	豫算額
昭和元	二〇〇、六八五
同二	二二、九五六
同三	二五、三六四
同四	二八、七七一
同五	二六、八〇八
同六	二六、九四一
同七	二五、一三七
同八	二五、九四七
同九	三三、〇八五
同〇	三三、九三三

特別稅貸座敷營業割
特別稅戶別割
特別稅觀覽稅
特別稅製鐵業稅
特別稅軌道稅
特別稅商品券發行稅

七二一	三、五〇四
二、六三二	一、六〇六
一、六四〇	一、六四〇
七四、九〇一	七四、九〇一
三、一九三	三、一九三
三、二四	三、二四

歳出豫算に就き科目別に見ると、總歳出三千二百七十九萬三千八百四十五圓中、教育費が一千三百萬六千五百二十九圓で、總額の三割九分を占めて首位に在り、次で役場費、公債費、土木費、轉貸金、衛生費が百萬圓を超えてゐる、前年度より激減してゐるものは、土木費であるが、これは近年、所謂時局匡救のため、變態的膨脹をなしてゐた結果としての收縮運動と解すべきである、然し一面、轉貸費、役場費、政府拂下米代金、教育費等は増加を示してゐる。

科目別	豫算
役場費	四、〇九七、三五七
會計費	一、五三、三六六
土木費	一、九三三、七四六
教育費	一、三、〇〇六、五九九
衛生費	一、二八六、九〇三
勸業費	三、三七、六三三
社會事業費	二、七四、八九三

電気事業費	一五、三〇〇
財産造成費	七五、〇六一
警備費	六六、五〇〇
諸税及負擔	一七五、二七七
轉貸金	一、九二五、二五六
神社費	二二、五六二
公債費	三、〇〇一、四五三
補助費	六四四、七二五
寄附金	一〇〇、一一一
雑支出	七五、一五五
積立金	三三三、七四九
基本財産	一三六、六四六
支消補填金	五二、二九六
豫備費	二五三、八〇五
其他	二、四九、四三七

夫役	二、七五六
財産收入	一、六七八、〇六
使用手数料	一、七八一、二五
財産賣却代	三九八、四三六
雑収入	一、七三三、二六〇
前年度繰越	五九八、二五
繰入金	一、〇七一、五三三
國庫下渡金	四、〇三三、〇七三
國庫補助	八二五、八二
地方費補助	六二、三三三
寄附金	三三、四一四
町債	四、四〇、七三九
貸付回収金	一、四三六、六五六
拂下米代金	一、〇九七、三六五
其他	九〇九、二二二

特別税牛馬割	一八、九〇一
特別税貨座敷割	二九〇
特別税漁船割	五、二七一
特別税立木伐採割	二五、〇三七
特別税戸別割	三、〇六〇
特別税遊興割	二四

種目別町村税

昭和八年度町村税の内、國稅附加税は、課税標準額二千五百八十五萬八千八百圓に對して、調定額三百九十一萬五千四百三

種別	標準額	調定額	年度内納税額
地租附加税	二八、二二五	一六、七八三	一三、八六九
營業收益税附加税	五八、六三〇	四八、一六三	三八、八〇七
所得税附加税	七三、八六五	五、一八四	五、一六四
礦業税附加税	六五八、三三三	二四三、六二〇	二二七、四八六
砂鐵區附加税	四、七三三	五〇一	三六〇
特別税反別割	三、三三三、七五三	三、三三三、七五三	三、三三三、七五三
特別地稅附加税	三六	三六	三〇五
家屋稅附加税	四八三、七〇七	四六〇、四九五	四六〇、四九五
營業稅附加税	一四、四六七	九、四六八	九、四六八
雜種稅附加税	一、二六五、四四九	一、〇八五、七五六	一、〇八五、七五六
特別稅戶數割	四、五三〇、三九三	四、一〇五、〇三六	四、一〇五、〇三六
特別稅牛馬割	一、九、四七	一、七、一四六	一、七、一四六
特別稅立木伐採稅	一〇、一四九	八、一七	八、一七
特別稅船割	一、〇八七	一、〇七二	一、〇七二
特別稅貨座敷營業割	五、一七九	四、五六一	四、五六一
夫役現品	一、八七二	一、六六七	一、六六七

地方稅附加稅納入

特別地稅附加稅	四四、四九九
家屋稅附加稅	九、五八一
營業稅附加稅	二九七、二五九
砂鐵區稅附加稅	四七八
地租附加稅	一四、二〇七
家屋稅附加稅	五六五、二七五
營業稅附加稅	一、二六、二七一
雜種稅附加稅	一、三六、六〇六
特別地稅附加稅	二五八
特別稅反別割	三、六四三、二〇六
特別稅戶數割	五、三三九、四〇七

を賦課しない、以上を支應市別に示せば上表の如くである。

基本財産減少

市町村に於ける基本財産の蓄積状況を見るに、左表の如く逐年減少の一途を辿り、昭和九年當初には四千九百二十一萬二百二十六圓、一戸當九十五圓八十四錢にして、同五年度のそれと較べると、三千五百七十九萬七千六百九十八圓、一戸當では八十一圓七錢を減じ、その減少歩合は實に四割二分一厘といふ驚くべき數字を示してゐる、この原因は、凶漁凶作其他に基く財政難緩和の爲め、基本財産に手をつけた結果であると云はれてゐる。

年次	金額	一戸當
昭和五	八五、〇〇七、九二四	一七六、九一
同六	七五、八二二、四四五	一四八、七二
同七	六、二七六、三二二	一三六、七四
同八	六、六六四、四七六	一三三、七七
同九	四、二〇三、二六	九五、八四

十一圓、この延人員は四十三萬二千五百六十九人であつたが、年度内に三百五十九萬六千四百八十七圓、この延人員三十九萬六千九百九十人の納税であつた、次に地方稅附加稅及び特別稅は、調定額六百四十五萬二千三百二十三圓、この延人員百四十一萬九千七百二十三人で、年度内に納めた者は延人員百二十六萬八千三百三十七人、五百七十八萬四千五百五十一圓であつた、種目別に示せば前表の如くである。

戸數割の賦課

昭和十年四月一日現在の市町村に於ける戸數割賦課を見るに、總戸數郡部三十五萬六千六百餘戸、市部十一萬八千三百餘戸、計四十七萬四千餘戸にして、賦課を受けざるもの郡部八千三百餘戸、市部七千二百餘戸、計一萬五千五百餘戸、戸數割一戸平均額一割以下のもの郡部二萬七千五百餘戸、市部一萬七千九百餘戸、計四萬五千四百餘戸、同じく一割以上二割以下のもの郡部三萬六千七百餘戸、市部一萬八千六百餘戸、計五萬五千三百

地方別	總戸數	無稅	一割以下	二割以下	三割以下
石狩	一七、八三三	三六三	八六六	一、四八四	一、六三七
渡島	二七、〇三三	三七九	一、五二〇	二、八二六	二、九四二
後志	二、五三三	一八九	四二六	一、一五三	一、一五三
空知	三、一四八	九三〇	一、四一九	三、四八四	四、〇三三
上川	四、六四九	九八	四、一三〇	五、〇〇六	五、二一九
留萌	四、三三三	四〇〇	一、九四二	一、七三三	一、七三三
宗谷	一、三三三	一八一	一、七三三	一、八七七	一、〇〇七
網走	四、三三三	一、二二六	五、三三九	五、四七七	五、四七七
膽振	一、八二七	五四	一、二二八	二、〇三六	二、〇三六
日高	一、五九三	八八	一、八七〇	二、二八九	二、二八九
十勝	二、八三三	八八	三、一四七	三、三〇〇	三、三〇〇
釧路	一、三〇六	七九	一、四〇八	一、九七五	一、九七五
根室	一、八二六	一五三	一、二六四	一、一三六	一、一三六
札幌	三、四七〇	六、五七七	三、〇六六	三、九六六	三、九六六
函館	二、一〇三	四五四	三、〇六一	三、一〇一	三、一〇一
小樽	二、七〇〇	七三	六、三七四	五、〇五一	三、一八四
旭川	一、五〇七	一三一	二、五八五	二、六二五	一、七六三
釧路市	九、九二二	八	二、〇三五	一、九二五	一、〇九二
帯廣市	六、六八二	三六	九六五	八五七	八五七

の激減であつた、増加したのは旭川市のみで他は齊しく減じてゐる、市別に示せば左の如くである(△印減)

Table with columns for '市別' (Municipality) and '前年比' (Previous Year Ratio). Rows include 旭川, 小樽, 函館, 札幌, 釧路, 室蘭, 帯広, 網走, 留萌, 上川, 空知, 後志, 檜山, 渡島, 石狩, 旭川, 小樽, 函館, 札幌, 釧路, 室蘭, 帯広, 網走, 留萌, 上川, 空知, 後志, 檜山, 渡島, 石狩.

日高 一、三二、三九△ 八三、四四△ 十勝 一、四三、四〇△ 七三、五八△ 釧路 一、七四、六九△ 一九、九八△ 根室 一、八六、六三△ 一七、五八△ 一戸當では、市部平均は百二十一圓十一錢で、第一位は旭川市の二百三十八圓八十錢、これに次いで小樽市の百七十三圓八十九錢、札幌市の百五十五圓五十四錢、室蘭市の百六圓二十八錢、帯広市の四十九圓六十四錢、釧路市の四十八圓八十二錢、最下位は函館市で僅かに十九圓五十六錢となつてゐる、町村平均は八十五圓七十六錢で、全道平均に十圓八錢も不足であつた。

各町村の決算

昭和八年度町村歳入歳出決算額は、歳入が三千八百八十二萬七千二百八十八圓、歳出が三千六百六十八萬七千七百七十四圓にして、差引残金二百十三萬三千六百五十四圓であつた、尙、この内、基本財産繰入金は九萬八千九百九十七圓である、科目別にすれば左表の通り

収益財産調査

Table with columns for '科目別' (Category) and '決算額' (Final Amount). Rows include 町村税, 町村収入, 財産収入, 使用料手数料, 國庫下渡金, 國庫補助金, 地方費補助金, 繰入金, 前年度繰越金, 雑収入, 町村債, 政府米賣代金, 政府米代金, 其他, 會議費, 役場費, 土木費, 教育費, 衛生費, 勸業費, 電氣事業費, 社會事業費, 警備費, 補助費, 政府米代金, 其他.

昭和十年三月三十一日現在、市町村有収益財産は、郡部三百二十六萬八千九百七十三圓、市部一千八百八十六萬二千七百三十二圓、合せて五千五百五十五萬二千四百四十五圓にして、これを種類別に示せば

Table with columns for '種別' (Type) and '價額' (Value). Rows include 土地, 建物, 公債証券, 株式, 其他有價証券, 現金, 預金, 貸金, 其他.

地方別及種類別収益財産

Large table with columns for '地方別' (Regional) and '種類別' (Type). Rows include 旭川, 小樽, 函館, 札幌, 釧路, 室蘭, 帯広, 網走, 留萌, 上川, 空知, 後志, 檜山, 渡島, 石狩, 旭川, 小樽, 函館, 札幌, 釧路, 室蘭, 帯広, 網走, 留萌, 上川, 空知, 後志, 檜山, 渡島, 石狩.

匡救事業決算

昭和八年度分の時局匡救事業市町村費決算額を見るに、事業費豫算額は三百五十六萬八千五百九十四圓に達し、その内、支出済額二百八十七萬四千三百四十八圓、翌年度繰越額五十六萬八千七百三十六圓、不用額十二萬五千五百十圓となつて居る、以上の財源は補助金、公債、分擔金、寄附金等に仰いだ、事業別に示せば左の如くである。

時局匡救市町村費

Table with columns: 事業別 (Industry Type), 豫算額 (Budget), 支出済額 (Spent Amount), 繰越額 (Carryover), 不用額 (Unused). Rows include 農業土木事業, 道路事業, 治水事業, etc.

地方市町村債

昭和十年三月末現在に於ける地方債は三百五十萬七千六百圓で、前年度末に比し二十一萬千八百八圓を増した、最近五ヶ年の趨勢を示せば左の如く、逐年増加の一途を辿つてゐる。

Table showing local government debt for 昭和五 (1930) and 昭和六 (1931).

百八十六圓にして、同年度中に八百一萬一千二百五十八圓を償還したが、新たに八百八十五萬四千五百圓を借入れたから、前年同期に較べると八十四萬三千二百四十二圓を増してゐる、最近五ヶ年分を示せば左の如くである、但し昭和六年度以前には、帶廣の分が加算されてゐない。

Table showing debt for 昭五 (1930) and 昭六 (1931) across various categories like 市債 (Municipal Bonds) and 町村債 (Town/Village Bonds).

歳入缺陷補充

昭和九年度に於ける凶作地方町村及び地方費の歳入缺陷に對する預金部資金五十九萬五千六百圓の割當は、地方費に對しては二十九萬圓、町村に對しては十九萬五千六百圓であるが、町

村別は左の如くである。

Table listing village names and their respective budget, spent amount, and carryover.

團體資金補助

昭和九年度災害關係資金中(國庫補助を伴はざる分)公共團體歳入缺陷補填資金割當は、昭和十年五月七日、左記の通り發表された、これは昭和十年度債として許可せられたもので、利率は年三分二厘、償還期限は二

財政確立陳情

北海道町村會では、昭和十年六月二十一日、地方財政調整交付金制度確立に關し、内閣審議會の會長、副會長、各委員其他へ左記陳情書を提出した。

豫て本會に於て全地方民と共に絶叫を望むべく居候標記の件に關し、政府は曩の議會に於て内閣審議會の第一次に於て、本件を審議決定し、其の善處を期する旨を聲明に相成り、吾等一同に於ては其の實行の一日も早からんことを熱烈に期待致居候次第に有之候處、近時世の傳ふる所に依

稅務署所在地

札幌稅務監督局の下に左の十

八稅務署がある。

札幌(札幌市) 函館(函館市)
 檜山(江差町) 壽都(壽都町)
 小樽(小樽市) 空知(岩見澤町)
 瀧川(瀧川町) 上川(旭川市)
 名寄(名寄町) 留萌(留萌町)
 宗谷(稚内町) 室蘭(室蘭市)
 浦河(浦河町) 網走(網走町)
 釧路(釧路市) 河西(帯廣市)
 根室(根室町) 紋別(紋別町)

○稅務署名稱改まる 稅務署の内左記五ヶ所の署名を昭和十年九月二十日から改稱した。

舊名稱 新名稱
 檜山稅務署 江 差稅務署
 空知稅務署 岩見澤稅務署
 上川稅務署 旭川稅務署
 宗谷稅務署 稚内稅務署
 河西稅務署 帶廣稅務署

○麥酒稅と査定石數 昭和八年度に於ける麥酒稅は、査定石數二萬七千四百三十三石に對し稅額は六十八萬五千八百二十二圓であつた、昭和四年度以降の石數及び稅額を示せば左の如くである。

年次 石數 稅額
 昭和四 三、五三〇 九、七九三
 同 五 三、四〇〇 七、六〇四
 同 六 二、八八四 六、二〇九

昭和七 三、〇六八 五、一六五
 同 八 二、七四三 六、五八三

即ち、前年度に比較して、五千三百六十五石、十三萬四千二百七十七圓を増し、昭和五年度に於ける麥酒製造場は札幌市に於ける大日本麥酒會社だけである。

○酒精含有飲料稅額 昭和八年度に於ける酒精及び酒精含有飲料稅は、査定石數六百八十四石に對して、四萬六千十三圓で、内、酒精は百三十五石、二萬二千八百九十五圓、酒精含有飲料は五百四十九石、二萬三千八百八圓であつた、前年度に較べると、酒精は二倍以上の製造で三百石を、酒精含有飲料は二百五十四石を増し、稅額もそれ〳〵九千三百三十圓乃至八千三百五十六圓を増加した。

○清涼飲料水の課稅 昭和八年度に於ける清涼飲料工場數は二十七ヶ所、製造石數は一萬一千三百四十二石で、これに對する稅額は十一萬二千八十圓であつた、最近五ヶ年の稅額を示すと左の如くである。

年次 稅額
 昭和四 一、八、九四四
 同 五 二、〇〇〇
 同 六 二、〇〇〇

昭和五 一、五、〇三七
 同 六 一、〇七、二五三
 同 七 九七、九九九
 同 八 一、二、〇〇〇

即ち昭和四年度以降漸減、同七年度を最低とし、同八年度に入つて好轉した。

○織物消費稅は僅少 昭和八年度に於ける織物消費稅は、課稅價格一萬九千四百四十五圓に對し、一千七百二十四圓に過ぎなかつたが、それでも前年度の五倍餘に達した、その大部分を占めるものは毛織物で、内七割は札幌で生産し、空知、瀧川、網走、上川等これに次ぎ、合せて、課稅價格一萬八千七百八十六圓に對する稅額は一千六百九十二圓であつた。毛織物の發展は注目すべきものがある。

○所得稅賦課額別 昭和八年度に於ける所得稅賦課人員中第一種二千百十九人、第三種二萬四千八百五十六人を納額別にすれば左の如くである。

納額別 第一種 第三種
 十圓未満 七四八 七、〇〇五
 十圓以上 三四四 四、九四一
 十五圓以上 一四四 二、三〇七
 二十圓以上 二二六 二、七四三

三十圓以上 三〇三
 五十圓以上 一七九
 一百圓以上 一五二
 二百圓以上 一四一
 五百圓以上 八六二
 一千圓以上 二五三
 二千圓以上 三三
 五千圓以上 九
 一萬圓以上 六
 二萬圓以上 二
 五萬圓以上 一
 十萬圓以上 一

○租稅の免除と猶豫 函館市の火災被害者に對する租稅の免除猶豫に關する勅令は、昭和九年三月二十九日公布された、區域は函館市、龜田郡湯川村、同郡錢龜澤村、同郡龜田村及び上磯町に互り、免除されたものは、火災により自己の所有に係る住宅、家財又は所得の基因たる物件の過半を滅失又は毀損したる者の、災害地に於て納付すべき昭和八年分第三種所得稅第四期分、又、昭和九年分第三種所得稅に於て、損害見積金額を控除した所得金額が千二百圓に満たぬ者、又は純益金額が四百圓に満たぬ者には賦課せず。

九年度國稅調定濟額及收入濟額 (其一)

署別	第一種所得稅		第二種所得稅		第三種所得稅		資本利子稅		相續稅	
	調定濟	收入濟	調定濟	收入濟	調定濟	收入濟	甲種	乙種	調定濟	收入濟
札幌	二五、九五〇	二四、五五〇	一四、二八九	一四、〇八二	四、一〇二	七、一〇三	五、九八一	五、七六一	八六、四八二	九、〇四五
函館	三三、七五三	一、九〇、三二七	七、九四九〇	七、九四九〇	三、九四七	三、九四七	五、八六四	五、三九五	五、四、七〇二	一、三七一
檜山	一六、五〇一	一、六四、六四四	二、〇二九	二、〇二九	一、〇九八	一、〇九八	八、一〇	三、一	二、四八八	二、四八八
壽都	二、五六二	二、五九	八、五九	八、五九	四、五三〇	四、五三〇	三、四三	二、三	一、六七一	一、六七一
小樽	二、六三三	二、三、五三二	一、四、九九〇	一、四、九九〇	五、二、八七五	五、二、八七五	五、九七〇	四、五〇	四、三、二二	四、三、二二
空知	五、七四八	五、三、三五	八、八四七	八、八四七	五、九、九	五、九、九	三、五三四	三、一〇七	二、一、〇七	二、一、〇七
瀧川	五、八六四	五、六、九六	九、九〇七	九、九〇七	三、三、二八六	三、三、二八六	三、九五五	一、八二七	五、五、五七	五、五、五七
上川	三、九、五四三	三、二、二〇	三、一、七九二	三、一、七九二	一、五、八、二〇〇	一、五、八、二〇〇	二、一、七三三	三、〇、七九	三、一、九七五	三、一、九七五
名寄	八、三七八	五、五、五二	五、一、八七	五、一、八七	三、〇、三二	三、〇、三二	二、〇、六九	一、〇、九七	一、〇、九七	一、〇、九七
留萌	七、〇六二	六、四、四三	五、六、二一	五、六、二一	三、七、九六三	三、七、九六三	二、二、四四	一、一、二四	一、〇、九一	一、〇、九一
宗谷	七、六七三	六、二、七四	四、一、六三	四、一、六三	一、五、七、八	一、五、七、八	一、六、六一	八、二六	七、三	七、三
室蘭	五、七七八	五、八、五七	一、七、四八一	一、七、四八一	八、三、二六七	八、三、二六七	六、九、五五	二、〇、四八	二、〇、四八	二、〇、四八
浦河	二、五七三	二、五、六五	一、九、五六	一、九、五六	一、九、六、八	一、九、六、八	七、八一	七、三〇	七、三〇	七、三〇
網走	三、五、四九七	三、〇、八一七	一、三、三五〇	一、三、三五〇	四、五、六、三	四、五、六、三	五、三、三九	一、六、〇九	一、五、九五	一、五、九五
釧路	四、六、二一	四、七、七九	四、七、一五	四、七、一五	一、八、五、九九	一、八、五、九九	一、八、八二	七、四四	七、四四	七、四四
紋別	三、一、七三	一、一、三四五	一、三、四〇〇	一、三、四〇〇	五、七、八、九	五、七、八、九	五、三、四一	一、六、〇四	一、六、〇三	一、六、〇三
河路	三、一、四九	三、一、三、三二	一、三、五、五三	一、三、五、五三	六、一、三、六〇	六、一、三、六〇	五、三、八六	二、七、八	二、七、八	二、七、八
根室	八、三、五九	八、二、五三	八、九、六三	八、九、六三	二、七、二、六六	二、七、二、六六	三、五、八三	七、七六	六、九三	六、九三
合計	九、六、一、七四	八、七、七、三五	五、五、八、五九二	五、五、八、五九二	一、九、九、五、四一九	一、九、九、五、四一九	三、三、三、六、四四	三、七、一、七三	三、六、〇、四三	三、六、〇、四三
四年	八、〇、七、七九	七、三、三、五〇	五、四、七、七六	五、四、七、七六	一、七、〇、〇、五三四	一、七、〇、〇、五三四	二、九、八、八四	二、九、八、八四	四、〇、〇、一一	四、〇、〇、一一
五年	六、四、三、二〇〇	五、七、四、一、九七	五、〇、三、五六	五、〇、三、五六	一、八、七、三、七〇一	一、八、七、三、七〇一	二、〇、四、一、六五	四、一、八、三〇	四、一、八、三〇	四、一、八、三〇
六年	六、六、五、二〇〇	六、〇、九、六、四五	五、四、〇、一、八〇	五、四、〇、一、八〇	二、二、八、九、四〇三	二、二、八、九、四〇三	二、六、七、八一	四、九、九、七七	四、九、九、七七	四、九、九、七七
七年	九、三、三、一、五二	六、九、三、三、六八	五、七、二、一、一五	五、七、二、一、一五	二、二、六、四、四、四〇	二、二、六、四、四、四〇	二、八、一、一、八七	四、九、九、七七	四、九、九、七七	四、九、九、七七
八年	一、〇、三、九、五、七二	九、七、七、八、〇七	六、二、〇、四、三、五	六、二、〇、四、三、五	二、七、六、七、七、七	二、七、六、七、七、七	二、九、八、九、〇二	二、九、八、九、〇二	二、九、八、九、〇二	二、九、八、九、〇二

財政
九年度國稅調定済額及收入済額 (其二)

署別	地租		營業收益稅		個人		鑛業稅		酒造稅	
	調定済	收入済	調定済	收入済	調定済	收入済	調定済	收入済	調定済	收入済
札幌	一八、五七六	一七、六六六	一三六、八九九	一三六、八九九	一、一八、四四七	一、一三、一〇九	三九、九五五	三六、五七九	八〇〇、〇三三	八〇〇、〇三三
函館	一九四、八六四	一九九、九九〇	八三、〇九七	八三、〇九七	九三、八三三	七四、二二八	三七、四七七	二七、六六九	五六一、四五一	五六一、四五一
釧路	二〇、六三六	二〇、五七四	二、九九九	二、九九九	一〇、一六六	一〇、〇〇四	三二、二四七	二六、六五三	三、一七三	三、一七三
小樽	一〇、七二四	一〇、四六七	一、七五三	一、七五三	三、九五三	三、八六一	一八、三三三	一七、三二六	七、六七八	七、六七八
空知	一八、六七三	一八、三三七	九五、六一一	八九、三三三	一四〇、九〇六	一三三、九一九	六三、九九九	五三、五三八	一、〇七九、四六六	一、〇七九、四六六
上川	四三、三六八	四三、一九三	三、二七四	三、〇八一	二二、四九四	二二、三二五	三三、〇七一	三三、八三四	三九、二二二	三九、二二二
名寄	三三、二四五	三三、九七八	三、三三二	三、二五六	一七、七八八	一七、六五一	一五、三〇〇	一四、九八〇	一八五、九九七	一八五、九九七
留萌	四、九二〇	四、四四四	一九、六七九	一九、五五六	六〇、九九二	五九、六三七	三六、三五五	三六、〇二八	二、〇〇一、七六九	二、〇〇一、七六九
室蘭	三六、〇四六	三六、七三五	三、八〇五	三、四三二	一六、九六一	一六、七一九	一九、六五五	一六、七〇〇	三、〇〇一、七六九	三、〇〇一、七六九
宗谷	二八、〇五三	二七、五六〇	二、二七九	二、二二八	三〇、三三三	二九、六四〇	五五、八三三	四九、〇六一	七、四八八	七、四八八
室蘭	一九、八八八	一九、六〇四	二、七六一	二、五七六	一一、九九五	一一、七六一	四、五五七	三六、六六六	二九、九三七	二九、九三七
浦河	六三、二二五	六三、六三三	一六、三四〇	一五、九九三	三七、〇一四	三六、二七九	五五、一八五	五〇、〇四四	三、二四八、八六六	三、二四八、八六六
網走	二二、九二六	二二、八二八	一、五二二	一、五〇七	一一、四四四	一一、三九九	二七、五〇七	二七、〇二六	七九、九六四	七九、九六四
紋別	四、〇七〇	四、八三七	四、三九三	三、三九九	三六、九〇五	二六、四〇一	三六、八三三	二八、八三〇	一、二六、一五六	一、二六、一五六
釧路	三三、六九二	三三、二三五	一、九三九	一、六九八	一一、五九九	一一、四三三	七九、九一九	七三、四一四	一、二六、一五六	一、二六、一五六
根室	三三、八九二	三三、四七七	七、一六九	六、七七九	二九、七四四	二九、一五三	七五、六三七	七三、四一四	一、四九、〇九一	一、四九、〇九一
合計	一、〇七、一五五	一、〇八、〇三三	四八、〇八一	三九、二四七	六八五、三四五	六四三、四三四	一、〇七、四六九	九七〇、一六五	六、六四六、八九九	六、六四六、八九九
四年	一、〇八三、六三七	一、〇七二、二九八	一、四三〇、一三七	一、三六三、五五四	一、三六三、五五四	一、〇八八、六九三	九七、四八七	七、七五〇、四八五	七、七五〇、四八五	七、七五〇、四八五
五年	一、一八、四五〇	一、〇五、八五四	一、四〇五、八九九	一、二八九、八六七	八五三、三三六	七八一、五五四	七九、一九一	八六六、〇七一	七、一四四、三三九	七、一四四、三三九
六年	一、一八、五六六	一、一四三、〇六〇	三、四〇〇、二二五	三、六二、五五四	八五三、三三六	七八一、五五四	七九、一九一	八六六、〇七一	七、一四四、三三九	七、一四四、三三九
七年	一、〇六、四三九	九九七、五三三	二、九九、一七九	二、七九、六二五	七九、八二八	六五八、九五〇	六五、七三九	五八、二〇三	四、二五八、八九六	四、二五八、八九六
八年	一、〇七、三六八	一、〇四三、九二六	三、三三、三六一	三、〇〇、六六七	六八一、二五五	六三〇、三三八	八一、四八一	七三、四三七	五、六九二、七三二	五、六九二、七三二

▼各地有名薬店にあり▲

この一罐が齎す
幸福をお享けに
なりませんか！

あなたの不快な症状が
徐々に好轉するとしたら
何の躊躇が御座いませう



慢性胃腸病にはアイラ

發賣本舖
大阪東區清水谷西之町
順和商會
支店 東京・大連

入服	十二分	二十分	七分	十分	五分
三	錢	錢	錢	錢	錢
八	錢	錢	錢	錢	錢
分	五	五	五	五	五
日	十	十	十	十	十
特	一	一	一	一	一
製	十	十	十	十	十
分	五	五	五	五	五
日	五	五	五	五	五

創業 明治十九年

東京市京橋區銀座西五丁目三番地

廣告 代理業 株式會社 弘報社

電話銀座 自三〇八三番 至三〇八六番 三二一〇番

取扱迅速 親切丁寧



第六十七議會

本道關係の諸事項

第六十七通常帝國議會に提出された北海道關係の事項に就いて見るに、豫算關係では、昭和十年度北海道拓殖費の二千三百四十九萬圓、北海道拓殖計畫調査費の一萬圓、函館火災復興助成費の百四萬八千九百三十五圓が通常豫算として、更に道路橋梁其他災害復舊費の五十八萬八千三百七十三圓、災害土木費補助の八十六萬八千三百六十三圓、市町村及び土功組合に於ける災害復舊費の八割補助が追加豫算として貴衆兩院を通過した。

決算關係では、昭和八年度歳入歳出決算中、會計検査院が不當事件として議會に報告せしもの二件で、即ち、森林收入に於て、幌延村に對する國有未開地

政治

拂下處分と、拓殖費港灣費の支出に係る知來別河口改良工事とがそれであるが、貴族院は前者に對して政府の辯明を承認し、後者は將來の注意を促すことに決議し、衆議院は兩者共、將來十分注意するやう警告するを決議した。

次に法案としては、政民兩黨議員より、大正九年法律第五十六號、即ち北海道拓殖鐵道補助に關する件の改正案が提出された。北海道拓殖促進の爲め、必要と認むる地方鐵道及び軌道に對し、營業開始の日より十五ヶ年を限り、北海道拓殖費より補助することとなつてゐるが、補助年限を五ヶ年延長して二十ヶ年にしようといふのである。政府の意向としては、北海道拓殖費は財源難の爲め、各種の事業が豫定通り施行し得ない状態にあるから、豫算の増額を伴ふ本案の改正には同意しかねると云

ふことであつたが、結局衆議院を通過し、貴族院に送付となつた。貴族院の審議に際しても、政府は前記の理由を述べ、内務大臣は、經營難の私設鐵道及び軌道に對しては、拓殖計畫調査會に於て慎重に考究することを聲明したが、結局、會期を終り、審議未了となつた。

外に北千島開發に關する建議案及び北海道港灣修築に關する建議案が衆議院に上程されたが、何れも異議なく可決となり、又、内務省所管に關する請願は、衆議院受理の分、港灣其他土木關係二十四件、産業關係十件、其他三件で合計三十七件であるが、採擇となつたもの三十六件で、政府に參考送付となつたものは産業關係(頓別農事試驗場設置の件)一件に過ぎない、貴族院受理の分は、港灣其他土木關係十五件、産業關係三件、其他一件であつて、採擇となつたものは土木關係二件、産業關係二件で、其他は審議未了となつた。

衆議院補缺戰

政友會所屬林儀作、佐々木平

次郎兩代議士逝去に伴ふ第三區補缺選舉は、昭和十年六月二日告示され、富合才一郎(政友新)恩賀徳之助(民政新)登坂良作(政友新)候補の三巴戰の裡に、昭和十年六月十八日(檜山管内奥尻村十六日、渡島管内大島、小島、福山、大澤、吉岡、福島の各投票區は十七日)執行された、投票結果は別表の如く、確定名簿選舉人數八萬五千九百十九から死亡失格一千四百九十九を引き、選舉期日現在選舉人數は八萬四千四百十四であつたが、投票總數は僅々三萬七千九百十五に止り、棄權數四萬七千三百十九、棄權歩合五割六分といふ高率を示した、開票は同十九日市部、翌二十日渡島、檜山兩支廳管内を行つたが、恩賀、登坂の兩氏斷然優勢を示し、恩賀氏一萬六千二百四十四票、登坂氏一萬三千五百九十九票を獲得して當選し、富合氏七千三百八十五票で次點となつた、尙、無効は四百三十七票あつた、かくて第三區の分野は前回の總選舉の政友二、民政一は、その位置を變へて民政二、政友一となつた。

(六三四) 恩賀徳之助(代理業) 五

一三、〇五九 登坂 良作(辯護士)四
 七、三三五 富合才一郎(會社員)四
 三候補の得票数を市支廳別にすれば左の如くである。
 市部 渡島、檜山
 恩賀 九、二六六 五、〇九一 一、九五五
 四十四票を獲得してゐる。

議員補缺選舉結果

地方別	有権者	死亡	期日現在	投票	棄権	棄権
函館市	確定数	失格	選舉人数	總数	歩合	歩合
渡島支廳	三、七五九	五七九	三、一八〇	一、八三九	五、〇三二	一、六五五
大島村	八五六	九	八四七	五二七	三三〇	三、八九
小島村	五六三	八	五五五	三三三	五九九	三、八九
福山村	一、〇六一	一六	一、〇四五	六二二	四四〇	四、〇五
大澤村	四六四	三	四六一	三三三	三九	四、九六
吉岡村	六四三	一〇	六三三	三三九	五〇三	五、〇三
福島村	一、二二四	一九	一二〇五	六五四	五、四七	五、四七
知内村	一、五〇〇	二七	一、四七三	三七二	七五二	六、六六
木古内村	一、八三三	三三	一、八〇〇	六九〇	一、〇一一	六、一四
茂別村	九九九	一四	九八五	六八二	六九九	六、九九
上磯町	二、七九九	五	二、七九四	一、二〇一	一、五九三	五、六二
大野村	一、六三三	二四	一、六一九	五〇二	一、〇八七	六、八四
七飯村	一、八五〇	三〇	一、八二〇	六三三	一、一九七	六、五七
龜田村	一、五四四	二六	一、五一八	四四四	一、〇五四	六、八五
湯川村	一、二六八	二六	一二四二	五〇四	七六	五、九四
錢龜澤村	一、五九二	三三	一、五六九	三七七	一、二二二	七、七三
戸井村	一、四三〇	二五	一、四〇五	五五四	八七一	六、一九
尻岸内村	一、二六七	一七	一二五〇	五五六	六九四	五、五五

市會議員改選

六市の市會議員改選は昭和九年十月三日(札幌)、四日(旭川、室蘭)、五日(小樽、釧路)、二十日(函館)の順で行はれ、次表の如く當選したが、更新市會の正副議長は左の通りである。

札幌市 (正) 村田不二三(政) 本間 久三(民) (副) 旭川市

榎法華村	五九	二	五四	三〇	三、八
尾札部村	一、〇五	二七	一、〇八	五八	四、八七
白尻村	六四五	二二	六三	三七	四、九
鹿部村	五四〇	二	五三	二七	五、一三
砂原村	八三	一三	八〇	四〇	三、九〇
森部村	二、六二	一〇四	二、五七	一、〇九	四、二
落部村	七三	八	七九	三三	四、一
八雲町	二、七九	四	二、七六	一、〇七	六、一一
長萬部村	一、七九	二	一、七六	七五	九、三
檜山支廳	一、四、九、七	二、五	一、四、六、七	五、三、七	六、三
江差町	一、七五	五	一、六六	五九	六、四〇
上ノ國村	一、五七	一八	一、五九	三〇	一、二、四三
泊村	七九	二	七六	一四	六、一一
厚澤部村	一、三三	二四	一、三二	一〇七	一、〇、一一
乙部村	一、五〇	一三	一、四九	四六	一、〇、八
熊石村	一、四一	一六	一、四二	四九	九、六、七
貝取洞村	三、四四	九	三、三三	一三	二、〇、八
久遠村	七三	九	六九	四〇	六、〇、八
奥尻村	一、一〇	二〇	一、〇八	三六	六、四、三
太櫓村	六八	一六	六二	四三	二、九
瀬棚町	一、〇九	一八	一、〇七	六三	三、二
東瀬棚村	八三	一〇	八二	四七	四、二
利別村	一、八四	三	一、八三	七七	一、二、三

前田 善治(民) 村上政次郎(政)	旭川市 (定員三六名)	大我口永松	清水製袋治	中西六太郎	神長 徳三
室蘭市 (定員四〇名)	木下 源吾	黒田 岩吉	宇賀 金男	菊池三之助	館 徳藏
小樽市 (定員四〇名)	櫻井榮次郎	佐藤 門治	小田川周吉	白井 捨	根津 文治
河原 直孝(政) 新谷専太郎(政)	塚田 富次	高橋佐久治	猪狩孫三郎	市川 忠司	辻 徳夫
釧路市 (定員四〇名)	前野與三吉	赤岡 清晴	敦賀 軍治	高野 誠吉	鎌田 豊作
函館市 (定員四〇名)	石崎 鶴吉	前田 善治	木下金次郎	坂本 原永	田淵幸三郎
登坂 良作(政) 田中 正(國同)	中嶋幸治郎	金坂作之助	大間助太郎	高橋愛次郎	佐々木米太郎
札幌市 (定員四〇名)	北嶋松五郎	清水 三俊	竹田助太郎	井上 常吉	長岡初太郎
澤田 利吉	花輪 武平	齋藤 仙治	佐野 善七	梁瀬長太郎	大西 晴吉
石川 剛三	高瀬 四郎	西 朝松	板谷吉次郎	進藤 毅	下田 信平
淺野 一夫	齋藤 藤吉	阿部 徳藏	秋山 常吉	金井 重喜	山崎鐵三郎
村田元四郎	柳下政五郎	高野清右衛門	桑原 喜助	山崎 已作	須藤 萬治
佐藤 一雄	瀬古 退助	小寺 政治	杉江仙次郎	松井 勝治	岡田伊之助
竹森竹次郎	神谷 文助	小泉菊次郎	奥谷 甚吉	高野 源藏	仁禮 幸繁
今井 市郎	中保 恭一	山本 磯吉	新谷専太郎	鹽路龍次郎	栗山 榮吉
秋葉 安一	谷川庄之助	山室 勇	柴山 澤吉	函館市 (定員四〇名)	登坂 良作
村上 六松	安藤 勝利	近藤 清一	壽原 外吉	大嶋 寅吉	高木 健次
中 實	中村安太郎	弘瀬 光枝	河原 直孝	田代 正治	古閑 義康
村岡 勝恵	山本 清作	村田不二三	堀川 勘吾	高村善太郎	西嶋 儀助
柏野 忠八	村田不二三	小笠原楠彌	堀川 勘吾	山崎松次郎	田村 芳信
上田 良次	小笠原楠彌	中西八百吉	進藤 孝照	鳥井小次郎	厚谷 厚
本間 久三	中西八百吉	岡本 善藏	林 松藏	木嶋 松藏	厚谷 厚
小山 良明	岡本 善藏	中垣 内輝	田中市太郎	清水 一郎	木内 幹
井川 伊平	菅原鐵之助	若狭由次郎	高橋文五郎	恩賀徳之助	高橋文五郎
齋藤 榮吉	菅原鐵之助	若狭由次郎	前田卯之助	高橋文五郎	前田卯之助
井山 顯親	若狭由次郎	高田 富與	小川彌四郎	山崎藤太郎	山崎藤太郎
上口 外吉	高田 富與	佐野 春吉	折居義一郎	折居義一郎	折居義一郎
梅津 藤吉	佐野 春吉				

野田 哲三 白尾 宏
河合 繁 富合才一郎
草野 芳男 鷹田元次郎
田中 正 谷川 定次
菊池 洲二 長濱 長吉
宮川 義雄 濱口 市藏
渡邊 源助 内川 源作

町村議員改選

昭和十年の町村議員選挙は左の五ヶ村のみに行はれた。
六月二十日 藻居 村
六月二十一日 神居 村
六月三十日 上士幌 村
七月十三日 和田 村
九月五日 温根 別村

衆議院有権者

衆議院議員選挙有権者は逐年増加し、昭和九年十二月二十日確定数は五十三萬七千二百四十七人に達した、尙、議員定員は二十名である。
年次 定員 有権者
昭和五 二〇 四九七、八七〇
同 六 二〇 五〇九、九八四
同 七 二〇 五二一、八六五
同 八 二〇 五二九、三三一

昭和九 二〇 五三七、二四七
選挙区並に支廳市別にすれば
區別定員 有権者

第一區	四	一二二、四八九
石狩	二	二四、二七一
後志	三	三五、六〇四
札幌市	三	三三、四三三
小樽市	二	二九、一八一
第二區	四	九七、五八六
上川	五	五〇、四四六
留萌	一	一七、六三七
旭川市	一	一四、四三〇
第三區	三	一五、〇七三
旭川市	一	八五、九一三
渡島	三	三三、七五四
檜山	一	一四、九二七
函館市	一	三七、二三二
第四區	五	一一二、八一四
空知	一	六八、九七一
釧路市	一	一九、七一四
日高	一	一二、六三一
室蘭市	一	一一、四九八
第五區	四	一一八、四四五
十勝	二	二九、五九七
釧路市	一	一五、七〇三
釧路市	一	一三、一六〇
網走	一	四四、五八五
釧路市	一	九、三九二
帯廣市	一	六、〇〇八
以上を市部、郡部別に見ると、		

道市會有権者

道會議員選挙有権者は、昭和九年十二月二十日確定数による
と、前年同期より六千六百五十人を増し、五十一萬五千二百二十二人にして、議員の定員は六十一名であつた、最近五ヶ年の有権者数を示すと左の如くである。

年次	定員	有権者
昭和五	五七	四三、八〇三
同 六	五七	四六、一三三
同 七	六二	四八、六三五
同 八	六二	五〇、八五三
同 九	六二	五二、二二二

又、支廳市別にすれば左の如く、郡部三十八萬六千九百五十八人、市部十三萬四千五百七十七人となる。

地方別	定員	有権者
石狩	三	二三、二五二
渡島	四	三二、七六三
檜山	二	一四、五五八
後志	四	三四、六一九
空知	八	六五、七八五

民政支部總會

立憲民政黨北海道支部總會は昭和九年十二月十五日札幌市に於て開會、宣言と決議を可決、支部長山本代議士から議會の報告あり、總務制を新設することとなり、新役員左の通り決定した。

決議

△甲號 議會を解散し、人心を出席のため上京中、昭和十年一月二十日、突然狭心症を起して逝去した、享年五十三歳。

○佐々木代議士逝去 第三區選出政友會代議士佐々木平次郎氏は、昭和十年四月二十一日逝去した、享年六十四、同氏は代議士に當選すること六回、露領漁業に貢献するところ多く、會としてモスクワに滞在、條約改正に努めた。

○十勝道議補缺選舉 梶野宗五郎氏の失格に伴ふ十勝選出道會議員補欠選舉は、昭和九年四月二十日施行、廿二日開票の結果、政友支部公認候補高倉定助氏が當選した。

當選 八、三三 高倉定助(政)
次點 六、九六 早坂英雄(民)

○空知道議補缺選舉 高橋清助氏の死亡欠員に因る空知選出道會議員の補欠選舉は昭和九年十月三十日施行、十一月一日開票の結果、民政支部公認候補山岡清壹氏當選した。

當選 二、三六 山岡清壹(民)
次點 六、九三 香川兼吉(政)

政友支部大會

立憲政友會北海道支部大會に代る支部役員總會は、昭和九年十二月二十日札幌市に於て開會、木下支部長座長席に着き、左の決議を可決した。

決議

一、吾人は非常時國策遂行に努むること
二、吾人は政民聯携による舉國一致の實を擧ぐることに
三、吾人は北海道十年豫算は拓殖上根本對策樹立に關するものにして、政府が北海道積年の主義主張を認識せるに立脚し、如何なる努力を拂ふも、これが成立を期すること
○小池代議士復歸す 第五區選出代議士小池仁郎氏は、昭和十年一月、豫て噂のあつた如く國同盟を脱退して、民政黨に復歸した。

○林權作代議士逝去 第三區選出代議士林權作氏は、帝國議會

支部決議建議

民政黨北海道支部大會は昭和十年八月二十一日札幌市に於て開催、本部より川崎卓吉氏其他列席す。

決議

△甲號
一、建國の本義に基き聖明の威烈惠澤を中外に宣揚し、大和民族本來の大義を振作し、國民精神の興隆を期す
一、現下の世界情勢に鑑み、經濟戰に策應し、帝國産業の振興を期す
一、國防と財政との調和を計

選舉肅正委員

選舉肅正委員會に基く北海道選舉肅正委員の委員について、道廳長官の手によつて三十名を銓衡し、昭和十年八月八日左の如く決定發表したが、第一回委員會は同月十五日、北海道廳に於て開かれた。

△政治家(六名) 衆議院議員木下成太郎、山本厚三、道會議員村上元吉、秋山常吉、岡本幹輔、石田連次

△實業家(二名) 札幌商工會議所會頭大淵甚太郎、北海道信用購買販賣組合聯合會長三輪龍揚

△教育家(三名) 札幌師範學校長上山道造、札幌第一中學校長山田幸太郎、圓山尋常高等小學校長渡邊永助

△其他學識經驗ある者(十名)

一、教化團體其他主要なる團體の幹部(三名) 北海道農會會長長男傳佐藤昌介、帝國在郷軍人會札幌市聯合分會長三坂隆精、大日本消防協會北海道支部副支部長札幌市消防組頭向井次郎

二、神職並に宗教家(四名) 札幌神社宮司高松四郎、上川神社司柴田直胤、眞宗大谷派北海道教務所長大照徳順、北海道教區教務所管事北島玄融

三、社會事業家(一名) 社名淵家庭學校長牧野虎次

四、新聞社代表(二名) 北海タイムス社常務取締役柏岡清勝、小樽新聞社事務取締役矢上以久三郎

△官吏(七名) 北海道帝國大學總長高岡熊雄、札幌控訴院檢察長田中昌太郎、北海道廳總務部長中村忠充、札幌鐵道局長男爵松村務、札幌逓信局長平井出貞三、北海道廳學務部長長橋茂男、北海道廳警察部長藤岡長敏

△吏員(二名) 札幌市長橋本正治、北海道町村長會長網走町長山内鐵藏

選舉法の改正

改正された衆議院議員選舉法令の施行に關し、内務省から北海道廳へ留意すべき諸點を左の通り通牒があつた。

一、投票所の増設に關する件
成るべく兒童通學區域其他便宜なる區域を單位として可及的増設を圖る

二、選舉人名簿の分割に關する件
名簿調製期日後投票區を分設するの必要を生じたるが如き場合例外として認める

三、投票點檢の區域に關する件
市町村の區域に依り難き特殊の場合に限り地方長官に於て特に投票點檢の區域を定む

四、演說會の公營に關する件
イ 公營に關し納付せしめ又は國庫に於て負擔する費用の額を考慮し克く之に相應せしむる様留意すること

ロ 公營に關し納付せしむる費用の額は、内務大臣の定めたる規程に従ひ、其の定額に依り之れを定むべきものにして、地方長官に於て適宜増減することを得ず

ハ 公營申請の資格を有する選舉事務長、公營の内容、公營に關し納付すべき費用の額は特別の事情に因

一三六

リ、公營申請又は費用納付に付定めたる期限等は、道府縣の公報に掲載すること、周知の方法を講ずること

ニ 地方長官に於て規定を設けたるときは其部度之を報告すること

五、選舉公報の發行に關する件
イ 選舉公報に政見等の掲載を申請し得べき期限を定むるには印刷機能及び交通機關等の關係を考慮し、議員候補者の便宜をも考慮すること

ロ 議員候補者より提出ありたる掲載文の取扱は總務部に於て主管せらるべきも、其の實行に當りては特に警察部と緊密なる聯絡を保つこと、尙、掲載文の印刷に付ては、其の正確と運用の圓滑を期するため、議員候補者又は代人の校合を求むる等の方法を講ずること

教育

皆既日蝕觀測

世界の權威を招請

それこそ一刻千金の皆既日蝕が、昭和十一年六月十九日午後、北海道の東北部に現はれるので、これが觀測に、世界の學者の視聽は本道に集つてゐる。今回の皆既日蝕は南露ウクライナを始點とし黒海、それからシベリヤの中央部オムスク、トムスク、バイカル湖の北、滿洲國の北部、沿海州ハバロフスクから日本海の北に出で、北海道の東北部を通るが、道内は稚内と根室を結ぶ一直線上に在る稚内、枝幸、網走、斜里、標津、根室等が最もよく、宗谷、天鹽、名寄、紋別、野付牛等からも望見出来る、以上の各地に皆既日蝕の現はれるのは六月十九日の午後三時十八分から二十四分までの間で、その時刻は平均一分五

教育

十六秒であるが
△稚内二分〇秒△枝幸一分五十八秒△網走一分五十四秒△斜里一分五十四秒

で、前回スマトラに現はれた五分間の皆既日蝕に比較すると、半分にも足らぬ時間なので、觀測班、寫眞班など早くも昭和九年夏から鋭意これが準備に當つてゐる、なにしろ我が學界の招聘で、世界の學者が集る未曾有の會合だけに、地元には、觀測地點の爭奪に躍起陳情運動を行つてゐる。今回の皆既日蝕は、獨り天文學者達の興味を喚ぶばかりではなく、光線と重力との關係や、地球磁力の研究から、物理學者も相携へて参加すべく尙、中央氣象臺では、當日曇天の際は、一三式艦上攻撃機(四五〇馬力)を飛ばして上層から觀測、撮影を行ふため、氣象臺清水出張所(靜岡縣)の飛行士根岸錦藏氏に依頼し、一刻

初等教育概況

教育の起原は、開拓使に於て、明治四年十月、函館に函館學校、札幌に資生館と云ふ公學校を設け、官私の生徒を收容し教授を開始したに始まるが、その後、地方の開発、就學兒童の増加と共に、學校、教育所等漸次設立せられ、開拓使の末期即ち明治十四年頃には、小學校の設置せらるゝもの百六十七校、この教員三百五十人、生徒九千七百七十八人を算するに至つた、同十五年以降、即ち三縣時代に入つては、各縣競うて學校の増設、就學の督勵に努め、又、生徒の學力増進と教育法の改良を期するため、教育官吏を巡回せしめ、或は、師範學校長及び教員を各地に派遣して指導獎勵に當らしむる等の方法を講じ、同十九年、北海道廳時代に入つてから、一時、學校の設備其他教育施設に對して縮小方針を採つたこともあつたが、地方の發展につれて、永く消極的の方針を

持続することを許さず、同二十四年方針を一變し、町村財政の許す限り、高等小學校の設置を奨勵した結果、各地に設立を見て、初等教育事業は次第に擴張せらるゝに至つた。同三十一年には、本道特有の特別教育規程を設け、新開地方の實情に適應する教育施設を爲し得る制度を採ることとなり、同三十四年、小學校令發布せらるゝに及び、いよゝゝ就學の督勵、校舍校具の設備を圖り、初等教育の充實を期した、續いて三十七八年の日露戰役當時に至り、戦局の影響を受け、道並に市町村財政緊縮のため、一般校舍の整備等も、止むを得ざるものゝ外は、一時これを中止するの止むなきに至つたが、同三十九年以降は再び順境に向つた。

大正に入つては、地方の開発等の實情に鑑み、更に學齡兒童の増加に伴ひ、設備の完成と内容の充實を圖り、一面成績の増進に努め、大正五年十二月、小學校教科目、教授の程度及び教授時數に關する規定を定め、其他特別教育規程を改正する等、本道教育の特色を發揮するに努

め、今日に於ては、僻地の地と雖も、初等教育機關は備つたと云へる。學齡兒童數は、昭和九年三月一日現在で、左表の通り

Table with columns for location (地方別), gender (男/女), and student count. Locations include 石狩, 空知, 上川, etc.

人である。△就學猶豫 男 四九三 女 四八五 疾病及發育不全 男 四七 女 三五 貧 男 五〇 女 五三

單置高等小學校は市のみで、市に於ては高等小學校を分離し、職業指導其他高等小學校としての特種な立場に依る教育を爲さんとする現はれを見る、私立小學校は後志支廳管内赤井川村に轟嶺山經營の尋常高等小學校と、狩太村に王子製紙會社の經營に因る尋常小學校一校あるのみである。

卒業男一萬七千七百四十三人、女一萬五百七十九人、修養年限三ヶ年の高等小學校卒業男四百二十五人、女四百六十六人である。次に昭和九年三月末市町村立小學校教員數は左の通りである

二十年以上二十五年未満四百六十六人、二十五年以上三十年未満四百七十七人、三十年以上三十九人となつて居る。○小學校の學級總數 昭和九年三月一日現在に於ける小學校の學級數は、師範學校附屬、市町村立、私立を合せて尋常科は八千六十三、高等科は千三百三十六、外に尋常正教科と高等正教科とを合併編制せる學級七十、合せて九千四百六十九學級で、前年に較べると二百四十二學級の増加であつた。

中等教育内容

中學校は、昭和九年三月一日現在で、廳立十八、市立一、私立一、計二十校あり、學級數二百七十八、教員は四百五十八人、生徒數は一萬二千三百七十七人であつた、高等女學校にあつては、昭和八年度に於て、町立池

田、江別、富良野、帶廣の四高等女學校が廳立に移管し、町立岩内實科高等女學校が高等女學校に組織を變更したので、廳立十七、市立三、町立一、私立八、計二十九校となり、更に實科高等女學校は同年度より新設の江差實科高女を加へ市立一、町立六、私立一、計八校あるので、高等女學校は總てで三十七校あり、三百三十九學級に一萬四千二百八十九人の生徒を收容して、五百四十三人の教員がこれを擔當した。

師範學校は札幌、函館及び旭川に於ける三校であつて、昭和九年七月現在學級總數三十九、生徒一千三百三十八人を數へ、毎年卒業生は第一部第二部を合せて約三百五十人に及んでゐる。而して本道小學校學級數に對し、正教員の不足數は約千六百人に及び、加ふるに毎年の増加學級數は約二百に達するを以て、前記三校の卒業生を充て、漸次その充實を圖つてゐる。

學校課程は一般法令に則り、府縣と同様であり、教員俸給豫算平均額は、中等學校長及び實業學校長は年二千四百圓、高等女學校長は年二千二百圓、中學校及び實業學校(師範學校も同様)の教諭は月百二十圓、而して高等女學校教諭は月百圓である。○夜間中學指定さる 大正十二年四月、北海道廳立札幌第二中學校内に開設した札幌中等夜學校は、昭和九年三月十三日附を以て、文部大臣から夜間中學の指定を受け、且つ組織を財團法人とし、同法人設立者理事長北海道廳長官が經營することとなつた。

師範學校三校

次に實業學校に於ては、甲種商業が七校、百十二學級、教員百七十七人にして、その生徒數は五千二百三十五人、甲種水産が二校、九學級、教員十二人で、生徒數は百八十三人、甲種工業が四校、四十四學級、教員八十人、生徒數一千百人、甲種農業が三校、二十五學級、教員四十七人、生徒數が九百二十人であり、女子職業學校は十校、五十五學級、教員九十八人にして、生徒數は一千九百八十五人であつた。

北海道帝國大學附屬水産専門部が移轉獨立して函館高等水産學校として更生することは、去る昭和四年第六十五議會を通過

高等水産創設

高等國民學校は これに該當するものである。又生徒の性別により、區別すると、女生徒のみを置く學校の百八十校が最も多く、男生徒のみを置く學校の百七十三校がこれに次ぎ、兩者を置く學校は九十二校である、學校數を支廳市別にすれば次の如くである。

Table with 3 columns: 地方別 (Local Area), 校數 (Number of Schools), 地方別 (Local Area). Lists areas like 石狩, 空知, 上川, etc.

次に生徒數を見るに、男一萬二千六百五人、女一萬一千八百六十人、計二萬四千四百六十五人であつて、これを課程に依つて區分すると、前期男二千四百一十一人、女四千七百三十七人、後期男五千四百八十六人、女五千四百九十八人、他は研究科又は高等科で男四千七百八十八人、女

一千六百二十五人であつた。編制の學級數は 六百八十二學級で、教員は總數二千七十七人であるが、兼務者が大部分を占め、専任は有資格男七十九人、女百八十八人、無資格男百十二人、女百六十七人、計四百七十六人に過ぎない、有資格としては小學校本科正教員又は小學校專科正教員の免許狀を有する者が最も多い、次に昭和八年度中に於ける入學者を見るに、男八千九百三十二人、女七千八百七十人であり、退學者は男二千二十七人、女一千七百七十一人、卒業者は男三千五百四十八人、女四千六百八十一人であつた。最近五ヶ年間の校數並に生徒數は

Table with 3 columns: 年次 (Year), 校數 (Number of Schools), 生徒數 (Number of Students). Shows data for 昭和四, 五, 六, 七, 八.

以上の調査は休校中のものを含んでゐない、尙、本道唯一の實業補習學校教員養成所は空知實業學校内に設置せられて居り、昭和九年三月一日の狀況を見るに、學級數一、教員數十四

但し内、専任は一人であつて他は何れも空知實業學校の職員が兼務してゐる、生徒數は十六人で、昭和八年度の入學者は十五人、卒業者も十五人であつた、又、前年度卒業者の狀況を見るに卒業者十四人中、教鞭をとりつゝある者は十二人で、二人は實業補習學校に、十人は小學校教員として勤務して居る。

中等校志願者

昭和十年の廳立中等學校第一學年入學試験の狀況を見るに、師範學校は依然入學難を示し、三校を合せて、募集人員一部百八十人、二部百五人、専攻科六十人を目掛けて、志願者は一部一千三百三十四人、二部三百人、専攻科百八十八人あり、競争率はそれぞれ六倍三、二倍八六、一倍八の高率であつた、次に中學校に於ては、十八校の募集人員二千五百人、志願者四千四百八十六人で、競争率は一倍七九、高等女學校に於ては、十八校の募集人員二千五百五十人、志願者三千三百六十七人で、競争率は一倍五七、外に札幌高女の専攻科

農學實科 三〇 三六 一六 林學實科 三〇 三三 一六 土木専門 三〇 二六 一七 入學許可者出身學校を地方別に見ると、豫科は北海道樺太九十二名に對し、道外二百十六名の壓倒的多數であるのに反し、實科及び専門部に於ては道内出身者の方が優勢を示してゐるの注目に値する。

Table with 3 columns: 網走中學, 八雲中學, 帶廣中學, etc. Lists various schools and their numbers.

大學は難關門 昭和十年北海道帝國大學豫科、實科及び専門部の入學許可數及び志願者數は左の如く、志願者數を前年度に較べると、豫科に於ては、農類百二十六名を減じたが、工類百七十六名、醫類十四名を増し、農學實科八名、土木専門部十六名の各減、林學實科三十八名の増であつた。

Table with 3 columns: 校別 (School), 農工醫實林工 (Agriculture/Industry/Medicine/Practical/Forestry/Engineering), 豫科 (Preparatory Course). Lists schools like 札幌一中, 札幌二中, etc.

は募集人員四十人、志願者八十人、競争率二倍一であつた、又、各種實業學校は十三校で、募集人員一千七百四十人のところへ志願者が四千四百十二人あり、競争率は二倍四二で、師範學校に次ぐものであつた、校別に示せば左の如くである。

Table with 3 columns: 校別 (School), 定員 (Enrollment), 志願率 (Application Rate). Lists schools like 札幌第一師範, 函館第一師範, etc.

尚、右の内、無試験入學者は農學實科、土木専門部に各三名あつた。

高商も入學難

昭和十年小樽高等商業學校入學試験は小樽、東京、京都の三箇所にて、三月二十八日から同三十日までの三日間施行された、志願者數一千百三十四名の内、入學を許可された者は一部(中學校出身)百八十五名、二部(商業學校出身)五十二名、合計二百三十七名であつた。

種別 九年 十年
入學(一部) 一七五 一五五
許可(一部) 一七五 一五五
志願(一部) 九七七 九七七
志願(一部) 一三三 一四七

高等水産入試

函館高等水産学校の第一回(昭和十年)生徒募集は、北海道帝國大學附屬専門部として行はれ、入學者發表後、函館高等水産學校に移籍されたが、従来より漁撈、製造兩科の收容人員を十名づゝ増加し、各三十名となり、結局八十名の定員に對して三百十五名の志願者が殺到、入學を許可された者は左の如くであつた。

Table with columns for '種別' (Type), '中學' (Middle School), '高女' (High School for Girls), '實女' (Practical Girls). Rows include '漁撈學科' (Fishing Course), '製造學科' (Manufacturing Course), '養殖學科' (Aquaculture Course), '中等校入學者學歷' (Middle School Admission Academic Record).

中途退學多し

中學校生徒にして、家事の都合と云ふ名目の下に、中途で學業を放棄する者は近來急激な増加を示してゐるが、二十中學校の昭和四年入學者に就いて年度の割にこの現象を見ると、昭和四年九十人、同五年百三十人、同六年百二十四人、同七年百七十七人、同八年百二十四人となつて居り、更に、資産程度を上、中、下に分けて見ると

Table showing '年次' (Year) and '上' (Upper), '中' (Middle), '下' (Lower) categories. Rows include '昭和四年', '昭和五年', '昭和六年', '昭和七年', '昭和八年'.

學校衛生施設

北海道廳では、昭和二年四月、學校衛生技師を設置し、同年十月

中學生發育表

昭和九年に於ける廳立十八中學校及び小樽市立中學校、私立北海中學校生徒の身體検査統計は左の如くであつて、これを同七年の全國平均と比較して見ると、一、二の例外を除いて、何れも本道平均は全國平均を凌駕して、青年北海道の頼もしさを高らかに誇示してゐる。

Table with columns for '年齢' (Age), '本道' (Hokkaido), '全國' (National Average). Rows include '十二歳', '十三歳', '十四歳', '十五歳', '十六歳', '十七歳', '十八歳', '十九歳', '二十歳', '△體重平均'.

蝕れる學生層

病氣缺席者、休學者、死亡者の増加は年とともに増加し、これが對策は、近年、當局の重要課題となつてゐるが、北海道帝國大學學生課の調査によつて見るも、此れ等の数は依然として減少を見ぬばかりでなく、豫科に

教職員互助會

一萬一千餘名の小學校教職員の保健に就いては、深甚の注意を拂はれてゐるが、昭和九年八月開催された北海道小學校長會議に、校長會から提案あり

北海道教員と結核病との現状に鑑み、之れが根本的匡救策として、速かに教職員互助會を設立して結核療養所を經營せしめ、斯種疾患の早期診斷を行ひ、之れを根治せしむるの施設を講ずべし

教育費の補助

義務教育費國庫負擔法による交付金の昭和八年度中市町村へ交付金額は、市五十九萬四千六百三十六圓十九錢、町村三百八十一萬一千五百四十二圓九十四錢、計四百四十四萬六千七百七十九圓十三錢、臨時國庫補助法による同年度市町村への補助は市一萬一千六百八十八圓、町村七十九萬一千三百四十四圓五十二錢、計八十八萬三千二百五十二圓二錢で、

高商産業論文

小樽高等商業學校北海道經濟研究所懸賞募集の昭和九年度産業調査入選論文は左の通り

- △二等
(一) 北千島の沖取漁業に就いて 三年 齋藤 雄治
(二) 樺太材の調査 三年 平間 義
△三等
(一) 北海道に於るフィッシュミール 三年 澤田 正
(二) 北海道の水産雜誌 二年 藤目 英三

高等商業校長替

商業學校長伴房次郎氏は、昭和十年四月二日、依願免官となり、同日、同校教授吉米地英俊氏が、後任に任命され、第三代の校長となつた。吉米地氏は明治四十四年東京外國語學校を卒業、翌四十五年小樽高等商業學校に赴任し、爾來、渡邊龍聖、伴房次郎兩校長の下にあつて、同校の基礎を築くに力あり、今回この榮進を見たのである。

共に使途は教員俸給費補助であつた。

渡邊龍聖氏退職す 名古屋高等商業學校長渡邊龍聖氏は、昭和十年五月八日依願免官となつた、氏は初代小樽高等商業學校長として、その後同校名譽教授として、本道の教育界に盡力するところが多し。

博士論文一覽

北海道帝國大學は昭和九年二月八日以降、同十年九月十七日までの間に於て、左の諸氏に學位を授與した。

- 農學博士
(一) 栗さくら病の菌學的並に病理學的研究 (新潟縣) 樋浦 誠
(二) 大日本帝國産叩頭蟲科 (三重縣) 三輪勇四郎
(三) 稻の萎縮病に關する研究 (青森縣) 福士 貞吉
(四) 落花性の形態學的及び生理學的研究 (北海道) 澁谷 常紀
(五) 清酒の火落菌に關する研究

- 醫學博士
(一) 哺乳動物精子の凝集特に受精に對する意義に就いての實驗的研究 (千葉縣) 加藤 浩
(二) 茯苓に依り得られし多糖類Bバキマンの化學的構造及び其定量法 (新潟縣) 武田 憲治
(三) 森林火災保險特に保險料率に就て (廣島縣) 八谷 正義

醫學博士

- (一) 毛髮の性別及びチヌチン硫黃の含有量に就て (三重縣) 久野 英一
(二) 摘出結核腎の病理解剖學的研究 (千葉縣) 波戸 定吉
(三) 膿の毒性に關する實驗的研究 (大分縣) 増村 隆也
(四) 手術後患者の基礎代謝榮養狀態並に基礎代謝に及ぼすインシュリンの影響 (青森縣) 長内丑右衛門
(五) 糞便滲出液と腸内病原菌との生體に及ぼす其力作用に關する研究

- (北海道) 青木市太郎
(一) 異種血清注射による過敏症様シヨックの研究
(秋田縣) 川又選太郎
(一) 胎兒レ線撮影の研究
(新潟縣) 少川 玄一
(一) 腸管葡萄糖吸収と水素イオン濃度
(山梨縣) 神島 辰雄
(一) 溶血血清の溶血阻止力
(石川縣) 水上 秀雄
(一) ヘス氏示差瞳孔鏡による瞳孔反應の研究
(東京府) 大山恭次郎
(一) 食物と菌の毒力との關係
(東京府) 谷口 正弘
(一) アベルチン注腸と肝臟機能との關係に就て
(山形縣) 小林 辰雄
(一) 皮膚腺神經(蛙)の刺戟生理學的研究
(宮城縣) 鈴木 一郎
(一) 腰薦部後椎骨骨缺損に關する研究
(長野縣) 伊藤 平
(一) 痘毒補體結合反應並に沈降反應の特異性の吟味
(茨城縣) 山口 夷甫
(一) 利尿劑の膽汁分泌に及ぼす影響並に該分泌と水血症の關係に就て

- (北海道) 久保 茂雄
(一) 葡萄狀球菌の生物學的研究補遺
(埼玉縣) 吉原 啓市
(一) 狂犬病補體結合反應の本態的研究
(福岡縣) 平井 喜雄
(一) 組織呼吸及びそれと組織の形態學的變化オキシダーゼ反應及び水素イオン濃度との關係
(山梨縣) 中村 弘
(一) 溶血毒としての鳥類血清オイゴロプリン
(宮城縣) 横山規矩治
(一) 結核菌の濾過型に關する研究
(山形縣) 中川 誠一
(一) チェロイデン膜の孔徑及び荷電の變化と其膜電位差並に水分透過の關係
(福井縣) 山川 浩
(一) 人工氣胸の全循環液量に及ぼす影響に就て
(北海道) 八代 雄三
(一) アミノ酸尿の臨牀的意義に就て
(宮崎縣) 川越 博

- (一) 學齡兒童の各月身體發育に關する研究並に其養護に關する學校衛生學的考察
(福島縣) 島 太郎
(一) 抗體產生に對するオレイン油の影響に就て
(北海道) 増永 英夫
(一) オスミウム酸處置に依りて諸種體液に發生する一新溶血素の研究
(秋田縣) 齋藤義太郎
(一) 臭素代謝の臨牀的並に實驗的研究、血液臭素量との關係
(北海道) 倉次 貞吉
(一) 電解質に對する健康肋膜の態度
(新潟縣) 近 璋太郎
(一) 人腦黑質の解剖學的研究
(秋田縣) 渡邊 逸三
(一) 腦脊髓液蛋白質相關性の研究
(北海道) 石橋 猛雄
(一) 紫外線のコレステリン代謝に及ぼす影響
(北海道) 齋藤 憲造
(一) 饑餓に對する輸血の影響に就て
(千葉縣) 石川 清
(一) 蛋白質の狀態化學に關する研究

- (北海道) 原 勇
(一) 各種職業の生體に及ぼす影響に關する社會生物學的研究
(東京府) 西野 陸夫
(一) 人工氣胸の内分泌腺機能及び肝臟機能に及ぼす作用に就ての研究
(北海道) 石川 潔
(一) 鮮糖現象の化學力學に關する研究
(愛媛縣) 山内 俊雄
(一) 乳糖非分解性大腸菌簇に關する知見補遺
(鹿兒島縣) 俣野 純夫
(一) 肝臟の中心性脂肪變性並に壞死の本態に關する病理組織的研究
(北海道) 向井 一郎
(一) 血液中の無水炭酸酵素の生理的消長に關する研究
(茨城縣) 飯塚 禎三
(一) 寒性自家溶血素の研究
(北海道) 藤野 清一
(一) 吸著阻止の方法に關する研究
(廣島縣) 谷川 昇
(一) 諸種組織の眼前房内移植に關する實驗的研究

(静岡縣) 丹羽 松一
一、大腸に於ける吸收作用に就て

(兵庫縣) 前川 昌三
一、ウレアーゼ反應の化學力學に關する研究

(廣島縣) 田村 準一
一、實驗的窒素息血液中のヒヨリン様物質の消長に就て

(静岡縣) 西田 貫道
一、脚内核の比較解剖學的的研究

(北海道) 松本 健爾
一、蛙皮の電氣分極容量に對する稀土鹽類三價陽イオンの作用及び其膠質化學並に細胞透過性學より觀たる義解に就て

(宮城縣) 蓬田 清治
一、非病原性異種細菌(變形菌)に依る免疫學的研究

(福井縣) 杉本 榮一
一、女性及び雌性生殖器結核に關する臨牀的並に實驗的研究

(茨城縣) 石川 碩
一、種痘アレルギーに關する新研究

(山梨縣) 今川 六郎
一、オホトリカブト中毒の實驗的研究

化學反應に關する研究
理學部教授 富永 齋
同 助教 岡本 剛
雪の物理學的研究
同 教授 中谷 吉郎
赤外線吸收スペクトルの研究
同 助教 四手井 細彦
金屬酸化物の還元平衡並に其機構に關する研究
同 教授 柴田 喜一
日本産管多住毛類
同 副手 奥田 四郎
琉球並に臺灣近海産藻類の分類學的研究
同 教授 山田 幸男
外國輸出向魚粉に關する研究
水産専門部教授 大島 幸吉
北洋材の國民經濟的意義
小樽高商教授 大野 純一
又、昭和十年度前期補助事項は昭和十年四月二十五日決定、關係分は八件、九人、八千二百五十圓が採擇された。

製造方法が粉乳の成分及び栄養價值に及ぼす影響
農學部教授 宮脇 富
北海道産蠶の研究
同 教授 犬飼 哲夫
小作制度の自治的統制に關する研究

實驗的研究

(北海道) 南部 敏三
一、食餌と膽汁並に膽汁酸分泌との關係に就ての實驗的研究
(埼玉縣) 深谷 慶治
一、尿中に於けるチヌチンに關する研究

(北海道) 神谷 虎二
一、B・O・G接種動物の異種細菌感染防禦に關する實驗的研究
(東京府) 田村 正
一、腸チフスに於ける腸内細菌の研究殊に腸チフスの經過に及ぼすウエルシュ菌の影響に就て

(岩手縣) 富澤 武雄
一、ウンブラトールに依る膀胱レリーフ像に就て
(和歌山縣) 稻本 三郎
一、ケフアリンに關する藥理學的研究

(愛知縣) 山岸 進
一、胃粘膜レリーフ像の臨牀的並に實驗的研究
(北海道) 山田 豊治
○北大工學部長の任期は昭和十年六月を以て満了、工學博士清

水義一氏の後を襲つて、工學博士倉塚良夫教授が第四代目の部長を勤めることになつた。
○大學豫科主事 北海道帝國大學豫科主事三田村孝吉氏は老齡を理由に、昭和九年十二月辭任したが、後任は藤原正氏に決定した。

○佐藤男爵へ御沙汰 畏き邊りに於ては、高齡に達した重臣並に華族に對し、特にその功勞を思召され、昭和十年一月十四日、それ、有難き御沙汰があつたが、北海道關係者は左の通りである。
北海道帝國大學名譽教授 正三位勳一等男爵 佐藤 昌介
八十歳の高齡につき御紋章附金盃一組並に酒肴料一封下賜

學術振興補助
日本學術振興會の昭和九年度後期研究關係補助實施事項は、昭和九年十月十五日決定したが、北海道關係は北海道帝國大學十八件、二十人、一萬七千四百五十圓、小樽高等商業一件、一千圓が採擇された。

蝦夷松赤松及び松の化學的研究
農學部助教 福山 伍郎
腫瘍特に癌腫の血清診斷
醫學部教授 中川 諭
非金屬性電氣併行體の製作
工學部教授 鳥山 四男
燃料の着火現象の研究特に着火促進法の研究
同 助教 多田和 寛
本邦滿鐵鐵床の礦物學的研究
理學部助教 吉村 豐文
主として鋼材正面の結著に關する研究
豫科教授 野附雄次郎
外二名

△精神科學
本邦農村に於ける固有の信仰に關する研究
農學部助教 小林 已知次
外二名

學士院の補助
昭和十年帝國學士院學術研究費補助題目の内、北海道帝國大學關係は左の如くである。
日本産兩棲類に於ける雌雄の研究
理學部教授 内田 亨
外一名

寄生菌類の生態的分化に關する研究
農學部教授 柘内 吉彦
本邦稻作の豊凶の調査研究
同 助教 渡邊 侃
同 助手 荒又 操
千島の昆蟲の研究
同 助教 内田 登一
生きた細胞の分裂特に減數分裂に於ける染色體の構造及び運動に關する研究
同 助教 島倉亮次郎
日本産蜘蛛類の研究
同 教授 齋藤 三郎
視紅の光力學的變化の研究
醫學部助教 荻島 高
アミノ糖及び誘導體の生化學的研究
同 教授 正宗 一
同 助手 鮎川武一郎
液體絶縁物の研究
同 助手 鳥山 四男
工學部教授 鳥山 四男
金鑽石の選鑛を目的とする金粒の性質並に存在状態に關する研究
同 助教 伊東 胤男
日本産腔腸動物の研究
理學部教授 内田 亨
液體の定量分光化學分析
同 教授 太秦 康光

アイヌ狩獵及び狩獵具の研究
農學部教授 犬飼 哲夫
同 助手 名取 武光
食用作物特に水稻の營養生理に就て
同 助手 石塚 喜明
セルノフィン誘導體の合成的研究
理學部教授 杉野目晴貞
同 副手 梅澤 純夫
尙、右の外、帝國學士院より東照宮三百年記念會へ推薦採納された分は左の通り
朝鮮に於ける中生代植物化石の研究特にギガントプテラスの研究
理學部助教 大石 三郎
日本海北部に於ける島嶼の植物地理學的研究
農學部講師 館脇 操
千島産海藻の分類學的並に植物地理學的研究
同 助手 今井 三子

○服部報公會の補助 財團法人服部報公會から昭和十年春補助金を交付された北海道帝國大學關係項目は左の通り
北海道樺太の主要森林樹木たるエゾマツ並にトドマツの害蟲調査

文部省獎勵金
文部省の自然科學及び精神科學獎勵金交付の昭和十年度分は前者同年七月二十日、後者同二十日、それぞれ發表されたが、北海道帝國大學關係は左の如くである。

△自然科學
家畜の血液病
農學部教授 小華和忠士
成育期間中に於ける地温の變化が亞麻の發育並に纖維の發達に及ぼす影響
同 助教 菊地武直夫

農學部助教 小林 已知次
外二名

理學部教授 内田 亨
外一名

農學部教授 柘内 吉彦
同 助教 渡邊 侃
同 助手 荒又 操

同 助教 島倉亮次郎
同 教授 齋藤 三郎
同 教授 荻島 高
同 教授 正宗 一
同 助手 鮎川武一郎

同 教授 太秦 康光

同 教授 犬飼 哲夫
同 助手 名取 武光
同 助手 石塚 喜明
同 教授 杉野目晴貞
同 副手 梅澤 純夫

同 教授 大石 三郎
同 教授 館脇 操
同 教授 今井 三子

同 教授 齋藤 三郎
同 教授 荻島 高
同 教授 正宗 一
同 助手 鮎川武一郎
同 教授 太秦 康光

同 教授 犬飼 哲夫
同 助手 名取 武光
同 助手 石塚 喜明
同 教授 杉野目晴貞
同 副手 梅澤 純夫
同 教授 大石 三郎
同 教授 館脇 操
同 教授 今井 三子
同 教授 齋藤 三郎
同 教授 荻島 高
同 教授 正宗 一
同 助手 鮎川武一郎
同 教授 太秦 康光

農學部授業囑託 河野 廣道
石灰撒布機の考案 常松 榮

微量重金屬化合物と糸状菌の
代謝並發生生理現象との關係
理學部教授 坂村 徹
樺太産海藻の分類並に植物學
地質學的研究 水專教授 時田 郁

○伊藤博士へ農學賞 第六回日本農學會大會は昭和十年四月六日、東京市に於て開かれたが、當日、北海道帝國大學農學部教授農學博士伊藤誠哉氏は、日本農學賞牌を授與され、同博士の水稲主要病害第一次發生と其の綜合防除法なる記念講演があつた。

○學士院會員に推薦 北海道帝國大學總長法學博士農學博士高岡熊雄氏は、昭和九年五月の帝國學士院總會に於て、學士院會員に推された。

○日本學術協會講演 日本學術協會第十回大會は、昭和九年十二月、臺灣に於て開催されたので、北海道帝國大學から左の諸氏が出席した。
△特別講演
北海道のフロラに就て

△學術講演 名譽教授 宮部 金吾
火山噴出物の化學的研究 齊 永
理學博士 富永 齊
鼠類の性染色體に就て 梶 稔
農學博士 小熊 稔
染色體クロモソムの回旋方向に就て

理學部教授 松浦 一
第二十五回國際農聯盟委員會總會並に第十回國際酪農會議に於て決議されたる諸問題の檢討
農學博士 里 正義
人乳の理化學的性質 農學博士 里 正義
畜産學教室 村田 喜一
馬の妊娠鑑定法に就て 獸醫學博士 黒澤 亮助
粉乳製造方法のヴイタミンに及ぼす影響 農學博士 宮脇 富
赤蝦夷松林の生態に就て 農學博士 館脇 操
サルビヤの開花期に及ぼす硫酸満掩の影響に就て 農學博士 前川徳次郎
蒨稜草栽培に應用せる硫酸満掩の影響に就て 農學博士 前川徳次郎

後志水産會技手 村田 爲吉
古平町漁業家 大澤吉三郎
以上表彰並に賞杯
北海道水産會技手 菊池 覺助
小樽海産商同業組合書記長 鶴谷吉四郎
北海道水産物検査所留萌支所主任 柁木 久榮
以上表彰狀

○教員年功加俸改正 市町村立小學校教員年功加俸支給額は、昭和九年二月一日から左の如く改正實施された。
△本科正教員
初 給 年額 三五
第一次加給 同 五三
第二次加給 同 七一
第三次加給 同 八九
△専科正教員及び准教員
初 給 年額 二三
第一次加給 同 三五
第二次加給 同 四七
第三次加給 同 五九
尙、第三次加給を受けた後、五年以上勤続して成績優良な本科正教員には年額十八圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓を加給することがある。

バターの酵母に就て 農學博士 半澤 洵
痘毒病原體の抗原性に就て 醫學博士 梅田芳次郎
異種細菌による傳染病豫防並に治療に就て 醫學博士 井上善十郎

△通俗講演 動物植物種族品種による生理機能の差異と蛋白質の特異性 理學部長 田所哲太郎
砂糖の微生物 農學博士 半澤 洵

○日本水産學會大會 日本水産學會北海道大會は、昭和九年十月二十六日(函館市)二十七日、二十八日(札幌市)に於て開催されたが、學術講演會には多數學者によつて、その研究が發表された。

○農學部校舎の改築 北海道帝國大學農學部の改築は、豫算三百萬圓を以て、昭和八年より向ふ十五ヶ年の繼續事業として、同年秋から著工したが、その第一期工事たる新校舎中央部は同年三月竣成した、鐵筋混凝土、地下室附四階建、本館延坪一千九百四坪、車寄三十八坪、豪華なモダン・スパニッシュ様式で、

工費四十九萬四千圓、尙、これまで白聖の古塔に豊かな詩情を響かせてゐた鐘に代つて、北米バルチモアから遙々海を越えて來た「G音の鐘」が時を報じてゐる。

○豫科校舎一部落成 北海道帝國大學豫科校舎改築の第一段階たる西部建物は昭和九年八月起工、同年八月三日竣工した、工費七萬五千八百圓、三階建、總延坪三百二十三坪である。

○實業教育功勞表彰 實業教育五十周年記念式典は開院宮殿下の台臨を仰いで、昭和九年十月二十日、東京市に於て開催、功勞者に對して殿下より表彰狀を御親授遊ばされたが北海道關係者は左の如くである。
男爵佐藤昌介、明峰正夫、神六男、木村喜一、佐々茂雄、穴戸乙熊、須田金之助、高岡熊雄、時任一彦、鳥山嶺男、西田辰三郎、橋本竹之助、半澤洵、正田豊治、平尾丹治、藤田經信、星野勇三、南鷹三郎、宮部金吾、森秀志、山根 脩

○普通教育功勞表彰 北海道廳では、昭和十年二月十一日の紀

元節に、普通教育功勞者として、左の九氏を表彰するところがあつた。

虻田郡俱知安小學校長 佐熊 隆介

函館市常盤尋常小學校長 金子 平吉

空知郡芦別小學校長 尾崎 政市

夕張郡夕張第一小學校長 中川助五郎

空知郡奈井江小學校長 入江虎太郎

千歳郡惠庭小學校長 飯野達太郎

茅部郡磨光小學校長 野本 力藏

空知郡砂川町長 野口 陳吉

檜山郡江差町學務委員 加藤重兵衛

○水産校出身者表彰 文部省實業事務局内、全國水産學校長協會では、昭和十年二月十一日の佳節に、水産學校卒業者で、水産關係事務に携り、功績ある者を表彰したが、北海道からは廳立小樽水産學校出身の左の六氏が表彰された。
増毛町漁業家 石田 露松

教會△札幌體育會△錢函カンツリ俱樂部
財團法人も二十四を數へ、左記の如くである。

○日米學生會へ出席 昭和十年七月、北亞米利加オレゴン州ポートランド市リード・カレッジに開催された第二回日米學生會議に出席した日本代表の中に、二人の北海道出身者が選抜された。一人は青山學院英文科四年佐々木虎之助(三三)で、網走中學校を卒業、他の一人は慶應大學經濟學部一年山田精夫(三三)で、函館市の出身、小學校時代

青少年

青年學校新設

教育機關の單一化

昭和十年四月一日勅令を以て青年學校令を、文部省令を以て青年學校規程を公布され、同年六月十四日北海道廳令を以て青年學校施行細則を制定、即日施行された、青年學校制度の新設は、時代の趨勢に鑑み、従前の實業補習學校及び青年訓練所を統合して、單一の青年教育機關となし、その施設經營の努力を一に集中し、以て青年教育の進展を期せんとする趣旨に出づるものであつて、その大要は左の如くである。

一、青年學校の本旨に關する事項

青年學校は小學校卒業後、直に社會の實務に従事する男女大業青年に對して普く教育の機會を與ふると共に、青年

を同地に過したものである。
○滿洲工業を調査す 北海道帝國大學工學部では、昭和九年秋滿洲の工業調査のため、吉町、鳥山、高桑、久次米、武田の各教授を派遣した。

○萬國生理學會出席

モスコイ及レニングラードに於て昭和十年八月開催の萬國生理學會に北海道帝國大學醫學部から藥理學眞崎健夫、細菌學中村豐兩教授出席。

○教育費關係の起債 教育費關係の起債は大正十四年に百九十四萬二千五百五十九圓であつたが、昭和九年には一千四百五萬三千七百五十三圓と激増した。
○私立中等學校經費 地方費公學費支出を昭和八年度について見るに左の通りである。

學校	校數	經費
師範	三	三三、八七〇
中學	一八	七六、七六六
高女	一七	五〇九、五〇五
實業	一三	六八、五八八

教育上最も重要な時期に於て、その教養に間隙なからしめんとするものにして、その本旨は、従前の實業補習學校及び青年訓練所の特質を融合して、心身の鍛練及び徳性の涵養と、職業其他實際生活に須要なる知識技能の修得とを主眼とするものである、而して、此等男女青年は概ね業務の餘暇に於て修學するものであるから、學校の組織内容は簡易自由を旨とし、以て地方の情況、青年の境遇等に適應せしむるものである。

一、學校の設置に關する事項
青年學校を設置することを得るは、市町村、市町村學校組合及び町村學校組合等の外、商工會議所、農會、其他これに準すべき公共團體及び私人とせられ、その範圍は極めて廣い。

一、科に關する事項

千四百八十圓であつた。
○授業料の月額平均 昭和九年三月一日現在で、授業料を徴収する市町村立小學校は五百七十六校、授業料月額平均は三十錢であつた。

○小學校の教員住宅

昭和九年三月一日現在に於ける市町村立小學校教員住宅は、施設のある市町村が二百五十八、住宅料を支給してゐる市町村が二百二、住宅賃借料を支給してゐる市町村が十三あつた。

○小學校長會議の總會 北海道小學校長會議は昭和十年八月十日札幌市で開催されたが左の決議を可決した。
一、我等は時運に鑑み教育勅語の御聖旨を體し益々國體觀念の明徴を期す
一、我等は拓殖計畫改訂の機運に當り愈々拓殖教育の究明徹底を期す
一、我等は時運に鑑み愈々團結を堅くし以て教育の向上振興を期す

○中等學校長會議

北海道中等學校長會議は昭和十年八月七日札幌市で開催、道廳から「拓殖途上にある本道の實情に鑑み

中學教育上特に留意すべき諸點並に其對策如何」と云ふ諮問があつた。

○學校園と學林植樹

各學校に於て校舍敷地の一部に學校園を設け、樹木或は草花を栽培し、生徒兒童をして愛護に當らしめてゐるが、昭和九年三月末現在で、此等、學校園にして、やゝ廣いものを有してゐる學校は、中學校九校、高等女學校五校、實業學校六校あり、又、學林は中學校九十二町歩、小學校三百八十町歩で、年々落葉松、ポプラ等相當の植樹をしてゐる。

○專門學校設置要望 高等工業學校の設立については、旭川市や室蘭市に熱心な要望があり、高等農林學校の設立については帯廣市で要望してゐる。
○舊土人學齡兒童數 昭和八年度の舊土人學齡兒童數は男千三百七十五人、女千二百四十四人、合せて二千六百一十九人で、前年度より百三十五名の増加であつた。

○小學校長會議開催

北海道小學校長會議は昭和十年八月十七日札幌市で開催、道廳より公民教育其他の指示があつた。

青年學校には普通科及び本科を置くを本則とし、更に研究科を置くことが出来る、普通科は尋常小學校卒業者を收容し、本科は普通科修了者、高等小學校卒業者を收容する、研究科は本科卒業者等に對して努めて自由に學修せしむることになつて居り、尙、別に専修科を附置することを認むるが、これは短期間、主として職業に關する特別の事項を修得せしむるものである。

青年學校の教授及び訓練期間は、普通科は總て二年とし、本科は男子五年、女子三年を本則とし、土地の情況により各一年を短縮することを得、研究科は一年以上である。

一、轉學並に教授及び訓練の委託に關する事項

青年學校生徒の居所移轉等の事由による轉學には努めて便宜を與へ、又、出稼等主として生業上の理由により一時他の地方に滞留して、就學を希望する場合には、學校長は、その期間に於ける教授及び訓

男女青年團員なるを以て、青年團體との聯絡を密接にし、その調和的發展を期する一面、更に教練科の指導は主として在郷軍人が當る關係上、在郷軍人會との聯絡提携に留意を要する。

訓練所と後援

青年訓練所の目醒しい發達向上は、國民の保健體育の上からも、國防の上からも、歡迎すべき事柄であり、更にその徹底を期するため、青年學校に改編され、昭和十年四月一日(六ヶ月の猶豫期間があつた)から實施されたが、昭和十年三月末に於ける、第七師團管下青年訓練所に対する後援機關の設置状態を見るに、左の如く、青年訓練所數一千五百に對し一千三百二十九で、その率は八割八分六厘となつてゐる、聯隊區別にすると、札幌聯隊區管内は所數四百三十に對して四百二十で、四聯隊區管内第一の成績を示し、函館聯隊區管内は二百八十一に對して二百二十九、釧路聯隊區管内は四百六十四に對して四百二で、

Table with columns for location (地方別), training center (訓練所), and support center (後援機關). Rows list various locations like Ishikari, Nemuro, Kushiro, etc., with corresponding numbers.

訓練所入所數

第七師團管下に於ける昭和九年度青年訓練所入所數は、入所者六萬四千六百三十二人に對し五萬二千七百八十九人、入所率八一・六七%で前年度より三・六三%の向上を示した、各聯隊區別に見ると、札幌聯隊區が第一位で入所者一萬九千七百七十五人に對し、入所者一萬七千二百四十二人、釧路聯隊區が該當者一萬四千八百五十五人、入所者一萬三千七十八人、旭川聯隊區が該當者一萬五千二百二十五人、入所者一萬一千九百二十五人、函館聯隊區が該當者一萬五千三百七十七人、入所者一萬五百四十四人の順となつてゐる。

男女兩青年團

青年團の設置及び指導に關して統一的にその發展を策したる。

地方別男女青年團

Table showing membership numbers for male and female youth groups by region. Columns include '地方別' (Region), '男子' (Male), and '女子' (Female), with sub-columns for '本團' (Main Group) and '支分部' (Branch/Division). Rows list various cities like Ishikari, Nemuro, Kushiro, etc.

少年團の聯盟

文部省内に於る少年團日本聯盟

青少年

盟の支部とも見るべき少年團北海道聯盟は、道廳内に置かれてゐるが、聯盟長に道廳長官、副聯盟長に學務部長を推してゐる

は大正四年であつて、同年九月内務、文部兩大臣の訓令に基いて勸奨指導に努力し、同七年内務、文部兩大臣の第二次訓令に基き、修養に關する六大要項の實施に努め、同九年一月第三次訓令の趣旨徹底を期し、一面、中心人物の養成に留意する等、漸次改良の歩を進め、昭和九年四月末現在に於ては男子青年團體數三千八百八十八人、團員數九萬七千二百八十八人に達してゐる、女子青年團は男子青年團に比較し、その發達や遅れたるの感があるもので、大正十五年十一月、内務、文部兩大臣の訓令によつて本旨を明かにし、且つ普及を促進し、その發達を遂げしむるため、指導獎勵に盡力したので、總數一千九百七十團體、團員六萬三千五百五十五人に達した、男女兩青年團の團體數及び團員の支廳別は別表の如くである。尚、團員を團長とするものは男子にあつては八百六十九、女子にあつては四百六十七、團員外の者を團長とするものは男子四百二十三、女子四百二十七である。

昭和九年四月一日に於ける少年團日本聯盟に加盟してゐるものは、道廳教育兵事課内の北海道少年團聯盟外二十一少年團あり團員は五千七百三十三人を數へる。

Table listing various youth groups and their membership numbers. Columns include '團體名' (Group Name) and '團員數' (Membership Count). Rows list groups like '北海道少年團聯盟', '岩内少年團', etc.

日本聯盟評議員、角田村葛卷義定氏は同地方委員である。○青年團一人一研究 北海道聯合青年團では、昭和十年六月十八日、一人一研究選彰規程を制定し、青年團員並に青年團(支部、分團を含む)若くは青年團員を以て組織する團體にして、産業其他文化的方面の研究をなし、その成績優秀なるものに對して、表彰狀を授與し、又、研究助成金を交付することとなつた。選彰された者は左の如くである。

水稻苗温床仕立法 前田村 幌似 竹田 千吉
我家の農業經營の改善 由仁村岩内 間地勝太郎
理想的多角形農法の研究 夕張町沼ノ澤 上野 徳造
馬鈴薯栽培に就て 富良野町北大 大西 松次
第八農場
馬鈴薯の試作に就て 幌延村徳滿 早川 忠義
水稻刈結束機の發明 渚滑村下立牛 渡邊 義守
長流村に於ける稻の生育状態に就て 伊達町長流 堀 吉雄

秋耕に對するプラオ附屬器の一考察 大正村幸震 山田 龍作
 以上表彰状及び研究獎勵金
 水稻栽培に就て 東瀬棚村 吉田 七二
 成乳牛と未成乳牛との飼育に就て 伊達町長流 佐藤 朝雄
 脂肪率と乳量の關係に就て 狩太村第八 木村 照雄
 速成肥料の研究 羽幌町似輕集 有澤 喜一
 水田の肥料に就て 伊達町長流 佐藤 朝雄
 農業の合理的簡易機械化と脚付改良の一私案 芽室村 有賀 光明
 仙法志村に於ける昭和九年度五月九日の漁獲録をメ粕掛録兩製品としての内容調査 仙法志村第六 柴田 勇
 簡易騰寫器、石油發動器に於ける輕油、重油混合燃焼法及び装置 富良野町北大 岡島 秀雄
 富良野 岡島 秀雄
 貨車屋根麻布切断器考案 札幌市苗穂 伊藤忠之助
 以上記念章
 ◎女子青年團の課題 北海道聯

合女子青年團では、將來家庭生活の中心となるべき團員に對し、訓練をなすと共に、郷土の更生發展に資せんがため、適切な課題を與へ、これを實施せしめ、計畫及び實行の優秀な者を表彰し、且つ獎勵金を交付するが、昭和十年度の課題は左の如くであつた。
 一、家計簿に關する事項
 一、生活改善に關する事項
 一、副業に關する事項
 右の結果左の五青年團が入選した。
 △家計簿 熱那村作開村青年團 女子分團、洞爺村大原女子青年團、鬼鹿村聯合女子青年團 枝幸村女子青年團 枝幸支部 △生活改善 置戸村川南女子青年團
 ◎青年團代表の出席 皇太子殿下御降誕奉祝大會を兼ね、大日本聯合青年團十周年記念大會、聖恩奉體國民精神作興旗拜戴式は、昭和九年五月三日から五日まで帝都に催され、北海道の各青年團からは次ぎの十三代表が出席した。
 旗手 渡邊敬治(由仁村)、菊川清一(中士別村)、天崎義徳

(栗澤村)、池川義雄(長沼村)、小室正(帶廣市)、本間喜佐治(釧路市)、廻淵茂(幕別村)、柏崎博(旭川市)、佐々木政一(網走町)、中山秀雄(枝幸村)、佐藤實(札幌市)、磯谷衡平(小樽市)、園文雄(浦河町)
 ◎推薦された茂世 空知郡栗澤村女子青年團茂世支部は、昭和十年二月大日本聯合女子青年團から、その模範的施設計畫に對し五十圓の獎勵金を交付するに至つた、これは大日本聯合女子青年團が第二回事業助成團體として全國で七團體を推薦し、これに助成金を授與するもので、本道では茂世支部のみがその名譽を擔つた。
 ◎産業部首班研究會 昭和十年十二月三、四、五の三日間東京市に開催の全國青年團産業部首班の研究協議會に本道よりの出席者として、兒見山増夫(一巳村)、若松鐵治(新篠津村)兩君が推薦された。
 ◎家計簿記入の結果 北海道聯合女子青年團から表彰された旭川郡洞爺村大原女子青年團の家計簿は、記載方法が便利なので部落内に普及したが、その結果

一五六
 について見るに
 一、記帳後一ヶ年の收支を比較して、はじめて一家の眞の家計を知り得、今後の収入の上に、又、支出の上に反省させられた家庭が多い。
 一、女子青年團員のこの種の努力は、父兄も認め、進んで記載せしめるやうになつた。
 一、嫁入の際、ぜひ家計簿をほしいと申出る者が多いが、女子青年團では必ず一冊を贈ることにした。
 尙、家計簿を調査した結果左の諸點が判つた。
 一、衣服費が想像以上多額に支出してゐること。
 一、流石に食料費が少い、大部分は自家生産物を食料としてゐるためである。
 一、教育費、修養費は相當な家庭に於ても少額で、五月から十二月に至る期間には、殆ど修養費が認められない。
 一、農具費、馬具費、肥料代が非常に多い。
 一、副業よりの収益が少い。
 鶏を飼育しても飼料代にならぬ家庭が多い。



官幣社國幣社

郷社以上八十四社

郷社以上の社格を有する神社は、昭和十年六月末現在左の通りである。

- 官幣大社 札幌神社 札幌郡藻岩村 宇圓山村
 國幣中社 函館八幡宮 函館市谷地頭町
 縣社 姥神大神宮 檜山郡江差町 住古神社 小樽市 松前神社 松前郡福山町 金刀比羅神社 根室郡根室町 東照宮 函館市 嚴島神社 釧路市 上川神社 上川郡神樂村 八幡神社 室蘭市 余市神社 余市郡余市町 岩内神社 岩内郡岩内町

- 三吉神社 札幌市 帶廣神社 帶廣市 岩見澤神社 岩見澤町 空知神社 空知郡美唄町 網走神社 網走郡網走町
 郷社 △石狩支廳管内 江別神社(江別町)、八幡神社(石狩町)、八幡神社(厚田村)、濱益神社(濱益村)、千歳神社(千歳村) △渡島支廳管内 意富比神社(大野村)、有川大神宮、八幡社(上磯町)、稻荷神社(森町)、八雲神社、諏訪神社(八雲町)、徳山大神宮(福山町)、福島大神宮(福島村)、八幡神社(尻岸内村) △檜山支廳管内 事比羅神社(瀬棚町)、八幡神社(上ノ國村)、八幡神社(乙部村)、久遠神社(久遠村)、嚴島神社(壽都町)、八幡神社(俱知安町)、琴平神社(古平町)、美國神社(美國町)、忍路神社(鹽谷村)、神

- 威神社(余別村)、嚴島神社(西島牧村)、嚴島神社(歌葉村)、嚴島神社(神惠内村) △空知支廳管内 砂川神社(砂川町)、栗澤神社(栗澤村)、瀧川神社(瀧川町)、玉置神社(新十津川村)、由仁神社(由仁村) 夕張神社(夕張町)、深川神社(深川町)、大國神社(一巳村) 雨龍神社(雨龍村) △上川支廳管内 旭川神社(東旭川村)、鷹栖神社(東鷹栖村) 當麻神社(當麻村)、永山神社(永山村)、名寄神社(名寄町) △留萌支廳管内 嚴島神社(増毛町)、嚴島神社(留萌町)、羽幌神社(羽幌町)、嚴島神社(天鹽町) △宗谷支廳管内 北門神社(稚内町) △網走支廳管内 嚴島神社(紋別町) △膽振支廳管内 鹿島國足神社(伊達町)、樽前山神社(苦小牧町)、稻荷神社(虻田村)、刈田神社(幌別村)、八幡社(白老村) △日高支廳管内 浦河神社(浦河町)、靜内神社(靜内町)、稻荷神社(三石村)、住吉神社(様

社寺及び教會

昭和九年末の公認神社数は四百九十五社で、これを社格別にすると、官幣大社、國幣中社が各一社、縣社が十五社、郷社が六十七社、村社が二百六十九社、無格社が百四十二社であつて、神職数は、官幣大社、國幣中社は各五名、縣社二十五名、郷社七十四名、村社及び無格社百六十一名、合せて二百七十名である。
 次に、寺院数は一千百六ヶ寺であつて、宗派別に見ると、眞宗は五百七十八ヶ寺、曹洞宗は二百三十三ヶ寺、淨土宗百一ヶ寺、日蓮宗七十九ヶ寺、眞言宗

社 寺

七十三ヶ寺、臨濟宗十八ヶ寺、法華宗十三ヶ寺、天台宗十ヶ寺、時宗一ヶ寺である、住職数は一千三十八名で、宗派別に見ると眞宗は五百五十九名で、曹洞宗は二百七十七名、浄土宗は九十五名、日蓮宗は七十四名、眞言宗は五十八名、臨濟宗十七名、法華宗八名、天台宗は九名、時宗一名で、以上を支廳市別に示せば左の通りである。

Table with 2 columns: 地方別 (Localities) and 神社・神職・寺院住職 (Shinto Priests, Clergy, Monks). Lists various cities like 旭川市, 小樽市, 函館市, etc., with corresponding counts.

宗教信徒數調

Table showing religious statistics by region (e.g., 道, 信, 徒) and specific religious groups (e.g., 神道, 佛敎, 基督教).

Table listing various religious groups and their numbers, including 佛敎, 天理敎, 眞言宗, etc.

Table listing specific religious institutions and their numbers, such as 佛光寺, 出雲路, 山元, etc.



武勳一入輝く

北鎮師團轉戦の跡

昭和十年二月九日、歸還を命ぜられた第七師團の、滿洲各地に於ける赫々たる戦歴に就いて、同日、陸軍當局は次の如く發表した。

た、その後、第八師團と交代して第七師團主力が出勤を命ぜられ、師團全員が主として熱河地方の治安を確保してゐた、又、同九年の秋には、吉林省の匪賊大討伐に参加し、更に察哈爾の宗哲元軍の熱河侵入を撃退する等、滿洲の曠野を東西に馳驅活躍し、不朽の功績を残した。

九、一、二〇 派遣下令
九、一、二〇 札幌部隊軍裝検査
二、三 旭川部隊軍裝検査
二、三 第一陣旭川出發
二、三 第二陣旭川、札幌出發

隊察哈爾省境獨石口に支那軍攻撃
高木歩兵第二十六聯隊大田大隊孫永勳匪討伐
二、二 大灘會議
二、九 歸還命令

軍事

團の討伐となり、四月二十四日、歩兵第二十七聯隊の一部はその根拠を衝き、更に六月二十日以降、省内の討匪計畫を樹て、直接に活動を開始したが、七月に入り、雨繁く

天候不順のため 匪賊よりは傳染病に悩まされ、罹病者實に四百五十四名に上つた。部隊の討伐によつて、一時鳴りを潜めてゐた劉振東匪が、再び羊山方面に出没したので、馬蘭峪警備隊は滿洲國軍及び民團軍と共に八月二十日包圍討伐に向つた。第二十七聯隊の一部も参加し、これを義縣に追ひ、更に馬架子附近に李樹珍匪を潰滅した。

結末期に入る十月中旬頃から、北滿森林地帯に於ける匪賊の徹底的討伐を行ふため、これに先だつ九月二十二日、谷混成旅團に對し、北滿へ出動下令あり、十月三日、哈爾濱に集結を了し、同八日寧安に到着、直に討伐を開始した。同十日拂曉、上坪中隊は駐家屯に愛民匪五十餘名を包圍、十名射殺、他を潰走せしめ、更に十三日、奥藤大隊は大花臉溝東方約四里の密林地帯を討伐中、拂曉、尖兵長に

従つて前進中の小森輝治通譯は匪賊のため不意の射撃を受け壯烈な戦死を遂げた。次いで上坪、福山中隊は駐家屯附近を掃蕩、大田大隊は陳家嶺の山塞を急襲して、大匪首岐山以下四名を生捕つた外、他の枝隊も宮地西方地區、東交城東南方地區の討伐掃蕩や、湯河溝地區の宣撫に努むるところあつた。十月二十七日、芳村大隊は老猴家附近の共產匪の巢窟掃蕩を執行し、匪賊十名を射殺、捕虜七名を得、根拠地家屋約三十を焼却し兵器其他を鹵獲した。

時は既に降雪季に入り、氣温は日と共に降下し、零下二十餘度を示す日が續いたのであつたが、郷土部隊の士氣は、いよいよ旺んで、克く困苦窮乏に耐へ、目的遂行に努力した。一方、日滿蘇開戦説が傳へられてゐた折柄とて、谷混成旅團の北滿派遣は、この目的に依るものと誤報せられ、熱河住民に動搖の色あり、殊に十月二十四日、蔣介石が北平に入ると共に孫傳芳、齋炎元、陳嘉謨等の策動あり、各地に匪賊蜂起して一層討伐を困難ならしめ、豫定期間内には、

は、熱河に越境して、旅長劉時珍をして種々政治工作を行はしめ、滿洲國の自衛團を襲撃するなどの暴挙に、杉原本部長は再三撤退の要求をしたが、毫も我が警告をきかず、昭和十年一月廿二日、遂に斷乎討伐の命令を出で、古北口の永見部隊長は北鎮健兒を率ゐて長梁、東柵子、獨石口等の敵二千を僅々二日間討伐撃退した、戦場は海拔一千五百五十米の山岳地帯、時恰も嚴冬零下三十餘度の極寒で、將兵の

匪團の十分な掃蕩が到底不可能なことが明瞭となつたので、谷混成旅團の北滿派遣期は、十二月二十五日に至り、更に一ヶ月間延期する命令が出た。これより旅團の北滿討伐は第三期に入り、同二十八日芳村大隊は沙拉站方面へ移動を開始し、奥藤大隊は寧安

南方の匪賊掃蕩に當つたが在叟子溝で有力な匪團と遭遇、激戦の後、これを退け、又、大田大隊、砂子田小隊は和尚屯北方地區で匪首打日軍と交戦、これを撃破した。三十、三十一日の二日間に互り、老猴家附近で金千日匪の主力に全滅に近い打撃を與へ、金匪首以下四名を射殺、捕虜三名を得た。先に沙拉站方面へ進軍中であつた芳村大隊は、十一月三日まで東京城西南、老黑山北方地區の肅正工作をなし、義徳及び双龍と稱する有力な匪賊を血祭にあげた。六日、奥藤大隊の一部は樓金溝附近の匪團根拠地を急襲、鈴木小隊も八日には柴火窩棚附近に進軍し、匪首一聲番、外一名を撃ち、その主力は和尚屯西方地區の討伐を行つた。

地は、これを記念して齋藤山と命名された、尙、宗哲元軍の國境侵犯事件善後措置を講ずる和平會議は、二月二日、大灘で彼我委員折衝の結果、支那側はその非を認めて、次の如き協定が成立した。
一、支那代表は日本代表に對し、今回の事件につき遺憾の意を表明する
一、支那代表は今後再びかゝる事態發生せざるやう、將來の保障を言明する
一、豐寧にて宋哲元軍の沒收した民團の武器を返還する
一、長梁烏泥河には、將來支那軍を駐屯せしめず
在滿一年有餘、我等が郷土の誇、第七師團の功績は、實に枚擧に遑ないところであるが、遺憾なく皇威を發揚し、友邦滿洲國の礎に、偉大なる貢獻をなしたことは、永く青史を飾るに足るものである。

上坪中隊所屬田中良一少尉は十一月十二日北鐵東部國境様子溝附近で匪賊討伐中百名に餘る一團と吹雪の中に遭遇戦を演じ交戦一時間の後、これを撃退したが、少尉はこの戦場で壯烈な戦死を遂げ、即日中尉に昇進した。

田中中尉の戦死に憤激した上坪中隊は、十六日拂曉から弔合戦を起し、密林中に愛民匪の山塞へ迫り、中尉の狙撃者である副頭目保山を射殺した。越えて二十二日、川久保大隊、加藤中隊は老爺嶺東南方に、愛民匪の殘黨を襲ひ、參謀趙煥文を射殺した。かくて北滿の曠野に轉戦すること、正に七十有餘日、寧安東方山地牡丹江右岸地區、鏡泊湖西岸地區及び海林北方地區等の掃蕩を完成して、その重大任務を果した混成第十三旅團は、十一月二十七日及び二十八日、濱江を出發、二十九、三十の兩日を以て谷少將以下將兵一同は、意氣揚々錦州に凱旋した。

暫く平靜状態にあつた朝陽縣南部から凌南縣北部に互る地帯に、又もや劉振東、李樹珍等が、部下を集め蠢動したので、十二

月七日、杉原本部長の命に、伊田少將は混成第十四旅團を率ゐて行動を起した。寒氣彌々厳しい熱河の地に、部隊の緊張頓に加里、先づ七日、歩兵第二十八聯隊の若山中隊は松嶺子邊門及び大二臺に於て、一匪首の潜伏箇所を襲撃し、又、騎兵第七聯隊に屬する佐藤小隊は、九日赤嶺東方砂山に於て、強力な匪賊と交戦、これを追撃して十二名を倒し、武器彈藥多數を鹵獲したが、一方、八日には歩兵第二十七聯隊の松田小隊は、聖默德王府北方約六里、四家子附近に於て、縣警隊の一部が、不逞住民の重圍に陥り、兵器、彈藥、乘馬等を奪取されたとの報に接したので、直に前進中、克洛灣で約百五十名の匪賊と遭遇して交戦、これを撃退したが、我兵二名負傷した。十一月初旬、武器回收着手以來、不逞の農民が匪賊と合流、穩かならぬ形勢を見せたので伊藤、伏見兩大隊は、自動車二十輛を以て、十二月二十七日、これを掃蕩四散せしめ、それ／＼原駐地へ歸還した。

は、熱河に越境して、旅長劉時珍をして種々政治工作を行はしめ、滿洲國の自衛團を襲撃するなどの暴挙に、杉原本部長は再三撤退の要求をしたが、毫も我が警告をきかず、昭和十年一月廿二日、遂に斷乎討伐の命令を出で、古北口の永見部隊長は北鎮健兒を率ゐて長梁、東柵子、獨石口等の敵二千を僅々二日間討伐撃退した、戦場は海拔一千五百五十米の山岳地帯、時恰も嚴冬零下三十餘度の極寒で、將兵の
苦心言語に絶し 勇猛果敢、北鎮健兒の武名を謳はれた、この戦場に於ける敵の死者八十、我軍の損害戦死(特務曹長一、上等兵二)、負傷(大尉一、少尉一、一等兵二名)
△戦死 特務曹長 齋藤靜(樺戸郡月形村出身)、上等兵 佐藤泰藏(勇拂郡穂別村出身)、上等兵 天野林藏(札幌市豊平町出身)
△負傷 大尉 藤崎源太郎△少尉 古館努△一等兵 鈴木常藏、青木庄吉
戦死した佐藤、天野兩上等兵は即日伍長に進級し、齋藤少尉が護國の鬼と化した斷木梁の高

部隊慰問のため、同會代表者 靜内町長 吉田 貫一 砂川町長 野口 陳吉 上富良野村長 吉田貞次郎 福島村長 進藤 正直 俱知安町長 大橋千次郎 安平村長 山田忠次郎 根室町助役 山口 留八 豐平町長 松崎 龜二 川西村長 渡邊 亨 濱中村長 黒木 達也 留邊藥町長 堀川 重敏 以上十一氏は、昭和九年九月二十日札幌を出發し、約一箇月の日子を費して熱河各地の部隊を慰問、北海道民の赤誠を披瀝して後、十月十七日下ノ關に上陸、慰問團を解いた。而して同團の日程及び慰問部隊巡歴の大要は左の如くであつた。

- △九月二十三日 釜山上陸
- △二十五日 奉天着
- △二十六日 (錦縣)秋山部隊 谷混成部隊、杉原本部長、伊田部隊司令部、衛戍病院
- △二十七日 (山海關)警備隊 山海關守備隊
- △二十八日 (錦縣)歩、騎、砲、工、輜重兵各部隊
- △二十九日 (朝陽)黒岩部隊

衛戍病院
 △十月一日 (凌源)伊藤部隊
 △二日 (三十家子)大關部隊
 (平泉)平泉部隊
 △三日 (長山谷、古北口)永見部隊
 △四日 (灤平)石井部隊
 △五日 (承德)杉原本部隊、高木部隊、砲兵隊、工兵隊、輜重隊、衛戍病院、伊能看護兵慰靈祭
 △七日 (朝陽)赤峰騎兵部隊

喜びの凱旋

昭和九年一月二十日、滿洲派遣下令により、勇躍渡滿した我等が郷土の精銳第七師團は、爾來一年有餘月、友邦滿洲國の安民樂土建設を授け、寢食は固より生命をも忘れて、東伐西征に、遺憾なく皇軍の威武を宣揚するところあつたが、昭和十年二月九日、陸軍省は左の如く公表した。
 今次第七師團を滿洲より歸還せしめられることとなつた旨九日上奏御裁可の上發令せられたり
 茲に於て、部隊は二回に分れ、

伊田第十四旅團司令部、秋山歩兵第二十八聯隊、黒岩歩兵第二十七聯隊、早速野砲第七聯隊の各部隊は、先發の榮を荷ひ、伊田、秋山部隊は「ぶらじる丸」、黒岩、早速部隊は盛運丸に搭乗、時しも滿洲建國三周年記念日の三月一日、大連を發航、四日相踵いで廣島縣似ノ島に入港し、檢疫の後、廣島へ一泊、六、七の兩日に分れ、同地を後に原隊歸還の途に上つた。
 途中、東京に立寄り、伊田、秋山、早速部隊の第一陣は、八日夜、函館に上陸、九日午後、衛戍地旭川へ歸還、續く黒岩部隊、早速の殘部隊は、九日夜、函館へ上陸、十日旭川原隊へ凱旋した。
 凱旋の殿軍を承る杉原第七師團司令部、谷第十三旅團司令部、高木歩兵第二十六聯隊、吉原騎兵第七聯隊は盛運丸に、永見歩兵第二十五聯隊、鈴木工兵、藤本輜重、本郷砲兵隊は「ぶらじる丸」に分乘し十日、大連發、十四、五日の兩度に宇品へ上陸し、十五日、六日廣島出發、東京に立寄り、永見部隊は十八日札幌驛着列車で原隊へ歸還、更に師團司令部、吉原聯隊、旅團司令部、高木部隊、各特科隊は、十九日旭川へ凱旋した。

慰靈三十八柱

杉原本部隊滿洲派遣中に戦死、病歿した三十八柱の慰靈祭は、祭主杉原第七師團長、齋主柴田上川神社社司、司祭の下に、昭和十年三月二十一日、旭川市集會所に於て執行された。參謀總長官殿下の御名代、陸軍大臣、教育總監各代理をはじめ、遺族、北海道廳長官代理、樺太廳長官代理、各種團體代表等多數參列、盛儀を極めたが、三十八柱の氏名は左の如くである。

- 戦死者 (十名)
- 歩兵第二十五聯隊 月形村 少尉 齋藤 靜
 - 穂別村 伍長 佐藤 泰藏
 - 茨城縣 同 天野 林藏
 - 歩兵第二十六聯隊 神惠内村 上等兵 金田一正吉
 - 森 町 同 金丸 正實
 - 群馬縣 同 荒木 源六
 - 歩兵第二十七聯隊 福岡縣 軍屬 小林 輝治

病死 (二十三名)

- 齒舞村 中尉 田中 良一
- 美唄町 上等兵 越前 永作
- 歩兵第二十八聯隊 旭川市 中尉 佐々木奥次郎
- 第七師團司令部 岩手縣 特務曹長 似内 末吉
- 青森縣 軍屬 木村 繁藏
- 三重縣 法務部長 堀木 常助
- 歩兵第二十五聯隊 室蘭市 上等兵 北野 定雄
- 藻岩村 同 山口 信一
- 豊平町 同 大井 信一
- 歩兵第二十六聯隊 八雲町 一等兵 水野 春吉
- 群馬縣 看護上等兵 伊能 保
- 大野村 上等兵 佐々木忠雄
- 函館市 同 山本 三郎
- 山口縣 大尉 藤本 龜
- 歩兵第二十七聯隊 生田原村 上等兵 本田 清政
- 京都市 大尉 横山 歳吉
- 根室町 伍長 福澤 榮作
- 東京市 上等兵 谷田部 清
- 野付牛町 上等兵 三浦 豊治
- 歩兵第二十八聯隊 東旭川村 上等兵 太田 力
- 東京市 幹部候補生 宇山 旭
- 常麻村 上等兵 赤澤 義雄
- 騎兵第七聯隊

新十津川村 軍曹 高桑 政義
 野砲第七聯隊 平取村 上等兵 原 守
 苦小牧町 伍長 池田 長藏
 工兵第七大隊 斜里村 上等兵 新輪 秀雄
 傷死 (三名)
 歩兵第二十六聯隊 戸井村 上等兵 川島豊次郎
 歩兵第二十七聯隊 興部村 上等兵 大谷 清一
 野砲第七聯隊 函館市 伍長 登坂 恭平
 殉職 (一名)
 歩兵第二十六聯隊 函館市 傭人 宮越與三郎
 不慮死 (一名)
 第七師團司令部 新潟縣 軍醫部長 佐藤 武

慰問と恤兵金

昭和十年四月三十日を以て、恤兵金品は、還送患者を收容する札幌、旭川兩衛戍病院を除き、受理することが出来なくなつたので、第七師團恤兵部では、昭和七年服部部隊の出動以來、同年四月までに團下各部隊を通じて取扱つた寄贈品を調査した

が、そのうち主なるものを示せば左の如く、銃後の赤誠が、その莫大なる数字に表はれてゐる、この外、層雲峽の七師團療養所の娯樂室一棟もあり、又、昭和九年六月以降恤兵部の手を経ず、直接派遣部隊將兵に發送した數も驚くべき數に上つてゐる。

品目 數量

- 慰問 袋 二、九〇〇個
- 慰問 草 三、八〇〇個
- 慰問 作品 六、七五〇枚
- 慰問 護符 三、〇〇〇枚
- 手拭 三、七五〇個
- トマトソーゼン 一、四三〇本
- キヤラメル 三、五三〇罐
- 千加工 魚 四、九〇〇個
- 愛馬糖 三、〇〇〇袋
- 千馬糖 九、一〇〇個
- 古雜誌 九三冊と三箱
- 國旗類 一〇、三三〇本
- 林檎 八〇〇貫
- 詰合菓子 三、〇〇〇罐
- 菓葉子 一、二四〇點
- 慰問印刷物 一〇、七〇〇點
- 清酒 一、五九升
- 繪葉書 九、九九枚
- 扇 四、〇〇本
- 外に十六ミリ活動寫眞攝影機

尙、この一年有餘の間に、道廳募集の慰問金を分配した狀況は左の如くで、總額一萬七千餘圓に達したが、先づ出動部隊慰問には

新聞四ヶ月分 九五六・〇〇円

雜誌及び講義集 三六五・八九

携帶用蓄音機 一、三三〇・〇〇

新譜レコード 八六六・六四

ピンポン棋將棋 三六・五〇

映畫フィルム 三三・〇〇

菓子類 三、七五・八六

魚類 八七〇・〇〇

新巻 魚 一、六六・三三

傷病兵に對しては次の如き方法で慰問した。

慰問品慰安會費 一、三七八・五

ピンポン及び臺 三、四〇・六

患者用椅子寢臺 一、二四・五三

更に出動軍人家族の中、困窮せるもの六百八十戸に對して、六千八百八十圓六十錢を以て保護に任じた。

駐屯軍の交代

昭和十年五月十六日、陸軍省では左の如く公表した。
 支那駐屯軍司令官隷下部隊中、所要部隊の交代として、第一、第四、第七、第十二師團より各一部隊を編成、派遣せらるることとなり、十六日上奏御裁可の上、發令せられたり
 茲に於て、第七師團では、交

代部隊を歩兵第二十六、同第二十七兩聯隊から編成することとなり、先發隊として、第二十六聯隊國清中尉、第二十七聯隊田中真次郎中尉外下士官兵十二名は同二十七日旭川を出發した、選抜の幸運を得た川浪部隊の安達隊、黒岩部隊の永松隊の將兵は、六月三日、道廳長官及び地元市長共催の壯行會を受け、北海道招魂祭と軍旗祭に湧き起つ同六日午前八時半、輸送指揮官安達大尉統率の下に營門を出で、歩武堂々行進を起し、途中、北海道招魂社に参拜して武運長久と加護を祈願すると共に、先輩戦友の英靈に訣別を告げ、一死報國を誓ひ、多數將星、官民の見送りの裡に、同十三時十分、旭川驛より列車に搭乗、岩見澤、札幌、小樽等、沿線各地に於ける歡呼の嵐を衝いて、同日午後十時五十分函館驛着、翌七日午前零時三十分、名残りのテープを切つて、郷土を後に一路任地へ急いだ、兩部隊は恙なく同十三日彼地に上陸、歸還部隊との引續を了し、同十四日駐屯區域の警備についた。交代歸還を命ぜられた天津駐

屯軍山海關守備隊、札幌松岡部隊に旭川勝山部隊は、昭和九年六月二日、重大任務に赴いたのであつた、當時、北支は險惡の氣未だ去らず、此間にあつて、兩部隊は、出動中の郷土杉原本部隊の作戦と呼應し、天下第一關を泰山の安きに置き、北鎮精銳の威武を存分に發揚、赫々たる武勳を樹て、恰も一年振りの凱旋となつたものである。

部隊は昭和十年六月十九日、塘沽より御用船に乘組み、同二十三日、字品へ入港、同二十五日同地に上陸、同夜は廣島市内に分宿し、故國の土に結ぶ樂しい夢路を辿り、同二十六日、軍用列車で廣島發、翌二十七日午前六時五十分東京驛着、宮城前に皇居を遙拜した後、靖國神社と明治神宮に参拜、凱旋奉告をなし、松岡部隊は同日午後八時四十分、勝山部隊は同十時二十分上野驛を出發、同二十八日函館着、郷土への第一歩を印した、蕙ふ間もなく、札幌部隊は同十一時十分發函館本線を、旭川部隊は同四十分發室蘭本線經由で、それより北上、前者は翌二十九日午前七時四十四分札幌

北海道招魂祭

第七師團管下戦歿殉忠の尊き英靈五千二百八十六柱を合祀する旭川市近文に鎮座の北海道招魂社は社殿の改築、境内の裝飾等全く成り、佐上北海道廳長官齊主の下に、昭和十年六月四日竣工奉告祭並に鎮座祭、同五日例大祭が盛大に執り行はれた、殊に同年四月二十六日附を以て内務大臣より神社創立を認可されて、初の大祭のことゝて一入意義深いものがあつた。同社は明治四十四年、北海道招魂場として創設されたもので、爾來二十有餘の星霜を閲し、腐朽を來し、且つ狹隘となり、遺骸の點多く、かくては祭祀の

本旨に悖り、敬神崇祖の大義に反する恐れありとて、昭和八年九月、杉原第七師團長と佐上北海道廳長官とが發起人となり、社殿の増改築をなすべく、廣く諮つたところ、官民一般は熱誠を披瀝して共賛し、造營に着手、同十年五月、現在の莊嚴なる社殿の竣工を告げたものである、これに要した費用は、勞力奉仕並に物品寄進等を換算すれば、約十五萬圓と註せられる。

これより先、御靈代となる四千八百五十二柱の祭神名簿は、靖國神社賀茂宮司が謹製、同年五月二十二日、同社に於て御祈念御祭事の上、柴田受持神官附添ひ、本道へお遷し申し上げ、同二十四日午前六時函館驛發、沿線地方官民一般の奉送迎裡に午後四時三十八分旭川驛着、直に行列を以て招魂社へ奉遷せられた。

この大祭を彩るに、六月三日、師團出入請負業者寄進の御神門獻納式あり、四日、第七師團創設以來今次事變までに戦病歿した軍馬一千三百五十一頭の慰靈のため、同社境内に建立された馬魂碑殉國軍馬の碑の除幕式あ

り、後日祭の六日には在旭川各部隊の軍旗祭並に創立記念式あり、一方、この大祭氣分漂ふ眞只中を、山海關守備隊交代部隊として選抜された川浪部隊の安達隊、岩黒部隊の永松隊が、險惡の氣漲る北支警備の重任を負うて勇躍壯途に就く等、軍國的豪華版が展開された。尙、昭和九年五月六日現在祭祀者四千八百五十二勇士を戦役事變別にすると

官以下二
△滿洲(上海)事變 (陸軍) 將校同相當官十二、下士官兵以下二百九十六(海軍) 下士官兵以下三
右の外、函館戊申の役に於ける殉國者其他を合祀したものである。

馬魂碑除幕式

歩兵第二十五聯隊陸軍墓地に建立された鼻疽軍馬三十頭と古北口、乾溝嶺で病死した二頭、合せて三十二頭を記念する馬魂碑除幕式と慰靈祭は、昭和十年六月二十三日、同碑前に於て舉行された、第七師團長代理蟻川獸醫部長をはじめ、片山聯隊長以下全將校、下士官、各中隊兵士代表参列、月寒干城臺に輝く三十二軍馬の武勳を讃へると共に、心からなる慰靈の念を捧げた。

十年度徴兵署

昭和十年度徴兵検査に就ては、陸軍省の方針「徴募區(第七師團管内では市及び支廳)一

- 検査場を原則として執行され、前年度に比し、各聯隊區とも若干づゝ検査場が縮減された。
- 尙、第七師團管内の昭和十年度徴兵署開設日割は左の如くであつた。
- △札幌聯隊區管内
 - 日高支廳 自四月二十五日至五月三日
 - 膽振支廳 自五月五日至五月十五日
 - 札幌市及び室蘭市 自五月十八日至六月十一日
 - 空知支廳 自六月十三日至七月二十六日
 - 石狩支廳 自七月二十九日至八月十七日
- △函館聯隊區管内
 - 函館市 自四月二十五日至五月十四日
 - 渡島支廳 自五月十六日至六月四日
 - 檜山支廳 自六月八日至六月十五日
 - 小樽市 自六月十八日至七月二日
 - 後志支廳 自七月五日至七月二十六日
- △釧路聯隊區管内
 - 釧路市及び帶廣市 自四月二

十年簡閱點呼

- 第七師團管下昭和十年簡閱點呼施行日割の内、北海道の分は左の如くである。
- △札幌市 自八月一日至同八日
- △室蘭市 自八月三十日至九月一日
- △函館市 六月三十日、自七月

十日至同十五日、自八月一日至同五日
 △小樽市 自八月八日至同十七日
 △釧路市 自八月十三日至同十六日
 △帯廣市 自八月二日至同三日
 △旭川市 自九月二日至同六日
 △石狩支廳管内
 札幌市 六月十二日、自七月七日至同十一日、自八月二日至同六日、同五日、同六日、同十二日
 厚田郡 七月二日
 千歳郡 自八月二十二日至同二十三日
 △空知支廳管内
 空知郡 自七月三十日至八月十七日
 夕張郡 自七月十二日至同十九日
 樺戸郡 自七月二十日至同二十二日
 雨龍郡 自八月一日至同十一日
 △釧路支廳管内
 勇拂郡 自八月一日至同十七日

白老郡 八月十八日
 幌別郡 八月十九日
 有珠郡 八月二十一日、同二十五日、同二十七日
 虻田郡 自八月二十二日至同二十四日
 △日高支廳管内
 沙流郡 自七月二日至同六日
 新冠郡 七月七日
 静内郡 七月八日
 三石郡 七月九日
 浦河郡 七月十日、同十一日
 様似郡 七月十二日
 幌泉郡 七月十三日、同十四日
 △渡島支廳管内
 龜田郡 自七月二十八日至同三十日、自八月七日至同十日
 松前郡 自七月十七日至同二十二日
 上磯郡 自七月二十三日至同二十七日
 茅部郡 自八月十四日至同十九日
 山越郡 自八月二十日至同三十一日
 △檜山支廳管内
 檜山郡 自七月三日至同七日
 爾志郡 自七月八日至同十一日

久遠郡 自七月十二日至同十三日
 太樺郡 七月十四日
 瀬棚郡 自七月十五日至同十八日
 奥尻郡 八月一日、同三日
 △後志支廳管内
 島牧郡 自七月四日至同五日
 壽都郡 七月六日、同七日、同十四日
 歌來郡 七月八日、同十三日
 磯谷郡 自七月九日至同十二日
 虻田郡 自七月十五日至同十八日、同二十七日、同二十日
 古宇郡 自七月二十日至同三十一日
 岩内郡 自七月二十二日至同二十六日
 小樽郡 八月十八日
 高島郡 八月十九日
 忍路郡 八月二十日
 余市郡 八月二十一日、同二十二日、同二十九日、同三十日
 積丹郡 八月二十四日、同二十五日
 美郷郡 八月二十六日

古平郡 八月二十七日
 △網走支廳管内
 斜里郡 八月一日、同二日
 網走郡 自八月三日至同九日
 常呂郡 八月十日、自同十二日至同十七日、自九月四日至同六日
 紋別郡 自八月十八日至同二十日、自同二十二日至同二十六日、同二十八日至九月二日
 △十勝支廳管内
 中川郡 八月一日、同十七日、同二十三日、同二十五日、同二十六日、九月四日、同五日
 廣尾郡 八月四日、同五日
 河西郡 自八月六日至同九日
 上川郡 八月十日、同十二日
 河東郡 自八月十三日至同十六日
 十勝郡 八月十八日、同二十四日、同二十七日
 △釧路支廳管内
 厚岸郡 自八月十七日至同十九日
 足寄郡 自八月二十日至同二十二日
 白糠郡 八月二十八日、同二十九日

阿寒郡 八月三十日、九月一日
 △釧路支廳管内
 釧路郡 自九月三日至同五日
 川上郡 九月三日、同四日
 △根室支廳管内
 國後郡 六月三日、同七日、同九日、同十三日
 花咲郡 六月十二日、同十五日、同十八日、同二十一日
 色丹郡 六月二十五日
 占守郡 七月八日、同十一日、同十四日、同十七日
 擇捉郡 七月二十四日、同二十五日
 紗那郡 七月二十九日、同三十日
 藻取郡 八月二日
 根室郡 自八月二十日至同二十二日
 野付郡 八月二十三日、同二十四日、九月一日
 目梨郡 八月二十七日
 標津郡 八月三十日、同三十一日
 △宗谷支廳管内
 枝幸郡 自七月一日至同十六日
 宗谷郡 七月八日、同九日、自同十七日至同十九日
 禮文郡 自六月二十九日至同

利尻郡 自六月三十日至七月五日
 △留萌支廳管内
 天鹽郡 自八月四日至同八日
 苦前郡 自八月九日至同十五日、同二十一日、同二十二日
 留萌郡 八月二十三日、同二十四日、同二十九日、同三十日
 増毛郡 自八月二十六日至同二十八日
 △上川支廳管内
 空知郡 自八月二日至同十日
 勇拂郡 八月四日
 上川郡 六月七日、自七月十二日至同十六日、自八月三十一日
 中川郡 自七月二十八日至同三十一日

戦車耐寒機能

千葉縣津田沼戦車第二聯隊では、極寒地に於ける耐寒演習を行ふため、昭和十年一月二十一日、木村聯隊長以下二百名の將兵は戦車及び装甲自動車十二臺を旭川へ輸送し、近文練兵場を

師團秋季演習

第七師團の昭和十年秋季演習は仁木、俱知安、留壽都、虻田、茅沼、狩太、豊浦の各地を舞臺に、函館重砲兵大隊を除く師團主力に配するに、軍用犬、軍用鳩の兩班及び無電参加の下に、左の日程を以て舉行。

諸兵連合演習 九月二十日から同二十三日まで
 旅團演習 九月二十四日から同二十七日まで
 旅團對抗演習 九月二十九日から十月一日まで
 師團假設敵演習 十月三日、四日
 觀兵式 十月四日岩内町に於て

防空訓練實施

近時、國際情勢の變轉と、航

空機の著しき發達により、防空施設の緊要性がいよゝ重大となつたので、昭和十年七月二十四日から同月二十六日までの三日二晩に互り、旭川、札幌、小樽、室蘭の各市及びその附近要地の防衛に關し、防衛部隊、關係官公衛、諸團體及び一般官民の防空、警備に關する施設、訓練を向上する目的の下に、左の如き想定に基いて各種の訓練を

一、某國との國交急迫を告げ、北海道地方は近く空襲を受けるの虞れあるを豫想し、これが防衛に關し、諸準備に着手せり
 二、七月二十日旭川防衛司令部、札幌に地區警備隊本部をそれ〴〵開設せらるゝ又、小樽、室蘭各地區警備隊本部は七月二十二日開設せられる豫定なり

参加部隊は第七師團各部隊、高射砲隊、照空隊、飛行第五聯隊の一部及び大湊航空隊の一部、これに北海道廳をはじめ、演習區域内支廳、市役所、町村役場、警察署、測候所、札幌遞信局、札幌鐵道局及び演習區域

内管下官衙、私設鐵道、電氣事業者及び公私諸團體呼應、一般民も参加して遺憾なく遂行された、區域其他は左の如くである。

演習區域

- 一、一般演習區域
旭川、札幌、小樽、室蘭の四市
上川支廳管内 上川郡及び空知郡南富良野村を除く十七町村
留萌支廳管内 留萌町及び増毛町の二町
石狩支廳管内 全十六町村
空知支廳管内 幌加内村を除く二十九町村
釧路支廳管内 穂別村を除く十二町村
後志支廳管内 東島牧及び西島牧村を除く三十町村
二、防空演習のみに参加する區域
日高支廳管内 右左府及び平取村を除く八町村
留萌支廳管内 小平薬、鬼鹿、苦前及び羽幌の四町村
三、防護演習區域
旭川、札幌、小樽、室蘭の四市、留萌、深川、瀧川、岩見澤、夕張、苫小牧、倶知安、

岩内、余市の九町村

訓練項目

警報傳達及び燈火管制、防空監視、防護、通信、情報蒐集、警備
尙、防空監視に關係ある區域の市町村長は在郷軍人、青年訓練受訓者、青年團員等を以て、防空監視哨を編成、防護演習區域内の市町村に於ては、防護實施の計畫を作製し、防護團を組織、又、演習全區域に互り、各市町村は、聯絡統制機關として防空委員會を設置して、演習の實施を圓滑確實ならしめた。

報國機命名式

三百萬北海道民の燃ゆるが如き赤誠の表現である獻納水上偵察機の命名式は、昭和九年五月五日、小樽市警署壁附近の廣場に於て舉行されたが、同機は三日、應援機北洋號と共に大湊から飛來、四日、式場へ揚げられた。
海軍大臣代理大湊要港部司令官、航空本部長代理、横須賀鎮守府司令官代理、第七師團留守司令官代理、道廳内務部長、學

北海道號墜落

大湊航空隊所屬の報國機北海道號は、昭和十年一月三十一日、場内上空を耐寒訓練飛行中、墜落使用不可能に陥つたので、海軍側で代機を建造、同年三月十

九日試験飛行を行った結果、合格し、報國第二世北海道號として活動してゐる。

海軍の志願兵

昭和九年度海軍志願兵の成績を見るに、受験人員一千七百六十六人の内、合格者は六百五十八人で、採用人員は三百一人であつた、支廳市別に示すと左の如くである。

Table with columns for location (地方別), exam status (受験), and adoption status (合格). Rows include various regions like 旭川, 留萌, 宗谷, etc.

た屯田兵の功績を永久に記念するため、北鎮兵事記念館の建設を機會に、當時の屯田兵屋を現存のまま記念館の傍らに建設し、屯田兵使用の器物並に兵器等を陳列して、永久に保存することとなつた、建築費は約一千二百圓で、これは上川支廳管内各町村の寄附、又、兵屋は永山村石山傳次郎氏の寄附に係り、同村裏十一丁目所在、山形縣東村山郡高橋村出身兵石山武三郎氏に官給せられた第三百三十二號の兵屋である。

陸軍定期異動

昭和十年三月十五日附及び同年八月一日附を以て發令された陸軍定期大異動に於ける第七師團關係は次の通りである。

- 歩兵第十三旅團長 實夫
陸軍少將 谷
第七師團司令部附被仰付
第二師團參謀長
步兵大佐 常岡 寛治
任陸軍少將
補歩兵第十三旅團長
第七師團參謀長

屯田兵屋保存

第七師團では、北海道の拓殖と北門警備に重要な任務を果し

步兵第二十二旅團長 陸軍少將 中村 音吉
 補第七師團司令部附 陸軍少將 安井榮三郎
 補津輕要塞司令官 第七師團參謀
 步兵中佐 横山 鎮明
 任步兵大佐 補熊本聯隊區司令官
 第十一師團司令部附 步兵中佐 中山 惇
 任步兵大佐 補旭川聯隊區司令官
 陸軍士官學校教官 步兵中佐 笠原嘉兵衛
 補第七師團參謀 步兵第二十八聯隊大隊長
 步兵少佐 川久保銀馬
 陸軍士官學校附被仰付 步兵第二十六聯隊附
 步兵少佐 皆藤喜代志
 補步兵第二十八聯隊大隊長 步兵第二十六聯隊附
 步兵少佐 乙守 文策
 補陸軍戸山學校教官兼同校研究部部長 步兵少佐 大田熊太郎
 補陸軍戸山學校教官兼同校研究部部長

步兵第二十六聯隊附 步兵少佐 清水 勳
 補步兵第二十六聯隊大隊長 獨立守備隊司令部附
 步兵少佐 松田 緩治
 補步兵第二十五聯隊附 戰車第二聯隊附
 步兵中佐 玉田 美郎
 補步兵第二十八聯隊附 步兵第一聯隊附
 步兵中佐 奥津啓三郎
 正則中學校服務を免す 補步兵第二十六聯隊附
 步兵第二十七聯隊附 步兵中佐 新井 泰治
 補旭川聯隊區司令部附 步兵中佐 西村 雅亮
 補步兵第二十七聯隊附 步兵中佐 西田 祥實
 補步兵第二十五聯隊附 函館區聯隊司令部附
 步兵少佐 山崎 四郎
 補步兵第十三旅團司令部附 步兵少佐 福富 傳藏
 補函館聯隊區司令部附 步兵中佐 佐藤 文藏
 補釧路聯隊區司令部附 第七師團司令部附
 步兵少佐 梶浦銀次郎

補步兵第三十八聯隊大隊長 步兵第二十七聯隊附
 步兵少佐 神谷 保孝
 補第七師團司令部附 第七師團兵器部部長
 步兵少佐 佐伯 三郎
 補步兵第二十七聯隊附 步兵少佐 大須賀 實
 補第七師團兵器部部長 步兵少佐 勝又 雄二
 補釧路聯隊區司令部附 步兵第二十八聯隊附
 步兵中佐 財部 豊
 補太田豐原中學校服務を免す 近衛步兵第四聯隊附
 步兵少佐 佐藤 源八
 第一高等學校服務を免す 補步兵第二十七聯隊大隊長
 步兵第七十七聯隊附 步兵少佐 中尾 策郎
 新義州公立中學校、新義州公立商業學校服務を免す
 補步兵第二十六聯隊附 騎兵第七聯隊附
 騎兵中佐 桑田 貞三
 補軍馬補充部上支部長 軍馬補充部十勝支部長
 騎兵少佐 西岡 延次
 補軍馬補充部本部部長 騎兵少佐 今村元三郎

補騎兵第七聯隊附 陸軍兵器本廠職員
 砲兵中佐 鳥貫 嘉昌
 補函館重砲兵大隊長 野砲兵第七聯隊大隊長
 砲兵少佐 高森 孝平
 補野砲兵第七聯隊附 野砲兵第七聯隊司令部附
 砲兵少佐 藤岡 勇
 補野砲兵第七聯隊大隊長 野砲兵第五聯隊附
 砲兵少佐 黒田次郎兵衛
 補野砲兵第七聯隊附 砲兵少佐 植山 英武
 補第七師團參謀 函館重砲兵大隊附
 砲兵少佐 堀 等
 補野砲兵第二十二聯隊大隊長 工兵第七大隊附
 工兵少佐 八木 茂
 補工兵第二大隊附 陸軍自動車學校研究部主事
 兼同校教官 輜重兵中佐 鳥海 勝雄
 補輜重兵第七大隊附 輜重兵少佐 岩切 義一
 補輜重兵第一大隊附 輜重兵第七大隊附
 輜重兵少佐 袴田 金作

補輜重兵第二大隊附 步兵第二十五聯隊附
 步兵少佐 阿久刀川赴夫
 札幌第一中學校服務を命す 步兵第二十八聯隊附
 步兵少佐 井野 八郎
 眞岡中學校服務を命す 步兵第二十七聯隊大隊長
 步兵少佐 伊藤 豪
 補步兵第二十八聯隊附 豊原中學校服務を命す
 工兵第七大隊附 工兵少佐 江島 常雄
 補工兵第八大隊附 札幌衛戍病院附兼陸軍糧秣本廠職員
 三等軍醫正 山村 恵伴
 補敦賀衛戍病院兼歩兵第十九聯隊附 第七師團軍醫部部長
 三等軍醫正 三浦外茂治
 補札幌衛戍病院附兼陸軍糧秣本廠職員
 騎兵第二十五聯隊附 三等軍醫正 馬場 勝次
 補步兵第二十八聯隊附 靜岡衛戍病院附
 三等軍醫正 川崎孝一郎
 補步兵第二十七聯隊附 豊橋衛戍病院附

三等藥劑官 堀尾 貞志
 札幌衛戍病院附被仰付 三等獸醫正 吉川猿之進
 補軍馬補充部川上支部長 第七師團團長
 陸軍中將 杉原美代太郎
 第七師團司令部附 陸軍少將 平田 重三
 津輕要塞司令官 陸軍少將 飛鳥井雅四
 旭川聯隊區司令部附 步兵大佐 小野寺將行
 函館重砲兵大隊長 砲兵大佐 竹田 一二
 步兵第二十八聯隊附 步兵中佐 馬場 義生
 步兵第二十七聯隊附 步兵中佐 早川 勝記
 函館聯隊區司令部附 步兵中佐 星 晴次
 釧路聯隊區司令部附 步兵中佐 宮本 徳一
 步兵第二十六聯隊附 步兵中佐 北田武次郎
 步兵第二十五聯隊附 步兵中佐 齋藤 三郎
 軍馬補充部川上支部長 騎兵中佐 兒玉 章吾
 野砲兵第七聯隊附

砲兵中佐 佐々木兵吉
 步兵第二十八聯隊附 步兵少佐 蛸子由太郎
 步兵第二十五聯隊附 步兵少佐 月本 伏見
 輜重兵第七大隊附 輜重兵少佐 鶴岡 忠吉
 待命被仰付
 ○第十三旅團長待命 第七師團が滿洲出動中、第十三旅團長として勇名を馳せた谷實夫少將は、昭和十年三月十五日の定期大異動に於て、第七師團司令部附となり、更に同年四月六日附を以て、待命を仰付られた。
 ○留守司令官の待命 杉原本部隊が滿洲に出動中、留守部隊を率ゐて北門の警備に當つてゐた第七師團留守司令官大塚堅之助中將は、本部隊の凱旋を迎へた直後、昭和十年三月二十六日待命を仰付られた。大塚司令官は、昭和九年二月、臺灣軍司令部參謀から第七師團司令部に着任し、本部隊出動中は、凶作地方の對策に最善を盡し、出征兵士をして後顧の憂なからしめたのをはじめ、函館大火の際には、救援のため機敏なる處置を執る等、功績が多かつた。

○日露戦三十年記念 昭和十年三月十日の陸軍記念日は、日露戦役三十年に當り、加へて、滿洲の野に轉戦幾十度、赫々たる武勳に飾られた第七師團將兵の晴れの凱旋期に當つてゐたので、殊に意義深かつた。
 三十年前の明治三十七年八月四日、動員下令により、大迫尙敏中將麾下の第七師團將兵は、勇躍出征、各地の戦場に郷土部隊の本領を遺憾なく發揮したものであつた。
 記念日當日は各地に於て、生残りの勇士が参加して模擬演習を行ひ、尊い鮮血で彩られた戦史を偲んだ。
 ○日露大海戦記念日 海國日本の榮光高き譽れを世界に誇る日本海大海戦三十年記念日の昭和十年五月二十七日、道内各地の學校、諸團體其他では各種の記念催しがあり、往年の大捷を偲ぶと共に、非常時國民の覺悟を新たにされた。
 大湊要港部では特務艦大泊を樺太、北海道の各地に特派し記念講演を行ひ、記念日當日には、小樽、札幌兩市に於て、陸戦隊の行進あり、又、香川飛行隊長

の指揮する偵察機三機が大湊より函館市の上空へ飛来して、氣勢を添へるところあつた。

○從軍將兵記念大會 大湊要港部では、海軍記念日の前日たる昭和十年五月二十六日、北海道及び青森縣在住の、日露戦役及びそれ以前の戦役に従軍した海軍の強者を網羅して、日露戦役從軍海軍軍人大會を開催した、この日、特に驅逐艦波風を函館に廻航せしめ、本道からの参加者を便乗させた、殊勳を物語る数々の勳章も誇らかに、老勇士達は慰靈祭に、座談會に、追憶の中にも意氣軒昂たるものがあつた。

○軍事功勞者を表彰 昭和九年度地方官民並に在郷軍人にして、功勞者として陸軍大臣より表彰された第七師團關係は左の如くである。

- 山越郡八雲町大字八雲村字砂蘭部十一番地 宇野貞太郎
- 夕張郡夕張町字鹿ノ谷 藤井暢七郎
- 以上銀杯感謝狀功勞章贈與
- 上川郡和寒村字和寒市街地 退役陸軍歩兵特務曹長
- 勳六等功七級 山口 賢松

地方別に見れば左の通りである。

- | 地方 | 頭數 | 地方 | 頭數 |
|-----|----|-----|----|
| 旭川市 | 四一 | 函館市 | 三〇 |
| 小樽市 | 八 | 釧路市 | 一四 |
| 札幌市 | 二六 | 十勝 | 二〇 |
| 室蘭市 | 三 | 網走 | 五 |
| 空知 | 一六 | | |
- 滿洲鐵道警備移民 滿洲國の鐵道警備に當ると共に主畜農業を經營する第七師團幹旋の自警移民三十戸は、昭和十年五月下旬それ、各地から滿洲に向けて出發した。何れも在郷軍人で、妻帯者は十一名であつた。
- 海軍簡閱點呼執行 昭和十年度海軍簡閱點呼(陸上)は左記の通り執行された。
- 六月三十日 札幌 (參會區域) 札幌市、小樽市、石狩支廳
- 七月二日 旭川 (參會區域) 旭川市、上川支廳
- 七月四日 野付牛 (參會區域) 網走支廳
- 簡閱點呼の省略地 第七師團管下に於ける、昭和十年度簡閱點呼省略地中、北海道關係は根室支廳管内の占守郡(占守島、梶庭島、阿頼度島を除く)得撫

函館市各地頭町二十六番地 退役陸軍砲兵中尉

從七位 大坪 孝一

以上銀杯表彰狀功勞章贈與

- 在郷軍人表彰 在郷軍人最高の榮譽たる第十一回有功章授與式は、昭和十年五月二十三日總裁閣院宮殿下御邸に於て舉行された、北海道から左の諸氏が光榮に浴した。
 - 輜重軍曹 富山 政吉(根室)
 - 歩兵大佐 小倉春之助(札幌)
 - 工兵軍曹 辻 徳夫(釧路)
 - 歩兵伍長 北濱 嘉夫(古平)
 - 歩兵中尉 白山彌太郎(砂川)
 - 輜重曹長 樋口岩太郎(函館)
- 海軍功勞者を表彰 海軍省では日露戦役三十周年、日清戦役四十周年に當る、昭和十年五月二十七日の海軍記念日に、海軍關係功勞者を表彰したが、北海道からは左の諸氏が部外功勞者として選ばれた。
- 札幌市書記 柄内 忠
 - 北海道廳屬 宮城 松藏
 - 函館市書記 樋口岩太郎
 - 上川支廳屬 榎本 幸治
 - 釧路國支廳屬 井上 浩
 - 留萌支廳屬 水沼 藤馬
 - 室蘭市書記 重左 豊藏

郡及び新知郡の三郡であつた。

○英國東洋艦隊來航 英國東洋艦隊旗艦ケント號は僚艦フォルマス號と共に、昭和十年四月十七日室蘭に入港、同十九日函館に廻航、同市に於て軍樂の演奏をなし、翌二十日出航した、同艦には英國大使ロバート・クライプ氏夫妻が便乗してゐた。

○壯丁のトラホーム 昭和八年壯丁トラホーム患者は、検査人員二萬八千三百八十八人の内二千八百六十九人にして、検査人員千につき一〇・三の割合であつた、これを、全國平均の検査人員千につき九六・〇に較べると著しく不成績である。

○根室港まで飛来す 霞ヶ浦飛行隊では昭和九年五月十五日霞ヶ浦、大湊、根室間の長距離訓練飛行を行ひ、参加の六機中、一機は機關に故障を生じて仙臺に不時着したが、十七日の復航は成功を収めた。

○編隊で長距離飛行 各務ヶ原飛行第二聯隊の九二式偵察機による各務ヶ原、下志津、札幌間往復二千四百キロの編隊長距離飛行は、昭和九年六月八日川添中佐指揮の下に三機編隊で各

尙、團體では海軍協會小樽支部が表彰された。

○兵事記念館の計畫 北海道の防備は屯田兵に始まり、其後第七師團の創設を見、其間、西南、日清、日露の戦役、西比利出兵及び滿洲事變等に赫々たる武勳を奏してゐるが、今次の事變を契機に、道廳長官と師團長の發起で、北海道招魂社(旭川)に兵事記念館を、札幌聯隊區司令官並に同聯隊區管内の支廳長、市長等發起の下に月寒歩兵第廿五聯隊營内に歴史記念館を建設の計畫熟し、昭和九年冬以來資金の募集に着手してゐるが、建設開館の曉には、勇士の偉を偲ぶ血染めの軍服、彈痕蜂窩の鐵兜、折れた軍刀などの遺品を収め、廣くこれを展覽して、先輩の忠烈を永遠に記念することとなつた。

○演習成績優良表彰 昭和十年度の第七師團秋季機動演習に於て、成績優良と認められた歩兵第二十五聯隊第六中隊及び歩兵第二十六聯隊第二中隊は表彰狀を授與されたが、歩兵第二十八聯隊一等兵杉本勉、上等兵島野喜重の兩氏も、演習中に於ける

務ヶ原を出發して下志津に到着、更に仙臺へ飛翔一泊の上、九日同地を發し、途中演習をなしたが、復航は十日無著陸の豫定で行はれ、先發の二機は下志津で給油の上即日歸隊、後れた一機は途中仙臺宮城原に不時著一泊の上、翌日歸隊した。

○演習應援の立川機 第七師團聯合演習應援の立川機六機は、昭和九年八月十七日、途中青森で燃料補給の上、旭川練兵場に飛来、立川旭川間九百五十キロを六時間十分で翔破の新記録をつくつた。

尙、十八日から旭川、帶廣、札幌の三角飛行を試みたが、同日帶廣線ヶ丘飛行場へ著陸の際、一機は顛覆小破した。

○水上偵察機の飛来 大湊要港部所屬一四式水上偵察機三機は、昭和九年九月四日小樽を経て大泊訪問、それより東西兩海岸並に國境方面の氣流観測を行つた。

○大湊機の往復飛行 大湊航空隊では昭和九年十月、大湊、小樽間の往復飛行演習を行ふこととなり、廿一日は北海道を

行動優秀にして、衆の模範たりとの理由で表彰された。

○横須賀に北海道館 道民の鎌金によつて建造された報國海軍機の剩餘金を以て、横須賀軍港海軍下士官兵集會所に建てられた北海道館の竣工式は、昭和十年三月十六日、同所に於て、横須賀鎮守府司令官代理參謀長井澤少將、人事部長柴山少將、海兵團長宮内大佐以下、北海道を代表して、長官代理拓殖部長外山福男氏、兵事課長川上和吉氏が臨席の下に舉行された。

○無線電信の教習所 第七師團に獻納された愛國無線電信機は十機あつたが、杉原本部隊出動に際し、内、四機を携行し、遺憾なくその機能を發揮したのに鑑み、陸軍省では昭和十年度より全國各師團に無線機二機宛を配置することとなり、第七師團に於ても豫算の配付を受けたので、無線電信教習所を開設、初代所長に、歩兵第二十六聯隊菊池哲夫大尉が、昭和十年四月九日附で任命された。

○登録済の軍用犬數 昭和十年五月末現在、帝國軍用犬協會登録済の軍犬は百六十三頭で、先頭に三機飛来、暫時翼を休めて後、即日歸隊し、廿二日同様往復演習を行つた。

○陸上練習機札幌へ 逓信省委託を乗せた霞ヶ浦航空隊の陸上練習機は、昭和九年十月廿二日教導機を先導に四機霞ヶ浦を出發、途中青森に一泊休養の上、廿三日札幌に飛来一泊して廿四日歸還の途につき、青森一泊廿五日無事歸隊。

○厚岸灣で耐寒演習 第一艦隊第二潜水隊母艦由良、長鯨、神威の三隻は、潜水艦九隻を伴つて、昭和十年一月廿八日厚岸灣に入港、五日間、壯烈な耐寒演習を行つた。

○霞ヶ浦の六機飛来 霞ヶ浦海軍航空隊の六機は昭和十年五月二十五日出發、三機は根室へ、他の三機は厚岸へ飛来、豫定の演習を終り、六月十日歸還した。

○館山航空隊の八機 館山海軍航空隊の八機は昭和十年六月十一日札幌飛行場へ飛来したが、翌十二日、一機は千歳飛行場附近へ著陸の際破損したのみで、其他は十三日各地を飛行、十四日原隊へ歸還した。

酒 おい ま う



旭川市 大谷酒造店

農産

農業指導方針

内地延長主義排除

昭和十年度の農業指導方針は、左記、佐上道廳長官の談話によつて知ることが出来る。

冷害の対策

昭和九年被害甚大なりし東北部稻作地に對しては、直に應急対策を講じましたものゝ、恒久的対策としては、農業合理化方針を強調するは勿論であります。特に經營並に耕種改善のため、十項目に渉る指導奨励要綱を定め、これにより、永遠に災禍を防止せんことの徹底を期したいと思ふのであります。

農業合理化

打續く三ヶ年の凶作による體験に鑑み、從來に於ける農業の禍根を芟除すべき対策としては、農業經營をして、從來の内地延長主義より適地適作、適地

農産

適管の主義へ轉換することでありませぬ。所謂、安全堅實なる北方農業を確立し、寒地農業を實現することでありませぬ。

甜菜の奨励

甜菜が北海道農業の確立上、有畜農業と共に車の兩輪の如く缺くべからざるものであります。これが擴張の成否は農民の死活問題と云うても敢て過言ではないと思ひます。本栽培が冷害対策は勿論、有畜農業達成上重要なもの所以は既に了得せらるゝところでありませぬが故に、これが段別の配當と共に土地の改良家畜の飼養等につき、特段の配慮を煩したいのであります。

亞麻の統制

亞麻は甜菜と共に二大農産工業作物であります。此種作物は農業經營の合理化から云うても、農家經濟を充實する上から見て、その奨励に力を入れね

ばならないのであります。亞麻栽培は古くより現在の帝國製麻會社其他に依り開拓せられ、農業上は勿論、農産工業上に貢献したるところ甚大であります。従來その面積の消長常なく、又、會社間の相互連絡にやゝ統制を缺き、耕作者に對する條件も、地區に依り相違する等、奨励上遺憾の點あり、斯くして、これが堅實なる發達を阻害する懸念なしとせないので、會社方面の諒解を得て、十年度より、需給關係に依る一定計畫の下に面積を決定する外、會社の原料採集地域を協定し、更に耕作者に對する條件を統制する等、企業者と耕作者相協調して、共に斯業發達に盡さしむる案が決定せらるゝに至つたのであります。

有畜農奨励

北海道農業の確立と云ふことは、要するに有畜農業の完成と云ふことに外ならないのであることは申すまでもありません。有畜農業は畜に農業經營組織の整備であるのみならず、生活改善の向上なり、農村文化建設の根幹をなすものであります。

ら、馬匹、畜牛、綿羊等、それぞれの地方的經營方式に應じて、これが飼養を奨励すべきであります。特に冷害地帯に於ては、その対策として、有畜農業組織を完備することが必要であり、畜牛等の飼養の如き、出來得るだけこれを奨励するを可なりと信ずるものであります。

牛乳其他家畜生産物の價値及び利用をよく理解し、飼料の自給により生産費の低減を圖り、量質の向上増進を期するに於ては、農村工業の新興を促すは勿論、延いては乳肉毛皮革等の農産工業の企業實現を誘因し、開拓資源の増大の上に貢献するところが少くないのであります。尙、家畜の管理に周到なる注意を拂ひ、近年、傳染病疾患其他惡疾傳播の兆候次第に増加する傾向にあるは最も關心を要するものがあります。特に衛生豫防に萬全を期せられたいのであります。

綿羊の増殖

綿羊は農業經營の確立並に農家生活改善上必須の事項として、これが飼養を奨励し來つたのであります。三十萬頭増殖

一七五

計畫の達成に思を致され、移出の如きは嚴にこれを戒め、其他生産品の利用等につき十分なる努力を望むものであります。

農村の工業

各種農産原料豊富なるに拘はらず、徒に原始生産の儘これが販路を求むるに過ぎなかつたのであります。農業経営の合理化を期せんとするものならば、加工生産に力を致すを最も重要な事としなければなりません。内地府縣流の副業生産の域を脱し、農産工業を起すに於て、はじめ、その發達が可能であると申さねばなりません。將來、農産工業は大資本の企業に俟つは勿論であります。又、農村内に於ける經濟共同の機構を以て行ふことに依り、農家生活改善の資となると同時に、一般國民の生活改善の必要品として利用普及せられるものが少くないと思ふのであります。

石灰の問題

各地に散在する三十萬町歩の酸性土壌、二十萬餘町歩の泥炭濕地等の所謂不良土壌地の改良を圖るは刻下喫緊の問題であり

ます。この外、飼畜農業の根本たる牧草畑の改良並に地力増進上必要な緑肥作物の栽培を奨励するため、此等の所要石灰を道廳直營で製造することに致しました。即ち上興部に製造工場を建設し、又、十年度は後志國壽都町に同様の工場を建設し、年々三萬五千噸の石灰粉末を實費を以て配給する計畫であります。

病蟲害防除

九年、空知管内に於て最も困難なりと云はれる水稻熱病の防除が、驚異的效果を収めました。これは、洵に官民の一致協力と、農家共同の力が如何に偉大なるかを如實に物語るものであると思ひます。十年度に於ても、獨り空知管内のみならず、又、稻熱病と云はず、病蟲害の防除に對し、各地とも空知に於ける成功を鑑として、極力これが實施獎勵に努められたいのであります。

備荒の施設

今次冷害對策として政府は郷倉施設を強調せられ、政府の交付米に伴うて郷倉の建設が冷害町村に助成せらるゝこととなつ

たのであります。道廳に於ては、冷害對策の施設事項として設置せしむる指導聚落に對し、獎勵條件として必ず郷倉を建設することを勸奨する見込であります。

生活の改善

農村終局の目的は農村文化の建設であります。而して農家個々の生活が向上し、精神陶冶が完成せられて爰に共存同榮、協同互助の郷土を建設することが出来るのであります。而も、農業經營の改善促進は、技術的方面よりのみすることは難しいのであります。農村精神の作興に俟つところが多いと存じます。而して精神の涵養は生活改善の向上に負ふところのものが少くないのであります。

指導地を設置

昭和八年度から設置獎勵して來た農業實地指導地は、成績見らるべきものあり、指導の効果を發揚し、農業合理化促進上極めて有意義とされ、昭和十年度に於ても、左記により、極力獎勵に努めた。

一、普及獎勵
昭和九年度設置五十ヶ所の外、昭和十年度に於て新たに助成すべき市町村農會數を五十ヶ所とし、左の通り配當した。

- 石狩三△空知七△上川七△後志六△檜山三△渡島三△膽振(室蘭市を含む)四△日高三△十勝(帯廣市を含む)四△釧路國(釧路市を含む)二△網走四△宗谷一△留萌三
尙、支廳、郡農會は、町村農會をして本指導地を基範とし、管下各農事實行組合に、同様趣旨の指導地を設置經營せしめ、以て團體的指導の對照たらしむると共に、該組合の自力更生團として、綜合的農事改善を圖らせた。

- 二、指導督勵
特に左記事項に注意し、指導督勵に努めた。
イ 獎勵の主旨目的と設置條件を徹底せしむること
ロ 經營方案は支廳最寄試験機關、郡農會と打合せの上、樹立せしむること
ハ 心土改良を要すべき指

導地に對しては、これが方案を樹てしむること
ニ 經營方案の實施を正確ならしむること
ホ 標準標札の樹立並に區劃の整備を完全ならしむること
ヘ 事業日誌の記載を正確完全ならしむること
ト 經營組合をして實情に即せる農業合理化實現上の具體的計畫の樹立並に實行をなさしむること
三、經營品評會
本指導地成績の向上と、經營組合の農業合理化促進を目的とし、郡農會主催で農業實地指導地品評會を開催した。

自作農の創設

自作農創設維持事業昭和八年

創設資金貸付成績

種別	昭和六	同七	同八
町村	八五	八二	八三
産業組合	一	四	八
創設人員(人)	二、一三六	二、〇七九	一、九三二
金額(圓)	四、五〇、一九三	三、八八、三〇一	三、六四、〇一五

種別	昭和六	同七	同八
町村	三五	三五	三五
産業組合	一	一	一
維持人員(人)	二、六七	二、六七	二、六七
金額(圓)	三五〇、八三五	四一四、六九三	五二五、七三四

維持資金貸付成績

種別	昭和六	同七	同八
町村	一五	九	二
産業組合	一	一	一
維持人員(人)	一一五	七九	四三
金額(圓)	一、〇〇、一四三	七二、〇〇一	一一、六三三
住宅	八二、六六、〇九	〇、一七〇	一、六三、一六八
畑地	〇、一七〇	〇、一七〇	〇、一七〇
田	九三、五〇、〇三	三三、四三、〇九	七、七四、七九
地(圓)	四九、〇〇	一〇八、一九、三〇	七五、四七、二一五

農産

Table with columns for '残存債' (Residual Debt), '務總額' (Total Debt), '購入當' (Purchase Equivalent), '時價額' (Market Value), '貸付' (Lending), and '金額' (Amount). Rows include '一人當維持反別(畝)' and '一人當貸付(圓)'.

耕地の總面積

昭和九年末現在の耕地總面積は、九十四萬一千九百五十七町五反歩で、その内、水田は二十一萬三千二百九十六町七反歩、畑は七十二萬八千六百六十町八反歩を占め、前年同期に比較すれば、田に於ては四十町三反歩、畑に於ては一萬三千七百七十一町

室蘭市 三三 八二四
釧路市 一三 三三四
帯廣市 三二 一八六〇

水田面積が極めて多く増加して来たのは、水稻栽培奨励を基調とした第二期拓殖計畫事業の現れであつて、大正九年以來、灌漑溝及び排水溝の幹支線掘鑿に對して、四割の補助費が交付され、更に昭和元年に至り五割に改め、造田費に對しても四割以内の補助金が交付され、造田助成の方策が講ぜられたことに原因してあるが、又、一面、農事試験場等に於て耐寒性の水稻品種育成に力を注ぎ、著々その効果を擧げ、栽培適地が擴張されたことによるものである、畑は大正九年に至るまで、逐年一萬町歩内外の増加を持続して来たが、同年を一轉機として遽かにその數を減じたのは、前記水田助成の結果、水田專營の農家數の増加によるものである、然るに、近時經濟界不振に伴ふ米價下落に加へ、打續く天災に累せられ、凶作の慘害に遭ひ、水田萬能の氣風は漸く反省せられ、地方の特異性を考慮し漸次畑面積も増加しつつある現状にあ

農家累年戸口

昭和九年末農作業戸數は十九萬八千五百二十七戸、同人口は百十七萬六千八百二十四人で、これを前年に比較するに、戸數に於て七百三十九戸を減じ、人口に於て一千八百四十人の増加である。戸數を主業と副業に區別すると、主業は十五萬一千二

農産

あることは注目すべきである。これは云ふまでもなく米増産政策、地方的に云へば道廳の稻作奨励と技術の進歩による稻作限界の北進、米作を有利とする經濟上の諸事情を背景とするものである。

Table showing '年次' (Yearly) and '田畑' (Rice and Field) data for various locations: 明治三三, 大正四, 昭和一, 同三, 同四, 同五, 同六, 同七, 同八, 同九, 地方別.

Table showing '地方別' (By Location) data for '主業' (Main Industry) and '副業' (Side Industry) across various locations like 旭川, 札幌, 留萌, etc.

一七八

二、米及び普通作物を混合する地方 石狩、檜山、留萌、日高
三、米及び普通並に特殊作物を混合する地方 後志、渡島、釧路、網走
四、普通作物を主作とする地方 釧路
五、普通作物並に特殊作物を混合する地方 十勝、宗谷、根室
地方別 田 畑
石狩 一五、四四五 四七、八七五
空知 六四、八三三 六四、五九五
上川 六二、五八九 七六、二九九
後志 九、五〇八 五〇、一九八
檜山 五、〇一〇 一六、三七四
渡島 五、九六六 二、七三二
日高 七、四二四 二九、五七七
釧路 八、六二一 一九、四五六
十勝 一三二 二八、七四一
根室 一 二八、四一九
網走 三〇、九三三 一四、四七五
宗谷 五二 二、一四〇
留萌 五、七五〇 二、八七五
札幌 五、六 六、八二
旭川 三五四 三、八三
小樽市 一 五、八
函館市 一三七

一七九

次に戸數を自作、自作兼小作及び小作の三種に區分するに、自作は大正十一年以降漸減の一路を辿り、昭和四年を底とし、其後年々増加して同年末には六萬六千六百九戸を示してゐる、自作兼小作は年々増勢にあり、三萬四千五百五十五戸、小作は昭和八年まで増加したが、翌九年に於て減少し、九萬七千七百六十三戸で、これを前年に比較すれば、自作七十三戸、自作兼小作百五十七戸を増し、小作九百六十九戸を減じてゐる、而して小作農戸數は全農家戸數の約半數を示してゐるが、これは本道が大地積の農場經營の多い特殊原因に基づくものといへる、これが趨勢を表すれば次の如くである。

Table showing '年次' (Yearly) and '自作' (Self-cultivated) data for various locations: 昭和元, 同二, 同三.

昭和四六〇、五七三、〇三三、九三三、〇九一
同 五三三、〇七三、〇六一、九三三、五七四
同 六四四、六七一、三八八、九三三、五九四
同 七六五、九二一、三三三、九三三、九八七、二八七
同 八六六、五三三、三三三、九三三、九八七、三三三
同 九六六、六〇九、三三三、一五九、七三三、七三三

米作農家戸數

米作農家數を昭和九年九月二十日現在で示せば、八萬六千八百十六戸で、農家總戸數に較べると、四割四分五厘に當つてゐる、而してこの割合の最も高いのは空知管内の七割九分で、これに次いで上川は七割二分三厘である、支庁市別の内譯は左表

Table with columns: 地方別 (Location), 戸數 (Number of households), 割合 (Ratio). Lists various locations like 旭川市, 釧路市, 網走市, etc., with their respective household counts and percentages.

農作物の反別

最近五ヶ年間の農作物作付反別を示せば左の通りである。

Table with columns: 年次 (Year), 作付反別 (Cultivation area). Lists years from 昭和四 to 昭和八 and their corresponding cultivation areas for various crops.

十年農産作付

昭和十年七月一日現在、主たる農産物作付反別左の通りである。

Table with columns: 種別 (Category), 作付反別 (Cultivation area). Lists crop categories like 米, 小麦, 大豆, etc., and their cultivation areas.

農産物總價額

北海道の産業は、開拓の初期

Table with columns: 品名 (Product Name), 總價額 (Total Value). Lists various agricultural products like 大豆, 小麦, 粟, etc., and their total values.

農作物と作況

昭和八年中の農産額中、農作物は一億四千八百一十一萬二千五百五十三圓で、種類別に示せば左の通りである。

Table with columns: 種別 (Category), 價額 (Value). Lists crop categories like 水稲, 小麦, 大豆, etc., and their values.

農産

Large table with columns: 品名 (Product Name), 價額 (Value). Lists a wide variety of agricultural products including different types of rice, wheat, beans, and other crops, along with their respective values.

農産物生産費

北海道廳では、各種主要農作物の生産費を究め、契約栽培作物に於ては價格決定の參考に供し、然らざるものに於ては、販賣並に生産統制上の基礎的資料となし、更に價格關係より滿洲をはじめ道外各地に於ける競争作物との對抗發展能力を比較考究し、或は關稅の改變に、或は

昭和八年の作況は、融雪以來氣候順調に經過し、一般農作物の發育良整であつて、作物良好に經過した、然しながら一部地方に於ける病害水害其他の被害は見逃せない。見積損害

生産費の遞減に資し、農事發展に寄與する目的で、昭和八年四月一日から同九年三月三十一日に至る一ヶ年間の事實について調査した生産費は左の通りである。

種目	反當收入	支出
大豆	一三・七	一三・七
小豆	一四・四七	一三・八九
大豆	二・六	九・三
中長	九・〇二	二・九七
青豌豆	一六・九三	一四・五七
亞麻	一八・三	二〇・一六
馬鈴薯	二六・四四	二六・三
甜菜	三・三	三・三
玉蜀黍	三・五	二・三三
菜種	三・三	一六・〇九

主なる農産物

農産物の主要なるものに就いて見るに、その大宗たる米は品種の改良と造田の奨励と相俟つて收穫増し、大正十四年の如きは二百二十二萬七千石、六千五百萬圓の産額を見、昭和元年に至り稀有の凶作に依り一時減少したが、同三年に於ては二百七十六萬石、同五年には二百八十

八萬石を産するに至つた。而して米質も著しく改良せられ、自給自足の域より進んで中央市場に販路を擴張せんとするに至つた。然るに同六、七年に於て再び凶作に遭遇し、百萬石以下の減収を見るの悲況を呈したが、同八年は豊穰に恵まれ三百二十萬石收穫の新記録を作つた。又、特殊産物である薄荷及び除蟲菊は比年著しく増收し、遂に世界生産の約六割を占め、本邦輸出品として重きをなしてゐる。製糖原料たる甜菜は、糖業政策上重要なばかりでなく、拓殖費財源に密接の關係を有し、又、北方に於ける畑作農業經營上附帶作物とし、且つ、飼畜農業の指導的作物としても至重の任務を有し、年産額五千萬貫に達してゐる。其他、所謂、輸出品と稱せられて一時海外市場に活躍せる豌豆、菜豆類、澱粉の原料たる馬鈴薯等は、經濟界の不況に禍せられて不振の情勢にあつたが、昭和八年以降漸次活況を呈して來た、今重要作物に就き摘記すれば左の如くである。

を經、今日に於ては新潟縣に次ぐ米産地として聞え、寒冷著しき根室、釧路及び宗谷等二三の地方を除いて水稻の成育を見ぬところはない。就中、上川及び空知地方は主産地で夙に上川米及び空知米の名聲があり、昭和八年は收穫高三百二十萬石を越え、價額は五千六百餘圓に及んだ。尙、今後耐寒種の育成が遂げられ、技術的方面の完成を見るに至らば、本道の米作は、多望なるものがある。而して、その收穫量は現在道民二百八十五萬九千人に對する食料の自足を確保するもので、販路中、道外移出は主として樺太送りである。

買上げられるものが多い。又、近時榮養食品としてオートミールに製造されるに至つた。大豆 我國に於ける大豆の主産地で、その生産の増減は本道大豆の消長に依つて左右される。栽培は本道全般に及ぶものであるが、就中、十勝、檜山、空知、膽振地方に最も多く、品種は鶴の子、袖振、大谷地及び甘露等で、何れも良質を以て知られ、味噌及び醬油の原料として府縣に於て歡迎される。昭和八年の作付反別は七萬一千餘町歩、收穫高は六十九萬七千餘石で、價額は七百五十二萬餘圓に及ぶ。小豆 十勝及び空知地方に生産多く、品種は早生、大納言及び圓葉早生大粒等であつて、上等品種として府縣の需要頗る旺盛なるため、生産の過半は府縣への移出である。昭和八年に於ける作付反別は五萬一千餘町歩、その收穫高は五十三萬四千餘石、價額は六百七十七萬餘圓である。豌豆 特に青豌豆は本道特産品で、海外輸出を目的として栽培され、生産の大半は世界

有数の豌豆消費國たる英國に仕向けられ、又、北米の需要も少くはなく、我國輸出品中の重要品である。主産地は十勝及び網走支廳管内である。昭和八年の作付反別は四萬一千六百餘町歩、收穫高は二十八萬三千六百餘石、その價額は五百七十一萬七千餘圓である。菜豆 品種は極めて多く、大福、中福、手亡、金時類、長鶴、中長鶴、丸鶴及びピルマ等があり、最も多く栽培される地方は十勝、後志、空知及び網走支廳管内である。而して本道は我國唯一の乾燥菜豆の特産地であり、概して移輸出を目的として栽培され、府縣の需要は固より米國及び英國に需要多く、豌豆と同じく輸出品中重要な位置を占めて居る。

馬鈴薯 主要食糧品の一つであつて、府縣に移出されるもの頗る多く、且つ、これより副業的に澱粉を製造するが、その價額も決して僅少でない。而して本道の馬鈴薯は品質極めて良好、栽培は廣く全道に及ぶが、就中、上川、後志及び網走支廳管内に特に多く、耐寒的作物の一として、今後その生産は更に増大するであらう。昭和八年に於ける作付反別は六萬餘町歩、收穫は一億七千四百萬貫を越え、價額は一千萬圓を突破し、前年に倍する好成績を示したが、これは作付及び反別の増加と病虫害の被害殆どなく、豊年に恵まれたるによる。甜菜 本道特殊作物として知られ、寒冷なる地方ほど成績良好なる故に、本道の適作物として近時特に栽培を希望するもの多く、一般作物の凶作に喘ぐ時に於ても寧ろ本作物は豊作に恵まれる状況で、その耕作は本道農業の積弊たる掠奪的農業を矯め、且つ施肥及び耕鋤の合理方法を體道し畜類の飼養を促し、又その跡作物の好成績なる等より見るも、甜菜は本道農業殊に寒冷地方に於ける基本作物たるべきものであつて、斯かる見地より北海道廳に於ては、甜菜栽培の奨励に萬全を盡すと共に、これが製品たる甜菜糖

の優越性を消費者に徹底せしめ、以て販路の確立を期してゐる。即ち甜菜耕作者には肥料、農具及び運搬費等の補助をして耕作を奨励してゐる。本作物も全道に耕作を見るが、氣候の關係上、十勝及び網走地方を以て首位とする。而して昭和八年に於ける作付反別は一萬八千五百町歩、收穫高は四千九百八十六萬貫、價額は百八十六萬九千六百餘圓を示して居る。尙、本作物の耕作は製糖會社との特約に依るものである。薄荷 本作物も本道の特産品にして、本邦生産の八割に及び、世界に於ける總産額に就いて見ても、殆ど過半は本道薄荷を以て占められるの現状にある。而して販路は取卸油とし神戸等を経由して海外に輸出される。昭和八年に於ける作付反別は一萬七千二百餘町歩、收穫高は一萬四千餘貫、價額は三百八十九萬餘圓で、主産地は網走支廳管内である。除蟲菊 除蟲菊も本道特産物で、その産出は上川、後志及

び網走支廳管内に多い。製品は主として乾花の儘、主要集散地たる紐育に輸出される。昭和八年の作付反別は一萬二千七百八十餘町歩、收穫高は八十九萬五千八百餘貫で、價額は四百三十七萬二千二百八十餘圓に及ぶ。亞麻 唯一の纖維作物であると共に本道の特産で、栽培は製麻會社との契約に依り、空知、上川及び十勝支廳管内に多い。種子は搾油原料として需要多く、海外にも相當量輸出せられる。昭和八年は作付面積一萬三千七百七十餘町歩、收穫高六百二十四萬二千餘貫、價額百二十二萬三千餘圓に達す。蕎麥 生産の多いのと粉出率の多いのは我國隨一で、府縣の移出が大部分を占め、主産地は十勝、後志及び網走管内である。昭和八年に於ける作付反別は四萬五千七百六十四町歩、收穫高は三十九萬九千餘石、價額は四百七十八萬九千三百餘圓である。牧草 本道の風土は頗る牧草の栽培に好適して居るので、

家畜の優秀なるは、一に品質良好なる牧草を生産するに原因する。
果實 林檎、葡萄、櫻桃及び梨等を多く産するが、就中、林檎は我國林檎植栽の先驅を爲せるもので、風味佳良、且つ貯蔵に耐ふるの特質を有し、主産地である後志支廳管内のものは、余市林檎として夙に名聲がある。
蔬菜 本道は又良く蔬菜の栽培に適し、就中、玉葱、キャベージ、葱、人蔘、牛蒡及び南瓜、瓜類等の栽培盛であつて、府縣の需要も多く、殊に玉葱は結球堅く、貯蔵に耐へ品質優秀なるを以つて、海外輸出品として重要なものである。

九年米實收高

昭和九年の米實收高は、水稻百七十七萬四千八百六十石、陸稻三十六石、計百七十七萬四千八百九十六石であつて、價額に見積るときは水稻四千二百四十六萬一千三百九十圓、陸稻六百四十五圓、計四千二百四十六萬二千三十五圓であり、作付反別

は水稻十九萬四千三百五町六反歩、陸稻十一町三反歩、計十九萬四千三百六十九町九反歩である。尙、一反歩收獲高は水稻九斗一升三合、陸稻三斗一升九合、兩者を通じ九斗一升三合であつた。最近七ヶ年間に於ける米實收を示せば左の通りである。

Table with columns for '昭和九年' (1934) and '作付反別' (by planting area). Rows list various locations like 石狩, 空知, 上川, etc., with their respective rice yields in stone and cho.

に良整を缺き、各地共八月下旬に至つて漸く出穂揃ひの状態を示したほどであつた。これを平年に比較すれば一週間乃至十日の遅延で地方により早くも收穫皆無を豫想せられた向もあつて、爾後の氣候も概ね順調を缺き、依然として低調寡照であつたが、これを平年と比較すれば、

凶作時の米作實況 (昭和九年調)

Table showing rice production status during the '凶作時' (bad harvest year) for 1934. Columns include '地方別' (by region), '作付' (planting), '收穫' (harvest), '價額' (value), and '反當' (equivalent). Rows list locations like 石狩, 空知, 上川, etc.

實に十日乃至二十日の遅延であつて、此等作況並に作業の遅延に伴ひ米質の低下、乾燥の不充分を免れなかつた關係上、調製歩合も不良であつた。

凶作の原因は主として氣候の低冷と不順とに因るものであつて、病蟲害、風水害等に因る被害は平年に比し、寧ろ遙に僅少であつた、即ち泥負蟲、稻熱病の發生は局部的に止まり、風水降霜に因る被害も、概して輕微であつた。

九年の麥作況

昭和九年の麥作況は春季融雪以來、氣候順調に進み、發芽、生育共に良好に經過し、病蟲風水の被害も殆どなく、收穫時期に於て降雨少なく、品質良好であつたから一反歩收獲高は何れも増加を示した、支廳市の實收高は下表の通りである。

網走町の四百三十町八反歩を

地方別麥類作付及收穫高

Large table showing wheat production statistics by region. Columns include '地方別' (by region), '作付' (planting), '收穫' (harvest), '價額' (value), and '反當' (equivalent). Rows list locations like 石狩, 空知, 上川, etc., and are categorized into '大麥' (large wheat), '稈麥' (straw wheat), '小麥' (small wheat), and '燕麥' (oats).

筆頭に、琴似村、音更村、女満別村、豊平町、留壽都村等は百町歩以上を作付した。
標津村の五百九十町五反歩を筆頭に、小清水村、野付牛町、

大豆及小豆收穫高

地方別	大豆		小豆	
	作付 町反	收穫 石	作付 町反	收穫 石
石狩	三、一〇五・五	一、八〇八・三	四、三三九・一	四〇、六七四
空知	六、二八〇・七	三九、九七七	七、四六一・二	六八、六六一
上川	三、三二二・〇	三三、三五三	五、四二二・六	三四、六六二
後志	三、一六七・三	一一、八九八	一、八八三・四	七、三九四
檜山	四、六七七・五	一五、二二〇	一、八八三・四	七、三九四
渡島	四、〇九五・二	一四、六三六	七、九二二	三、一七九
胆振	五、一九六・〇	三三、六二四	一、六四一・三	六、六九二
日高	四、四〇一・一	一七、〇八二	一、〇四二・四	九、五六四
十勝	三、八九〇・八	二二、四三五	二、四八七・七	八、八六九
釧路	四、〇六六・八	一五、二〇三	一、二二三・一	三、二六六
根室	一、五七六・六	三、一三三	三、三二五	一〇、六六八
網走	六、九五七・七	二五、〇〇〇	四、四三三・三	一〇、六六八
宗谷	一、八五九	三三・六	七、九一〇	八
留萌	一、八三三・二	六、六六六	一、四九四・一	四、九三三
札幌	八・七	八七	一・八	一四
旭川	六・六	九四	九・六	一四
小樽	一、七〇〇	一六六	三・〇	六
函館	三・四	二二	一・二	六
室蘭	一、四七	三三	三、五三	六
釧路	一、五〇	二	三、九二	二、九〇三
帯広	一、五三〇	一、五八	三、九二	二、九〇三

ては製餡原料たる高橋早生、早生圓葉、此等は農家が小豆と云つて居るところのものであるが、この外、菓子原料としての大納言小豆等が主である。地方別に大小豆生産状況を示せば上表の通りで、尙、大豆の一反歩收穫高は五斗七合、小豆は四斗九升九合であった。

豌豆と青豌豆

豌豆殊に青豌豆は本道の特産品にして、海外輸出を目的として栽培せられ、本邦重要輸出品の一である。本道はその風土が栽培に適し、従つて品質良好、殊に移輸出品は手撰をなし、精撰品として、積出すがために評判よく、英國市場に於て、同國産並に和蘭産の優良品と競争し、敢て遜色ない状態である、以前は神戸からも積出されたが現在は本道から直接輸出される、最近五ヶ年の豌豆作付反別、收穫高及び價額を示せば左の如くである。

年次	反別 町反	收穫 千石	價額 千円
昭和五	三六、三〇四	二四六	四三三
昭和六	三三、一九一	二四八	二九六
昭和七	四〇、五五七	一七四	二五〇
昭和八	四、六〇一	三三三	五、七七一
昭和九	四、八八七	四〇三	八、三六〇

即ち昭和九年の豌豆作付反別は四萬二千八百八十七町一反歩收穫高は四十萬二千六百十五石、この價額は八百三十八萬五百七十九圓で、一反歩平均九斗三升九合に當つてゐる、これを前年に比較すると、反別は一千二百八十五町一反歩を、收穫高は十一萬八千九百六十二石を、價額は二百六十六萬二千九百七十一圓を激増してゐるが、これは反當收穫量が二斗五升七合も増した結果である、右の内、青豌豆のみに就いて見れば次表の如く、作付反別三萬九千六百八十四町一反歩、收穫高三十七萬三千二百七十五石、價額七百八十九萬四千三百圓で、前年に比し、反別一千六百四十五町一反歩、收穫高十一萬六千七百九十九石、價額二百五十二萬六千四百七十五圓を増加し、反當收穫量は九斗四升一合であった、豆の王國十勝支廳は流石に他地方を抜き、作付反別に於て、全道の殆ど五分に當り、網走支廳がこれに次いでゐる。

青豌豆作付及收穫

地方別	作付反別 町反		收穫高 石		價額 円	
	町反	町反	町反	町反	町反	町反
石狩	六六六・〇	七、六五三	一五三、八八三	一五三、八八三	一五三、八八三	一五三、八八三
空知	二、六七七・五	三三、五三四	六九、〇八四	六九、〇八四	六九、〇八四	六九、〇八四
上川	三、三〇四・四	三六、〇五一	七四、三二六	七四、三二六	七四、三二六	七四、三二六
後志	六六一・六	六、三九二	一三、九一四	一三、九一四	一三、九一四	一三、九一四
檜山	四九三・二	四六	七、五五三	七、五五三	七、五五三	七、五五三
渡島	一九三	一五八	三、〇〇四	三、〇〇四	三、〇〇四	三、〇〇四
胆振	一、三〇九・六	一〇、七三二	二〇、二七九	二〇、二七九	二〇、二七九	二〇、二七九
日高	一九七・三	一、八七一	三、元、一七五	三、元、一七五	三、元、一七五	三、元、一七五
十勝	一九三・三	一七三、四六六	三、七〇八、九六九	三、七〇八、九六九	三、七〇八、九六九	三、七〇八、九六九
釧路	六五八・六	六、一三六	一一三、七二〇	一一三、七二〇	一一三、七二〇	一一三、七二〇
根室	七五九・九	五、七七一	九、六六八	九、六六八	九、六六八	九、六六八
網走	八、二六三・〇	七八、四一〇	一、七九六、〇一九	一、七九六、〇一九	一、七九六、〇一九	一、七九六、〇一九
宗谷	三三三・〇	七、〇一八	三、九三三	三、九三三	三、九三三	三、九三三
留萌	九六八・一	八、五五四	一、六七、八二二	一、六七、八二二	一、六七、八二二	一、六七、八二二
札幌	一・二	一四	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
旭川	〇・一	二	四	四	四	四
室蘭	一・三	一〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇
帯広	一九三・六	二、〇一一	四三、七二四	四三、七二四	四三、七二四	四三、七二四

付増加は避けしめ、現在程度の反別を維持するに努め、生産改善に依りて反當收穫を増加せしめ、農家の作付反別は經營上、販賣作物の一つとしての限度を越ゆることなきやう指導してゐる。

青豌豆の主産地方に於ては、その生産改善について品質改善に關する共勵會を開催し、又、經營改善及び増收に資するたため、多收穫共進會を開催し、或は種子の交換、検査、見本、展示會等を開催し、各關係機關は協力して指導獎勵を圖つてゐる。

菜豆は主要農作物であつて、全國産額の大部分は本道の所産に係り、就中、乾燥の穀粒としては本道に限られた特産物である、用途は煮豆混飯とし食料にも供せられるし、菓子餡等の製造原料ともなり、全國に販路を持つてゐる外、遠く海外にも輸出される。

昭和九年に於ける菜豆の作付反別は七萬六千四百七十七町一反歩、收穫高四十六萬七千二百八十三石であつて、その價額は五百六十一萬三千九百十圓であり、一反歩收穫高は六斗一升三合に當つてゐる、これを前年と比較すると、作付反別一萬二千六百五十二町一反歩、收穫高三十一萬三千九百九十九石、三百五十九萬八千八百三十八圓を激減してゐる、これは前年が近年稀なる豊作であつたのに引き換へ、九年は天候不良に基因する被害に依るもので、北海道農會發表の凶作被害調に就き、菜豆類を見るに平均作況五割八分六厘といふ慘澹たる數字を示してゐる。

菜豆は所謂時局作物として世界戰爭の影響を受け、その最高期たる大正七年には十三萬六千餘町歩の作付があつた、同九年以降は五萬町歩臺に激減したが、北米合衆國其他に再び販路を開拓したのと、國內の需要増加により、近年著しく増反するに至つた、大正七年以降の作付反別及び收穫高を示せば次の如くである。

年次	作付反別 町反	收穫高 石
大正七	三六、二四七	一、〇七三、八六六
昭和元	五九、〇六五・一	三、八五、二二二

青豌豆の目標

青豌豆は重要な輸出農産物で、毎年、英國其他に仕向けらるゝ數量は二萬噸乃至三萬噸に上るの狀勢に在り、而して主たる市場に於ける競争品は和蘭産

で、本道のものには之れに比し、特に粒形及び色澤に於て劣るものが多い。

現在、青豌豆の作付反別は約四萬町歩で、最近數ヶ年の趨勢を見ると、作付の増加を豫想せらるゝも、苟も投機的な作

一八九

昭和二 五、九八・四 四六、八三五
同三 五、一九・三 四三、六六六
同四 七、四七・〇 六三、一七九
同五 九、二五・六 八四、八八六
同六 七、四三・三 八〇、六六五
同七 七、三三・二 二二、三三三
同八 八、四二・九 七〇、三九三
同九 七、四七・七 四六、七三三

支廳市別に見ると別表の如く、豆の王国十勝支廳の五萬二千六百六十反歩、二十九萬九千三百三十二石が群を抜き、作付反別は全道の六割六分、收穫高は六割四分を占めて首位に在り、網走、上川、後志がこれに次いでゐる。

一段歩收穫高は、前年よりも二斗八升九合を減じ、僅々六斗二升四合に過ぎない、支廳では石狩の一石最も多く、根室の三斗四升七合が最低であつた。更に種類別では、大福豆が作付反別四千九百九十二町八反歩、收穫高三萬三千五百二十石、價額六十九萬九千八百八十三圓、手亡豆が二萬四千五百四十七反歩、十三萬九千九百四十四石、百五十萬六千九百六十七圓、長鶏豆が四千五百四十七町八反歩、二萬四千六百五十七石、三十三萬

となく、經營反別の一割内外を作付の最高限度とし、専ら耕種法の改善に依り、反收の増加と品質の向上に努めしめた。

甜菜作付收穫

昭和九年に於ける甜菜の作付反別は一萬六十三町四反五畝歩、收穫高は四億二百九十萬六千五百九十四斤、その價額は二百二十一萬五千八百九十四圓であつて、一反歩收穫高は四十四斤に當る。これを前年に比較すると、反別に於て百二十二町二段八畝歩を減じたが、收穫高九千二百二十八萬六千八百六十六斤、價額七十九萬二千四百一十一圓の激増を示し、反當收量もまた九百四十五斤を増した。尙、耕作戸數は一萬九千二百三十三戸で、以上を支廳市別に示すと下表の如くである。

三千五百二十二圓、中長鶏豆が萬九千六百五十八圓、ピルマ隱元が二千二十一町歩、一萬五百八十九石、九萬八千五百六圓、其他が三千四百二十六町五反歩、二萬四千二百二十七石、三十九萬六千七百四十圓であつた。

地方別菜豆收穫高

Table with columns: 地方別 (Regional), 作付反別 (Cultivated area), 收穫高 (Yield), 價額 (Price), 反當 (Per acre). Rows include 石狩, 空知, 上川, 後志, 檜山, 渡島, 膽振, 日高, 十勝, 釧路, 根室, 網走, 宗谷, 留萌, 札幌, 旭川, 小樽, 函館, 室蘭, 釧路市, 帯広市.

又、製糖並に副産物製造成績を示せば左の如くである。

Table with columns: 種別 (Type), 北糖 (Northern sugar), 明糖 (Ming sugar). Rows include 糖(%) and 糖蜜(%) with values for 昭和九年 and 昭和八年.

甜菜は大正八年以來、北海道廳に於て積極的保護獎勵を加へた結果、作付反別は逐年増加し、同九年の二千三百八十四町

甜菜耕作者と作付

Table with columns: 地方別 (Regional), 作付 (Cultivated area), 收穫 (Yield), 價額 (Price), 反當 (Per acre), 戸數 (Number of households). Rows include 石狩, 空知, 上川, 後志, 渡島, 膽振, 十勝, 釧路, 根室, 網走, 宗谷, 留萌, 室蘭, 帯広市.

甜菜耕作施設

昭和十年度より甜菜の獎勵區域を擴張し、その作付を勸奨したが、これを分ちて甲獎勵地帯(従來の栽培地帯)、乙獎勵地帯(新耕作地又は著しく増反したる區域)とす。

△甲獎勵地帯 十勝、上川、網走、釧路國(根釧原野を除く)、空知、石狩各支廳管内
△乙獎勵地帯 留萌、宗谷、根室、釧路國(根釧原野に屬する地帯)、膽振、後志、日高、渡島、檜山、各支廳管内
獎勵反別は一萬四千五百町歩とし、各支廳の反別左の如し。
地方別 反別 地方別 反別
石狩 二、四〇〇 十勝 三、三三三
空知 一、二六〇 釧路國 九、八五五
上川 二、四六〇 根室 一、一五〇
後志 一、四二〇 網走 三、八七五
檜山 五 宗谷 四、五〇〇
渡島 五 留萌 五、三〇〇
膽振 一、六〇〇 帯広市 七、五〇〇
日高 五

示し、收穫高に於て僅かに二千六百九十二萬五千二百六十九斤即ち九分五厘の増加に過ぎなかつた、斯くの如く幾多の消長はあるが、今や本道開拓上及び農業經營上必要缺くべからざる、重要且つ特有の農作物として確固たる地歩を占むるに至つた、而して昭和八年度に於ける甜菜糖消費税額は三百萬四千六百八十三圓であつて、本道の稅收入中酒造稅と比肩してゐる。

亞麻獎勵改善

昭和十年度に於ける北海道廳の亞麻獎勵改善策は左の通り決定した。

生産統制

イ 作付獎勵の目的
既往に於ける亞麻作付獎勵の實情に鑑み、企業會社作付地帯爭奪、當業者射倖

心の増長誘發、適地外作付の獎勵、農業經營規整の阻害等幾多の弊害を排除矯正し、可及的急激なる作付の増大變革を遂げ、原料の需要製線設備の規模、生産率（反收四百斤）の實情を査察し、常に農家經營の堅實安定を期すべく、一萬七千町歩の作付を獎勵目標とす。

地方的事情並に該作の特性に鑑み、射伴的作付、若くは所要作付段別確保による過大なる作付の獎勵を戒め、常に作付配當の適正を期し、長期輪作を基調とせる農業經營によらしめ、寧ろ耕種法の集約化に轉向せしめ、以て品質の改善、生産率の昂上を企圖するに努めんとす、一戸當の作付獎勵面積は、畑作付面積の一割内外とし、當分三反乃至五反を獎勵限度とす。

ホ

共勵會開催の助成 會社と協調して左記品評會開催に對し、全道的に統制ある助成をなさしめ、耕種法の改善増收の實行促進を期せんとす、而も、從來の個人單位より團體單位の出品に代らしめ、組合員相互の協力一致、耕作者の刺戟工夫を喚起し、以て並進的にこれが改善の實を擧げしめんとす。

ヘ

郡農會主催増收共勵會の助成、増收獎勵會開設 耕種肥培の集約化を圖り、而も、亞麻はその報酬累進の作物なるを以て、これが實行を促進し、以て反收増加による當業者收入の増大を期するは刻下の急務にして、加之、從來會社の行へる個人増收獎勵金の交付を廢除し、農事實行組合を單位として、組合員相互

獎勵を避け、以て作付反別爭奪の激化、當業者射伴心の増長を戒め、會社經濟の緩和、殊に原莖費、運賃負擔の軽減を多からしむるのみならず、製線所對當業者との接觸を益々緊密ならしめ、獎勵體系を組織化し、原料需給上に於ける齟齬踈離をなからしめんとす。

獎勵體系の組織化

既に本道農村も農事實行組合設立普及し、その活動進展し、農村の獎勵體系整ひつゝあるを以て、從來會社が多量の犠牲を拂ひ、作付段別の確保、其他獎勵上總代制を設定し來りたるも、これを廢止し、各製線所獎勵地帯分野の確立と相俟て、支廳郡市町村農會との脈絡を更に深め、渾然一體となり、農村細胞團體たる此種農事實行組合を獎勵の對象として、當事者との接觸を益々緊密にし、夫々、製線所の分野に於て潑刺たる獎勵活動を振起して、當業者總意の内に自主的活動を基調として協同的に、漸次、改善の實を擧げしめんとす。

獎勵施設の統制

の協力一致増收の工夫と努力に精進せしめ、他面、共存共榮の美風を振作せしむるは、寧ろ效果的なるを以て、夫々、地方的一定標準を量以上の實收を擧げ得たる組合に對し、此種獎勵金を交付して、全道並進増收の實果を促進せしめんとす。

一、

地方増收標準基礎 農産物検査所最近五ヶ年反收を基礎とし、その増收率に應じ、夫々、獎勵金を交付せんとす。

二、

全道増收五ヶ年目標 現在反當收量三八九斤（最近五ヶ年平均） 五ヶ年後の段當收量 五〇〇斤（四割増）

ト

運賃助成 會社と協調し、全道的運賃助成率を統制し、圓滑なる原料搬入に資せしめんとす。

チ

品種の改良 ベルノー一號種の普及については、従前の獎勵策を進め、更に地方的サギノ一種の普及を急務とするが故に、農事試験場に於て育成

各製線所獎勵地帯分野の設定、並に獎勵體系の組織化と相俟て、各製線所に於ける區々たる各種獎勵施設を會社と協調統制し、以て會社經濟の緩和は勿論、全道的に亞麻作の並行的進展を期せんとす。

イ

肥料購入貸付幹旋並に共同配合の勸奨 肥料を増施し、地産力の培養に努め、以て多收を求めしむるは寔に喫緊事にして、産業組合並に農事實行組合の肥料配合確補助と相俟つて、經濟的共同配合肥料の幹旋獎勵に努めしむるは勿論なるも、尙、會社の肥料購入の幹旋を推奨せんとす。

ロ

貸付幹旋 金肥施用勸奨と相俟て、レッドクロバリの混作を必須的に普及せしむるは寔に適切且つ急務たるを以て、これが所要種子を從來の如く、會社に購入貸付幹旋を推奨せんとす。

ハ

農具の購入助成 亞麻耕作増收の要諦は播

種の均整、整地の墾到に俟つこと大なるを以て、これが所要農具の勸奨普及に努め、尙、整地器（小野式ハロー・カルチハツカ）に對し、これを道廳補助農具に加へ、以て普及促進を期せんとす。

集注指導聚落の増設

樞要地帯を下し、集注指導聚落を設定し、當事者相互の協力により、地方事情に適切なる耕種肥培の研究に努めしめ、各作期に適切なる實地指導をなし、以て耕種技術の向上合理的經營の有機的活動を促進して、地方當業者の準繩たらしめんとす。

一、集注指導聚落設定地帯

石狩一、後志一、膽振一、上川一、十勝二、網走二、空知一、

二、増收目標及び必行改善事項の設定

關係農會指導の下に、増收目標（五ヶ年計畫）及び改善必行事項として、整地の墾到、早播勵行、施肥の合理化、乾燥の周到、レッド

亞麻の收穫高

増殖を圖ると共に、他面、サギノ一種獎勵地帯を調査究明し、獎勵品種分布の適正を促進し、以て生産率の昂上に努めんとす。

亞麻は工藝作物として農業經營上重要な地位を占むるものであるが、近來亞麻製品の需要が頓に増加し、製造會社でも原料莖の作付増加を希望する状態にあり、北海道廳では、亞麻作の農業經營上に及ぼす點を考慮し、作付配當の適正を期するたため、獎勵反別を支廳別に按配し更に品質の改善、單位生産量の増加に對し、特段の指導誘掖を加へ、本道亞麻工業の圓滿なる發達を期してゐる。最近五ヶ年の亞麻莖生産狀況を示せば左の如くである。

年次	反別	收量	價額
昭和五	八、六六	四、四〇	一、〇〇
同六	一〇、三三	四、六七	八、六
同七	九、五八	三、二七	五、四
同八	一三、七四	六、三三	一、三三
同九	一三、七九	七、九二	一、六三

反別は一萬三千七百七十九町七反歩、收穫高は七百八十九萬一千六百貫にして、この價額は百六十一萬三千三百八十四圓であつた、これを前年に比較すると、作付反別に於て六百六町四反歩、收穫高百六十四萬八千五百三十八貫、價額三十九萬一千三百三十七圓を増加してゐる、作付反別の増加は、近時漸く取引が好調を呈したために刺戟せられ、栽培するものも増加したためであり、收穫高の増加は、作付反別増加に伴ふ必然的増加であるが、一面、同年は融雪以來氣候順調、發芽生育良整にして七月下旬以降の悪天候も、さほど影響なく、作柄一般に良好であつた結果、反當收量は前年より十貫を増し五十七貫といふ近年の記録的増收を見たるに依る、支廳市別生産は次表の如くである。